

阿見町議会会議録

平成27年第3回定例会

(平成27年9月8日～9月29日)

阿見町議会

平成27年第3回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示	31
◎会期日程	32
◎第1号(9月8日)	35
○出席, 欠席議員	35
○出席説明員及び会議書記	35
○議事日程第1号	37
○開 会	39
・会議録署名議員の指名	39
・会期の決定	39
・諸般の報告	40
・議案第73号から議案第74号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	42
・議案第75号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	45
・議案第76号から議案第81号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	48
・議案第82号から議案第86号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	50
・議案第87号から議案第94号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	61
・阿見町決算特別委員会の委員長, 副委員長の互選結果報告	72
・議案第95号(上程, 説明, 質疑, 委員会付託)	72
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	73
・請願第3号(上程, 委員会付託)	74
・意見書案第4号(上程, 説明, 質疑, 討論, 採決)	74
○散 会	80
◎第2号(9月9日)	81
○出席, 欠席議員	81
○出席説明員及び会議書記	81
○議事日程第2号	83
○一般質問通告事項一覧	84
○開 議	85
・一般質問	85
海野 隆	85

飯野 良治	101
久保谷 充	118
藤平 竜也	146
永井 義一	155
○散 会	171
◎第3号（9月10日）	173
○出席，欠席議員	173
○出席説明員及び会議書記	173
○議事日程第3号	175
○一般質問通告事項一覧	176
○開 議	177
・一般質問	178
川畑 秀慈	178
紙井 和美	191
浅野 栄子	209
吉田 憲市	227
難波千香子	237
・休会の件	264
○散 会	265
◎第4号（9月29日）	267
○出席，欠席議員	267
○出席説明員及び会議書記	267
○議事日程第4号	269
○開 議	271
・諸般の報告	271
・議案第75号（委員長報告，討論，採決）	271
・議案第76号から議案第81号（委員長報告，討論，採決）	274
・議案第82号から議案第86号（委員長報告，討論，採決）	279
・議案第87号から議案第94号（委員長報告，討論，採決）	297
・議案第95号（委員長報告，討論，採決）	301

・議案第96号（上程，説明，採決）	302
・請願第3号（委員長報告，討論，採決）	303
・意見書案第5号（上程，説明，質疑，討論，採決）	304
・議員提出議案第2号（上程，説明，質疑，討論，採決）	306
・議員提出議案第3号（上程，説明，質疑，討論，採決）	307
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査 について	308
○閉 会	308

第 3 回 定例会

阿見町告示第148号

平成27年第3回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年8月20日

阿見町長 天田 富司男

- 1 期 日 平成27年9月8日
- 2 場 所 阿見町議会議場

平成27年第3回阿見町議会定例会会期日程

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第1日	9月8日	(火)	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第2日	9月9日	(水)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第3日	9月10日	(木)	午前10時	本会議	・一般質問（5名）
第4日	9月11日	(金)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（総務所管分）
第5日	9月12日	(土)	休	会	・議案調査
第6日	9月13日	(日)	休	会	・議案調査
第7日	9月14日	(月)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（民生教育所管分）
第8日	9月15日	(火)	午前10時	委員会	・決算特別委員会（産業建設所管分）
第9日	9月16日	(水)	午前10時	委員会	・総務（議案審査）
			午後2時	委員会	・民生教育（議案審査）
第10日	9月17日	(木)	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）

日次	月日	曜日	開議時刻	種別	内容
第11日	9月18日	(金)	休	会	・議案調査
第12日	9月19日	(土)	休	会	・議案調査
第13日	9月20日	(日)	休	会	・議案調査
第14日	9月21日	(月)	休	会	・議案調査
第15日	9月22日	(火)	休	会	・議案調査
第16日	9月23日	(水)	休	会	・議案調査
第17日	9月24日	(木)	休	会	・議案調査
第18日	9月25日	(金)	休	会	・議案調査
第19日	9月26日	(土)	休	会	・議案調査
第20日	9月27日	(日)	休	会	・議案調査
第21日	9月28日	(月)	休	会	・議案調査
第22日	9月29日	(火)	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決 ・閉会

第 1 号

[9 月 8 日]

平成27年第3回阿見町議会定例会会議録（第1号）

平成27年9月8日（第1日）

○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町	長	天田富司男君		
教	育	長	青山壽々子君	
監	査	委	員	橋本英之君
総	務	部	長	横田健一君
町	民	部	長	篠原尚彦君

保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	黒井寛君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建石智久君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
都市施設管理課長	大塚康夫君
上下水道課長	坪田博君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成27年第3回阿見町議会定例会

議事日程第1号

平成27年9月8日 午前10時開会・開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿見町一般会計補正予算（第2号））
- 議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第5 議案第75号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第6 議案第76号 阿見町個人情報保護条例の一部改正について
- 議案第77号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
- 議案第78号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第79号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
- 議案第80号 阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について
- 議案第81号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第82号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第83号 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第85号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第86号 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第87号 平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
- 議案第88号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第89号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

- について
- 議案第90号 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第91号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第92号 平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第93号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第94号 平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第9 議案第95号 財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第10 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 請願第3号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第12 意見書案第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉において農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し，交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守することを求める意見書（案）

午前10時00分開会

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成27年第3回阿見町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（柴原成一君） 日程第1，会議録署名議員の指名について、本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

8番 久保谷 充 君

9番 川 畑 秀 慈 君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2，会期の決定についてを議題にします。

本件については、去る9月1日、議会運営委員会が開かれ協議されましたので、その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長佐藤幸明君、登壇願います。

〔議会運営委員会委員長佐藤幸明君登壇〕

○議会運営委員会委員長（佐藤幸明君） 皆さん、おはようございます。

会期の決定の件について御報告申し上げます。

平成27年第3回定例会につきまして、去る9月1日、議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は4名で、執行部から総務課長の出席を得て審議をいたしました。

会期は本日から9月29日までの22日間で、日程につきましては、本日、本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

2日目，9月9日は午前10時から本会議で一般質問，5名。

3日目，9月10日は午前10時から本会議で一般質問，5名。

4日目、9月11日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、総務所管分です。
5日目から6日目までは休会で議案審査。
7日目、9月14日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、民生教育所管分。
8日目、9月15日は委員会で、午前10時から決算特別委員会、産業建設所管分。
9日目、9月16日は委員会で、午前10時から総務常任委員会、午後2時から民生教育常任委員会。
10日目、9月17日は委員会で、午前10時から産業建設常任委員会。
11日目から21日目までは休会で議案調査。
22日目、9月29日は最終日となりますが、午前10時から本会議で委員長報告、討論、採決、閉会。

議会運営委員会といたしましては、以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の御協力をよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（柴原成一君） お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり、本日から9月29日までの22日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月29日までの22日間と決定しました。

諸般の報告

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申し入れがありましたので、これを許します。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第3回定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多用の折にもかかわらず御出席をいただきまして、ここに定例会が開会できますことを心から感謝を申し上げます。

諸般の報告ということがありますが、その前にですね、今阿見町でどういうことが起きているのかということ、少しだけお話しさせていただきます。

まず、8月に霞ヶ浦高等学校が甲子園に行ったという、阿見町では60周年記念という記念の

年に行っていただいたということで、非常に阿見町町民にとっても励みなったのかと、そういう思いをしております。

また、帝共ソーイングの跡地にメークスという株式会社ことができました。これは一般の家の基礎工事の短縮という、非常にすばらしい工法を持った会社です。これが、11月に操業するということ。あと、コアミ畜産跡地のホンダが来るということで、これも11月の半ばに、そして12月には全面ということであります。あと、キヤノンのセミコンダクターエクイップメントという会社であります。これは11月、こないだ社長が来まして、383名の人たちが坂東市のほうから通うということですが、全員は通えないんじゃないかという、そういう思いはしております。

また、阿見飛行場の太陽光発電であります。10月中は点検中ということで、10月28日が竣工式、そして30日が引き渡しということになります。約4メガ強の太陽光をやるということ、非常に阿見町にとってはこの暮れにいい話が舞い込んできているなど。これを糧にまちづくり、元気にしていきたい、そういう思いであります。

それでは、報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項並びに同法第22条第1項の規定により、平成26年度決算に基づく健全化判断比率並びに資金不足比率について御報告をいたします。

当町における平成26年度決算に基づく各比率につきましては、お手元に配付いたしました報告書のとおりとなっております。

なお、財政状況の黄色信号とも言える、早期健全化段階にあると判断される早期健全化基準及び経営健全化基準は、お手元の報告書に括弧書きで記載した比率であり、その上段に記載しております平成26年度決算に基づく当町の各比率は全て基準以下となっており、健全段階にあると判断されるものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は、町長提出議案第73号から議案第95号のほか、教育予算の拡充を求める請願、以上24件であります。

次に、本日までに受理した陳情等は、外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情、請願等の趣旨等について請願者等が自ら議会に出席して発言をする意見陳述会の制度の創設を求める陳情書、T P P環太平洋連携協定交渉に関する陳情書の3件です。内容はお手元に配付した参考資料のとおりです。

次に、監査委員から平成27年度6月分から平成27年7月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告いたします。

次に、本定例会に説明委員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付いたしました名簿のとおりです。

次に、閉会中における委員会、協議会等の活動状況は、お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に、平成27年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について、9月7日付で町長から報告がありました。内容は、お手元に配付いたしました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第73号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿見町一般会計補正予算（第2号））

議案第74号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第73号、専決処分の承認を求めることについて（平成27年度阿見町一般会計補正予算（第2号））、議案第74号、専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）、以上2件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第73号の、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に554万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ155億9,141万9,000円とするものであります。

その内容としましては、第97回全国高校野球選手権大会の茨城県代表として、霞ヶ浦高等学校の出場が決定したことを受け、同大会のテレビ放映や新聞報道などによる本町のPR効果の高さ、出場による町民への明るい話題の提供など、町の活性化、スポーツ振興に大きく寄与するものであり、同校の大会出場に係る費用負担の軽減を図るため、阿見町スポーツ大会出場補助金交付要項に基づき補助金を増額するほか、町長、議長及び教育長の甲子園応援に係る特別旅費、並びに甲子園出場特集記事に寄せる当町の応援メッセージに係る新聞広告料の計上について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき御報告するものであります。

次に、議案第74号、損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

本案は、平成26年12月31日、午後11時55分ごろ、阿見町大字福田3580番地5地先の町道第6120号線の歩道を福田方面から小池方面に徒歩で移動中、側溝のふたが外れていた箇所です。足を踏み外し、転倒したことにより両足のすねに創傷及び打撲のけがを負わせたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定め、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 専決処分の補正予算の件についてお伺いしたいと思います。6ページになりますけれども、青宿にあるですね、霞ヶ浦高等学校、見事に6度目の悲願を達成して甲子園に行ったということで大変喜ばしい。私も準決勝は応援に行ったんですが、決勝と甲子園はね、残念ながらほかの日程があったもんですから行けなかったんですけども、OBの方々ね、それから同僚の議員も甲子園に行って応援をされたようです。

それで、お聞きしたいんですが、500万円という金額がですね、専決処分です。3点ほどね、お伺いしたいんですけども、まず1点は阿見町以外ですね、自治体の補助金というのはどういうふうになっているのかというのが1つ。

それから、甲子園に出場する選手の枠というのは18名と聞いておりますけれども、阿見町には3つの中学校があって、多分多くの野球部のね、選手も霞ヶ浦高等学校の野球部に入っているのではないかなと思いますけれども、阿見町出身の中学生は何人ぐらいいたのかというのが2点目。

それから、3点目ですけれども、要項か基準があったんですね、さっきの町長の説明ではね、補助金に対する。これ、ちょっとわからなかったんですが、補助金の支出というのはどういうふうに、つまり限定をしない補助金なのか、それとも例えば応援に行くときのバス代とか、そういう使用ですね、補助金の使用について限定をされている補助金なのかどうか、この3点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 1点目の阿見町以外ということでございまして、昨年、藤代高校が行きましてですね、取手市のほうで500万を支出しているのを確認しております。それから、土浦市なんですけど、こちらは毎年、毎年というか多く常総学院が行ってるつう形で、毎年、

行った場合には100万円ということで聞いております。

それから2番目の野球部の中にですね、阿見町の人がいたかということかと思いますが、これについては、霞ヶ浦高等学校、1,000人ぐらいの学生いますけど、阿見町の3中学校からですね、195人が通っているっつうのを聞いております。ただ残念ですけども、野球部のほうにはですね、3中学校から卒業生が入ってるっつうことは、いないということで聞いております。

失礼しました、もう一度。野球部のほうで、竹来中からですね、1名入っているということで今確認がとれました、町長からですが。

あともう1つですね、スポーツ大会出場補助金、基本的にはパラリンピック、それからオリンピック、それから高校野球については、町長が認めた額うちゅうことで定めておましてですね、甲子園にかかった部分うちゅうことで、何に使ってどうのこうのっつう部分の規定はございません。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 1番目の質問はね、そういう質問なのではなくて、今回ですね、霞ヶ浦高等学校が甲子園に行きましたよね。そうすると、これ、地元にある阿見町として要項に基づいて500万円ね、特に甲子園に係ることなら何でもいいよというね、そのことのようにですけども。その他の近隣のですね、1,000名の生徒がいて、阿見町からは200名じゃないですかね。そうすると一番多いのは、ひょっとしたら土浦市かもしれないですよ、入ってきている生徒の数というのは。

そういうことからすると、通常は地元の所在地の自治体の補助以外に、近隣の自治体も自分たちの市出身の生徒がね、霞ヶ浦高校にお世話になっているということで、近隣の市町村もですね、それなりに支援をするというシステム、この辺ではあるのかどうかよくわからないので聞いているんだけど、県北あたりではあるんですね。例えば水戸商業あたりがですね、甲子園に出ると、近隣の市町村もですね、支援をしていくわけですね。

それはなぜかという、水戸商にですね、近隣の市町村から生徒がたくさん通っているという意味で支援をするという形になっているようですけども、そのことについて聞いたんですよ。だから、藤代高校が出たら取手が幾らとか、常総が出たら土浦が幾らとかっていうことじゃなくて、そういうことは確認はされてますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 霞ヶ浦高校に対して、近隣の市町村がどうだったのかっつう部分かと思いますが、ちょっと今、確認はとっておりません。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号から議案第74号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第73号から議案第74号については、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第74号については、原案どおり承認することに決しました。

議案第75号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定
について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第75号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第75号の、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、当町における個人番号の利用及び特定個人情報の提供について必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それではですね、委員会で十分に質疑をしていただきたいと思いますのですが、1点だけ。第3条にですね、「町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずる」とこう書いてあります。最近の個人情報のネットからの流出というのは世界的な課題になっておりまして、これをね、どういうふうに防ぐかというのは非常に厄介なというか、課題だと思います。

一方ではね、例えばDV関連で市町村の窓口でですね、DVで問題になっている配偶者のですね、住所を知らせてしまったというようなことがあって、内部の職員のね、連絡というのかな、そういったことが非常に大きく問題になったことがあります。つまり内部の問題とそれから外部からの侵入とこの2つがね、非常に大きい問題ではないかなと思いますが、必要な措置を講じるというところの必要な措置について大まかでも結構でございますので、どういう措置を講ずるといふふうになっているのかを教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。個人番号ということで10月1日からそれぞれのところに通知が行くようになっておるわけでございますが、そういうことに伴いまして、町の事務を取り扱う職員並びに町全体の職員としてですね、この取り扱いについて研修をするというようなことで、職員は個人番号の適正な運用について研修をするということに取り組んでおるといふことと、また今、議員から御指摘があったように、内部でそういう情報が漏れるとか、DV等でそういう取り扱いの手違いといひますか、そういうことで情報が漏れてしまうというようなことについても、これは法律のほうで罰則が強化されたというようなこともございます。

そういうことでありますので、個人番号の利用事務に従事する者が、正当な理由がなく情報を外部に提供したというような場合には、4年以下の懲役とか200万円以下の罰金等が科されるというような厳罰もあります。そういうことも踏まえて、職員の取り扱い事務については、研修を積んで取り扱いに遺漏のないように対応していくというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 委員会で詳しくやっていただきたいと思いますと思うんですが、住基カードっていう制度がございました。私も住基カードをいただいて、カードとしていただいて、税金なんかもですね、それに基づいてインターネットでね、それを利用してやっているんですけど、私の

記憶するところによると、町民のですね、数パーセントしか住基カードを、実際にはカードを持たないというのかな、そういう形で余り十分に普及しなかったと、こういうことがあったと思うんですね。

ところが今度のもので、番号法、マイナンバーについてはですね、ほぼ強制的に、しかも今度は消費税を8パーセントから10パーセントに上げるときにもですね、還付方式でやろうと。それをマイナンバーのカードをかざしてですね、各商店でやっていくと。非常に使われるのではないかなと思われるんですね。8月号の広報にもですね、マイナンバー制度について10月から発送して、番号をですね、それでその後、カードに切り替えるという形なんですけれども。

ここは茨城大学の学生、あるいは県立医療大学の学生などがたくさんおまして、つまり住所を移していない方々が非常に多いんじゃないかというふうに今、想定をされております。住基票の人数とですね、それから住基票上の人口と、国勢調査をやった後のプラスマイナスを入れた人数がね、相当開きがあるわけですね。それは当然、阿見から学生で東京に行っている人たちも変えていないかもしれないし。

これらの問題も全てあるということで、相当の人数、新聞報道ではね、高齢者でひとり暮らしの人たちがですね、うまくそれらをカードにしないと、そういう形だということで懸念をされているようですけれども、そういった対策についても一定程度、もうね、8月号で出しているわけですから、何らかの対策を当然国・県からも、市町村は協議をしてやっていると思いますけれども、一定の方向性があれば、それだけ教えてください。あとは委員会でよろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 大変申しわけありませんでした。今、海野議員さんの御指摘のように、住所地と実際に現在住んでいるところというのが違うというケースが現実的にはあると思います。そういった方に対しましては、あくまで通知カードは住所地に送付をするということになっていますので、住所地のほうに送付しますというPRを、国のほうのパンフレットとか広報とかでも周知をしているところです。

その住所地に送付されたのでは手元に届かない可能性があるという方については、事前に住民登録をしている市町村のほうに申し出をしていただいて、どちらのほうに送付をしたらいいかということ調整していただいて、そちらのほうに送付するという段取りになっているということです。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第76号	阿見町個人情報保護条例の一部改正について
議案第77号	阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第78号	阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第79号	阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第80号	阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について
議案第81号	阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第76号、阿見町個人情報保護条例の一部改正について、議案第77号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第78号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第79号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第80号、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について、議案第81号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第76号から議案第81号までの、条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

議案第76号の、阿見町個人情報保護条例の一部改正について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されることに伴い、当町が保有する特定個人情報について適正な取り扱いを確保し、並びに開示、訂正及び利用停止を実施するための規定の改正をするものであります。

議案第77号の、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について申し上げます。

「阿見町地域ケアシステムサービス調整会議」の廃止及び「阿見町地域ケア会議」の新設に

つきましては、平成27年度介護保険制度改正により、これまで茨城県の補助事業として実施してきた「地域ケアシステムサービス調整会議」が、「地域ケア会議」の名称で介護保険制度の一事業として法的に位置づけられたことから、それぞれ追加と削除をするものであります。

「阿見町男女共同参画都市宣言実行委員会」につきましては、男女共同参画都市宣言の草案の策定に関すること等を行ってまいりましたが、所掌事務の完了に伴い廃止するものであります。

「阿見町男女共同参画センター運営協議会」につきましては、同センターの円滑な運営が図られるよう、運営方針に関する事項等を協議するため設置するものであります。

議案第78号の、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

「阿見町地域ケアシステムサービス調整会議委員」，「阿見町地域ケア会議委員」，「阿見町男女共同参画都市宣言実行委員会委員」，「阿見町男女共同参画センター運営協議会委員」について、議案第77号と同様の理由により、附属機関の廃止，設置に伴い、その委員を非常勤特別職として廃止，追加するものであります。

議案第79号の、阿見町手数料徴収条例の一部改正について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に基づき、通知カードが本年10月5日から、個人番号カードが平成28年1月1日からそれぞれ交付されることに伴い、紛失等した場合の再交付に係る手数料を徴収する必要があるため、所要の改正をするものであります。

議案第80号の、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について申し上げます。

本案は、平成27年1月27日に開所いたしました阿見町男女共同参画センターのより円滑な運営が図れるよう、同センターの運営協議会を設置するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第81号の、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について申し上げます。

本案は、地方公営企業会計制度が見直され、地方公営企業法、地方公営企業法施行令等の関係規定が改正されたことに伴い、町水道事業の利益の処分、資本剰余金の処分及び欠損の処理について新制度に対応するため、所要の改正をするものであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。なお、本案6件については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号から議案第81号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第82号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第83号 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第86号 平成26年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第82号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第83号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第84号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第85号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第86号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第82号から第86号までの、補正予算について提案理由を申し上げます。

まず、議案第82号、一般会計補正予算から申し上げます。

本案は、既定の予算額に1億3,913万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ157億3,055万2,000円とするものであります。

2ページの第1表、歳入歳出予算補正の歳入の主なものを申し上げます。

第10款地方特例交付金及び第11款地方交付税では、交付額の確定により、減収補填特例交付金及び普通交付税をそれぞれ増額。

第15款国庫支出金では、総務費国庫補助金で、個人番号カード交付事務費補助金を新規計上。民生費国庫補助金で、小規模保育事業所改修に係る保育対策総合支援事業費補助金を新規計上。教育費国庫補助金で、朝日中学校及び竹来中学校の柔剣道場天井等落下防止対策工事に係る学校施設環境改善交付金を増額。

第16款県支出金では、総務費県補助金で、避難所誘導灯設置に係る再生可能エネルギー導入促進事業費補助金を新規計上。

第19款繰入金では、財源調整のため、財政調整基金繰入金を減額するほか、予科練平和記念館事業「戦後70年の想い」製本費の財源として、予科練平和記念館整備管理基金繰入金を増額。

第22款町債では、柔剣道場天井等落下防止対策工事に係る学校施設整備事業債を増額するほか、起債限度額の確定により、臨時財政対策債を増額するものであります。

次に、3ページからの歳出について、主なものを申し上げます。

第2款総務費では、町民活動推進費で、男女共同参画センター運営協議会の設置に係る委員報酬等を新規計上。地域安全対策費で、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空き家等対策計画の策定に必要な実態把握に係る調査委託料を新規計上するほか、再生可能エネルギー導入促進事業費補助金を活用し、避難所誘導灯19基の設置工事費を新規計上。住民基本台帳事務費で、本年10月にマイナンバー制度による通知カードが全町民に郵送され、また個人番号カードの交付が平成28年1月より開始となることから、事務を円滑に実施するため、個人番号カード交付事務費補助金を活用し、臨時職員雇用に係る経費を増額。

第3款民生費では、社会福祉費で、朝日地区忠霊塔敷地内樹木の一部について、立ち枯れによる倒木等の危険性があり、参拝者及び隣接する県立霞ヶ浦聾学校の児童の安全を確保するため、樹木伐採に係る経費を新規計上。保育所費では、本年3月に策定した阿見町子ども・子育て支援事業計画に基づき、低年齢児の保育枠を確保するため、小規模保育事業所の整備を行う事業者に対し、開設費用を助成するための小規模保育改修費支援事業費補助金を新規計上。

第5款農林水産業費では、農地費で、吉原及び清明川土地改良区が実施する揚水ポンプ交換工事及び水路改良工事に係る農業生産基盤整備事業補助金を増額する一方、農業集落排水事業特別会計繰出金で、公営企業法適用化の財源に起債を活用するため、当該繰出金を減額。

第7款土木費では、道路維持費で、水道工事との一体的復旧が効果的と認められる箇所道道路面補修委託料を増額。

第9款教育費では、学校管理費で、学校施設環境改善交付金及び全国防災事業債を活用し、朝日中学校及び竹来中学校の柔剣道場の天井等落下防止対策を実施するための工事費等を新規計上。予科練平和記念館費では、これまで多くの方々に御協力をいただき、出版の準備を進めてきた冊子「戦後70年の想い」について、製本できる見通しとなったことから印刷製本費を新

規計上。保健体育総務費で、平成31年に茨城県で開催される国民体育大会において、当町が会場となるセーリング競技に関し、開催場所に決定した陸上自衛隊武器学校での会場設営等に係る基本計画作成委託料を新規計上。

4ページの第2表、地方債補正について、起債対象事業費の増加に伴い、社会資本整備総合交付金事業債及び学校施設整備事業債の起債限度額を変更するほか、額の確定により、臨時財政対策債の起債限度額を変更するものであります。

議案第83号、公共下水道事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に1億826万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ24億2,903万4,000円とするものであります。その内容としましては、維持管理費で、点検の結果、管渠清掃が必要と認められた箇所に係る管渠清掃委託料を増額。下水道事業費で、流入汚水量が増加している追原中継ポンプについて、稼働安全性を向上させるための中継ポンプ増設工事費を新規計上するもので、その財源調整のため社会資本整備総合交付金、前年度繰越金及び公共下水道事業債を増額するものであります。

3ページの第2表、地方債につきましては、追原中継ポンプ増設工事及び公営企業法適用化に係る経費の財源として、公共下水道事業債を増額するものであります。

議案第84号、農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に324万円を追加、歳入歳出それぞれ1億7,128万2,000円とするものであります。その内容としましては、小池地区施設管理費で、町道第0204号線の農業集落排水污水管理設箇所の一部に沈下等が生じることから、道路路面補修工事費を増額するもので、その財源調整のため、道路路面復旧負担金を増額するものであります。

3ページ、第2表、地方債補正につきましては、公営企業法適用化の財源として、小池地区農業集落排水事業ほか3件について、限度額、利率等を設定するものであります。

議案第85号、介護保険特別会計補正予算につきましては、既定の予算額に1,069万7,000円を追加、歳入歳出それぞれ29億4,121万8,000円とするものであります。

その主な内容としましては、サービス利用増に伴い、高額医療合算介護サービス費を増額。茨城県より借り入れた財政安定化基金貸付金の償還額の確定に伴い、財政安定化基金償還金を増額。地域支援事業支援交付金の実績精算に伴い、交付金に返還が生じたため、国庫支出金等返還金を増額するもので、その財源調整のため、国・県介護給付費負担金、調整交付金、介護給付費交付金、介護給付費繰入金を増額するほか、前年度繰越金等を増額するものであります。

次に、議案第86号、水道事業会計補正予算について申し上げます。

本案は、水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出について、それぞれ1,628万6,000円を増額するものであります。

その内容としましては、受託工事費の増額をするものであり、今年度予定している舗装復旧

工事とあわせて発注する町道舗装復旧工事費分となっております。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案5件については、委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 一般会計補正予算のほうなんですけども、この中でちょっと2点ばかりお願いします。

まず、12ページですね。この土木費の中の道路橋梁維持補修事業の委託費の分なんですけど、先ほど町長のほうからの説明の中で、水道工事と一体的な改修工事ということで、何回も掘ったり埋めたりするのはね、非常にばからしいと思うんですけども、これについて金額が多かったんで聞こうと思ってチェックしておいたんですけども。内容はわかったんですけども、大体どの辺の地域をやられるのかというのを、まず1つお願いします。

続きまして、次の13ページの社会教育費の一番下ですね、図書館費なんですけども、職員の時間外手当の部分ですか、昨年の決算で見ても、今年の予算で見ても、昨年の決算で30万6,000円ぐらいなんですけども、予算で23万3,000円入ってて、今回45万と。金額的には大したことないんですけども、時間外手当ということで、どういった事項があるのかというのを2点お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） お答えいたします。3カ所ございまして、まず1カ所が下小池地内、延長が110メートルでございます。2点目が下本郷地内で、延長620メートル。それから3番目が上長地内、これは富士ハイランド内の8路線でございまして、合計延長が913メートル。こちらの3カ所でございます。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。図書館費でございまして、あそこにはですね、職員が正職員3人なんです。1名、今、産休で来年の3月までお休みつつう形で、で今実際、図書館の除籍本とか図書館の推進計画という部分も、今、見直しをかけてまして、その分の1人分の時間外を計上するものでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の図書館のほうなんですけれども、1人産休ということなんですけれども、代替要員を入れるとかいうことは考えてはいないんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 臨時職員つつう形でアルバイトの方を雇っているんですが、アルバイトさんに任せられない部分もありますんで、その関係で時間外が発生してるっちゅう形になっております。臨時職員については、配置するような形で窓口業務、貸し出し業務っちゅうことで頼んでいる状況でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 同じく一般会計補正予算の14ページ、一番下なんですけれども、国体の関係で、一般質問で同僚議員が通告をしているようですので、あるいは委員会でね、議論がされると思いますので簡潔にお聞きしたいと思うんですけども、国体セーリング協議の基本計画というのはどういう計画を立てることになるんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。今、予定でございまして、28年度に基本設計、それから実施設計を2019年のゆめ国体に向けてつくる予定になっておりまして、基本計画、実施計画をする前の基本構想といえば構想、基本計画の策定を今年の3月までに進めていくつつう形をとっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） スケジュールはわかったんですけど、私が聞いているのはね、基本計画、つまりその方針というものはどういうものなんだと。だって、執行部のほうにね、何もなくてね、「はい、基本計画お願いします」ってコンサルに頼むわけじゃないでしょ。そうすると、町としてどういう基本的なね、方針とか、そういうものを持っているのか、そのことを聞いたんです。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。先ほど町長が提案ということで説明しましたが、現在、開催場所をですね、当初の予定の陸上自衛隊武器学校で開催する考えで、今、進めております。その中で、基本計画をその部分で立てていくつつう形をとっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 陸上自衛隊武器学校の中に国体セーリングの競技会場をつくるという方針のようですけども、そうしますと、国体というのは非常に短い期間ですよ。この国体が終わった後、その施設はどういう形になりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。原状復帰しまして、スロープなんかはきれいになりますけど、ほかあの例えばフェンスとか、つくった部分、そういう部分について、元のとおりに原状復帰っていうんですか、それで自衛隊にお返しするっちゃう形で、基本的には利用するっちゃう部分については考えておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうすると、よくね、レジェンドなどと言ってね、競技会場がですね、オリンピックの話になりますけど、オリンピックの遺産としてその後ね、国民スポーツで利用すると。国体もそうですね。メイン会場になったね、東海村か、ひたちなか市にある笠松運動公園ね、これについてもその後、何年間、忘れちゃったけれども、つまり、45年間、県民のために使われたわけですね。そうすると、今回阿見町でセーリングの競技をやるけれども、それは、使った後は更地にして返してしまうと、跡形もないと。こういう計画で進んでるんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、言われたそのとおりです。明日、一般質問あって、同じことをまた同じように答弁するようになりますから、ここで何度も何度も同じことやったら、一般質問の趣旨は、じゃあ、もう必要なくなってしまうっていうことになるんで、そこはやっぱ一般質問でやったほうがいいんじゃないんですか。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 14ページにね、補正予算として載っている関連で聞いているので、一般質問は一般質問でやっていただくということでね、そういうことを言われる筋合いはないとは思いますが。そうすると、つまり総額、一体幾らぐらい予定しているんですか。事業費。つまり阿見町が国体セーリング競技を開催する費用ですね、施設の整備、運営、まあ施設の整備だな、主にな、運営はどこでやっても一緒だからな、それはどのぐらいで予定しているんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それも明日の答弁になってしまうんで。明日、一般質問の趣旨が全然それでは、なくなってしまうんじゃないかなと思うんですけど、いいんですか。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。確かに、海野議員おっしゃるように、運営費はどこでやっても同じっちゃうことで、今、まだ実施設計も基本設計も実施してないんですけど、

今、大枠です、整備にはですね、約6億円を想定しております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） つまりそうすると、6億円かけた施設を国体という何日間の、1カ月もないでしょ、セーリングの競技って。そのために使って、後は全く跡形もなくしてしまうという計画なんですね、この計画は。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 跡形もなくちゅう部分じゃなくて、阿見町ですよ、2019年国体をやったちゅう部分で、基本的にはそれを起爆剤にスポーツ推進、生涯スポーツをさらに推進していく考えでございます。実際にはヨット、町長杯のヨット、これは土浦のラクスマリーナのほうでやっていますけど、そういう部分についても非常に影響する大きな阿見町の国体だと考えております。結果的には、跡形もなくちゅう言葉がいいのかどうかわかんないですけど、きれいになくなります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 同じ82号なんですけど、明日の話いろいろと出ちゃって困ってんな。まあ大丈夫ですけど、たくさんありますから。その中で、9ページの防災対策事業の中の施設等修繕料31万7,000円と調査委託料の726万9,000円。これはどのようなことなのか、ちょっと御説明のほどをよろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず、施設等修繕料ということで31万7,000円ということですが、これはLED灯の防犯灯ですね。これが落雷による故障で、球切れしているというようなことで、その修繕料12灯分を補正で上げさせていただいております。

それと、調査委託料でございますが、これにつきましては、空き家等の特別対策措置法に基づきまして、町内全域の空き家の調査を実施するための委託料でございます。これまで町では独自に、区長さんなり民生委員さん、いろいろなところから情報を得て、実態も調査してきたところですが、必ずしも町全域にそういう調査をしたということではないので、今回委託して町の現況をつぶさに調査をする委託料ということで上げさせていただいております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうしますと、調査委託料のやつは空き家対策ということなんですけど、区長さんにいろいろと委託して、それが不十分っていうことですよ。それはどういうところから不十分っていうことを捉えてるのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これまで町のほうで実態調査をしたということにつきましては、空き家の近隣の方からの情報とかそういうことで把握してきたところですが、それについては、かなり周りにも迷惑をかけているような状態、危険になっているような状態というのが主な空き家であります。今回の空き家については、周りに影響がなくても実際に住んでるか住んでないかというものまでも確認しまして、今後、空き家の利活用にそういう実態調査を利用するというようなことで、ちょっと手を加えれば活用ができるというようなもの、それと、ほんとに取り壊さないと危険だというような特定空き家を特定していくという部分で、全域の調査を実施していくというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 同じく82号で、一番最後のページになります。14ページで、予科練平和記念館の事業として印刷製本費108万4,000円という形になってるんですが、どのようなものができ上がってくるのでしょうか。お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。予科練平和記念館に歴史調査委員の井元さんという方がいらっしゃいまして、今年、戦後70年ちゅう形で、阿見町在住で戦争を経験した人の聞き取り調査をしまして、平成28年度に印刷製本をする予定でございましたけど、基本的に資料の収集が早く集まりましたんで、今回補正で計上します。

例えばうちのおやじもインタビューに答えてまして、シベリアに2年から行ってた、その部分の思い出を語ったっていう、阿見町在住、それから70年の想いを収集したものが1冊の本になると聞いております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） すばらしいですね。皆さんの、予科練出身者なんですけど、苦い経験とかね、実体験などを後世に伝えていくという意味ではね、非常にすばらしい内容のものができるのかなというふうに思います。

それと、この平和記念館なんですけどもね、関連すると思うんですけど、当初ですね、10万人を予定してたんですね、観覧の来客がね。今、決算のですね、意見報告書を見ると、5万8,850人と、当初予定されたですね、お客さんのですね、半分ちょっとという形になってるんですが、これをずっと読んでいきますとね、観覧料が減ってるんですよ。ということは、だんだんだんだんお客さんが減ってるという形になるんですが、要するに製本ですね、印刷製本、この本をつくるに際してね、これと並行してですよ、平和記念館の集客っていいですか、そういう形の何か対策を立てないと、だんだんだんだん減ってっちゃうような気がするんです。

これ、教育委員会の所管になりましたから、採算は度外視してると思うんですけども、教育って関係でね。しかし、現実としてはですね、だんだん魅力がなくなってるというふうに言わざるを得ないんで、この辺の対策っていうのはどんな形で立ててるんでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。28年度の議会からの予算の要望等にもありましてとおり、1つはアウトレットからの集客を呼べるつつう形で努力してくっちゅうような形。それから、これ、なじむかどうかわかんないんですけど、年間パスポートの検討をおくればせながら、今やっているつつうような形。それから、予科練の場合は吉田議員さんが言ったようにですね、戦争の悲惨さを後世に伝えてくっちゅう部分がありますので、企画展、特別展なんかも企画して。今、11月1日までは「サクラ花」のですね、使われました一式陸攻を展示しております、皆さんに見ていただいているところでございます。

懸案事項でした御迷惑かけましたゼロ戦の格納庫、今トラックに積んであつて、雨が降んなければ、今日、ゼロ戦が格納庫の中で組み立てつつう形になりまして、広くそういう部分をイベント企画、それからゼロ戦を有効に、余り特化しないと、平和というのを忘れないような、ぶれないような形でゼロ戦等のひとつの目玉商品を、皆さんに来て、多くの新しい方、リピーターの方を集客して。今、目標としては10万人ちゅうことでは6次総にもないんですけど、多くの方、確かにおっしゃるように、昨年6万人から今年5万8,000つつうようになったのは残念なところでございますが、さらに呼び戻すような、集客をするような工夫をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 大変なね、努力をなさっているというのは今、説明でお聞きしました。が、実際それがですね、実行されて実になってるかどうかって考えますと、やはりこの結果から見ると実になってないと言わざるを得ない。

それともう1つですね、アウトレットからの集客、これを狙ってるんだという形なんですけど、例えばアウトレットのですね、近辺にですね、集客するような、例えばアピールするようですね、ものが、恐らくこれはいろんな施策をとってもお客さんが知らなければ来ないわけですから、その辺のですね、広告と申しますか、そういう方法をですね、何かとってるのかどうか。

実際にですね、そういう努力、たくさん努力してるっていうのはわかりますけれども、しかしそれが相手さんに伝わってないと。観客にですね、伝わってないような気がするんですよ、実態としてね。実になってないと思うんで、その辺ですね、今後そういうことを強力的にアピールしていくような形のですね、何かの方法をとっていくのか、その辺のお考えがあるのかど

うかお聞きいたします。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 先ほど申したように、今実際、具体的な、これだっちゅう部分はないんですけど、引き続きイベント、企画展をやったときには、アウトレットからですね、案内看板を設置しておりますから、そういうものを引き続きやってきて、さらにほんとに集客が少なくなるようなことをしないように努力していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 集客がですね、増えるような何かそういう重大なですね、もっと、取り組みを本腰入れてですね、やらないと、「集客が増えるように頑張ります」つつうだけではですね、実が入らないんじゃないかなと思いますので。来年はですね、こんなに増えちゃったんだと、ざまあみろと言われるようなですね、ひとつ期待をかけますんでよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 同じなんですけども、阿見の小中学校の生徒が全員、予科練記念館を観覧してるのかどうか。それと、当初ですね、教育施設というんじゃないかなってんで、観光施設から教育施設に変わったんでね、県の全校に観覧するようにPRをするというふうに私はお伺いしてたんですけども、その実施状況はどうですか。阿見町、それから全県下、茨城県のね、どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 毎年ですね、小学校、中学校、今5年生だか6年生だかちょっとあれですが、毎年1つの学年が必ず行く。中学になっても、中学1年かちょっと忘れちゃったけども、2年は必ず行くっちゅう形をとっております。だから、最終的には阿見町の児童生徒は、みんながそこを訪れる。学校のほうから訪れて全部行く。

それから、義務教育の学校とか私立もいろいろありますけれども、基本的な高校とかそういう部分については、館長が営業をしているんで、実績がどうのこうのはわかりませんが、館長が営業している。それから、教育長が県内の教育長会議の中で、そういうことでPRをしてるつつうような形をとっております。ただ、実質的に何人来てるつつうのは、ここの手元がありませんのでお答えできません。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 県下の高校生が予科練記念館に見学に来ましたという実績がないっちゅうのはおかしいじゃないですか。教育施設で、県下でやるって言ってたんだから。PRし

て来ていただくということをしてたんだから、実績がないっっちゃうのはおかしいです。ただ、私の知るところでは、県下の高校が、霞ヶ浦高校はね、武器学校のところに2年生が来てますけどね。今はどうか知りませんが、来てました。少なくとも近くの高校生が、教育施設として、悲惨な戦争を知るとして、後世に伝えるって言ってるんだから、それぐらいの努力の跡が見えないわけですね、実績としてね。実績をちゃんと教えてくださいよ。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 全然来てないっちゃうことじゃなくて、今、手元にその資料は持ってないっつうことで御理解願いたいんですけど。確かに、前館長が土浦三高の先生だったんで三高も来てるし、牛久の高校も来てるし、ただ、今はちょっと手元に書類がないっちゃうことで御理解願いたいです。

○議長（柴原成一君） 竿留次長に申し上げます。後でわかりましたら、後日報告をお願いいたします。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 教育施設と銘打ってるんですから、少なくとも阿見の小中学校の生徒、それから茨城県下、少なくとも近隣、茨城県下だけじゃなくてね、関東一円の高校にでも私はPRしたほうがいいというふうに思います。努力していただけますかね。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 前向きにですね、そういう形で努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号から議案第86号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

各常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時25分といたします。

午前11時16分休憩

午前11時25分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

- 議案第87号 平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第88号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第89号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第90号 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第91号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第92号 平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第93号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第94号 平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、議案第87号、平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第88号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号、平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号、平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上8件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第87号から第93号までの、平成26年度一般会計歳入歳出の決算及び平成26年度国民健康保険特別会計ほか5件の特別会計歳入歳出の決算につきまして、地方自治法第233条第2項及び第3項の規定により、監査委員の意見を付し、ここに提案いたします。

議案第94号につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、平成26年度阿見

町水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて同法第30条第2項並びに第4項の規定に基づき、平成26年度阿見町水道事業会計決算を監査委員の意見を付して提案するものであります。

なお、各議案の詳細な内容につきましては、各担当部長から説明いたしますので、慎重審議の上、議決及び認定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き、監査委員の監査報告を求めます。監査委員橋本英之君、登壇願います。

〔監査委員橋本英之君登壇〕

○監査委員（橋本英之君） では、平成26年度阿見町一般会計、特別会計及び水道事業会計歳入歳出決算につきまして審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、7月17日及び8月4日から8月20日までの延べ5日間審査を行いました。

審査に当たりましては、町長から提出されました各会計決算書、附属書類、健全化判断比率、資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について、法定様式に従って作成されているかを確認するとともに、計数についても、関係帳簿、証拠書類などの提出を求め、予算の執行状況並びに決算の内容を検討しながら、必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

平成26年度各会計の歳入歳出決算について、関係帳簿及び証拠書類と照合し審査を行った結果、全て正当なるものと認めました。

なお、審査の結果につきましては、川畑監査委員とともに決算審査意見書を町長に提出しておりますので申し添えます。

阿見町監査委員橋本英之。同じく川畑秀慈。

○議長（柴原成一君） 以上で監査報告を終わります。

引き続き、担当部長から、各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず、議案第87号について説明を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） それでは、議案第87号、平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の1ページからになりますので、御参照いただきたいと思います。なお、括弧書きについては省略させていただきます。

平成26年度一般会計の決算額は、歳入総額156億644万5,000円、歳出総額149億1,375万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については8億4,391万6,000円の増、歳出については9億8,187万3,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は、6億9,268万8,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として2

億1,121万4,000円を充てると、実質収支額は4億8,147万4,000円となり、前年度と比較し、2億8,487万4,000円の減となりました。

歳入の増額の主なものについては、町税が決算額74億2,806万6,000円で、3,762万5,000円の増、地方消費税交付金が決算額5億2,092万9,000円で9,300万円の増、国庫支出金が決算額19億3,826万円で3億7,703万8,000円の増、町債が決算額16億6,350万円で4億6,990万円の増となりました。

減額の主なものについては、自動車取得税交付金が決算額1,966万3,000円で2,365万1,000円の減、地方交付税が決算額8億1,410万6,000円で1,157万2,000円の減、繰越金が決算額8億3,064万5,000円で1億1,560万8,000円の減となりました。

次に、歳入の増減の主な内容については、まず町税では、町民税が減となる一方、家屋の新増築に伴う固定資産税1億1,193万5,000円の増などにより、増額となりました。

地方消費税交付金では、地方消費税率の引き上げの影響により、9,300万円の増額となりました。

地方交付税では、普通交付税871万円の減、震災復興特別交付税183万3,000円の皆減などにより、減額となりました。

国庫支出金では、防災行政無線施設整備に係る民生安定施設整備事業補助金3億4,791万9,000円の皆増。臨時福祉給付金給付事業費補助金6,966万円、及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金5,425万円の皆増などにより、増額となりました。

県支出金では、民間保育所整備等に係る安心こども支援事業費補助金1億712万円の増、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金2,463万4,000円の皆増などにより、増額となりました。

繰入金では、震災復興まちづくり基金繰入金1,835万8,000円の皆減、学校施設耐震化基金繰入金6,291万4,000円の皆減などにより、減額となりました。

繰越金では、繰越事業費等充当財源繰越額3億842万5,000円の減などにより、減額となりました。

町債では、防災行政無線整備事業債1億1,880万円の皆増、庁舎耐震化事業債1億3,090万円の皆増、社会資本整備総合交付金事業債1億8,110万円の増などにより、増額となりました。

次に、歳出の目的別決算額について、まず、議会費では、議会事務局費1,479万3,000円の減などにより、議会費全体の決算額は1億4,736万5,000円で、1,902万6,000円の減となりました。

総務費では、財産管理費3,642万4,000円の減、庁舎維持管理費1億5,130万6,000円の増、防犯灯LED化整備事業8,592万1,000円の皆増、防災行政無線放送施設整備事業4億5,733万5,000円の増などにより、総務費全体の決算額は22億5,764万7,000円で、7億7,068万9,000円の増となりました。

民生費では、臨時特例給付金事業費6,673万5,000円の皆増、障害者訓練等給付事業3,440万4,000円の増、子育て世帯臨時特例給付金事業費5,398万円の皆増、民間保育所管理運営事業5,863万9,000円の増、保育所整備事業1億5,141万6,000円の皆増などにより、民生費全体の決算額は45億6,410万9,000円で、3億7,359万1,000円の増となりました。

衛生費では、予防接種事業1,449万2,000円の増、霞クリーンセンター維持管理費2,935万8,000円の減、牛久・阿見斎場組合負担金4,547万円の減、環境美化事業2,039万4,000円の増などにより、衛生費全体の決算額は10億8,836万7,000円で、2,980万3,000円の減となりました。

農林水産業費では、ふれあいの森管理事業353万1,000円の増、被災農業者向け経営体育成支援事業1億956万円の皆増、農業集落排水事業特別会計繰出金490万円の増などにより、農林水産業費全体の決算額は3億7,240万3,000円で、1億991万2,000円の増となりました。

商工費では、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業1億721万7,000円の増、観光振興事業547万円の増、湖まちづくり推進事業4,552万3,000円の皆増などにより、商工費全体の決算額は2億8,227万8,000円で、1億7,265万2,000円の増となりました。

土木費では、道路橋梁維持補修事業2億6,928万7,000円の減、都市計画道路荒川沖・寺子線整備事業4,304万8,000円の減、都市計画道路中郷・寺子線等整備事業3億7,484万5,000円の減、公園緑地整備事業2億8,265万円の増、阿見吉原土地区画整理事業7,150万5,000円の増などにより、土木費全体の決算額は19億7,878万9,000円で、4億3,834万8,000円の減となりました。

消防費では、庁舎維持管理費2,013万4,000円の増、消防機械力整備事業1億374万円の増などにより、消防費全体の決算額は7億4,253万2,000円で、1億3,323万3,000円の増となりました。

教育費では、新設小学校整備事業2,160万円の皆増、中学校施設整備事業6,972万9,000円の減、本郷ふれあいセンター維持管理費4,644万円の増、給食センター運営費1億398万1,000円の減などにより、教育費全体の決算額は18億6,030万6,000円で、1億6,062万4,000円の減となりました。

公債費では、元金償還費4,243万1,000円の減、利子償還費1,920万9,000円の減により、公債費全体の決算額は12億9,220万9,000円で、6,164万円の減となりました。

諸支出金では、財政調整基金費1億6,760万円の減、公共公益施設整備基金費3億230万円の増などにより、諸支出金全体の決算額は3億2,775万2,000円で、1億3,123万7,000円の増となりました。

次に、性質別決算額では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が64億8,439万8,000円で、2億829万円の増となり、歳出総額の43.5%を占め、その内訳については、人件費が地方公務員給与費の臨時特例の終了などにより、6,186万8,000円の増、扶助費が、臨時福祉給付金及び

子育て世帯臨時特例給付金の増などにより、2億806万2,000円の増、公債費が、減税補填償還金の減などにより、6,164万円の減となりました。

物件費については、需用費で、町管理防犯灯電気使用量の増などにより、4,258万1,000円の増、備品購入費で、給食センター備品購入費の皆減などにより、8,609万6,000円の減、委託料で、行政情報住民情報ネットワークに係る電算システム委託料の増などにより、8,215万6,000円の増となり、5,242万2,000円の増となりました。

普通建設事業費については、庁舎維持管理事業1億3,997万6,000円の増、防災行政無線放送施設整備事業4億6,518万9,000円の皆増、保育所整備事業1億5,108万8,000円の皆増、公園緑地整備事業2億8,369万6,000円の増、阿見吉原土地区画整理事業7,150万5,000円の増などにより、6億4,938万9,000円の増となりました。

維持補修費については、道路橋梁維持補修事業9,729万3,000円の減などにより、1億2,168万6,000円の減となりました。

補助費等については、阿見東部工業団地・阿見吉原地区企業誘致事業1億749万5,000円の増などにより、6,136万1,000円の増となりました。

災害復旧事業費については、対象事業はなく、皆減となりました。

積立金については、財政調整基金積立金1億6,760万円の減、公共公益施設整備基金積立金3億230万円の増などにより、1億3,123万7,000円の増となりました。

繰出金については、保険基盤安定繰出金2,457万円の増、介護給付費繰出金2,148万6,000円の増などにより、1,357万6,000円の増となりました。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第88号について説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 続きまして、議案第88号、平成26年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の47ページから50ページを御参照いただきたいと思います。

平成26年度国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額57億7,451万3,000円、歳出総額51億6,659万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億7,394万円の減、歳出については1億3,375万1,000円の減となりました。

その結果、歳入歳出差引額は6億791万6,000円となり、4,018万9,000円の減となりました。

初めに、歳入の主なものについては、国保税が決算額12億4,046万2,000円で、前年度と比較し、4,084万1,000円の減、国庫支出金が決算額12億8,169万7,000円で、5,934万4,000円の増、療養給付費等交付金が決算額2億823万6,000円で、1億2,134万円の減、前期高齢者交付金が

決算額11億2,325万2,000円で、3,624万3,000円の減、県支出金が決算額2億8,648万3,000円で、1,663万8,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、保険給付費が決算額34億5,271万9,000円で、668万4,000円の減、後期高齢者支援金等が決算額7億3,038万8,000円で、652万7,000円の減、介護納付金が決算額2億9,820万8,000円で、358万9,000円の減、共同事業拠出金が決算額5億845万2,000円で、1,555万9,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては、決算書の403ページから438ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第89号について説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第89号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の51ページから53ページをごらんください。

平成26年度公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入総額27億5,150万3,000円、歳出総額26億4,929万7,000円となり、前年度と比較し、歳入については7億9,189万8,000円の増、歳出については8億1,741万8,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は1億220万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源として1,752万7,000円を充てると、実質収支額は8,467万9,000円となり、前年度と比較し、3,469万6,000円の減となりました。

歳入の主なものについては、分担金及び負担金が決算額116万7,000円で、235万6,000円の減、使用料及び手数料が決算額7億77万8,000円で、7,862万2,000円の増、国庫支出金が決算額6億4,821万9,000円で、4億871万6,000円の増、県支出金が決算額2億7,920万3,000円で、1,174万4,000円の増、繰入金が決算額5億8,970万9,000円で、1,154万3,000円の減、町債が決算額4億470万円で、2億6,940万円の増となりました。

歳出の主なものについては、下水道費が管渠維持管理費で決算額5,801万3,000円で、1,069万2,000円の増、公共下水道整備事業で決算額13億7,578万8,000円で、7億1,902万5,000円の増などにより、決算額19億5,286万7,000円で、8億1,925万5,000円の増となりました。

また、公債費については、決算額6億9,643万円で、183万7,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしましたが、詳細につきましては、決算書の440ページから464ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第90号について説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第90号，平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の55ページから57ページをごらんください。

平成26年度土地区画整理事業特別会計の決算額は，歳入総額9,605万2,000円，歳出総額7,651万7,000円となり，前年度と比較し，歳入については2億4,729万3,000円の減，歳出については1億8,156万4,000円の減となりました。

その結果，歳入歳出差引額は1,953万5,000円となり，前年度と比較し，6,572万9,000円の減となりました。

歳入の主なものについては，財産収入が決算額899万2,000円で，1億9,401万6,000円の減，繰越金が決算額8,526万5,000円で，5,309万1,000円の減，諸収入が決算額179万4,000円で，18万6,000円の減となりました。

歳出については，事業費が決算額151万7,000円で，733万4,000円の減，公債費が本郷第一土地区画整理事業償還金を全て償還したことにより皆減，諸支出金が決算額7,500万円で，123万3,000円の減となりました。

以上，決算の概要について御説明いたしましたが，詳細につきましては，決算書の466ページから477ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に，議案第91号について説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第91号，平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の59ページから61ページをごらんください。

平成26年度農業集落排水事業特別会計の決算額は，歳入総額1億6,733万7,000円，歳出総額1億5,299万8,000円となり，前年度と比較し，歳入については472万3,000円の減，歳出については354万5,000円の減となりました。

その結果，歳入歳出差引額は1,433万9,000円となり，前年度と比較し，117万8,000円の減となりました。

歳入の主なものについては，分担金及び負担金が決算額27万4,000円で，20万9,000円の減，使用料及び手数料が決算額2,357万8,000円で，247万1,000円の増，県支出金が決算額1,729万3,000円で，1,201万2,000円の減，繰入金が決算額1億904万円で，204万4,000円の増，諸収入が決算額163万4,000円で，37万7,000円の減となりました。

歳出の主なものについては，管理費が決算額6,698万9,000円で，391万1,000円の増，公債費が決算額6,967万6,000円で，485万6,000円の増，積立金が決算額1,633万3,000円で，1,231万

2,000円の減となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の478ページから501ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第92号について説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第92号、平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の63ページから67ページを御参照いただきたいと思います。

まず、制度施行から15年を迎えた平成26年度の施行状況ですが、要介護認定は、制度施行直後の平成12年4月末の491人から、平成27年3月末では1,581人と3.2倍に増加しております。これに伴い、サービス利用者も増加し、保険給付費は、前年に比べて7.2%の増となっております。

このような状況を反映し、平成26年度介護保険特別会計の決算額は、歳入総額27億1,518万8,000円、歳出総額26億7,194万6,000円となり、前年度と比較し、歳入については1億6,297万7,000円の増、歳出については1億7,567万8,000円の増となり、その結果、歳入歳出差引額は4,324万2,000円で実質収支額は同額となり、前年度と比較し、1,270万1,000円の減となりました。

そして、歳入の主なものについてですが、保険料が65歳以上の第1号被保険者数の増加に伴い、決算額6億687万円で、2,545万4,000円の増、国庫支出金が介護給付費負担金の増により、決算額5億2,334万3,000円で、1,874万4,000円の増、支払基金交付金が決算額7億3,498万6,000円で、2,958万3,000円の増、県支出金が財政安定化基金貸付を受けたことにより、決算額3億9,226万8,000円で、2,690万1,000円の増、繰入金が決算額3億9,665万3,000円で、2,648万2,000円の増となりました。

次に、歳出の主なものについては、総務費で一般管理費が減となる一方、計画策定委員会費等の増により、決算額6,550万6,000円で、22万4,000円の増、保険給付費が居宅介護サービス給付費等全体的な伸びにより、決算額25億5,729万円で、1億7,188万9,000円の増、基金積立金は皆減となり、また諸支出金が国・県負担金及び交付金の返還金等の増により、決算額1,133万7,000円で、688万1,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の507ページから546ページを御参照いただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第93号について説明を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 議案第93号、平成26年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の69ページから71ページを御参照いただきたいと思います。

平成26年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額7億1,079万2,000円、歳出総額7億941万1,000円となり、前年度と比較し、歳入については1,174万4,000円の増、歳出については1,211万7,000円の増となりました。

その結果、歳入歳出差引額は137万3,000円となり、前年度と比較し、37万3,000円の減となりました。

歳入の主なものにつきましては、保険料が2億9,233万9,000円で、550万9,000円の増、繰入金金が4億602万1,000円で、1,596万8,000円の増となりました。

また、歳出の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が6億7,240万8,000円で、640万9,000円の増となりました。

以上、決算の概要について御説明いたしました。詳細につきましては、決算書の553ページから564ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） 次に、議案第94号について説明を求めます。都市整備部長篠崎慎一君。

○都市整備部長（篠崎慎一君） 議案第94号、平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の概況について御説明いたします。

阿見町歳入歳出決算書の585ページをお開き願います。

給水件数は、前年度の1万5,638件から332件増の1万5,970件、給水人口は4万257人から422人増の4万679人となりました。

年間総配水量は、441万8,004立方メートルで、前年度より2万4,844立方メートル増加し、また普及率は、前年度より0.5ポイント増えて、85.6%になりました。

収益的収支は、水道事業収益11億7,231万3,220円に対し、水道事業費用9億9,066万8,295円となり、1億5,109万6,746円の純利益となりました。

事業収益中の主なものは、給水収益の9億8,770万601円で、全体の83.7%を占めております。事業費用の主なものは、受水費の3億4,681万7,399円であります。

次に、資本的収支であります。資本的収入1億6,745万6,300円に対し、資本的収支は6億795万1,369円となり、支出の主なものは、委託料8,057万8,800円、工事請負費4億6,530万6,800円、企業債償還金3,832万2,169円であります。

詳細につきましては、決算書の574ページから600ページを御参照いただきたいと思います。

続きまして、578ページをお開き願います。

余剰金処分計算書案でございます。これは、従来の条例の定めのみに基づき行っておりました利益の処分につきまして、地方公営企業会計基準の見直しに伴い、その一部で条例の定めのない処理を行う必要が生じたことから、地方公営企業法第32条の規定に基づき、本議会での議決をお願いするものでございます。

内容としましては、未処分利益剰余金当年度末残高13億7,352万9,725円のうち、13億1,624万7,997円を議決により資本金へ繰り入れするものです。なお、残余の額につきましては、条例の定めに基づき、3,720万円を減債積立金へ、2,000万円を建設改良積立金へ処分し、処分後残高8万1,728円を翌年度に繰り越しするものです。なお、次年度からの利益の処分につきましては、議案第81号で提案しているとおり、条例の定めにより処分していく考えでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（柴原成一君） ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどいたします。

午後 0時08分休憩

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 先ほど、議案第93号、平成26年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について、私の説明の中で一部数字に誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。主要施策の成果及び予算執行実績報告書の69ページ、恐れ入りますが69ページをお開きいただきたいと思います。

前段の4行になるんですけれども、平成26年度後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額7億1,079万2,000円、次ですね、2行目のところ、歳出総額、先ほど、こちらの原稿なんですけど、7億941万1,000円となっておりますが、9,000円の誤りでございます。

それから、2行目の一番頭のところです。歳出総額7億941万1,000円とありますけれども、これが9,000円の誤りでございます。

それから、その後ですね。前年度と比較し、歳入については1,174万4,000円、3行目4,000円とありますが、こちらが3,000円でございます。3行目の頭、4,000円とあるのが3,000円。

あとですね、3行目の中ほど、歳出については1,211万7,000円とございますが、こちらが1,211万7,000円ではなくて、6,000円の誤りでございました。大変申しわけございませんでし

た。ここの部分につきましては、決算特別委員会のときに、改めて修正した原稿を皆様にお配りしたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

○議長（柴原成一君） それでは、これより質疑を行います。

なお、本案8件については、決算特別委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 3ページなんですけども、町管理防犯灯電気料の使用料なんですけども、予算執行実績報告書の3ページなんですけども、電気使用料なんですけども、町管理の、以前66区が支払ってた電気料ですね。それを全額町のほうが今度、移行になって払うようになったと。66区の場合に、半額を補助金として区のほうに充てていました。その補助金の額と蛍光灯からLEDに変わっての節電実績を勘案して、どれぐらいの増減があったのか、もしわかれば教えてください。

○議長（柴原成一君） 飯野議員に申し上げます。細かい点については、決算特別委員会がありますので、とりあえず今の質問だけは受けつけますけれども、詳細な質問は委員会のほうでお願いいたします。

今、答弁できますか。

わかりました。そういうことで、飯野議員、よろしいですか。

はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りします。ただいま議題となっております議案第87号から議案第94号については、全議員をもって構成する阿見町決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

ただいま設置されました阿見町決算特別委員会の委員は、全員協議会室において委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

会議の再開は、阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長が決まり次第、再開いたします。

午後 1時05分休憩

午後 1時11分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告

○議長（柴原成一君） 阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を行います。事務局長に報告させます。

○事務局長（吉田衛君） それでは、御報告いたします。

阿見町決算特別委員会の委員長は藤井孝幸議員、同じく副委員長は平岡博議員です。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で、阿見町決算特別委員会の委員長、副委員長の互選結果報告を終わります。

決算特別委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第95号 財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、議案第95号、財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

[町長天田富司男君登壇]

○町長（天田富司男君） 議案第95号、財産の取得（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）について申し上げます。

本案は、消防団第1分団の消防ポンプ自動車が22年を経過しており、老朽化に伴い更新するものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

納入期間は、契約締結日の翌日から平成28年2月29日までであります。

内容につきましては、お手元に配付しました概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、本案については委員会への付託を予定しておりますので、質疑は簡潔にお願いいたし

ます。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

総務常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、以上2件を一括議題といたします。

本件については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長より人権擁護委員の推薦に当たり、議会の意見を求められたものであり、内容はお手元に配付した資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は、選挙権を有する住民のうち、人権擁護に深い理解のあるものの中から、議会の意見を聞いて町長が候補者を推薦し、法務大臣が任命することになっており、任期は3年であります。

本案2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案2件は、原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認めます。

よって、本案2件については、原案どおり適任とすることに決しました。

請願第3号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、会議規則第92条第1項の規定により、提案理由の説明、質疑を省略し、お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では、付託案件を審査の上、来る9月29日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

意見書案第4号 TPP（環太平洋連携協定）交渉において農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守することを求める意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、意見書案第4号、TPP（環太平洋連携協定）交渉において農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守することを求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。17番諏訪原実君、登壇願います。

〔17番諏訪原実君登壇〕

○17番（諏訪原実君） 私は、TPP（環太平洋連携協定）交渉において農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守することを求める意見書（案）の説明をいたします。

提出者、阿見町議会議員諏訪原実。賛成者、阿見町議会議員柴原成一。

提案理由は、意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

TPP（環太平洋連携協定）交渉において農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を遵守することを求める意見書（案）。

7月28日から4日間の日程で、米国・ハワイで行われていたTPP閣僚会合は、当初から困

難な分野とされていた知的財産権など、未解決の課題を残したまま終了した。政府は、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるような除外または再協議の対象とすること」などとした国会決議を遵守すべきである。

本県では、特に米、牛肉・豚肉、乳製品について、関税撤廃となれば、甚大な影響が予想され、農業者は廃業の瀬戸際に立たされている。また、食の安全やI S D条項など国民の暮らしや命にかかわる重要課題について不安を招来させぬよう、毅然とした交渉姿勢を貫き通すべきである。

さらに、マスコミ報道で不安を抱いている全国の農業者に対し、懸念を払拭する十分かつ明確な説明を行うべきである。

よって、下記のとおり対応されるよう強く望むものである。

農林水産分野の重要5品目などの聖域の確保を最優先し、交渉脱退も含め衆参両院の農林水産委員会における国会決議を順守すること。交渉により収集した情報について、国民に十分な情報開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成27年9月8日、茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） このT P Pはですね、非常に複雑な問題が絡んでおると思います。ただ、消費者としてはですね、この関税撤廃で安いものが入ればいいというふうな考えはあります。が、農業をしている方もですね、T P Pで自分たちもやる気になってすれば、収益が上がると言う人もおるんですよ。そこの点は、意見書、請願を出す諏訪原さん、どういうふうにお考えになるでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。17番諏訪原実君。

○17番（諏訪原実君） ただいま述べましたけれども、主体は、自分も農業者である1つのものとして、米ですね、米。現に今、J Aの中にも2人ね、米作農家がおられますけども、まず米、今政府買い上げ1万500円、1,000円ですか。T P Pが協定成立すると、私も別に代表では

ないですけれども、予想では60キロ5,000円ぐらいになると。これはまさに米農家が壊滅的な、もう、ね。自給率も40%, 39%ですか。自給率も10%とかになっちゃって、田んぼが荒れ放題になるというような、そんな状況も予想されます。そういうことでね、何が何でも、私が今、報告したような権益を守るということではないかと。消費者で見れば、60キロ5,000円ぐらいでいいですけども、農協が、農業者が壊滅状態になるとどうしようもないです。そういうことではないかと私は思います。よって、この意見書を皆さんの御賛同によって提出することが、賢明な方策ではないかと自分は思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 例えば、米の差額が出ますよね。その差額は、政府補償というのは全然ないんですか。考えてないんですか、政府の案として。

○議長（柴原成一君） 17番諏訪原実君。

○17番（諏訪原実君） その辺のところの具体的な、今ここで自分がこれからこうなると、そういう確約はちょっとね、難しいと思うんですけども。まず、私が知る限りで何回も言いますが、農業が、米づくりができなくなるということは必至と、そう思っております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今回議員に配付されたね、意見書とか陳情書ね、見るとですね、茨城かすみ農業協同組合代表理事からですね、陳情書が出ております。通常ね、陳情書というのは配付だけしかしないということで、通常はね、提出者の諏訪原議員がかすみ農業協同組合の組合員であるかどうかわかりませんが、通常は紹介議員となって、請願という形でですね、議会に提出し、議会の中でじっくり、今言ったようなですね、意見などもやりとりしながら、全員が納得するような形でね、意見書を出すなら出すと、そういう形にするというのが通常のあり方だというふうに思うんです。

中身見るとね、全くそのままですよ。これ、引き写したやつですよ。そうするとね、これ本会議ですと決めてしまうのではなくて、やっぱりこれは該当委員会の中で、諏訪原さんが自らですね、この問題について紹介議員となって説明をしていくと。こういう手続をね、とるのが通常だと思いますけれども、そうしなかったっていう理由を教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。17番諏訪原実君。

○17番（諏訪原実君） 私は単純にJAかすみ農協さんからの、自分も農業者だから、新聞紙上を見ても米の問題が最重要、農協と自分のあれが同じだと、一緒だと、考えがね。だから、何ら異議なしに、じゃあ、自分が紹介議員になりましょうとね、そういう形で今回提案者になったわけです。一農業者としてね。そういう気持ちで、TPPが締結されると困るっていう観

点から紹介者になったわけです。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） そうは言ってもね、つまり紹介者になっていないわけですよ。請願という形をとらないわけ。通常はやっぱりね、これは、組合長は、茨城かすみは美浦と阿見かな、地域はね、両方とも陳情という形で取り扱いをしたのかどうかわからないけれども、全く同じ気持ち、諏訪原さんも組合の一員であるならば、これは陳情という形ではなくて、請願という形をもって、手続をもってね、それでよく議員にも理解してもらおうと。そういう形をするというのが通常の手続ではないかと先ほど申し上げましたよね。

それで、それをとらなかったという理由。だって、これ、中身全く同じなんだから、はっきり言ってね。一言一句同じなんだから、私と同じ気持ちだったんじゃないですかっていうんじゃないで、当然、茨城かすみ農業協同組合代表理事を陳情者としているね、陳情書と全く一言一句同じなんだから。

そうするとこれはね、打ち合わせがあったのかどうかわからないけれども、そういう請願をして、紹介議員がそれを委員会で説明をして、議員の質疑をして、それでもって議会の意思として政府の各大臣にね、阿見町のまさに議会の意思としてね、意見書を出していくと。これが普通のね、やり方なんです。そういうやり方を省いてしまうというのはね、今、藤井議員が質問しましたけど、議論が深まらないんですよ。何でこういう手続をとったんですか。もう一度それ、聞かして下さい。

○議長（柴原成一君） 海野隆君に申し上げます。この件につきましては、茨城かすみ農業協同組合副理事長が議長宛てに面会を求められ、29日の採択ではどうかと。緊急を要するので大至急お願いしたいという申し出があったために、意見書としたわけです。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ひどい話で、そんな議長ね、実はかくかくなんていう話は、大変議員に対して失礼じゃありませんか。失礼だったとは思いませんか。そういうね、裏の話を今ね、されましたけれども、これ、大変失礼な話ですよ。しかも、私は議長になんか一切聞いていない、提出者に対して聞いているのに。しかも、裏は実はこうなんだからこうなんですって話、これって普通あり得ますか。手続上、聞いてるんだから。

○議長（柴原成一君） 17番諏訪原実君。

○17番（諏訪原実君） 今のはね、海野議員の質問ですけども、私はね、心情として農業を考える範囲内において、意見書とか陳情書とか請願とかっていうのじゃなくして、十分この意見書で、議会においても説明は尽くせると、そう思っております。何ら問題ないと自分は確

信をもって、今、述べているところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） こういうのは事務手続上、正しい方向でいかないと、案件がいろいろ出てきてね、この場合はこうした、この場合はこうしたというふうになるんで、事務手続上、正しい方法を選びましょうよ、そしたら。どれがいいのか、事務局、ちょっと研究してみたらどうですか。

○議長（柴原成一君） 失礼しました。今、会議規則をちょっと確認してみましたので。済みません、もう一度お願いします。

○13番（藤井孝幸君） あのね、こういう例外的なことも出てくる、これからもね。だから、事務手続上、どういうやり方が正しいのか。その正しい方法でやりましょうよ。調べてみてですよ。事務局、どうですかね。事務局に言ったって、しょうがねえんだらうけど。事務手続上、どうすべきかということを議論しましょう。

○議長（柴原成一君） わかりました。それでは、ここで暫時休憩をいたします。会議の開催は午後1時40分といたします。

午後 1時33分休憩

午後 1時43分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま問題となっております意見書案についての流れる的なものについて、議会運営委員長より報告させます。16番佐藤委員長、お願いいたします。

○16番（佐藤幸明君） 過日の議会運営委員会におきまして、この意見書が提出され、議会の運営委員会の中でですね、早急に意見書の提出先、衆議院、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官等々へ、早急にこの意見書を送付しなくちゃいけないというようなことで、そしてまた今までの流れの中で、また意見書の扱いの中でですね、今まででも委員会に付託はしていないということで、そしてまた先ほど申し上げたように、急を要するということが、議会運営委員会の中で、じゃあ、初日に意見書を審議し、そしてまた答えを出していこうではないかということに、議会運営委員会の中で答えを出しております。急を要するということが話ですから、そのようにした次第でございます。御理解のほどをよろしくお願いを申し上げまして、説明とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） ありがとうございました。

それでは、ほかに質疑ございませんか。5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 非常にわかりやすい説明でしたよ。そういうね、説明をした上でね、これ出されるとよかったのかなと思います。やっぱり通常の手続からすれば、議論を深めるという意味からしてもね、私が最初言ったような形、陳情については一切配付だけにする、請願をして質疑を十分やって、議会の意思としてね、出すという形をすればね、一番それが通常の形です。言ってみると、イレギュラーというかね、緊急を要するというで、議連の委員長あるいは議連でね、それを取り上げてやってきたと。そういう説明があればね、我々もそうかということで納得するということで、私としては手続上の疑問はありませんよ。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに質問はありませんか。13番藤井孝幸君。

○13番（藤井孝幸君） 質問じゃないんですけど、私も議員の一員ですので、知らなかったからといって済ませる問題じゃないんですけども、知らなかったからこういう手続上はどうなんでしょうかという質問をしたんです。それで、議員の中で声を荒らげてがたがた言う人もおるけどもね、そういうことじゃなくて、手続上の問題はどうかんだろうちゅって言うだけの話ですから。知らなかった私は申しわけないと思います。ただ、冷静に議論しましょう。

○議長（柴原成一君） それでは、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第4号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号については、原案どおり可決することに決しました。

案文の案の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。案の文字の削除を願います。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。
本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 1時47分散会

第 2 号

[9 月 9 日]

平成27年第3回阿見町議会定例会会議録（第2号）

平成27年9月9日（第2日）

○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
秘書課長	岡野栄君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建石智久君
児童福祉課長	青山広美君
国保年金課長	岡田稔君
農業振興課長	村松利一君
商工観光課長	佐藤哲朗君
環境政策課長兼 放射能対策室長	柳生典昭君
道路公園整備課長	湯原一博君
学校給食センター所長	吉田恭久君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指導室長	前島清君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成27年第3回阿見町議会定例会

議事日程第2号

平成27年9月9日 午前10時開議

日程第1 一般質問

一般質問通告事項一覧

平成27年第3回定例会

一般質問1日目（平成27年9月9日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 海野 隆	1. 病児保育・病後児保育の体制は要望を満たしているか 2. 職員採用の現状と課題について	町 長 町 長
2. 飯野 良治	1. フェアツーリズムの取り組みについて 2. 環境保全と平地林の活用について 3. 阿見・ひたち野うしく間の道路補修について	町 長 町 長 町 長
3. 久保谷 充	1. 2019年茨城国体で阿見町が行うセーリング競技の進捗状況と実行予算について 2. 防犯・防災関連施設の管理運用は適切に行われているか	教 育 長 町長・教育長
4. 藤平 竜也	1. 子ども達への見守り活動について	町長・教育長
5. 永井 義一	1. 国民健康保険税の引き下げについて 2. 外部評価委員会について	町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

議事に入る前にお伝えいたします。台風18号や活発化した前線の影響に伴う大雨等による土砂災害等、風水害の発生のおそれがあり、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準に該当した場合、町長以下執行部は災害対策本部を設置し対応に当たることになりますので、一時暫時休憩の措置をとらせていただきますことを御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、5番海野隆君の一般質問を行います。

5番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔5番海野隆君登壇〕

○5番（海野隆君） 皆さん、おはようございます。今、議長からお話がありましたけれども、台風が近づいているということで、9月は1日が防災の日、今日は救急の日ということで、防災に関する、縁があるといえますかね、そういう月になります。これについてはね、3番目に質問する久保谷充議員が防災について詳細な質問をするようですので、しっかり議論をしていただきたいなと思います。

さて、私の今回の質問は、1、病児保育・病後児保育の体制は要望を満たしているか。2番、職員採用の現状と課題についての、以上2点について質問をしたいと思います。

それで、まず最初にですね、質問通告でですね、私、病児保育・病後保育ということで質問通告をしたのですが、正式にと申しますと、病児保育はいいんですけれども、病後児と「児」が入るということで、そこを訂正いただきたいと思います。

私は現在ですね、共働きということで、女房も働いております。私のパートナーはですね、子育てのために一度職場をやめまして、子育てが終了した後、もう10年近くなりますけれども、

また働き出しております。定年までにはもう少し間がありますので、定年までしっかり働いて、年金を積み立てて老後に備えるということになっております。私は結婚当初からですね、2番目の子供が6カ月ごろになるまで、2人の子供を保育ママや保育園に預けて共働きを続けておりました。もう大分前になりますけどね。当時、2人とも金融機関で働いておりましたけれども、金融機関の支店でございましたので、少人数の人員配置でして、残業も多くて、初めての子供の保育は大変に苦勞をいたしました。当時は、公立・民間ともにですね、保育園は保育時間の延長も十分ではなく、保育ママ制度が整備されていた下妻市での子育ては、安心して働き続けることができました。現在、阿見町でもですね、保育ママが制度化され実施されていることは、子育てや女性が働き続ける上で大きな助けになっていると思います。

私たちの共働きはですね、2番目の子供が6カ月ごろまでやっていたんですけども、残念ながら私のパートナーは仕事をやめることになりました。それはですね、2番目の子供が風邪から肺炎、膿胸という症状になってですね、手術、入院となってしまったからでございます。退職して、その後はですね、療養や子育てに専念したほうが職場にも迷惑をかけないだろうということで、結局、仕事をやめることになりました。2番目の子供は男の子でしたけれども、それまでも風邪を引きやすく、たびたび保育園に預けられないということで休暇をとっていたのですけれども——主に母親がですね、休暇をとっていたのですけれども、そうそう休暇もとれないと。仕事の繁忙期とも重なって、実家の母に——ちょっと遠かったんですが、実家の母に預けるということでしたのでおりましたけれども、そういうことがですね、子供への慎重な観察ということがおろそかになったというのがですね、子供が入院から手術ということになってしまったのではないかなあということで、今でも反省をしております。

共働きを続けられる条件というのは、何より子供自身が丈夫で健康なこと、身近にサポートすることのできる家族や体制が整っていること、子育てのための職場の環境や制度が充実していることなどが必要となってきます。日本の社会ではですね、当時も今もですね、一度正規職員をやめてしまうと、正規職員での再就職がなかなか難しいという状況が現在も続いております。今回の質問は、子育て中の若い世代の町民の方からぜひにと要望されたことがきっかけですけれども、私自身の苦い経験もあってですね、ぜひとも阿見町で病児保育・病後児保育の体制を整えていくということが極めて重要であると考えて質問するものでございます。

具体的には、先ほども申し上げましたけれど、1番、阿見町における病児保育・病後児保育の現状について。

2番、病児保育・病後児保育のニーズについて。

3番、国の対策及び県内近隣自治体の受け入れ体制について。

4番、今後の体制整備の方向性について伺うものでございます。

残余の質問は質問席から行います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 皆さん、おはようございます。病児保育・病後児保育の体制は要望を満たしているのかという質問であります。先ほど海野議員が言われた病後児保育、非常に小さい子供を病後児に預けるということは、非常に苦しいし厳しいんじゃないかなと。子供にとって、小さいときに、やはり母親、父親、家族の愛というものは非常に大事じゃないかなと、そういう思いを語られたのかなと。やはり、そのときのちょっとした失敗談というんじゃないですけど、経験として、やはり愛情豊かに育てるには、本当に乳幼児、そういうときには、やっぱりきちんと家族がというような、私は思いをしております。

1点目の、阿見町における病児保育・病後児保育の現状についてであります。

病児・病後児保育は、病気やけがの状態またはその回復期にあり、保育園などの集団生活には適さないが、保護者が仕事や病気・けが・冠婚葬祭など、やむを得ない理由により、家庭で看護できない場合に一時的にお預かりし、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

病気やけがの回復期にある病後児保育につきましては、現在、民間保育園である阿見ひかり保育園、そしてさくら保育園において実施をしておりますが、病児保育につきましては、現在、実施している施設はありません。

病後児保育の利用状況ですが、平成26年度の延べ利用者数は28名となっており、前年度と比較しますと7名ほど減少している状況にあります。

2点目の、病児保育・病後児保育のニーズについてであります。

核家族化が進み、頼れる身内が近隣にいない共働き家庭が増加している社会状況下において、子育て世代が仕事を継続していくため、病児・病後児保育はニーズの高い保育サービスの1つとなっております。当町における病児・病後児保育のニーズにつきましては、平成26年1月に実施した「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」により、その必要性を認識しているところです。

3点目の、国の対策及び県内近隣自治体の受け入れ体制についてであります。

病児保育事業における国の対策としましては、本年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、「地域子ども・子育て支援事業」として位置づけ、子供・子育て家庭を対象とする事業として推進することとしており、実施に当たっては、市町村が地域の実情に応じ、「子ども・子育て支援事業計画」に従って実施することとなっております。

県内近隣自治体の受け入れ体制についてですが、病児保育については県内7市、7施設にお

いて実施をしておりますが、県南地域では、龍ヶ崎市の1施設のみ実施しております。病後児保育については、当町を含め、県内21市町村、33施設での実施となっており、近隣で見ますと、つくば市、龍ヶ崎市で各2施設、牛久市で1施設となっております。

最後に、4点目の、今後の体制整備の方向性についてであります。

病後児保育については、今後の利用見込みに対し、現在の実施施設で対応ができる見通しですが、病児保育につきましては、実施施設がないことから「阿見町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、実施に向けた検討を行っていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 私が冒頭申し上げたのはですね、町長がおっしゃっているような意味ではなくてですね、よくですね、子供の病気は働く親の最大の関門だと、こういう言葉があります。つまり、女性が今後ですね、やっぱり働き続けるということが社会の使命みたいになっているわけですから、そういう体制、つまり女性が働き続けることができるような体制をしっかりと自治体として整備していくと、こういうのがね、今回の質問の趣旨なので、勘違いをしないでいただきたいなと思います。

私もですね、苦い経験と言ったのは、つまり、当時ですね、余りそういう体制が整っていなかったんで共働きを断念せざるを得なかったということであって、子供をね、どういう形で育てるかというのは、それぞれ、両親・家族がですね、決めることで、必ず共働きしなければいけないということもないし、それはちょっと勘違いしないでいただきたいと思います。

それでね、阿見町ではですね、病後児保育については民間の2保育園がですね、実施をしているということで、定員に対するね、受け入れの状況もですね、余裕があるとはいわないけれども、まあまあ整っているかなというふうに思うんですけども、これは、まず、最初にお伺いしたいんですけども、阿見町ではですね、2つの保育園、ひかり保育園とさくら保育園が実施をしているようですけども、これは、そこに保育されている子供が対象になってますか、それとも、町内のその他の保育園にも通っている方々、その方々も対象になってますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。町内では、御指摘のとおり、阿見ひかり保育園とさくら保育園の2カ所ということになってございます。そして、基本的にはですね、対象といたしましては、町内に住民登録をされている児童ということになってございます。利用希望年度の4月2日現在において1歳に到達している児童ということになっておりますので、そのそれぞれの保育園に通所していなくても、町内に住所を有していれば、申し込みをしていただければですね、対象になるということになってございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。そうしますと、病後児の保育についてはね、一応の体制が整っているのでは——それが町民にですね、よく周知されて、そういうときにきちんと使われているかどうかは別としてですね、体制が整っているというふうに判断をいたします。

ただ、問題はですね、病児保育だと思います。阿見町では実施していないということですが、例えば、そうした子供たちがいた場合にですね、その親、通常はね、休みをとって——大体子供って突発的に発熱したりします。そうすると、急に親が休みをとったりですね、私なんかもそうだったんだけど、祖父母にね——自分にとっては親ですけれども、預けたり、それぞれね、工夫しながら子供を預けていると思うんですけども、大体、アンケートではですね、やっぱり必要だということが出ているようですけども、どこに預けられているというふうに思われますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） アンケート調査、行ってございます。それで、アンケートの内容等について、関連しておりますので、設問と回答の中で、そういう状況等が書いて、回答されてございますので、簡単に御説明させていただきたいと思います。

アンケート調査なんですけれども、子ども・子育て支援事業計画の策定の資料といたしまして、保育のニーズ、それから子育て支援サービスの利用状況ですとか利用の意向ですね、それと子育て世代の生活実態、要望、意見、こういったものを把握することを目的といたしまして、平成26年の1月に実施してございます。

この中でですね、病児・病後児保育に関する質問もしてございます。主な質問といたしまして、「子供が病気やけがで保育事業が利用できなかった経験がありますか」ということ、それから、もしあるとしたら、その際の対処方法、病児・病後児保育の利用希望等についてお伺いしております。

結果なんですけれども、就学前の児童の保護者に対するアンケート、これは配布数が1,978人に対して回収率1,087人、回収率55%ということになっております。

まず、「病気やけがで保育事業が利用できなかった経験がありますか」という質問に対しまして、「あります」と回答された方が72.8%いらっしゃいました。「ない」が21.4%でございます。保育事業が病気やけがで利用できなかったと、あると回答された方に、その際の対処方法——これ、海野議員の御質問だと思うんですけども、その際の対処方法についてお伺いしたところ、まずは、「母親が仕事を休んだ」これが一番多かった。そのあと、「親族・知人に子供を見てもらった」、また「父親が仕事を休んだ」の順に多くなっております。これらの

回答が大半を占めてございます。ですから、基本的には、やはり、両親ですとか身近な親族がいた場合に、そちらのほうで見ていただいているというのが実態かと思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。大体ね、そういうことだというふうに思います。やっぱり、病児保育をね、しっかりと整備していくということは必要ではないかなと思います。

それで、近隣でね、答弁書にも書いてありますけども、近隣で、県南地区といいますかね、唯一病児保育を実施しているのは龍ヶ崎市の済生会なでしこ保育園ですね。県内を見渡してみますとですね、これは県のホームページからとったんですけども、病児保育に対応しているのはですね、水戸市、結城市、先ほど言いました龍ヶ崎市、ひたちなか市、那珂市、神栖市、太子町の7市町だということでございます。どっちかという県北に寄っているかなという感じがするんですけども、実際にはね、県南地区というのは若い世代が多くて、子育て中の親が多いわけですから、そういう意味では、ちょっと不思議な感じもしないでもないんですけども、それで、龍ヶ崎のね、済生会なでしこ保育園をお伺いするとね、もともと、病院の従業員を対象としてね、事業内保育施設の中に一般の方々も対象とした病児対応型の病児・病後児保育を開設したと。その利用は、もちろんその病院の職員だけではなくてですね、龍ヶ崎市や他の市町村からも受け入れているということでございます。平成26年の利用実績ではね、延べで179人。相当利用があったなという感じがしますけども、推察するところ、阿見町民の方々でもね、利用した方があったんじゃないかなと、こういう推察ができるわけですけども、これについてはね、把握はしてないでしょうから、私も、済生会病院ですね、そこまで詳しく聞かなかったんですけども、相当、病児保育については使われているというふうに思います。それで、単独で病児保育に対応するというのはですね、なかなかその体制をつくるのは難しいのではないかなと思ひまして、いろいろ聞いてみるとですね、先ほど申し上げたですね、7つの市町村もですね、小児科の医院とか、そういうところにつくっているとかいう形でされているようです。

それで、次の質問に移りますけども、阿見町にはですね、東京医大茨城医療センターとですね、県立医療大学附属病院などですね、多くの医療関係者が働く施設があります。そこに事業所内保育所もあります。こちらから言いますけども、この事業所内保育施設ではね、東京医大茨城医療センターではね、「いばい・ひまわり保育室」という名称で、定員27名、365日、7時45分から夜の8時まで開所しているようです。しかし、残念ながらですね、病児及び病後児保育については実施していないということでございます。また、県立医療大学附属病院、こ

こはね、「にこにこ保育園」という名称で、これは365日24時間の保育体制を整えているようですが、この保育園でもですね、病児・病後児保育については実施していないということのようです。

私はね、いろいろと諸条件を考えてみるならば、この2つの事業所内保育所にですね、どういう形があるかわかりませんが、そこにですね、阿見町として、あるいはもうちょっと広域でもいいかもしれないけれども、病児保育の体制を整えてもらうということ、阿見町が積極的に働きかけると。これはもちろん国もですね、その体制整備に躍起になっているわけですから、そういう形にすべきではないかと思います。当然ね、両施設とも病院が附属されておりますので、医者も看護師もですね、常時いるという環境を考えればですね、こうした施設をね、しっかりと、このどちらかになるのかと思いますけれども、整備することが、阿見町に若い世代の、特に女性の定住を促進することにつながると思いますけれども、この点について、最後のですね、今後の体制整備の方向性についてですね、実施に向けた検討を行っていきたいと答えておりますけれども、そういう方向でやっていただけるということで御提言申し上げますけれども、いかがでございますでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） お答えいたします。今後の方向性も含めまして、あわせてちょっと回答させていただきたいと思います。海野議員おっしゃられるように、子ども・子育て支援の充実ということは、去年、政府を挙げて取り組んでいる、全ての女性が輝く社会の実現、これにとって非常に重要な施策であるというふうに考えてございます。子育てと仕事の両立への不安から、働く女性の方が出産を控える傾向もあるということですので、子育てと仕事が両立可能となり、安心して子供を産み育てる環境をつくっていくということは非常に重要であるというふうに考えてございます。そして、子育て環境が充実した町であれば、若い女性世代にとっても魅力的であり、町外の若い世代の流入も期待できるんじゃないかというふうに考えております。

御質問のですね、町内の医療機関でございますが、町内の事業所内保育は、東京医大さん、それから県立医療大学さん、それからあと、松原ウィメンズクリニックさん等でも行ってございます。そのほか、事業所内保育もほかにやっている事業所等もございます。それに基づきまして、町長のほうも答弁させていただきましたけれども、国の方針に基づいて、阿見町では子ども・子育て支援事業計画を策定しております。その中で、病児・病後児保育事業についてですけれども、これについて、病後児保育については、既に御説明差し上げたとおり、2カ所の定員によりまして、見込み量に対して十分提供量が確保できる見通しとなつてございますけれども、病児保育に関しましては、先ほどから答弁差し上げてますように、町内に実施施設がない

ということでございますので、医療機関に協力を求めるなど対応を検討していきたいというふうに事業計画のほうでうたってございますので、この計画に基づいてですね、積極的に働きかけを行っていききたいなと思っております。

ただ、実際にこれはお伺いして、いろいろ町のほうからも御説明を差し上げていくことで考えておりますが、いろいろ問題点はあるのかなと思っております。この2つの医療機関の事業所内保育ですけども、それぞれの病院で病児保育をやる場合には、保育士さんが3人に対して1人、看護師さんが10人に対して1人、人数が必要になってございます。それで、この2つの医療機関に関しまして、それぞれの病院で保育士さんと看護師さんを雇用しているというのではなくて、委託をして実施をされているということでございます。そういうことでございますので、実際に病児保育をやるとなると、そういう人的な確保をしていかないといけない。それから、なかなか病児保育が進まない理由といたしまして、そういった人的な確保の看護師・保育士を配置するのがなかなか難しいのではないかと、あとは、人件費の採算がとれるかどうかというのも大きな問題になってくるかと思えます。年間の対象の人数が10名以上ないと国庫補助の対象にならないということもございます。それから、利用者が見込みとして、利用意向の調査はさせていただいておりますけども、利用意向ですので、実際に利用するかどうかというのは、またちょっと別の問題があるのかなと思えますけれども、そういう、なかなか見込みが立てられないというようなところもあって、なかなか難しい状況はあるのかなというふうには考えますけども、まずは、それぞれの医療機関、お伺いしまして、町の現状、それからそれぞれの病院さんの実情等も把握しながら、できればですね、町内で、当然、医療機関と一番連携がとれているところですので、そこでやっていただくのが一番理想というふうには考えておりますので、実施に向けてですね、積極的に働きかけ、お願い、御説明をしていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 今ね、部長がおっしゃられましたけれども、私も県立医療大とね、東京医科大の茨城医療センター、どちらもね、行ってみると、委託してやっているという状況があったので、これは簡単にはいかないなというふうに思ったんですね。

それで、ここにね、内閣府がつくっている病児保育事業についてという資料があってですね、今、部長がおっしゃったように、採算面でどうかなということも課題の1つだという話をされておりましたけれども、確かにですね、私もつらつらと眺めておりますと、運営収支状況としてね、全体でも——これ24年度の収支状況、多分もう25年度、26年度の収支状況も出ているかもしれないけれども、私がとった——26年1月だから、そう古くはないんですけども、全体としても収支、全体として73万ぐらい赤字、それから病児対応では47万、病後児対応では87

万ということで、どちらも赤字になっているんですね。ですから、こういうことをですね、考えると、よほど国、県、町、広域でやるかどうかは別として、そういった体制をしっかりとね、整えてあげないとね、どこかに、町が直接やるなら別かもしれないけれども、そうでないならばですね、民間が踏み出すための支援体制をですね、しっかりと整えることが必要だなあという感じはいたしました。

ぜひね、先ほど申し上げましたけれども、子供の病気というのは働く親の最大の関門ということがよく言われているそうですので、この阿見町はね、若い人がたくさん住んでさざめくようなね、そういう町を目指しているわけですから、ぜひともそういう体制をとっていただきたいということをお願いして、第1の質問を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） それでは、第2の質問に入りたいと思います。

次の質問はですね、職員採用の現状と課題について伺いたいと思います。

どういう組織であれですね、組織というのは人で成り立っておりますので、その組織が必要とする優秀な人材をリクルートしてですね、組織を絶えず活性化して、組織に与えられたミッションに応じていくというのが、その組織のトップに立つ——阿見町の場合は町長になりますが、最も重要な仕事であると言われております。極端に言えば、トップの仕事はそれに尽きるとも言われているそうです。

阿見町はですね、天田町長が就任して以降、応募にかかわるですね、年齢制限を大幅に引き上げて緩和したわけですね。いわば社会経験の豊富な人材にも門戸を開くという政策をとってまいりました。これはね、率直に非常にすばらしい人事政策だったと高く評価できるのではないかと思います。現在の年齢制限は40歳以下ということのようになっているようですけども、これは後で聞きますけどもね、これちょっと変わったようですけどね。私自身もですね、実は学校を卒業して最初に金融機関に就職しました。約10年。その後ですね、さまざまな仕事を経験して、長いのはですね、あとは病院の事務長をね、約10年やりました。考えてみるとね、少し中途半端な人生を送ってしまったなど。それもこれも選挙、政治をやりたいという気持ちからだったんですけども、私自身はね、反省全くしてないんですけども、女房から言わせるとですね、あんたは損な人生じゃないのなんて話をされることあります。ただね、仕事というのはね、実際に経験してみないとわからないところがあります。阿見町でもですね、短期間、民間企業に出向してですね、民間の仕事のやり方とかですね、スピード、こういうことを学ぶということもされているようですけども、それはそれでいいんですけども、やっぱりさまざまな職業ね、経験した職員、これが行政職員として同じ職場にいるというのはね、その多様な価値観を共有できたり、行政という仕事についてですね、多角的に捉えることができるというメ

リットもあってね、すばらしいことではないかと思います。

そこで、天田町長就任以降の職員採用にかかわって、具体的に3点お伺いしたいと思います。

1、過去5年間における志願者数の推移及び年齢別・男女別・区分別の職員採用実績について。

2番、採用に至るスケジュールと手続について。

3番、職員採用説明会、インターンシップの実施などについて御答弁いただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、職員採用の現状と課題についての質問にお答えします。

先ほど海野議員が言われたとおり、全て人だと、私は思っております。

1点目の、過去5年間における志願者数の推移及び職員採用実績についてであります。

年度別に志願者数、受験者数、合格者数の順に数字を申し上げます。平成22年度、志願者数165名、受験者数が124名で合格者が11名。平成23年度、志願者数が152名、受験者数が108名、合格者数が10名。平成24年度、志願者数が119名、受験者数が98名、合格者数が9名。平成25年度、志願者数が136名、受験者数が104名、合格者数が13名。平成26年度、志願者数が83名、受験者数が56名、合格者数が11名となっております。

あと、年齢別等、資料が行っていると思しますので、細かくなるので、その点は……。

2点目の、採用に至るスケジュールと手続についてであります。

初めに、広報あみや町ホームページを通じ、採用試験実施に関する案内を6月末に周知し、その後、おおむね7月を申し込みの受け付け期間としております。1次試験につきましては、9月の中旬から下旬に実施しております。その試験の結果に基づき1次試験の合格者の選考を行い、合格者に対し、10月下旬から11月上旬に2次試験の面接を実施しております。最終合格者につきましては、12月中旬ごろに採用予定者決定通知を送付しております。

最後に、3点目の、職員採用説明会、インターンシップの実施についてであります。

現在、職員採用説明会やインターンシップについては実施をしておりません。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ありがとうございます。私は、もう少し詳しいね、資料をいただいているんですけども、当初ね、40歳以下ということではなかったのではないかなと思います、一番最初のとき。この変遷は、どういう変遷に……。どういう経過でどういう変遷になったのかを、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。当初はですね、先ほど申しましたよう

に、55歳までというような年齢の制限ということで募集を実施していたところでございますが、やはり、実際、試験を受ける方については、そこまでの採用枠では応募がなかったというようなことと、実際、応募されて試験を通過して、1次試験で通られた方が、そういうところまで該当されている方もいなかったというようなことがございまして、それを40歳というふうに年齢を下げてきたというような経緯がございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。いただいた資料でね、過去5年間、40歳代の合格者というのは1人もいなか……。いやいや、ごめんなさい。初年度に2人ね、40代がいてですね、それ以降は、40代の方はいらっしゃらなかったということのようなので、そういう経過だったということなんですけれどもね、今、先ほど答弁があったようにですね、阿見町にはですね、採用試験に非常に多くの応募者があってですね、先ほど町長が答弁されたのは、各ね、事務職・保育士・消防等ね、専門職も含めた数だったと思うんですけれども、事務職を例に挙げるとね、受験者を実際に採用された人数で割った倍率はね、平成22年度、14.9倍、平成23年度で15倍、平成24年度、13.5倍、平成25年度、10.1倍、平成26年度が5.4倍となっていてですね、相当高い倍率だなあとということが出来ます。ただね、最近は、応募者・受験者ともにね、少し減少傾向にはなっているなあと。これは、通常ですとね、民間の景気がよくなるとね、そちらに行く人もいるということのようなんですけども、原因については、ちょっとよくわかりませんが。

それで、そこでね、採用に関する手続についてね、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

職員採用の一連の行程というのはですね、組織が必要とする優秀な人材をリクルートすると、これがやっぱり大事だと思うんですね。これはもう行政という組織に限らずですね、あらゆる組織で大事であって、そのための努力がですね、民間企業、その他さまざまな組織で不断に行われていると思います。

県の職員についても、県の警察官についても、それから、阿見町は行っていませんけれども、各市町村のところですね、採用についてパンフレットを作成したりですね、会社説明会というのかな、仕事の説明会を実施してですね、どのような人材を、阿見としてあるいは県として、警察として求めるかということについてね、応募する人にですね、伝えているというのが実態だと思います。例年ね、広報あみ7月号で職員採用の試験のですね、告知案内をしますね。私もここに持ってきていますけれども、1ページ、これだけではですね、どういう職員を阿見町として求めているのか——公民共通だといえればそれまでなんだけれども、ということは、ちょっとわからないんじゃないかなと思うんですね、これだけね。やっぱりね、積極的にね、阿見町でもパンフレットを作成するとか、当然、昨年度新採になった方、あるいは3年目、5年目、10年目と、そうすると、大体、自分のキャリアのね、仕事をしたキャリアの経験、あ、このぐ

らいだとこんな仕事をするんだなということが想像できるんですね。そういう阿見町職員を希望する方々へのね、メッセージ、これが必要なのではないかなと思いますけども、今後、そういうことを検討する用意はありませんか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。職員募集に関しましては、今、議員御指摘のとおり、広報あみ等で、そういう採用人数の枠とか年齢要件、そういうものについてのみの募集案内ということで、それぞれ事務職についての職種の内容ですとか、そういうものについては具体的には書いてはいないんですが、職員採用については、県のほうで統一試験を実施しておりまして、ほとんどの市町村の自治体が、そういう統一試験を実施しているということで、そういう中で、先ほど回答しましたとおり、百何十人からの試験を受けられている方がいるということで、町としても、市町村の仕事がどういうものかということは把握されて試験をされているんじゃないかというようなことを受けまして、具体的にその仕事の内容については書いて募集はしてないというようなことですが、議員御指摘のように、インターンシップ制度について、県、国はもちろん、県もやってる。近隣では、土浦市のほうでは実施しているようでございますが、それぞれですね、課で、受け入れ人数を広報して、それで希望を受け入れるというようなことで、実際、土浦市さんのほうなんかで調査してみますと、それぞれの課で、職場のほうで、学生が夏休み期間とかそういうことを利用して、希望する課のところで仕事の内容を見学したり、あるいは打ち合わせのところで立ち会うとか、そういうことを経験を通して、その仕事の内容を具体的に感じ取っていただくということで、さらにその仕事についての理解が深まるというようなことで、そういうインターンシップをやることによって効果もかなり期待できるんじゃないかというふうには考えてはおりますが、当町においては、そういう受け入れ体制の職員もかなり制限された定数の中で仕事をして、それぞれ業務がかなり持っているという中で、そういう研修生を受け入れるという、なかなかそういう余裕が、今のところないというような現状もございまして、当面は、そういうことはちょっと困難ではないかというふうなことを感じております。

一般事務については、そういうことで、ちょっと実施はかなりハードルが高いのかなというふうには感じはしているんですが、ほかの技術職ですね、専門職、保育士とか看護師、保健師、そういう職種につきましては、これは学生の研修の実習というようなカリキュラムの中でやっていることでもございますが、そういう分野については、町としては積極的に受け入れて、そういう研修生を受け入れているということで、そういう研修を通じて、町の採用試験に受け取りようというような方もいるというような状況もございまして、ですから、一般事務についてはなかなか困難だというふうには考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） インターンシップについてはですね、次に聞こうかなと思ったものから……。私の質問はですね、パンフレットを作成したりとかですね、説明会、このことについて、今後検討する用意があるかということをお伺いしたいんですけども、まあ、インターンシップについてはね、答弁いただいたので、さらにかぶせて後で質問しますけれども、その前にね、実際の採用の方法についてお伺いします。

統一試験でね、第1次合格者を出しますね。阿見町の場合には、2次試験、つまり面接で最終合格者を決めてしまうんですね。ほかの市町村では、3次試験をやるところもあるようですね。2次試験は面接ということなんですけれども、これね、ちょっと、もしね、答えられないところがあれば、そこはちょっとということをお願いいただいても結構ですけれども、第1次試験と第2次試験、面接ですね、これの配分ですね、得点配分、それから面接の評価、これはね、どういう観点で行われているのか。それから、面接の評価者、面接官がいるわけですよね。これは誰が面接官になって、何人で行われているのか。それから、資格取得などの要因、これは加算されるのか。わかります。もう一回言いますか。1次試験と2次試験の得点配分。それから、面接の評価というのはどういう観点行われているのか。それから、面接官ですね、面接官は誰で何人で行われているのか。それから、資格取得、例えばね、事務職でも、例えば大型の車の免許持っていると、いろいろね、その他もろもろのいろんな資格があると思いますけども、そういう資格取得などの要因というのは加味されるのか。これについて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。まず、第1次試験を合格されて2次試験ということになるんですが、2次試験については、面接と、第1次試験のときに作文も書いていただくようになっております。その作文の評定も2次試験では加味をしていくというようなことで、面接と作文ですね、それと第2次試験の学科試験の配分については、ちょっとここでは申し上げられないというようなことでございます。

それと、面接官は何人かということですが、これは町長、教育長、総務課長、総務部長、それと、専門職、保育所とか保健師そういうものの採用がある場合は、それぞれのその担当部長が面接に加わるというようなことでございます。

面接はどういう観点で評価するかというようなことでございますが、それについては、いろいろ評価項目がございまして、まずは協調性があるとか、あとは積極性があるか、堅実性、表現力、面接のときの受け答えの態度、そういうものを判断して評価をしていくというような

ことでございます。

それと、いろいろ資格を取得している状況を加味できるかということですが、これも履歴書なり面接カード等で、そういう資格の状況も書いてあるということで、そういうことも当然加味はしているということでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） ちょっとお待ちください。ただいま15番倉持松雄君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は17名です。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） わかりました。面接の評価ですけれども、協調性とか堅実性とかですね、その他幾つかの評価観点があって出すというんですけども、これは、それぞれ評価者が同じ得点を持っていて、その得点の総合で点数は出るんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。それぞれ面接する人がですね、評価をして、合計の得点で、総合得点で判定するというようなことでございます。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） できればね、もう少しね、そういった——これはね、知らせたほうがいいのか、知らせないほうがいいのかという議論はあるかもしれないけれども、受験生にとってはね、もう少しそういった、自分がどういうことでね、評価されるのかということについてね、知っていると、それに向かっていくということもあるかもしれないけども、まあ、そういう形のほうがいいかなというふうに思います。今後ね、検討していただきたいと思います。

最後にですね、先ほどね、インターンシップについては、体制が整っていないので、なかなか実施は難しいと、こういう答弁が既にあったんですが、インターンシップについてね、伺いたいと思います。

インターンシップというのは、簡単に言うとね、職場体験、職業体験というふうに解釈されておまして、学生がですね、在学中に、自らの専攻、将来のキャリアに関してですね、就業体験を行うことというふうに定義されているようです。アルバイトのように、ただお金を稼ぐため、まあ、アルバイトもね、お金を稼ぐためだけではなくてね、社会経験にはなるとは思いますけれども、とにかくその実務の能力、それから実社会の適応能力を向上させる、あるいは自分にとってはですね、職業の適性とか、あるいは今後の自分のキャリアプランに関する意識、これを自分自身で明確化すると、こういうことにつながるというところということで、仕事や職業への動機づけにね、高い効果があるというふうに言われています。イギリスではと書いてありますけども、就業経験ですね、これはもう義務教育による中等教育の一環で、もう14歳か

ら16歳までの間に組み込まれていると。ある一定の期間、必ずそれでやるというふうにされているようです。採用する側ではですね、ミスマッチというの、やっぱりありますね。ただ、先ほどの答弁でいうとね、阿見町を目指してくる希望者はね、公務員のことがよくわかっていて、それで来るわけだから、ミスマッチはないというふうにおっしゃってますけれども、そうでもないんじゃないかなと思いますけども、企業とですね、新卒採用のミスマッチを防ぐと。採用する側からするとですね、インターンシップというの、ね。それから、2番目に、職場に非常に活気が出ると。日常的にですね、社外の間人間が入るといって、それだけで社内が活性化されたり、空気ががらりと変わると。さっき、指導するに、どうかなあ、人員が難しいかなあという話がありましたけれども、学生を指導する若手の社員ね、これの成長著しいと。それから、学生の持つね、そのアイデア、こういうものにね、期待すると。こういうことを期待してですね、採用する側では行っていると、こういうことだと思います。民間企業とね、行政は異なるんですが、組織というところから見るとね、インターンシップの導入について、導入を始めてもいいのではないかなと、私は思います。

近隣の大学、茨城大、それから流通経済大学ね。茨城大学の場合はですね、地域連携協定の中で、阿見町は残念ながらね、対象になっていないようですけれども、阿見町は別なね、地域連携をやっているんですけれども、例えば鹿嶋市で市役所へ学生のインターンシップ受け入れをですね、地域連携事業でやっていると。それから、流通経済大学ですね、これは結構多いですね。茨城県庁、千葉県庁、龍ヶ崎市役所、つくば市役所、柏市役所、春日部市役所、越谷市役所、まだまだあるんですけれども、そういうところでですね、インターンシップの提携をしてですね、学生、当然受け入れるほうもメリットがあるから、これやってるんだと思うんですね。そういうことでやっているようなんですけれども、ぜひですね、阿見町でも、さっきの答弁を踏まえてね、今、私が言ったことを踏まえて、インターンシップについて検討する余地はないかなというふうに、もう一度改めて聞きたいと思います。どうぞお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先に、ちょっと結論を言ってしまったんですが、今、議員が御指摘、御提案あったような状況は、土浦市さんのほうでも実施しているということで、土浦市さんのほうでは21年度からやっているようでございます。そこは職員の採用に関する人事体制、人事課というものが組織されておまして、そういう受け入れ体制もできているというような状況があらうかと思っております。そういう中で、各課に1名ぐらいずつですね、5課5名、7課7名とかいうような受け入れで実施しているような状況だと思います。大学と連携して、そういうインターンシップの受け入れというようなことでございますが、これはちょっと、この間の、これは話がちょっとそれるかもしれないんですが、地方創生の有識

者会議，そういう中で，茨大生とか医療大の学生がかなり阿見には多いというようなことでございます。学生を卒業して就職するのが阿見じゃなくて県外のほうに就職される方，また地元に戻ってしまう方とか多いということですが，何らかの阿见到ゆかり，縁があった人が，将来町に住むきっかけになるというようなことが定住・移住の要因にもなるというようなことで，その学生の受け入れを，やっぱりいろんな意味で町が受け入れるべきではないかというような意見もいただいているところです。そういうことも検討しながら，そういうインターンシップ制度についても考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 5番海野隆君。

○5番（海野隆君） ふるさと創生のところでね，そういうことができるとは，初めて聞きましたけれども，考えてみるとね，当然ね，阿見町のファンを増やすと。ふるさと納税についてはね，前々回だったかね，質問をしてね，もうちょっと本格的に取り組んでもいいんじゃないかと。つまり阿见到縁のある方々を増やす。もちろんファンを増やさなきゃいけないんだけど，そういうことからするとね，やっぱり，そのふるさと納税なんかにもひよっとしたらつながる可能性もある。もちろん，将来ですね，その方が偉くなろうが偉くなるまいが，ひよっとしたらね，企業誘致だとか，いろんな面でね，阿见到にとって利益になることだと私は思いますので，ぜひね，積極的にもう一度検討していただいて，体制を整えて，そういう方向で進んでいただきたいと思います。

以上，2点についてお伺いしました。私の質問はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで5番海野隆君の質問を終わります。

傍聴者の方に申し上げます。小さなつぶやき声も議場に聞こえますので，なるべく私語は控えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時15分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問者，執行部に申し上げます。傍聴席より，声が聞きづらいという指摘がございます。マイクを上手に使い，皆様にわかるように発言のほどよろしく願いいたします。

次に，6番飯野良治君の一般質問を行います。

6番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔6番飯野良治君登壇〕

○6番（飯野良治君） 皆さん、おはようございます。天気がですね、秋雨前線が居座り続けて、ずっと8月半ばから雨模様が続いています。その上、先ほど議長が言われましたように、台風が襲ってきました。農作物への影響が出ています。米はもとよりハウスのトマトが日照不足で実をつけないという、秋野菜への影響は深刻に出ています。町当局でも実態を調査し、行政としてできることを検討していただきたい。お願いいたします。

それでは質問通告に従い、天田町長に質問をいたします。

1番目は、フェアツーリズムの取り組みについて伺います。

フェアツーリズムはなじみが薄いと思いますが、貿易でのフェアトレードは皆さんも御存じかと思います。公正な取引で生産者、バイヤー双方の価値観を一致させ、持続可能な貿易を目指すものです。これに対して反対はアンフェアですね。ちなみに昨日、論議になりましたTPPはアンフェアの貿易だと思います。日本の自給率は40%から、もっと、TPPが実施されたら下がるでしょう。命の糧をですね、食料を、高い安いの経済だけで判断するものではありません。これは日本にとって非常にマイナスな貿易です。

それでは、フェアツーリズムとは、グリーンツーリズムや持続可能な観光などの取り組みの中で生み出された新しい概念であります。観光客の需要だけに基づく開発や、おもてなしに終始する観光振興とは異なり、受け入れる地域にとってもメリットがある交流のあり方を追求する取り組みです。

持続可能な発展目標のための地域資源の活性化を実現するために、次の7点について質問をいたします。

1つ、阿見町の年間来客数は何人か、また、茨城44市町村の中で何位か。

2番、グリーンツーリズムの現状の推定規模と参加人数を伺います。

3番、阿見町における国際交流の今後の展望、取り組みのソフトを伺います。

4番、阿見町の地域資源を活かした取り組み。次の3点について伺います。

1つ、エコツーリズム。

2つ、ヘルスツーリズム。

3、文化観光。

5番、オリンピックをピークに訪日外国人の増加が予想されます。阿見町として受け入れ体制の強化が必要だと思っておりますが、施策はあるんですか。

6番、安全な食べ物、いい空気を目当てに農村環境が注目されています。都市との交流の進捗状況を伺います。

7番、受け入れ機関としての民間団体の育成状況。

この7点について、スーペリアから帰国間もない天田町長から熱い答弁を期待します。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、聞こえますか。はい。フェアツーリズムの取り組みについての質問にお答えをいたします。

1点目の、阿見町の年間来客数は何人か、茨城44市町村の中で何位かについてであります。

平成26年茨城県観光客動態調査報告に基づく数値であります。当町の年間来客数は、343万1,100人で県内第3位であります。

2点目の、グリーンツーリズムの現状の推定市場規模と参加人数についてであります。

平成24年に策定された国の観光立国推進基本計画のデータによりますと、推定市場規模は、48億2,600万で、推定参加人数は、50万6,316人であります。

3点目の、阿見町における国際交流の今後の展望・取り組みのソフトについてであります。

当町の国際交流事業につきましては、阿見町国際交流協会を中心に、国際社会に生きる人づくりと外国人が安心して暮らせる町づくりを目指し、町民主体の草の根交流を展開しております。今年、友好都市柳州市からの訪問団15名全員をホスト宅に迎えることができ、姉妹都市スーペリア市訪問では、中・高生14名がホームステイにより異文化交流を体験してきました。また、柳州市の人たちは、飯野議員のところで3名ほどホスト宅として迎えていただき、ありがとうございます。

その他、町民と外国人の交流を図る数々の事業を実施しております。

今後は、スーペリア市や柳州市からの外国語指導助手を迎え入れるなど、今まで築いてきた人的交流の成果を具体化できないか検討していきたいと考えております。

4点目の、阿見町の地域資源を活かした町の取り組みについてであります。

エコツーリズム、ヘルスツーリズム、文化観光は、観光立国推進基本計画によりますと、ニューツーリズムとして位置づけられております。ニューツーリズムとは、一般的に、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行を指すと言われております。自然や景観、歴史、伝統、文化、産業等の豊富な観光資源を財政支出拡大による地域振興が望めない中、地域が魅力ある観光地域を形成し、持続可能な地域経営を行うためには、これらの資源を活用してニューツーリズムを創出し、観光旅行者の多様なニーズに応えることが重要であるとされております。

まず、町の文化観光につきましては、いばらきよいとこプランに参加して、貴重な近代の歴史を伝える予科練平和記念館を見学するツアーを実施するなど、歴史資源を活用した観光に取

り組んでおります。

エコツーリズム、ヘルスツーリズムにつきましては、当町には、霞ヶ浦、平地林、竹林等の豊富な自然環境や、ヤーコン、レンコン等の健康食材などの資源があることから、引き続き、体験型・交流型観光の要素を取り入れたツアーを企画し、いばらきよいとこプランに参加するなど、町が持つ資源を活用した観光を幅広くPRするとともに、先進地の事例を研究しながら、新たな観光ニーズに対応してまいりたいと考えております。

5点目の、オリンピックに係る訪日外国人に対する町の受け入れ体制の強化のための施策についてであります。

関東運輸局では、オリンピックをにらみ、官民の観光関係機関・団体・企業と連携し、関東地方の観光認知度の向上及び外国人旅行者の受け入れ環境整備の推進を目的として、関東観光広域連携キャンペーンを今年度より展開しております。

県では、茨城県東京オリンピック・パラリンピック推進本部を設置し、キャンプ地等の誘致、観光誘客等による地域の活性化の取り組みを推進するとともに、国際交流の促進、ビジネス機会の創出など、オリンピックを契機とした地域づくりの取り組みを始めております。

町としましては、これら国・県の動向を注視し、近隣市町村などとの連携を図りながら、観光事業者等への訪日外国人向けの観光PRなどに取り組んでまいりと考えております。

6点目の、都市との交流の進捗状況についてであります。

茨城県グリーンツーリズム情報に登録されている当町の民間団体等は、上条地区の「のらっくす農園」で自然環境保全型農業の啓発活動とサツマイモ等の農作業体験を提供しています。

また、君島地区では、東京都港区芝地区と長年にわたり、農業体験を初めとした人材交流を実施しており、町内農産物の高い評価と需要を得ております。これらのニーズに対応することを目的に、平成26年に認定農業者が中心となり出荷組合を組織し、農産物の直売会と農産物収穫体験を行っております。この結果、農業者は直接都心で求められている農作物を知る機会を、また、消費者は、とれたての新鮮野菜が安心して食べられる等の効果が生まれております。

さらに、平成26年度からは、港区の住民がバスハイクとして当町を訪れ、収穫体験を実施しております。収穫体験では、自らが土に触れながら農産物を収穫し、自然豊かな景色の中でとれたての農産物を食べるという貴重な体験が提供されております。本年度は、7月に、47名の港区民が参加して、ジャガイモ、トウモロコシ、ブルーベリー収穫体験ツアーを実施しております。

最後に、7点目の、受け入れ機関としての民間団体の育成状況についてであります。

のらっくす農園につきましては、茨城大学農学部との連携を活かした有機農場としての取り組みに対する支援を図るとともに、君島地区につきましては、受け入れ組織の構築や受け入れ

施設の拡充を図り、グリーンツーリズムのモデル地区として積極的に支援してまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 長い答弁ありがとうございました。町を元気にするにはですね、大まかに2つの方法があることを私は前から提言をしてきました。自力本願と他力本願の2つがあるわけですが、今まで地域資源の活用と産業誘致を並行して町の活性化をしてきた、その政策はね、非常に正解だというふうに思います。

地方創生の現状認識で、石破地方創生大臣がですね、次のように新聞で話しています。「補助金をください、交付税をくださいということではなく、今まで公共事業と企業誘致に地方は支えられてきたが、その2つに過去のような役割を期待することができない以上、地域で新しいものを見つけていく議論が行われることは極めて大事なことだ。これが不可逆的な流れとなり、さらに加速されるために取り組む必要がある」と述べています。

そこで伺います。

1番目のですね、来客数341万というのは、非常にね、飛び抜けて44市町村の中で、町、しかも観光名所はないですね、町で、これだけの来客数があるというのは、非常に驚きですね。これはアウトレットの来客が主なものなんですが、この341万人を、阿見の魅力を浸透させること、来た人にね、わかってもらうことで、買い物の後をですね、自然の中で癒やされる体験をする人たちが増えるということは確かなものだと思います。この点について、町長の捉え方をお願いいたします。

それと、1位と2位の市町村名を、ちょっと、わかっているならば教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。まず、2点目の、1位と2位、入り込み客数ですけども、1位が大洗町、2位が笠間市、3位が阿見町で、4位が水戸市で、5位がつくば市ということでございます。先ほど言われました、年間の来客数343万人、これ確かに飯野議員が言われますとおり、アウトレットがほとんどの、その客層だというふうに私も考えております。確かに、アウトレットができてから、300万人、400万人の客がこちらに来るというふうな話を当時もしておまして、いかにそういったアウトレットに来た人たちを阿見町の町内の中に引き入れるかということが、やっぱり大きな課題であるというふうなことも、私たちは認識をしているところでございます。特に、圏央道ができて、非常に都心からもアクセスが非常によくなってきているというふうなこともございます。また、雪印メグミルクが操業を開始しまして、そこには工場の見学施設等もできてきておりますし、もちろん、予科練を含めた近代化遺産、そういった歴史的な遺産も数豊富に阿見町の中にはあります。そ

れから、先ほど農産物の収穫体験、これまでもいろんなバスハイクですとか、県のいばらきよいとこプランなどを活用しまして収穫体験のツアーなども計画をしております、いろいろ資源が豊富であると。さらに、今後は道の駅が整備されるということで、阿見町にとりましてもいろんな資源を、その343万人余りの人たちにどう活かして、来ていただけるかということを考えて、本格的にやっぱり考えていかなければならないというふうに思っております。

そのために、やはり、町としても今後ですね、観光振興を図るための阿見町の振興計画といったものも、やはり整備する必要があるだろうというふうなことで、今、それにかかわる調査等についても実施しているところでございます。今後、その整備に向けて、整備というか、計画の策定に向けて検討しているというふうなところでございますので、なるべく来た人を、町内のいろんな資源の中で来ていただいて、阿見町の魅力を発信できるような取り組みはしていきたいというふうには思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） いいです。今のでいいです。ありがとうございます。1位が大洗、2位が笠間。この2つはね、大洗は、非常に、大洗海岸、水族館あります。昔からね、子供たちの旅行なんかも行われ、笠間は稲荷があって、焼き物、そういう、非常にね、観光化、観光地としての位置づけが大きい中で、水戸とつくばを抜いてね、阿見が3位にあるというのは、この数字はね、非常に阿見にとっては大きな財産だなというふうに思ってます。

先ほど、グリーンツーリズムの推計規模を報告してもらって、48億2,600万で参加人数は50万という話なんですけども、そのほかにですね、全体の国内旅行の規模が日本で23兆円ですね。これはね、今の部長の答弁の中で、341万1,100人の1%の人がですね、阿見の中に流れてくることによって、それが1万とはいかなくても、仮に1万使ったらね、やっぱり3億4,000万ぐらいのね、やっぱり経済効果というか、経済的なメリットが発生する計算なんです。だからこれはね、ぜひともですね、せっかくあそまでお客が来るやつを、何らかの、やっぱりソフト、仕掛けをつくって、阿見の中に、やっぱり来ていただくということが、これからの阿見の観光、経済的なメリットにとって必要ではないかというふうに思ってますね。

ちなみにですね、グリーンツーリズムのほかに、エコツーリズムがですね、約、推定規模がね、59億円、56万人、ヘルスツーリズムが43億円、40万人、文化観光が59億円で131万人の規模があるとされています。これだけのね、大きな規模なので、ぜひともですね、茨城3位の集客力を使ってですね、町の観光にですね、経済的なメリットをね、発生するような、先ほども言った計画を、早くですね、進めていただきたいというふうに思います。

3番目なんですけれども、私は、先ほど町長も言われましたけど、8月のまい・あみのときに向けて、柳州市から15名の使節団がまいりました。私は昨年11月に柳州市に使節団の一員

として訪問をして、向こうで非常に熱烈歓迎を受けました。これはね、非常に私も感激をしたんですけども、だから今回、ホストとしてね、向こうから来た人をホームステイしようということで受けました。それで感じたのは、一番ね、お客様の、4日間だったから、4日間のね、朝の朝食を、結構ごちそうを出そうと思って計画はしてたんですよ。1日目なんかもう、竹切ってね、竹の箸つくって、竹の器で日本的な盛りつけをしてと思って、まあ1日目はやったんです。それは非常に喜ばれたんですけども、2日目からはね、向こうでも、「もう、飯野さん、そんなにごちそう要らないから、材料だけ、つくった野菜を提供してくれりゃ自分でつくります」という感じに変わってきたんですよ。それっていうのは、もうお客さまというよりは、日本の家庭の台所に立って、自分で包丁で料理をつくってね、逆に、家族と一緒に食べると、これが中国の家庭料理だと。そういう雰囲気だったんで、あ、これは逆にね、あんまり気遣ってごちそう出したり、おもてなしすることよりも、ふだんのあれが大事なんだなというのをね、強くね、感じました。それが大きなあれですね。

この普通の体験をしたいと、これが向こうの人たちなんですけども、これ、フェアツーリズムのね、概念とね、一致してるんですよ。おもてなしじゃなくて、もう受け入れる側のホスト側の都合で、もう体験農業だったら、仕事だってさあ、用意しとくんじゃなくて、そのときに草取りとか、はい、植えつけとか種まき、これをやりますと言って、向こうが合わせると、来た人が合わせると、そういうことがないと負担になってしまってね、長続きしないと。だから、フェアツーリズムは、これからの新しいニューツーリズムの概念だというのはそういうことなんです。もうフェアトレードがね、やっぱり生産者が買ったたかれて、これからやっていけない、持続できない。これではだめだろうということで、生産者も再生産できる価格でバイヤーも買うと。そのかわり生産者は安全でおいしいものを提供する。そういう価値観の一致を、やっぱりしていくことで、フェアトレードも成り立つし、お互いの交流、フェアツーリズムもね、そういう概念でいけば、お互いが要求が一致するということなんですけども、それについて町長の、町長、柳州市も行かれたし、今度、ウィスコンシン州のね、スーパーリアにも行かれた。それを感じてるかどうか、ちょっと感想も踏まえて答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 本当に肩の凝らない、そういう交流というのが一番大事なのかな、長続きするのかなと。アメリカのスーパーリアというところは、もうそういうところですよ。やっぱり、中国の柳州市みたく、夜になると乾杯、乾杯というのは余りないですよ。そういう面では、本当に人と人とのつながりというか、そういうところなんでね、今回の柳州市の人たちが、やっぱり最後に涙まで流して、それでお別れを惜しんだという、それはやっぱり、ホスト役の皆さんが、やっぱり自由な形で、その人たちを迎え入れていたんじゃないかなと、そう

思います。やはり、今からは、いろんなことを考えるよりも、やっぱり人と人とのつながりを強固にして、人の交流をやっぱりしていくというのが大事なのかなということを感じました。

今後もやはり、いろいろ、私にもいろいろ言われることはあるけど、やっぱり、行ってきて、そして実際、こちらに来てもらって、また行ってきて、いかに人の心というのは、どこの人も人間も同じなんだと、本当に真心込めてやっていただいた。だから、今度日本に来たとき、阿見町に来たときは、どういっておもてなしをというような、そういう思いを余りし過ぎていけないという思いはしましたけど、それでもやっぱり、心さえきちんと通じれば、すばらしいおもてなしができるんじゃないかなという、そういう思いをしています。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） まことにね、町長が言ったとおり、国際的な、国と国との間は緊張関係があったりなんかはしてるわけですけども、実際に民間の段階では、本当にね、お互いが生活感をね、持ち寄って、食事の話、仕事の話していくとね、びっくりするほどね、親しくなれると。それを積み重ねていって信頼関係をつくっていくってことが、しいてはね、国際関係もよくなってくのかなと。お互いが理解できないで思惑でしていると、バーチャルでやっていると、ますますずれが大きくなるということなんで、実際に体験するという事は非常に大事なということを感じました。

4番目なんですけども、エコツーリズム、エコっていうのは自然観察や自然環境保全の作業をするツーリズムと言われてますね。ヘルスツーリズムとは、心身の癒やし、健康の増進・保持ですね。リハビリや人間ドックもこの中には含まれるということになってます。文化観光とは、伝統及び近代の文化の体験、文化の体験が中心なんです。これはね、私もね、先ほど部長が言われましたけども、阿見町で暮らそうというパンフがあるんですね。この中にですね、3つの条件が阿見町にはあることがわかります。これ見るとね、ぴったりね、地理・知性・医療・福祉・教育・産業と分かれていますけども、この中に、このフェアツーリズムの条件が整っているということがよくわかりますね。エコ・ヘルス・文化観光ですね。もう一度ですね、これに基づいて、部長に、これを活かす決意というかね、もっとソフトを、もう一度、くどいようですけども、こういうものがもうできてるんで、よろしく答弁お願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 町長の当初の答弁の中にも、記入を、回答、答弁をさせていただいたとおりなんですけれども、ニューツーリズムの中で、ほとんど阿見町の中でいろんなその資源がございます。観光資源、産業観光、エコツーリズム、それからグリーンツーリズム、ヘルスツーリズムといった中身は、いろいろその対応の中で、町にはそういう資源は豊富にあるというふうに私も認識しております。今そういうパンフレットを飯野議員もお持ちだと思

んですけどけれども、ぜひそういったものの活用をしましてですね、内外に広くPRしていくということが、やっぱり大切なんだろうというふうに思います。また、その部分については茨大さんですか、あるいは医療大学のオープンキャンパス等にも活用をさせていただいておりまして、新しく来られる方に、阿見町のよさを知っていただくということも、1つはありまして、そういった部分についても活用しているところでございます。

いずれにいたしましても、これまでも、港区とのつながりですとか、あるいは茨城県のよいとこプランの中で——よいとこプランは年2回、阿見町、そういった観光ツアーを企画しております。その中には、産業観光、エコツーリズムそれとヘルスツーリズムを兼ね備えた中で取り組んでいる部分もございますので、そういった中で積極的に町のよいところをPRしていきたいなというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 宝はね、あることは、徐々に皆さん自覚をして、結構ね、阿見は観光名所と言われるところは、観光地として、昔の観光地みたいないところはないけども、やっぱり自然が残ってて、今やっぱり都心から近くて、そこがね、阿見にとって最大の財産だなあということに気がつき始めたのではないかなというふうにしてますね。

田園回帰が進んでいるということなんですけども、1人当たりのGDPがですね、2万ドルを超えると、団体旅行からね、個人旅行にシフトするというあれがあります。日本も、今の中国と同じで、高度成長のころは、やっぱり海外に出てってブランドを買いあさって、ちょっとひんしゅくを買ったということがありますがけども、中国もそうなんですけども、1人当たりの所得が増えてきて、2万ドルというと200万ですよ。やっぱり所得が増えてくると、個人でね、ふだん、団体じゃなくても行ってみたいから、よし、自分でちゃんと目的を持った旅行に行こうということに変わってきているんですね。ちなみに日本人はね、3万6,000ドルだそうです、GDPがね。360万ですね、平均すると。国内の人たちがこうなってくると、農村体験を求めているという形はね、もうますます続くと思うんですね。

町としてですね、町民のそういう農村の懐、いわゆる住民の懐を、商業もそうなんですけども、町の財源確保ですね、それと住民の懐をこやす施策の実践ですね。いいものはあるけども、それを活かす実践が、今、求められているわけなんです。だから、計画から、もう本当に、こういういいものがあるよっついたら、それを実践していくと。これは先進地に学んでいかないと、最初から一からやるわけじゃないわけだから、そういうことをやっていく必要があると。そのためにですね、専任の、そういうのに通じているインストラクターというかな、役場の職員でもいいんです、民間でもいいんです、そういうインストラクターをこれから養成していく考えはあるかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 産業の振興については、今、農業振興課と商工観光課の中で取り組んでいるところでございます。確かに専門性の高い人たちを育てていくということは、確かに重要だと思っております。特に今年は農業振興課の中にも、やっぱり農業経験、農業関係の大学を出た人を2名ほどを採用しております。まだ1年目ですので、町の実情と学校とのギャップは、大学との、習ってきたところのギャップはあろうと思っておりますけれども、いち早く阿見町の資源ですとか、産業の状況ですとか、そういったものを把握していただくということは、やっぱり大切だろうというふうに思います。ただ、そういった大学で学んできた力をこれからの行政に活かすということも、やっぱり今後期待をしていかなければならないし、育てていかなければならないというふうには思っております。そういう意味では、農業振興課の職員については、そういった東京農大の出身者もございまして、ある程度専門的な知識の中で行政を進めていくような形にしていきたいなと思っております。

また、商工観光課につきましても、いろいろと民間で採用されていた方が入っておりますので、そういったスキルのある方を採用しておりますので、専門性を高めながら取り組んでいく必要性はあるだろうというふうに思っておりますし、今後もそういうふうに専門的な人材の中で行政を進めていくというふうなことでございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） ありがとうございます。私は茨城県の農村環境課の主催する「茨城むらまちネット」の、よく集まり、連絡来るんで、集まりに行くんですけども、各市町村から行政の職員が参加するところも結構あります。阿見からも民間で何名かね、顔見知りの人が参加してましたけども、きちっとね、県のほうでは、多分、行政のほうには、このメールマガジンなんかは届いていると思うんですけども、毎回ですね、グリーンツーリズムインストラクターの育成スクール開校の御案内とかね、こういうやつがね、あるんですね。開校しているんです。それで、養成しようと思ってるんです。だから、それに、やっぱり、先進地を学んで、そういう人を育成しながら、先ほど言った経済的なメリットを発生させていく仕組みをつくっていくというのは、やっぱりきちっとね、先ほども、人事のやつで、人って言っちゃったけど、人をつくらないとね、なかなかね、経済的なメリットも発生しません。それをね、ぜひ、県のそういう機会に参加してですね、やるようにしていただきたいという要望をやっときます。

最後にですね、第3回のフェアツーリズムのですね、国際大会が、10月の8日から10日まで、日立市で開催されます。これですね、こういうやつが、3回目です。「持続可能な発展目標のための地域資源の活性化とフェアツーリズム」ということで、「交流の質を問い、人を活かし、確かな感動を」という、国際的な取り組みがね、県北を中心にやっています。やっぱり、これ3

日間なんですけど、分科会に分かれて。全て参加するというよりも、やっぱりね、こういうところに人を派遣して、やっぱり刺激を受けて帰ってきて、阿見の宝をね、宝はあっても磨かないと、そのままなんで、磨く人をね、やっぱりつくってくということが、今、阿見にとって必要なのかなというふうに思います。ここに書いてありますけども、空間、時間、人間、仲間を三間——間という字が3つついてるんで、空間の間、時間の間、人間の間、三間といますが、まさにイベントをつくるということは、非日常の新しい三間をデザインすることです。そして、わくわくする都市農村交流イベントとは、魅力的な3間のデザインをすること。都市農村交流イベントづくりのコツなのです。ということで、県のほうでも言ってますんで、ぜひ、この3間を阿見にもね、つくってきてもらって、活かしていただくということを最後に要請をして、1番目の質問を終わります。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。6番飯野良治君の質問を続けます。6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） それでは、2番目の、環境保全と平地林の活用について質問いたします。

土地活用の上で、平地に木を植えるというのは、防風林は別として、木の幼木としての年数は30年から100年のスパンで考えています。自分で植えた木が売れるのは、4寸の柱木がとれるくらい——3寸から4寸ですね。あとは次世代のために植えられて、子、孫ですね、孫の代に、私の植えた木が高く売ればいいなということで植える山林の地主さんが多いわけです。そういう意味で、平地林は、余裕というかね、豊かさの意味合い、そういうあれがありました。土地自体も農地と違って、山林の場合には、売買するときにもね、誰にも売れるという、そういう1つの便利さもあるわけですけども、国産材が売れない今、維持するための固定資産税と倒木の伐採費用がのしかかり、逆にですね、その山林を所有していることが負担になっている、そういう現状というかな、大変な状況があって、下草刈りとか、売れないものに余り費用をかけられないということで、管理が放置されているというのが現状だと思います。

身近なみどり推進事業は、環境保全の下草刈り、伐採などを行い、林相をよくし、木の根元を見れることで地域の環境が格段とアップします。地主にとっても、地域にとっても、町のイメージアップにとっても非常にプラスです。それを1歩進めて、経済的なメリットを持てる事

業にしていくことが求められています。

それでは、6点について質問いたします。

阿見町の山林面積とその割合は幾らか。

2番、身近なみどり推進事業から見た課題は何か。

3番、バイオマス発電による木質ペレット化の可能性と広域化の取り組みについて。

4番、牛久市のバイオマスの取り組みの現状についての認識。

5、県・国の施策と共同取り組みの可能性について。

6番、業者の誘致・育成の現状について。

以上6点について質問いたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、環境保全と平地林の活用についての質問にお答えします。

1点目の、山林面積とその割合であります。

当町における現況森林面積は1,111ヘクタールで、その割合は約15.6パーセントです。

2点目の、身近なみどり整備推進事業から見た課題についてであります。

当該事業は、荒廃した山林を今後適正に管理しようと考えている所有者に対して、町が最初の整備を代行して行うものです。このため、町は、山林所有者が事業後10年間、山林として適正に管理することを確約していただく協定書を締結しております。しかし、山林所有者の高齢化等により、管理の継続が困難になりつつあります。

また、この事業は茨城県の森林湖沼環境税を活用して実施していますが、この納税期間は平成29年度までと定められています。このため、平成30年度以降の事業の継続については、県の動向を注視しながら判断していくこととなります。

3点目の、バイオマス発電等による木質ペレット化の可能性と広域化の取り組みについてであります。

バイオマス発電事業については、茨城大学農学部と実施可能性に関して検討を行った経緯があります。検討の結果は、事業の採算性、安定性、継続性等のためには、大規模発電施設であること、また、それによる原料の枯渇を起こさないために森林地帯であること、さらに、採算性のために焼却の発熱により温めた温水の利用が求められることなど、この地域で事業を成り立たせるのは非常に困難であるという結論に至っております。

しかしながら、木質ペレット化の可能性としては、発電以外にも、空調設備の燃料、温水ボイラーの燃料、ストーブの燃料という用途が考えられます。

また、広域化の取り組みとしては、牛久市が木質ペレット製造工場を平成26年10月に整備したので、今後の推移を見ながら広域化の取り組みについて検討してまいります。

4点目の、牛久市のバイオマスの取り組みの現状についてであります。

牛久市は、平成20年3月にバイオマスタウン構想を公表後、BDF製造施設や木質ペレット製造工場の整備を行ってきており、現在、その運営については、牛久市が100%出資する「うしくグリーンファーム株式会社」に委託しているという状況であります。

取り組みの内容としては、BDF事業として、食用廃油の回収並びにBDFへの精油と販売を行っております。また、木質ペレット事業として、市内の公共施設へペレットストーブの導入を進めているほか、うしくあみ斎場の空調設備改修工事に合わせ、木質ペレットを燃料とする空調機器に交換を進めております。

5点目の、県・国の施策との共同取り組みの可能性についてであります。

現在、町では、国・県と共同の取り組みは行っておりません。しかし、そういう共同の取り組みにおいて町の施策に合致するものがある場合は検討してまいります。

最後に、6点目の、事業者の誘致、育成の現状についてであります。

3点目にお答えしたように、まず採算性、さらに事業の安定性、継続性等の面から大きな課題ありますので、町が民間事業者を誘致、育成することは行っておりません。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 山林面積のうち、1,111ヘクタールなんですけども、その中に竹林面積は入っているのかどうかお尋ねします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） この1,111ヘクタールの中には竹林面積は入ってございません。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 竹林面積は、やっぱり111かな、1が3つそろってたと思うんですけども、そのくらいな、阿見は竹林面積も有しています。

川田町長時代にですね、元町長時代に、竹林の平地林整備事業の中で、竹林の整備について御提言を申し上げて、あれをペレット化して炭化するんですね、竹炭をつくって、それを霞ヶ浦に入れて、窒素とリン酸を吸収した上で、それを引き上げて農地に還元するというようなサイクルができると、竹林整備にとっても、霞ヶ浦の浄化にとってもいいというようなことで、炭化の導管をつぶさないでペレット化するような機械を持ってる業者がね、栃木県にあって、その試作までは行ったんですね。それを袋に入れて、しかもそれをコンテナにやってあると。そういうことが、実際にやる段階でちょっと頓挫をしてしまった経緯があって、川田さんにもね、最後まで行かないなというお叱りを受けたことがあったのを覚えています。

私は、前に質問をして、町長に、阿見でも手を挙げて、バイオマスタウン構想を、ぜひ阿見

が最初という御提言をしたときに、もうそのときには、もう牛久が手を挙げて、牛久が指定されたという経緯があります。

天田町長は、非常にね、太陽光もそうだし、これからの予測を早く察知して、それを行政に取り入れるという姿勢はね、非常に私もすばらしいというふうに思っているんです。ぜひともね、牛久市がやっても、このバイオマスは相当な広域じゃないとやっていけないということもありますんで、ぜひですね、牛久市との提携をね、具体化してやってほしいというふうに思っています。それは要望です。

それと、身近なみどり推進事業は、私もね、随分、各地区の山林のきれいにすること、整備することで、地区のイメージアップを図ると。しかも通学路の安全にもつながるということで、地主さんのね、同意を得ながらやってますけども、10年の縛りが、10年間、その整備しなくちゃいけないということがあって、なかなかね、ちょっとネックになっている部分もあるんですけども、そのほかに、一番私はね、これで課題というのは、伐採、間伐材、雑木を間伐したり、枝を間伐して、下草を間伐したのを持ち出さないで、あの中で腐食させることが身近なみどり推進事業の1つの方法なんです。それを、今回の場合に、できればですね、そこに置かないで、エネルギーにかえるということが、このバイオマス構想の中で1つのできることなのかなというふうに思ってます。

ペレット化についてですね、これは可能だという――牛久でもやってますから、阿見のほうで森林面積は多分多いと思うんですけども、牛久に運ばないでも、阿見でですね、そのペレット化ができるような取り組みをしたいという業者さんがいれば、それについての後押しは町のほうではできるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） 町がこのバイオマス、ペレット工場をつくるという考え方については、先ほど町長が答弁したとおり、事業の採算性、継続性、それと資源の需要と供給の問題等が非常に厳しいだろうという茨大の先生との話し合いの中で、町がバイオマスタウンについては、木質のペレットについては、ちょっと難しいのかなというふうには考えております。

今、飯野議員が言われた民間業者の方の誘致という部分について、今、やってないというふうなことですけれども、民間の方が、そういったものを取り組みたいというふうなことになるれば、後押しというふうなことがどういうことなのか、ちょっと今、御答弁するのは、ちょっと難しいんですけども、それをお話を聞いた中で検討することはできるんじゃないかなというふうには思います。ただ、その後押しだとか支援だとか、それができるかどうかは、ちょっと今、この場では、ちょっと情報が足りませんので、お話することはできません。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 決してね、これは業者の利益だけを目標にするのではなくて、そうした山林や竹林の環境をよくしながら、民間がやって、採算ベースに合わなければ、民間はね、ボランティアではやらないわけですから、民間がね、やりたいと言ったときに、町は積極的にね、情報を提供したり、行政としてできることをね、業者との連携の中でやっていく、育てていく、これは建設業も同じだと思うんですけども、そういう形でやっていただければなという要望をしときます。

それとですね、ペレット化は、牛久のほうでもね、もうやって、阿見から持っていったるかどうかはちょっとわかんないんですけども、木材なんか。できたペレットの利用ですね。ペレットにしちゃえば、非常に輸送も簡単になって、タンクローリー等なんかで石油と同じようにね、運べますし、ちゃんとそれをタンクに入れて、石油と同じように、もうシステム——スイスなんかではそれが当たり前で、石油よりも安いコストでペレットがね、使われてるっつゆう状況は、『里山資本主義』の中でも——書店で1位になりましたけど、あそこでもね、ちゃんと語られています。だから、いずれ、近い将来かどうかはわかんないけど、石油に依存しない、そういう自然エネルギーが中心の社会ができれば、木質ペレットがね、大分注目されることは、もう確実なんですけれども、当面ですね、牛久か、まあ阿見で将来できるペレットを、ペレット化されたら、公共施設で暖房などに使えるような、いわゆるまきストーブと同じような導入なんかの構想を、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（柴原成一君） 生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい、お答えをいたします。構想は、今現在、持っているわけではございません。ただ、牛久市さんのペレット工場の話をお聞きすると、牛久市さんは牛久市の中で、その間伐材等を、ほかのところから供給しないで、牛久市地内の中から賄うというふうな話をされているようです。それで、それを活用するには牛久市さんの公共施設、学校関係はやはり子供たちがいるので、それは何か余りやらないみたいですけども、公共施設に、そのペレットを活用したまきストーブですよ、を取り入れていくというふうな話は聞いております。ただ、その供給といいますか、ペレットがどのくらい賄えるのかというのも、全然、私ども、把握しているわけではございませんし、全くそういう、阿見町の公共施設の中で、その牛久市で製造されたペレットを活用していくというふうな考え方は、今現在は持っているわけではございません。

ただ、うしくあみ斎場については、この答弁の中でお話ししましたように、空調設備については、一部、一部ですが、ペレットを活用した空調、暖房等に、冷暖房にするというふうなことで、今年度から事業が、改修工事が始まる予定となっております。そういうことでございます。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） これ最後にしますけれども、ペレット化をして、それはもう理論的にも採算的にも多分ね、合うような状況が、近い将来起こってくると思うんですけれども、そのいわゆる利用先ですね、それは、公共がまず、民間が始まる前に、公共がいろんなところでまずやってみて、それを民間に普及させていく。実際に、まきストーブがね、非常にやわらかい暖かさで、好評で、少しずつ輪が広がっているというのはね、土浦の東大通りのところにもありますけども、100万とか、非常に高いまきストーブでびっくりしちゃったんですけど、やっぱりそういうのがね、使えるような、そういうのが豊かな社会だという認識がね、生まれるようにしていきたいなど。それには、やっぱり公共が情報を集めてですね、そういう時代が来たら、すぐ対応できるようにしてもらいたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

2番目の質問を終わります。

それでは、3番目の質問です。

阿見とひたち野うしく間の道路の補修について質問いたします。

私はですね、私用も含めて、毎日と言っていいほど、実穀・中根間の道路を使っています。以前はですね、中間地点で水たまりがすごくてね、車が走るときに水たまりがぶわあっとなって、それがね、長い間続いたんです。何でこんだけ水がたまるのに排水が行われないのかなという疑問はずっと持ってました。これは、西大通りから来る道路ができればね、あの道路が裏通りになるんで、それができるのを待っているからやらないのかなと、そういう理解の仕方をしたんですけども、最近ですね、排水も解消され、下の乙戸川の橋の両側も排水、U字溝を両脇に入れて排水、道路面も舗装されて、非常にね、改修が進んできたんですね。あと少しなんですね、あの道路が牛久と実穀・中根の中で、ちょっと補修して、舗装面がでこぼこだというの。やっぱりあれは、西大通りから来る道路ができればね、裏通りで、それほどの、あれは地元の人しか使わないんでしょうけど、今はね、非常に、つくばから牛久を通して阿見に入る、そのメインの道路になってますよね。「牛久がよくて阿見さ入ったら道路が悪い」というのはね、前、言われてたんですけど、近年ね、随分やっぱり、阿見は舗装、4メートルの確保の整備が進んでね、改善が顕著になって、その格差もね、なくなりましたよね。早くですね、あそこの交通量を含めてね、整備の方向を実現していただきたいというところで、質問をいたします。

実穀・中根間の補修必要区間はどのくらいあるのか。

2番目に、交通量必要性から早急な手当が必要と考えるがどうか。

3番、西大通りの延長の阿見部分の進捗状況はどうか。

4番、現在の町道実穀・中根間を牛久からの阿見への玄関口としての位置づけがあるのか。
この4点についてお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、阿見・ひたち野うしく間の道路補修についての質問にお答えいたします。

この道路は当初、阿見町実穀地区と牛久市下根地区を結ぶ道路として整備をしたものです。しかしながら、URひたち野うしく地区の開発に伴い、平成21年に、学園西大通り線が当町の境界まで延伸されたことにより、現在では、つくば・牛久方面から阿見中心部や福田工業団地方面へ向かう主要な幹線道路となっております。

この道路は、特に、ほかに代替えとなる道がなく、道路幅員が約5.5メートルと狭い上に、物流や通勤車両等で交通量が増大し、また、道路に排水設備がないことから、舗装の傷みに一段と拍車がかかっております。そのため、平成25年度より順次、側溝整備とあわせて舗装の復旧工事を進めているところです。

1点目の、実穀・中根間の補修必要区間はどのくらいあるのかについてであります。

全体延長は1,033メートルで、現在474メートルが整備済みであります。残り延長は559メートルです。

次に、2点目の、交通量、必要性から早急な手当が必要だと考えるがどうかについてであります。

状況は十分に把握しており、未整備区間を一括整備することが理想的と考えます。しかし、近年、国の補助金の縮小傾向から一括整備することは困難であり、年次計画に沿って整備を進めてまいります。

3点目の、西大通りの延長の阿見町部分の進捗状況についてであります。

この道路は、県道土浦稲敷線バイパスとして茨城県が整備を進めているものです。進捗状況としましては、牛久市境から大砂までの約3.3キロが事業区間であり、買収面積率は約8割です。また、今年度は土浦稲敷線バイパスの牛久市側から約300メートルについて、工事に着手します。

最後に、4点目の、牛久から阿見町への玄関口としての位置づけはあるのかについてであります。

県道土浦稲敷線バイパスの完成までは、重要な路線であると認識しておりますが、玄関口としての位置づけはしておりません。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 多分、舗装については、地元の実穀からの要請は出ていると思うんで

すけども、そして、それについての回答はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路公園整備課長湯原一博君。

○道路公園整備課長（湯原一博君） 実穀からですね、区からの要望としては、出てはいません。区としてじゃなくてですね、区とは違うんですけども、区の道路整備委員会というところから出ています。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 私は実穀の総会によく出席させていただくんですけど、非常にね、区としても、道路委員会とか幾つかに部局が分かれてて、そこでね、振動の問題とか、非常にきめ細かく専門的なあれがしてます。だから、道路委員会から出てるっていうことは、それなりにやっぱり区としても、重要視してね、早くやってほしいということだと思っんですけど。

それと、交通量の調査というのは、ここに交通量は増大しているとあるけど、実際にしてるのかどうかお聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。道路公園整備課長湯原一博君。

○道路公園整備課長（湯原一博君） 現在のですね、交通量については、一応調べております。明らかにですね、以前は、町長の答弁にありましたように、下根地区までを結ぶ道路ということで、そんなになかったんですけど、現在の交通量を調べてみますと、1日当たりですね——12時間ですけども、6,000台ぐらいの交通量があります。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） かなりね、今も言ったけど、6,000台というのはかなり多い数字だと。特に、朝と夕方の通勤者のね、あれは大変なものです。そういう意味合いから、先ほども答弁にありましたが、一括にはできないけども、着実に工事が進んでいるということは、実際にもね、あそこを通ってみてもわかります。早くですね、優先的につつつても何ですけども、順位があるんでしょうから、舗装をね、整備を完了していただいて、阿見のイメージアップにつながっていただきたいということをお願いいたします。

それと、最後にですね、西大通りから来る県道のことなんですけども、実穀にある産直センターまではね、早急にね、開通するように、県のほうに要望を、町のほうからも強力にさせていただきたいということを、町長のほうからお願いしたいんですけども、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 竜ヶ崎工事事務所のほうには、道路という形で、必ずそういう要望

は出しておりますし、いろんな面でね、広域からの下におけるそのアクセス道路とか、そういう問題もあったりして、すぐにはなかなか進まないという状況なんですけど、なるべく早い時期に道路を開通していきたいというのは、これは私たちも同じですし、竜ヶ崎工事事務所の関係者も同じだと思いますので、努力はしていきたいと思います。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 積極的な答弁ありがとうございました。

私の質問をこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで6番飯野良治君の質問を終わります。

次に、8番久保谷充君の一般質問を行います。

8番久保谷充君の質問を許します。登壇願います。

〔8番久保谷充君登壇〕

○8番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。それでは、通告により、2019年茨城国体で阿見町が行うセーリング競技の進捗状況と予算について質問をいたします。

6月の議会終了後のスポーツの話題といえば、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて主会場となる新国立競技場のあり方が大きな話題となりました。1,300億円を予定していた建設費が2,500億円から3,000億円以上と大きく膨らんでしまい、結局、政府は、国民の理解が得られないという判断で、当初の案を全面的に撤回をして、新しい計画で進むということが決定し、総工費上限1,550億円とした新たな整備計画に決まりました。議論を聞いておきますと、競技場施設は、オリンピック開催後の運営管理について十分な配慮を払いながら建設をすることの重要性が強調されておりました。

東京オリンピック・パラリンピックは5年後のことですが、その前年2019年には、阿見町もセーリングの会場となる2回目の国民体育大会が茨城県で開催されます。そこで、準備状況や会場等について伺います。

1点目、県や競技団体との協議、打ち合わせ状況について。

2点目、プレ国体まで3年ですが、現在の準備状況について。

3点目、国体までの工程について。

4点目、国体セーリング競技の総予算と予算の内訳について。

5点目、陸上自衛隊武器学校内での仮設競技場で行うということですが、競技場所を変更する考えはないのか。

6点目、国体セーリング競技を仮設で行うということですが、国体終了後にマリーナ施設を利用してまちおこし、健康推進やスポーツ推進に利活用する考えはないのかについて。

以上、答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 久保谷議員の、2019年茨城国体で阿見町が行うセーリング競技の進捗状況と実行予算についての質問にお答えします。

まず、1点目の、県や競技団体との協議、打合せ状況についてお答えします。

現在、県と、施設や運営にかかる費用や競技日程、宿泊等について、県からの調査に基づきヒアリング等を受けながら協議しております。

競技団体とは、競技運営に必要な物品や役員及び補助人員等について、必要に応じて協議しております。

次に、2点目の、プレ国体まで3年ですが、現在の準備状況についてお答えします。

通常、セーリング競技は、本大会の1年前に「全日本実業団ヨット選手権大会」「全日本セーリングスピリッツ級選手権大会」「全日本セーリング選手権大会」の3大会を同時に開催するリハーサル大会を実施しております。当町でもリハーサル大会を行う予定ですが、準備については平成28年度から取り組んでまいります。

続きまして、3点目の、国体までの工程についてお答えします。

まず、組織ですが、本大会3年前に茨城国体が正式に決定されます。それに合わせて県の準備委員会が実行委員会に移行します。当町でも、来年度の早い時期に準備委員会を立ち上げ、県と合わせて実行委員会へ移行したいと考えております。

施設の整備については、本年度に基本計画を策定し、平成28年度は設計業務を行う予定となっております。

リハーサル大会に向け、平成29年度から30年度にかけて武器学校内のスロープの補修や、水際しゅんせつ、艇置場の整備、栈橋、運営棟、テント等の設置、湖岸に面したフェンスの撤去等の整備工事を行います。

リハーサル大会後は、借用した部分を一旦原状復帰し、武器学校に返却します。

平成31年度の本大会前には、再び同様の整備を行い、大会終了後は再度原状復帰して、武器学校に返却することになります。

その他にも、霞ヶ浦平和記念公園に大会本部棟と開閉会式等を行うイベントテント等の設置及び撤去や、仮設駐車場の設置等も行うことになります。

4点目の、国体セーリング競技の総予算と予算の内訳についてお答えします。

平成26年度に実施した運営事前調査では、概算で総予算は約9億円を見込んでおります。その内訳は、施設関係で約6億円、運営関係で約3億円となります。

5点目の、陸上自衛隊武器学校での仮設競技場で行うということですが、競技場所を変更する考えはないかについてお答えします。

競技場所については、陸上自衛隊武器学校を借用して開催する方針としましたので、変更は考えておりません。

最後に、6点目の、国体セーリング競技を仮設で行うということですが、国体終了後にマリナーナ施設を利用してまちおこし、健康推進やスポーツ推進に利活用する考えはないかについてお答えします。

会場は借用し整備しますので、大会終了後は、前にも答弁しましたが、原状復帰して武器学校に返却しますので、利活用は考えられません。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 今、教育長に答弁をいただきましたが、これ、誰がね、場所等の決定権っちゃうのは誰が持ってるのか、ちょっとお聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えいたします。最終的には町長が決定いたします。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 私もね、これ最初にね、質問書を出したときにね、できれば町長に答弁をしてもらったほうが、初めからいいのかなというふうに思いながら、まあ、あれしたんですが、そういう中でね、答弁書にもありますが、平成26年度に実施した運営事前調査では、概算で総予算は9億円を見込んでおります。内訳は、施設関係で約6億円、運営関係で約3億円ですが、総予算の内訳を詳細にお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。26年度の9月の補正しまして、調査しましてですね、調査・測量設計等で4,960万ですね。それから、土木工事費、先ほど教育長が申し上げましたけど、仮設橋、それから施設整備等で3億3,030万、それから付帯工事で3,310万、それから建設レンタル費、本部棟、テント、トイレ等について1億6,690万、合わせて約6億っちゃうような形になっております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうしますと、このコンサルにかけたということですよ。かけてないんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） そのとおりでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうしますとね、これ例えば霞ヶ浦湖畔の、霞ヶ浦とかね、そういうところの整備だというふうに思いますのでね、そういう中で、そのコンサルは、そういうところに明るいつちゅうかさ、そういうコンサルなんですかね。これやはり、セーリングを行うということになればね、やはりセーリング連盟とか、そういうやはりわかっている人にアドバイスを聞いたのかどうか伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） この事前のコンサルに調査を委託したのは、昨年9月の補正予算で調査をしたということで、ちょっとこちらのほうで答弁させていただきますと、委託業者は三井共同建設コンサルタントというところに委託をしております。それで、やっぱり霞ヶ浦の湖内にスロープとか栈橋とか整備をしていくということですので、かなり建設費が増大するというようなことで、大会運営するに当たっては、そういう競技者とか、これまでの国体の運営の仕方とか、そういうことをアドバイスをいただきながら、そのコンサルにもそういう話をしながら進めて調査をしていただいている経緯がございます。

そういう中で、ただ、今、武器学校内では、今申しましたような建設費がかかるというようなことで、そのほか、大室地区、船だまりあたりに町が整備した場合はどうかとか、あとは、今、霞ヶ浦高校がグラウンド整備を進めております大室のストックヤード、そこに整備した場合はどうかというようなことで、3つの候補地について、それぞれ積算をしていただいたということですが、大室の船だまり地区を想定した場合には、工事費として約10億6,000万、それで、ストックヤードに整備した場合は約6億6,000万というような整備費がかかるというようなことで、出てきた結果を受けて、かなり整備費がかかるということもありますので、武器学校内に場所を決定したというような経緯がございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 後でよく聞く部分もありますが、それではね、この予算の内訳というか、国と県、町のね、それぞれの負担額はどのような割合になっているのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。国民体育大会市町村競技施設整備費補助金とありましてですね、当然、この仮設整備であっても補助金があるんですけど、これ県のほうでまだ確定してなくて、ここで財源が幾ら来ますよということではできないんです。必ず来ますんですけど、ここではまだ言えない状態でございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 答弁の中にもね、競技団体とは競技・運営に必要な物品や役員及び補助人員等について、必要に応じて協議をしているということなんですけど、これは何回ぐらい競技団体としたのか、また、中の人件費等とか、予算の中に入っているのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。県のヨット連盟っちゅう形で、県のセーリング連盟と、これ随時やっております、随時。ですから、何回やったっちゅうことではないんで、随時、物品とかそういう部分について協議しております、まだ決まったっちゅう部分がないんですけど、引き続き継続して、今、協議している段階でございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 次長ね、私は、随時協議をしとるような話を聞いたようなっちゅうかさあ、そういうふうな情報、全然ないんですけど、本当にしてんの、これ。うそ言っちゃだめだよ。本当にしてんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○8番（久保谷充君） 何回やってるって聞いてんだから。

〔「だめだ、次長が答えないと」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 生涯学習課長兼中央公民館長佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） はい、お答えします。今、次長が随時ということでお話ししましたが、回数は正式には、ちょっと数えておりません。回数は正式には、ちょっと捉えておりません。電話等で確認したり、連盟の方に公民館に来てもらったりと、いろいろですので、回数までは、ここでちょっと申し上げられません。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あのね、私も最初に書いてありますが、プレ国体まで3年なんですけど、そのような状況で、本当にこれ大丈夫なんですか。本当にこれ、まだ電話等でしか話したことはないみたいな回答なんですけど、その辺どうなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 久保谷議員のほうにはですね、平成22年の12月から始まりまして、23年の12月、26年の9月、それから今年の3月には浅野議員からもいただきまして、もう当然、31年にはやるっちゅう方向で、今、進めてますんで、できますかって言われても……。あのときに、失礼ですけど、久保谷充議員は、民間だったらビッグチャンスと言って、ほんで、陸上

自衛隊の中でやるのがいいなっちゅうことで、こうやって進めてきて、で、26年には、ほかにまだ後で使えるような形でっちゅうことで、いろいろ協議して、今、できなくちゃ、これ、辞退のようなんになっちゃいますから、できるように、今、進めているところです。9月の補正に、基本設計、要するに、配置図、どのようにすっかっちゅうことで、今、皆さんにお願いして、基本設計をお願いしているところでございまして、その辺はお含みおきいただきたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あとですね、武器学校の中のね、これスロープになっているところが、震災でだめになっててね、その辺のところの直すというか、その辺の予算等も、これ入っているのかどうか、ちょっと伺ひます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。スロープ、きれいに船がおりるような形の補修も入っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そうすると、3億3,030万の中に入ってるっちゅうことですよ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） そのとおりでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これ総予算約9億円ということなんですが、これ以上の予算はかかんないんですか。やはり今度は基本設計ちゅうか、それ入ってるんでね、その辺のところをきちんと見きわめながら、これ私らも審議していかないと、やはりこれだめなんでね、後から何かでまた追加だよって言われても、これね、そのとき決まっちゃってね、何年か後に、2年後とかね、そこらにまた追加で出ますよみたいな話になったら、私は困るので、ちょっと質問をいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 予算もしかり、何もしかりなんですけど、あくまでも、これ大枠のもので、今から基本計画、基本設計、実施計画っちゅうことで固まっていっくわけで、ざっくりの大枠で運営費が3億、それから設備費で6億ですよというようなものが出てますんで、それ変わっちゃったっちゅうとか、そういう部分は、負担金とかそういう部分じゃありませんから、そこらお含みおきいただきたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) 今になったらね、ほとんど大枠も何もね、ある程度もう予算はきちんと決まないと、実際に今回ね、そういう基本設計三百数十万円のあれが出ているわけですから、その辺のやつはきちんとしてもらわないと、これ補正予算もね、本当にこれ審議できないかのような状況だと、私は思いますよ。また、先ほどね、大室下の船だまりのところがあった予算と、全体的に今回のやつと、総予算で幾ら違うのか、ちょっとお示してください。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長(横田健一君) 答えいたします。先ほど申しましたように、これ、ざっくりといますか、約、武器学校内では6億、それで、船だまりあたりにやった場合は約11億というようなことですので、5億ぐらいの開きがあるというようなことでございます。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) 先ほどの話に戻りますが、国・県と町の、本当にざっくりのところの予算配分じゃないけど、それはわかんないんですか。例えば、施設の部分はね、国が出すとか県が出すとか、何かあんでしょ、これ、だって。その辺のところのやつを、ちょっと説明をお願いします。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) 国民体育大会のほうの整備費補助金のですね、事業区分で、仮設計画工事費の10分の10以内っちゃうことなんです。10分の10以内なんだけど、ただ、どこまで対象の限度額も、わかんないですよ、知事が必要と認める額が限度額なんで、わかんないですよ。一応、10分の10以内ということになっております。対象経費の10分の10以内。だから、これ含みがあるんですよ。10分の9なのか10分の8なのかというの。そういうことで。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) いや、だから、じゃあ、最大限ね、こうなんですよということを示してくださいよ。最大限って。だから、要は、町がね、今、後ろで言ってますが、町が本当に幾ら出すんですかっちゃうことなんですよ、本当、これ。6億円の中の。また、施設費の3億ですか、これ、それは向こうが全部出すんだか、そういうやつもいろいろ含めね。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) もう、今、いろいろ話しして、誰が考えても、数字が全部出てこないというのは、よくわかると思うんですよ。それで、先ほど言ったとおり、11億かかるという、事業費、あれはね、やっぱり、あの堤防の高さまで土を盛ってかなけりゃいけない。そういう中で、非常に土地代もかかる。そういうことで決断したのは、やはり武器学校でなければ、阿見町の持ち出しが多過ぎると。そういうことで、あそこで決断したんです。だから、これはね、やっぱり、町の財源を考えたときにどうだっていうことを、やっぱり考えないといけないんで

すよ。ただただ格好よくやればいって、まあ、何だ町長は、また格好よくやればいいのかって話ではないんでね。これはもう相対的な考えで、やはり職員も、今の状況の中でね、一番ベストは武器学校でやることだということを私に提言していただきました。私も格好いいことはできない。道の駅もある、新しい小学校の建設もあると、そういう思いです。ただ、今回ね、補正の実施計画、そういうもので議会が反対したら、町は、これは、返上するのか。つくばと同じように。だから、だけども、反対されちゃったとできないという話になっちゃうわけだから、やっぱり、これは、町としては、本当に信用が必要なんで、必ずやり遂げたいという、町で今、霞ヶ浦高等学校は、女性のヨット部員も総体で2階級で全国大会で優勝している。また、世界選手権にも行くという、そういう状況であります。そういう中で、やっぱり霞ヶ浦高等学校とか、また、準備委員会、実行委員会においては、その専門的な人たちを入れると。また、私も、そのために、阿見町でヨットをやった人を、その課に入れて、やっぱり、それなりに内容がわかる人を入れたということだけでも、やっぱり理解していただかなければいけないんじゃないかなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあ、町長に後でちょっと聞こうかなと思ってたんですが、また後から聞きますが、平成27年の第1回ね、定例会で、浅野議員に対する質問で、教育次長の答弁の中でね、6年前なんだけどというような感じで、これ間違った、6年前じゃないんですがね、中央競技団体正規視察がですね、というこういうような感じで答弁してんですよ。来まして、武器学校の視察、これ町長、教育長含めた中で視察をしておりますと答弁してます。このとき、中央競技団体のほか、どのようなメンバーが来たのかどうか、ちょっとお知らせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。県関係では、茨城県準備委員会事務局長、事務局の次長、事務局委員でそのほか5人の方が来ております。それから、競技団体関係で茨城セーリング連盟では、会長、副会長、それから理事長、副理事長、副理事長は3人来ております。市町村関係はよろしいでしょうか。はい。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そのときですね、場所はどことどこっていうか、どこに視察に行ったのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） まずは、下の武器学校、それから125号の、前に「予科練そば」ってありましたよね、の前の大室の近辺を視察した覚えがあります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 視察のとき、どういう話が、とかアドバイスとか何かあったんですか、それは。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。生涯学習課長佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） そのときの記録がありますので、自衛隊のスロープが古くて凹凸があるために修理が必要であるとか、陸上自衛隊内に分室みたいのを置く必要があるだろうとか、それからですね、スロープ付近に仮設の栈橋が必要になる、それから、簡易の水道、トイレ等、照明等の設備が必要である、大会会場にはスピーカー等が必要である、また、駐車場の確保も必要である、あとは、お子さんがいる選手もいるので、そういう子供のチャイルドルームですかね、そういったものも必要であるというような、その他もろもろありますけども、大まかにそういったものを指摘を受けてございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 視察のときの報告書ありますよね。指摘された部分ありますよね。その中でね、多分言ってるというふうに思いますが、運営会場が陸上自衛隊敷地、霞ヶ浦平和記念公園及び土浦市のラクスマリーナ施設の3会場に分かれ、競技運営等が出艇、帰着するスロープ付近に設置されていないことによるリスクや都道府県選手団とコミュニケーションする状況にないことは競技運営に支障を来すおそれがあると考えられる。またですね、これ、浅野議員の3月の質問のときにも、これ全部入ってるんですがね、スロープが陸上自衛隊敷地内のために入出りの規制が厳しい条件となり、一般観覧者や選手の家族等の応援が難しく、またプロテスト——これ抗議ですね、抗議があった場合にも、迅速に対応が難しい。あと、またもろもろあって、見えるセーリング競技として、陸上から観覧できる施設の設置や、陸上に近い位置にレース湖面を設定する方策を講ずるとかね、都道府県選手団と競技運営本部等は同じ場所であることがベストなレース運営を行えるため、東京国体と同様に2会場以内に設定することが望ましいと指摘されているふうに来ているというふうに思いますがね、この辺のところ、陸上自衛隊の中でやるときに、これ全部クリアしているんですか、これ。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 基本的には、そういう指摘を課題・問題点を克服するための、今からの基本計画を立てて、それで来年、基本設計、実施設計に持ってくっちゅう形なんです。今からなんです。今、今から、その指摘事項を……。何せ、国の土地ですから、そういうのを踏まえた、最初からリスクはわかっているんで、その課題を克服した配置、コースを、今からつくってくっちゅうことでございます。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 今、久保谷議員のほうから指摘された、これをやっぱりクリアしていかなければできないわけだから、これは武器学校と予科練平和記念公園で会場等を2つにするという、そういう状況になると思います。ただ、これはもう十分つくり上げていかなければ、それができないわけだから、これをやっていくということが当たり前の話だと、これはね、国体をやるということになれば、それが当たり前だと私は思っています。そのぐらいのことは、十分できると、私は考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） まあ、教育次長もね、町長も話をしておりますがね、これは、武器学校の中ではね、だめな部分はあるんですよ、これ。これクリアできない部分ありますよ、だって。それはだって、全部クリアするようにね、これから考えていくんだとか、そんなうそ言ったってしょうがない、これ、はっきり言って。私はそう思いますよ。だから、やっぱり、もうちょっとね、本当にきちんとセーリングができるように、本当にね、違う場所とかを設定してやるのが私はいいいというふうに思いますがね。そういう中で、町長はね、今年の1月に、地区のね、初参会で、国体セーリングは大室下で行い、恒久的に利用できるような施設がよいと私は思っているが、まだ決まったわけではないと話をしたのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） そのとおり、しております。その後ですから、やっぱり財源だなんだ考えたときにね、やっぱりこれは無理だなと、そう思いました。それで、誰だって自分のそういう場所でやりたいですよ。そういう場所。じゃあ、その後の事後のね、この管理どうなんの。予科練平和記念館だって、あんだけの金額が金かかって大変だって言って、それこそ3ヘクタールぐらいの土地をきちんと確保して、その後の事後管理、維持管理、そういうものを考えたら、これは1,000万、2,000万じゃあおさまらないし、非常に大変な状況になると思います。ラクスマリーナは株式会社でやっているんですから。それでも、京成がだめになって、土浦市がそれを引き受けたっていう状況ですから、非常に土浦市も大変じゃないかなと、そういう思いはしております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 町長ね、その前にも言ったでしょう、多分。違うくて、武器学校の中で開催しては何も残らないので、ね、そしたらどこで、だから、あの浅野議員の3月までの2カ月あかないかの中で、何でそんで変わっちゃったの。みんな多分、あの大室とかあの近辺の人は、あそこでやるふうに、みんな思ってますよ、多分、今でも。そんなのね、予算がどうのこうのつつつても、じゃあ、5億の差があつて、実際にはそれより詰まるかもわかんないでし

よ、これ。そういう中で、何にも残らないような、空気じゃないけどね、税金、あれで、国体やって何も残らないならば、残したほうがいいよっていう考えもあるかもわかんないよ、だってそれ。町長が全部決めたんでしょ、だから。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 私が最後は決めました。先ほどから言っております。私は前々から、本当であるならば大室下でやりたいというのは、これは誰でも、トップとしては思いますよ。それは自分の実績になるわけだから。だけど、町の財源を考えたときにね、今後の維持管理、その後、これずっとやるほかないんですよ。そういうことを考えたときにね、どれだけの経費がかかるかということ、やっぱりみんな考えないと、私1人が何でも暴走するわけじゃないから。思いつきでやってるわけじゃないんでね、これはもうみんな考えながらね、それでやっぱりコンセンサスをとっていくという。それは私がリーダーシップをとるときもありますけど、やっぱり、職員の考えだって、やっぱり、これはちょっと町長難しいよと。最初に言われたのは、あれですよ、町民の総合体育館を俺はつくりたいと言ったときにね、それは町長難しいよと言われました。それは、そんな金額ではとてもじゃないけど、維持管理がもたない。私は今回もそうだと思っている。今後は、やはり、自衛隊でやって、そして、物が残る残らないというのは、それは町民の心に、この国体がね、国体をやったと、そういう……。そして、観客席がどうのこうの言うけど、それは、今、湖まちづくりで、掛馬下にね、緩傾斜でつくるわけだから、そこら辺が競技場になるわけだから、そこで十分見学はできますし、いろいろな問題を、やっぱり今から解決していかなければいけないわけだから、みんな、これはだめだ、あれはだめだじゃなくて、どうやったら解決するかっていうことを考えていくのが、やはり私たちの、やっぱり町を元気にする手だてじゃないんですか。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 6億円からね、やっぱりかけてね、本当に今、国体はね、国体とか、オリンピックでも何でも同じだといふうに思いますがね、通常はね、ある施設を使って開催するわけですよ。なければ、今回のように、本当は新しくつくって、そして、後から使えるようにするのが、維持管理費とかどうのこうの、当然かかるというふうに思いますよ。それ試算したんだかどうか、ちょっと私もわかりませんが、さっきから、大きなどうのこうのなんていう話ししてますがね。実際に、全国で、国体やって、開催して、6億、まあ、約9億円ですよ、かけて、ほんで、全然何にも残らないようなところの市町村じゃないけど、国体やってあれしたようなところ、全国にあるのか、ちょっと聞きます。

○議長（柴原成一君） ここで暫時休憩したいと思います。

○町長（天田富司男君） 1回だけ、じゃあ。

○議長（柴原成一君） では、町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） あるのかどうのかわかなくてね、じゃあ、何で県がね、もしもそこでやったときに、県が補助を出すんですか。なくなってもいいっていうやつを、もしもやった場合、なぜ県が出すんですか。それは県は容認するからじゃないですか。それを残す残さないじゃないじゃないですか。そうでしょ。いかに国体を成功裏におさめるために、やっぱりそれぞれの市町村が手を挙げて、それをやっぱり協力していくというのが県じゃないですか。県が、じゃあ、そういうとこでできないんなら、そういうとこじゃ全然できないだろうと、そういうのは後に残らないものなんてつくなくていいよと、そういうこと言ってないじゃないですか。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後2時20分からといたします。

午後 2時11分休憩

午後 2時20分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。8番久保谷充君の質問を続けます。

○8番（久保谷充君） 幾ら10億からかかろうがね、いずれにしても、私はやはり残してね、いろいろな町にね、いろいろな活性化じゃないけど、やっぱりマリナーを利用してね、やはり、セーリングね、これからね、あと、モーターバイクとかバス釣りとか、そういうところの集まってこられるような形で残したほうが、私はいいのかなということで話をしているわけですから。だから、やるなとか、そういうことじゃなくてね、やっぱり、武器学校の中よりもね、そのほうが、さっきから言ってる維持管理の話ね、そしたらもう、かかるんだつつつても、幾らかかるんだかわかんないで話はしておりますがね。

あと、さっきの話にちょっと戻りますがね、10分の10とか10分の9なんですか、これ、あれからすると。そしたら、全部じゃないけど、それに近くあれしたら、町が出すところほとんどないっちゃうことになれば、10億だろうが何だろうが、別にそれはいいんじゃないの、あそこを利用しながら。そして、例えばさあ、今、大室のところね、町長がね、太陽光を進めてる中で、太陽光を東京の不動産屋にね、許可したかなんか知りませんが、残りのところが、やはりあと幾らもない中で、あの辺はまた利用してね、また蓮田かなんかは、やはり、とりあえず仮設で埋め立てやなんかして、後から変化するような形をとるとかね。で、今、何ですか、あれ、ヨットじゃないけど、細谷さんが持ってる所かな、とか、大室のね、そういうところとか、あと、永井さんがあるところの、何ですか、あれ、前の結婚式場、そういうところを買って、そして整備して、で、やはり、みんながやっぱり交流できるような形を、私はつくったほうがいいということで提言しているわけですから。さっき堤防と同じ高さにしなくちゃいけないと

いうふうにあれしてもね、今、土木工事いろいろやってる中で、県もそうだし、そういうところで、やはり、残土とか何かを利用しながらやっていけばね、そんなにお金はかかなくて、私は埋め立てとか何とかしながらね、土地もそんなに高いわけじゃないし、6億円だか9億円だかわかりませんが、全然残らないような税金の使い方は、私はおかしいというふうに思って、私は話ししているわけですから。

そういう中であって、要は、これだけの予算を使ってね、施設が何にも残らないのであればね、町長ね、例えば、美浦村とかで共同開催みたいな形して、場所は向こうで借りて、阿見の名前をつけて、そういうことを開催を考えたほうが、予算的にはかかからないのかなあというふうに思いますので、その辺のところ、ちょっと答弁ください。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほど、何、太陽光発電、私が許可したとか何とか、そういうことは全然ないよ。ちょっとおかしいんじゃないの。太陽光発電なんていうのは、みんな個人でやることですよ。ちょっとおかしいですよ。

それで、美浦に失礼でしょ、あんた。

○8番（久保谷充君） わかんないでしょ。

○町長（天田富司男君） 何を、美浦は全然、何にも手挙げてねえのに、美浦とやろうなんて、そんなこと無理な話をね、美浦とやろうなんてとんでもない話ですよ。そういう何かおかしいような話をしないで、それはあなたの気持ちはわかります。それはね、誰だって自分のとこで、それこそ土地でも何でも買って派手にやりたい。これはもう、今度また俺が派手にやったら、何だそんなことやってって話になるんだろうけど、ただ、やっぱり今の状況の中でね、町が優先順位としてこの事業を町の事業としてやるというのは、金をかけてやるというのは、ちょっと難しいということです。だから、運営費とかね、その設備に対しては、きちんとね、県の予算とか国の予算がどれだけ出るかわかんないけど、それは実施計画とかできた時点で、皆さんにまた御相談を申し上げると思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、町長ね、美浦でやれというふうな話じゃなくて、そういう形で、できないのかなという話。失礼とかどうのこうの話じゃないですよ、だって、これ。予算がこれだけかかって、それで何も残らないという話なんですから、じゃ、国体をね、阿見町でやった意義っちゅうのは何があるんですか、これ。お聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。ちょっとさかのぼつけど、平成23年12月は久保谷議員さんだって、町をアピールするのに最高と言ったのは、これ1つですよ。これはアピー

ル、1つ。本来、31年度の国体開催の意義、これはもう県と同じですから。元気なまちづくり
っちゅうことで、それで阿見町をPRっちゅう形で。そういうふうに、要約するとそうなりま
すから。それで、昨日も海野議員さんの質問っちゅうかありましたけど、基本的には、今、ラ
クスマリーナでやっている町長杯のヨットレースを引き続き継続してやってるし、子供らに夢
を与える、夢のある国体っちゅうことになりますので、そこらをお含みおきいただきたいと思
います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 夢のある国体とか何とかでね、それで9億円も、何も残らないでね、
やれるような国体は、私は本当におかしいなというふうに思いますが、本当に、教育長、全然、
教育次長、何も思わないんですか本当に、そのことに対して。執行部のね、皆さんもね、含め、
本当に、何もね、9億円も使って、そんで、ただ、元気なね、子供がどうのこうのだから、そ
んな、それだけで9億円使うんだら、別な方法が、私はあるというふうに思いますがね、阿
見町だけを考えるのであれば。本当に9億円考えるんだらね、阿見町の商品を、例えばテレビ
か何かで、いろいろなものを、やっぱりね、PRしたほうがよっぽどいいかもわかんねえ。こ
んなの、何にも残らないであれば。私はそういうふうに思いますよ。だからまあ、町長いいで
すから。じゃ、町長、はい。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） まあ、ほら、自分は必要ないっていうのであれば、やっぱりそれは、
自分の意思で、やっぱりきちんと議会の中で発言をすればいいんであって、私たちは、この国
体を、やっぱり、絶対進めるんだっていう思いでいます。9億っていう金額、それはそれぞれの
思いでありますし、ただ、この9億は税金でありますから、非常に大事なお金であるという
ことは確かであります。しかし、阿見町にとって、必ず町民が元気になるっていう、そういう
思いをしております。何かをやるっていうことは、やはり役場の職員のスキルアップにも非常
につながってくるんじゃないかなと、そういう考えを持っていますので、これはなるべく皆さ
んの御理解を得ながらやらさせていただきたいと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） このセーリングについてね、私も最初から、今の建石交通防災課長が
ね、教育委員会にいるところに、私が話をしながらね、今までずっとこういう形で来たんです
がね、本当に、俺、そういう部分で残念だなというふうに、何も残らないのが残念だなと思
いますがね、そういう中で、やはりね、これつくば市でもね、総事業費305億円の総合運動公園の
計画の是非で、やっぱり住民投票の結果を尊重して、総合運動公園基本計画を白紙撤回し、そ
して茨城国体の新体操の競技会場も辞退するというふうなことも、この前、つくば市の市長は

答弁しておるような形で、新聞等でありましたがね、私も、こういう、何にも残らないんだっ
たら、逆にね、辞退したほうがいいのかなみたいな形で、本当に思います。本当に、税金はや
っぱりね、最小の予算でね、そしてやっぱり最大の効果を上げるということになると、この、
やっぱりやっつてゐることは、またまたね、これ逆行してるようなことだと、私は思います。そう
いう意味において、私はまあ、一応、本来はそういう形で、阿見町にセーリング会場を、やっ
ぱり大室下とか、そこらで、やっぱり恒久的にね、残して、そして、施設を、やっぱり後々に
使えるような形でやったほうがいいのかというふうに思いますので、一応、これで1問目の一般質
問を終わります。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それでは、通告により、2問目の、防犯・防災関連施設の管理運用は
適切に行われているかについて質問をいたします。

1923年、関東大震災が発生したのを忘れないように9月1日は防災の日となっています。
1959年、伊勢湾台風が襲来し、大きな被害を受けて、1960年に制定されております。今日は海
野議員も話しておりましたが、9月9日ということで救急の日であります。防災関連の記念日
が続きます。そして、今年の台風は1月13日に1号が発生し、8月まで毎月連続発生するのは
50年ぶりの珍事だそうです。今年も台風18号は、今ね、今日来ておりますがね、そういう中で、
東海地方に上陸し、また北陸地方を抜けていくような形ではありますが、関東地方も今日からあ
したにかけて300ミリ以上の大雨が降る予報が出ております。

このように大型の台風が次々と日本にやってきましたが、台風はこれからが本番で、水害
や急傾斜地のがけ崩れ等などに気をつける必要があります。備えを万全にしても、災害が起こ
りますが、なるべく被害を軽減する必要があります。そのような観点から、防災関連施設の管
理運用は適切に行われてるかについて質問をしたいと思います。

1点目、LED灯の管理メンテナンスについて伺います。

LED防犯灯になり、行政区管理から町管理になりましたが、行政区管理と町の連携はどの
ようになっているのか。最近は雷が発生するのは多いんですが、その中で落雷してもいないの
にLED防犯灯がよく切れるという苦情が聞きます。また、切れても、予算の関係で、すぐ交
換できないと町に言われ、町民の方からも、防犯上はまずいのではないかと聞きます。なぜ、
すぐメンテナンスをしてあげられないのかなどのLED防犯等の管理メンテナンスについて伺
います。

2点目、防災行政無線の運用後の課題と対策について。

6月議会と同僚議員の質問で、よく放送が届かない場所がある、話してる言葉が明瞭でなく

聞き取れないなど問題点があるとの指摘があり、執行部からは、問題点については把握してるとの答弁がありました。その後、私も町内各地にお住まいになつての方々と話をしていると、同じように、よく放送が届かない場所がある、話してる言葉が明瞭でなく聞き取れないなどの苦情が多く聞かれます。

運用が開始され5カ月以上たつて、防災行政無線にさまざまな問題点があるのではないかと考えられます。当初の設計どおりの結果なのか、設計と大きく異なつたのか、設置に問題があつたのか、なぜどのような課題が問題点があるのか詳細に伺います。

3点目、緊急時の防災拠点における管理と利用について。

竜巻注意予報の中で強固な建物の中に避難してくださいとの指示がありますが、町のふれあいセンターとか公民館等、避難場所がありますが、竜巻はいつ発生するかわからない中で、どのような管理をしているのか伺います。

4点目、給食センター、ソーラー発電・LED型外灯の利活用状況について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） それでは、防犯・防災関連施設の管理運用は適切に行われているかについての質問にお答えします。

1点目の、LED防犯灯の管理メンテナンスについてであります。

平成26年度に防犯灯LED化を実施し、5,341灯の防犯灯が町管理となっております。現在、1灯別の台帳作成、地図システムへの入力作業を行っており、台帳及び地図システムにて1灯ごとに管理していく予定です。

LED防犯灯を設置して1年が経過しておりますが、これまで、区長等から落雷が原因と思われる不点灯の連絡が12基あります。当初、自然災害による故障は想定しておらず、修繕費が不足している関係上、対応できていない箇所が3カ所あります。これに対応するために今議会の補正予算に計上しております。

不点灯の連絡があつてからの対応としては、まずは、工事業者に不点灯が器具故障によるものかどうかの確認をとり、複数者から工事の見積もりを徴取します。見積もり額を比較した上で発注するため、これまで地区で発注していた方法よりも期間を要するものと考えられます。また、各行政区からの要望等による新設については、地区に確認した結果、約500基ほどを見込んでおり、これについては平成28年度から3カ年の年次計画にて実施していく予定です。

既設のLED防犯灯の交換時期については、耐用年数が10年から15年となっていることから、

年次計画により、10年経過後から順次新しいものに交換していく予定です。

次に、2点目の、防災行政無線運用後の課題及び対策についてであります。

今年の4月から防災行政無線の運用を開始して5カ月余りがたちますが、この間に放送した内容は、気象庁からの発令により自動放送した竜巻注意情報、牛久警察署から依頼されたにせ電話詐欺被害に関する注意喚起等、延べ17回にわたり放送を行いました。これらの放送を流すたびに、住民の方々からさまざまな御指摘をいただいております。御指摘の内容は、「放送が聞こえない」、「言葉が明瞭でない」、「5時のチャイムを変えてほしい」等であります。これまでに約50件ほどの意見をいただいております。

また、放送運用後の検証作業として、6月16日に、町内全地区に対し、各地区の無線運用に関する意見集約を依頼し、それらの意見を検証することで、今後の無線運用に活用していきたいと考えております。

しかしながら、音声放送による情報伝達は、気象状況や住環境等の影響を受けやすく、聞こえ方も一定ではないことから、聞き取りづらい場合があります。その補完対策として、フリーダイヤルで放送内容を確認する方法や、町のホームページに放送内容を掲載して確認する方法、また、町のメール配信サービス「あみメール」にアドレスを登録してメールにて確認してもらう方法を行っております。

今後の防災無線の運用につきましては、現状での運用経過を注視しながら、難聴エリア等の不具合状態の情報収集に努め、保守点検の範囲の中で、拡声器の向きを変える等、改善できるところは実施してまいります。また、状況を見ながら、難聴エリア改善のために屋外拡声子局の増設を検討し、戸別受信機設置との費用対効果を比較検証しながら防災無線運用体制の充実を図っていききたいと考えております。

3点目の、緊急時の防災拠点における管理と利用についてであります。

現在、町では、各種災害対策の拠点施設の設置場所を定め、災害時に速やかに対応できるように備えております。

その内容としては、災害対策本部として本庁舎、医療救護所として総合保健福祉会館と各中学校、後方医療機関として東京医科大学茨城医療センター及び県立医療大学附属病院、遺体安置所として町民体育館、応援消防隊活動拠点として総合運動公園、物資集配拠点として県立医療大学体育館、茨城大学農学部体育館、及びJ A茨城かすみ阿見営農経済センター、災害ボランティアセンターとして総合保健福祉会館をそれぞれ地域防災計画の中で定めております。

また、町内各小中学校及び各地区公民館等を町指定の避難所として位置づけており、これらの避難所に対し、有事の際にいち早く駆けつける直行職員を指名し、避難所開設時に即時に対処できる体制を取っております。

今後、これらの施設に対し、ライフラインの停止に備えたバックアップや、拠点の機能に必要な設備等の確保に努めていくとともに、有事の際に、これらの施設が仮に閉館していても、即時に利用できるような体制づくりを施設管理部門等と調整しながら進めてまいりたいと思います。

最後に、4点目の、給食センターのソーラー発電・LED型外灯の利活用状況については、教育長より答弁していただきます。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 4点目の、給食センターのソーラー・LED型外灯の利活用状況についてお答えします。

この外灯は、愛称「ぱくぱくセンター」とともに、給食センターのシンボルとして親しんでもらえるよう、みんなの心に残るようなデザインを重視して採用しております。

現在、給食センターの見学の際、施設とあわせて紹介しているところです。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、LED防犯灯はね、蛍光灯に比べて、落雷してもいいのによく切れるというような話があるんですが、その辺のところはどのようになっているのかちょっと伺いをいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今、答弁の中でもお答えしましたように、12基が不点灯ということで地区のほうから御連絡をいただきまして、今、メーカーのほうに問い合わせしております。メーカーのほうの中間報告によりますと、電気基盤が、やはり焦げてるということで、やはり落雷が想定されるのではないかとというような一時的な報告をいただいております。ですので、ちょうど5月、6月にですね、落雷がこのエリアの中で多数発生した時期がございます。そのタイミングで、直接、防犯灯そのものに直接落ちたということはないんだと思うんですけども、近くに落ちた段階での放電です。そういった基盤が焼けてしまったという状況かというふうに思います。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、このメンテナンスの予算は幾らぐらいあるのかね、また、予算がなくなってもね、防犯上の観点からね、予備費かなんかで早急に対処できないのかどうかを伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほども町長答弁しましたように、今

回、補正予算のほうで、球切れ等によるものと、その後ですね、必要な措置をするための補正予算を上げさせていただいております。ですから、今後については、そういう維持管理についての予算を確保していきたいというふうに考えております。メーカーでは、やはりこれは10年から15年というようなこともあります。やはり今回、そういう落雷等、自然災害による不点灯ということも、そういう事態が出たということは、当初の予算の段階では、ちょっと想定してなかったということがありますので、今後は、そういう予算のほうの措置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） わかりました。LEDは10年切れないっちゃんことで、当初から、その予算っていうかね、それが組んでなかったということですよ。

それで、LEDの防犯灯に維持管理費、電気料金は、年間で幾らぐらい、どのように——行政区管理から町管理になって、どのように変化したのか、ちょっとその辺のところ、金額等を含め、答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これ、あしたですか、川畑議員のほうでも同じような質問があると思うんですが、これまで地区で防犯灯、主に蛍光灯だと思えますが、そういう防犯灯で支出していた部分につきましては、約2,100万ぐらいの電気料が発生していたということでございますが、LED化になりまして、約940万ぐらいと、電気料ということで、おおむね半額ぐらいの電気料に抑えられているというふうに判断しております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） はい、わかりました。あとですね、今回、補正予算でLEDの修繕等が、12灯で31万7,000円ということなんです。これ1灯当たりになると2万6,000円強かなというふうに思いますがね、これ、本体から球じゃないけど、全部で、たしかね、まとめて購入したから、多分ね、1灯当たり3,000円弱ぐらいな形で購入してたというふうに思うんですが、それからすると、この1灯当たり2万6,000円強というのは、ちょっと高いのかなというふうに思いますのと、あと、行政区でね、今まで蛍光灯の球を交換していたときは、どのぐらいの平均で交換してたのかどうかを、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。今回、12基の不点灯がございまして、既に当初はですね、そのほかにも修繕を見込んでた部分もございました。ただ、4月、5月にそういう不点灯のものがあつたということで、先にその予算の範囲内で修繕できるところは既にその手当てを行っております。ですので、残っている部分は

3灯だけ、今、不点灯の分が修繕ができてないということです。今回の補正額は、そもそも不点灯だけの部分の補正額ではなくて、当初その予定をしている修繕の部分先送りをしてやっているということでございますので、1灯当たりの割り戻しのものではないということで御理解をいただきたいと思っております。

それと、地区のほうで当初修繕をしておりましたのは、おおむねですね、金額がかなり差がございまして、2万3,000円程度から3万強ぐらいの幅で修繕が行われておりました。地域の中での、地域の電気屋さん等をお願いをする、地区の電気屋さんだけではないエリアもございましたですけれども、そういった中で、このLED化事業の発端としてもですね、その辺の修繕費の違いのばらつきがありまして、何とかその辺も抑えたいと、そういうことで町の管理にして、町の事業として一斉に工事をしたと、そのような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） この前のですね、やつで、12灯で31万7,000円というのは、私は31万7,000円だというふうに思ってたんですが、そうすると、これ1灯当たり幾らということなんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えいたします。2万1,000円ほど見込んでございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それではですね、防災行政無線について、ちょっと伺います。これ、当初からね、これあって、最終的に総事業費は幾らの金額になるのか、ちょっとお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。26年度の防災行政無線の施設整備としては、決算額として4億6,500万余りとなります。

○8番（久保谷充君） 総額、もう大体わかってるんでしょ、これ。

○議長（柴原成一君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答させていただきます。今年度の事業費も含めてということよろしいですか。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 大体ね、防災行政無線もね、事業費として、もう最終コーナーを回ってんのかなというふうに思うんでね、最後までで大体どのぐらいになるのか、今年度、来年度ぐらいで大体整備は終わると思うんで、その辺のところの総予算をお願いします。

○議長（柴原成一君） 交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） 約6億3,000万ほどになると思います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） はい、わかりました。これ、聞こえないとかいろいろある問題の中で、実際に、どういう問題点とか課題があるのか、ちょっと詳しくわかれば説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい、お答えさせていただきます。答弁の中でもお答えさせていただきましたように、聞き取りづらいというような御意見がほとんどでございます。6月に地区のほうに御意見の集約をさせていただきました。やはり、電話問い合わせでは、個別の御意見をいただきますので、その意見がどれだけ正確なものかというところでも疑問もございませう。そういった意味で、地区でどういったことがおおむねその地域の中でありませうかということでお話をちょっと聞かせていただきました。

やはり、その中でもですね、お答えが返ってきたのが66の中から23地区の行政区がございまして、やはり、緊急の放送が不明瞭で聞き取れないというのが17地区ですね。それから、放送内容が重なり聞き取れない、これが8地区。それから、よく、やはり聞こえないというような、追加設置要望も含めてが2地区。おおむね、この27地区がそのようなことで、聞き取りづらいというような。複数意見がありますので、ちょっと23より上回ってしまいますけれども、大体おおむねやはり聞き取りづらいというのが、全般的に御指摘をいただいたということでございませう。防災無線の性格上ですね、やはり音声放送ということでの情報伝達の手段になりますので、当然、気象条件等の違いもございませう。それから、今の住宅環境の中で、家の中でその放送を聞くということになりますと、やはり、ちょっと聞き取りづらいというような状況も当然ございませう。それと、今回の設置設計の中ではですね、当然、当初設計のごとく実施をしてまいりました。ただ、市街地でないエリアは、要するに、住宅地がないところですね、そういうところには、当然その設置をしてないという状況もございませう。ですので、今後、都市基盤の整備等とかが進みまして、町の当然その状況が変われば、当然、増設ということも当然考えていかなきゃいけないものだろうというふうに考えてございませう。ただ、何せ4月から運用してのこの今ですので、やはり今まで無線の環境がない中での地域だったものですから、その辺のところの御理解をいただきたいということも1つ。それから、何年か後にはですね、そのような状況でまた1つの整理をして、1灯ずつつけていくというようなことではなくて、ある程度計画性を持ってですね、その状況を見きわめて増設等もするということも考えていくべきのかなというふうに考えてございませう。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 答弁の中にね、今年の4月から、要は、運用を開始して5カ月たつんですが、その中で、この放送内容は、気象庁からの発令により自動放送した竜巻注意情報、牛久署から依頼されたにせ電話詐欺被害に関する注意喚起等、延べ17回ということなんですが、この17回というのは、5カ月間で17回しか運用じゃないけど、そういうことに使用してないということは、これちょっと少ないのかなというふうに思いますので、その辺の中で、やはり別な運用とか、そういうところのやつは、町は考えていないのか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。防災行政無線の放送につきましては、町で運用の要綱をつくりまして、基本的には、災害情報、緊急な情報に限定してやると、そのほか、町の行政情報として必要な場合に、それぞれの担当の部署の部長の決裁で放送内容を交通防災課のほうに伝えて放送するというようなことで、これまでは、内部でそういうような事案はなかったと。それで、これまで警察のほうから依頼されたにせ電話詐欺の件数が4件、気象庁のほうから自動的にJアラートのほうで放送される内容が13件というようなことでございます。ですから、なるべくですね、防災行政無線で、町の、基本的には、広報あみとかですね、ホームページ等でお知らせしているような内容については、防災行政無線のほうは使わないと。それ以外、緊急を要するようなものについて、無線を使ってお知らせするというような運用の基本的な考え方でやっております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） ちょっとね、私も前に、テレビかな、で話ししていたのがね、阿見町みたいな大きなところじゃないというふうに思いますがね、例えば、認知症で行方不明になったとか、そういうやつを流したり、いろいろやってるようなところがあるようなんですが、そのようなところも、やっぱりいろいろね、よく調べてね、また運用の方法を、やはり、災害に限ればね、本当にこれ17回みたいな形で、やっぱり、もうちょっとね、私も本当に防災行政無線をね、よく聞いたことがないんですよ。だから、そういう意味においてはね、本当に、私ら中央なんですが、本当に放送されているのかどうかね、私も会社にいるから、ちょっとわからないんですが、本当に、そういう意味では、やっぱりもうちょっと身近な感じでね、利用できるようなことを、ちょっと考えたほうがいいのかというふうに思いますが、その辺のところを、ちょっとお考えのことをお聞かせ願います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。防災行政無線の放送につきましては、

今、答弁したとおりですね、緊急を要する場合とか、災害があった場合というふうに、原則そういう運用の仕方を決めてやっております。年中放送するというようなことではなくて、これまで少なかったというのは、逆に災害とかそういう緊急な事態が余り発生しなかったんじゃないかというようなことで、それが頻繁に出るようでは、町もなかなか危険の状態にさらされているようなことになりかねないということで、なるべくそういうものを使わないで、災害情報が余りないことを期待というか、しているところなんですけど、ほかの自治体でも、そういういろんな地域地域の特性によって運用の仕方はさまざまだと思います。今後ですね、そういう地域の要望なり、そういうところから要請があれば、そういう放送についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それでは、3点目のやつかな、で、竜巻なんかはね、いつ起こるかわからないわけですよ。そういう被害が発生するのがわからないのでね、そういうときに、やっぱりふれあいセンターとか公民館等ね、やはり月曜日は休館日になっておりますがね、それ、シルバー人材センターとかね、そういうところを活用しながらね、何とか月曜日も休館じゃなくて、やっぱりあけとくようなことができないのかどうかを、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほど来から、竜巻情報が13件ほど流しておまして、その放送の内容については、竜巻注意情報が発表されましたと。雲の様子など周囲の状況に注意してくださいというような内容で放送をしているところです。それは注意喚起であって、直ちに避難場所に避難してくださいとか、そういう状況ではないということで、このJアラートについては、竜巻が発生する確率っていいですか、それが5%から10%ぐらいの確立になった場合には、Jアラートで流されるというような状況でございますので、そういう雲の様子に注意して、仮にそういう状況が迫ってきたというような場合は、自宅に避難していただくとか、外出していれば、近くのそういう建物の中に避難していただく。直ちに避難場所に避難してくださいというような意味合いではありません。また、もし今後ですね、そういう状況が、仮に、竜巻のように、急に発生するような場合にはですね、やはり、仮にその避難所をあけるとかいう場合についても、職員のほうでも、そういうとっさの、短期間で来るものについては対応できないという状況も、これは考えられます。町のほうでは、休館日なり夜間、祭日等の避難所の開設については、やはり対策本部でその避難所を開設する必要があるというふうに認めた場合ですね、そういう開設する要件、基準がありまして、それによって、担当職員が、先ほども町長の答弁にありましたように、避難所のほうに直行する職員が担当として割り当てがされておりますので、そういう中で、休館日とか夜間にもかかわらず、そうい

う対応ができるというような体制はとっております。ですから、なかなか竜巻が発生するから、そういう夜間の避難所とかそういうものを直ちにあげるという対応は困難だというふうに判断しております、そういう場合には、まず、必ず自らの安全を自ら守っていただくということが先決というようなことで考えておりますので、その辺の周知につきましてですね、そういう放送が流れるというようなことで、いろいろ、流れた後は、町のほうにもいろいろ問い合わせが、いろいろ入ってきております。ですから、これからですね、町のほうで、各戸にですね、防災ハンドブックというようなものを配る予定でございます。そういう中で、竜巻から身を守るとか、風水害、地震から身を守るとか、そういう部分についての、それぞれの自己防衛、そういう部分についてのパンフレットをこれから配付して啓発をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 夜間はあれですが、やはり月曜日はね、閉館しないで、やっぱりあけといたほうがいいのかなど、私は思ひます。そういうこともね、本当にね、いつ来るかわかんないものがね、あけてらんないよって話だというふうに思ひますがね、その辺のところ、やはりいろいろ、竜巻ばっかしじゃないんでね、あけとけば、それなりの、町民にとってよい部分もあるわけですからね、その辺のところを考へてもらいたいというふうに思ひます。

それでは、4点目の、給食センターのソーラーの発電の件なんです、今、教育長から答弁いただいたんですがね、これ、私の答弁に、答へているのかどうか、本当にわからないような答弁なんです、本当にこれ、答弁、これは答へてるの。ちょっと伺ひますね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 前回の永井議員さんのときにですね、いろいろありまして、夜もったいないよということで、例えば私がコンサートっていう、そのことを言っただけかなというんですけど、現在、今、見学者、昼間見学している人に、こういうことでエコのこういう外灯、LEDのものがシンボルとしてありますよっちゅうことで説明してありますよということで、説明してんです、はい。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 次長ね、そういうことなんです。要は、この前の答弁のやつ、わかってますよね。もう一回、じゃあ、話ししてもらっていいですか、そこのところから。えーと、どこだ。「皆さん見るわけで、今後はね、そういうことが可能であれば、皆さんに見てもらえるような、例えばコンサートとか」っていうふうに答弁してますよね、はい。

○議長（柴原成一君） 教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 思い出してですね、永井さんにいろいろこれね、高いとか——安

いとは言わなかったと思うんですけど、この中で、「今、昼間見学者が来ているわけでございまして、昼間皆さん見るわけで、今後はね、そういうことが可能であれば、皆さんに見てもらえるような、例えばコンサートを開くとかそういうものも考えるような感じもあるわけで。まだあれなんで……。ただ、もったいないですよ。ああいう太陽パネルを、一体型なエコ——エコなんですよね、ルーナを皆さんに見てもらえないのは、夜見てもらえないのが非常に残念だっっちゃう」って……。というのが「私の思いなんで、はい。」そうしたら、私の思いで言いました。ただ、これについては、ちょっと今、検討しますんで、よろしく願います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これでね、町長もね、同じような形で、「そして、あの中でコンサートをやるわけじゃなくてね、やっぱりきちんとした駐車場があるわけですから、あんだけ広いものが。あれをやっぱり、あそこの一区南とかそういうものに開放したり、夏祭りに開放したり、またあそこでやっぱりコンサートを開いたり、これはもう暗くなくすればいいわけですから十分できると思います。」と答弁してます。

また、給食センター所長、遠藤給食センター所長、当時はね。「将来的には駐車場の屋外施設としての中でのコンサートというのは選択肢の1つであり得ると個人的には思います。」と答弁をしております。

これで、一区南とね、駐車場に開放してね、夏祭りとか、またコンサートとかの依頼があったのかどうかについて伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 具体的にはですね、まだ考えてないんです。いろんなことで、電源の問題とか、雨降ったらどうするかとか。だから、今後、検討していきたいと思うんですが、ただ、一区南の方から貸してよとか、そういうのはないです。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） やはりもう、それなりの期間たったんでね、やはり、これ、町民の方、あそこでできるのかどうかね、皆さんわからない人がいるんでね、本来ならば、やっぱり区長会とかそういうところに頼んで、あそこもそういうわけで利用できますよというふうな周知をやはり町はしていったほうがいいというふうに思いますよ。どうですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これ、逆らうようじゃないんですけど、例えばの話で言ったわけで、だから、そういうものでもったいないです、夜。永井さんに言われたんですよ。朝早く起きて見たんだけど、消えていたって、外灯の意味がないでしょうっていうこと。そういう意味で、例えば、こういうこと。町長も同じだと思うんです。例えばそういうことで、せっかく

のあれだから、そういうものもあるんじゃないですかっつうことだから、まだそういう周知するよな、そういう段階ではございません。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、だから、例えばだろうが何だろうがね、議会でいいかげんで話ししているわけじゃないし、そういう、やっぱりね、それは例え話だよっつたら、何話してもいいっちゃう話になっちゃうよ、そんなこと言ったら。やはり、きちんと、答弁してあるんだら、やっぱりそういうところは使えますよっつうことなんですよ。そうでしょう。それを今さら、あれは例えばの話なんか言ったら、そんなの言ったら、何話してもいいっちゃう話になっちゃうよ、これ。いいよ、もう、いいです、いいです。まあ、いいですよ、もう、聞いてもしようがないから。

あとですね、町民の方からね、給食センターの外灯が点灯しているところを見たことがないということなんですが、これ何時から何時まで外灯つけてるのかどうか、ちょっと伺います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ただいまの質問にお答えいたします。永井さんにも言ったんですけど、暗くなってから3時間、だから、現在、大体6時から7、8、9と3時間点灯で、その後、行った人は見られないかと思えます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） あのですね、普通、防犯灯、暗くなったら、明るくなるまでついているわけだよ。それ、次長ね、いきばって話してんじゃないけど、ソーラー型LED、朝までついているだけの電気の、何ですか、それ発電してんの。その辺のところを、ちょっと聞きます。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。太陽光の光を受けて、蓄電池が入ってますので、いつでも朝までついているという可能性は、これはあります。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いや、じゃあ、何で消しちゃうの、9時までで。朝までつけててくださいよ。私、見に行きますから。本当についてんの。後ろで言ってっけど、容量、本当にそれだけの、朝までつくあれがあるの。間違いはないんでしょ。伺います。

○議長（柴原成一君） 竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） ですから、今の3時間だけつけてますよというものです。それをだから朝までつけるっちゃうことは考えてませんので。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) 考えてませんじゃなくて、そこまで、朝までつくだけの、蓄電池の容量があるんですかっていうことを言ってるの。ないんだったら、それ、9時とか8時で、もう終わっちゃうでしょう、これ。そういうことを私は言ってるの。そうなんですか。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○8番(久保谷充君) ためといたって、何にもあんめえよ、だって、次の日、また使えんだもん。

〔「きちんとした答弁しなくちゃいけないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長(柴原成一君) 静粛にお願いします。教育次長竿留一美君。

○教育次長(竿留一美君) お答えします。これ、日の出を検出して消灯っちゅう形なんで、基本的には、暗くなったらついて、日の出を検出して消灯する機能を持てますっちゅうことで、今、確認とりました。

○8番(久保谷充君) いや、だから、何で3時間で切るんですかって、さっきから言ってるの。そんだけの容量があるんであれば。そうでしょう。だって、電気料金じゃないんだもん、ただなんだもん。そうでしょうよ。朝までにみんな使っちゃったら、また蓄電すればいいんですよ、だって。本当にね、みんな、佐藤議員も言ってますけど、これ売電してるわけでもなんでもないですよ、だって。そんだったら、別に蓄電がきく限りつけとけばいいんですよ、だって。明るいほうがいいんですから。わざわざ。そのために、何で、だから、9時までで切っちゃうんですかっつってんですよ。今度から、じゃあ、つけとくようにするんですか、じゃあ。

○議長(柴原成一君) ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長(天田富司男君) 太陽光も、雨降ったときは、これ電気はつかないですよ。そういう面では、3時間というものを限定してやってる。この阿見の、そこの玄関のともも時間を設定してやっています。一日中つけてません。これはやっぱり規定としてやってるわけだから、それで十分じゃないですか。一日中つけたからってという問題、いい問題じゃないでしょ。もしも雨で、その後、電気ができなければ、夕方つかないような状況だっで見受けられるんですよ。そのためには、やっぱりそこでバッテリーで蓄電しているわけだから、そうでしょ。全然つかないというときだっって、絶対出てきますよ、これは。そんなのあるじゃないですか。だって、太陽なんだから。

○議長(柴原成一君) ちょっとお待ちください。30秒しかないので、手短かにまとめて質問してください。

○8番(久保谷充君) あら。

○議長(柴原成一君) 8番久保谷充君。

○8番(久保谷充君) じゃあ、教育次長、次長、じゃあ、答弁。つけとくあれが、じゃあ、

今、町長言うように、じゃあ、防犯灯は、じゃあ、9時、10時でいいの。だって朝までついてるでしょうよ。それと同じですよ、だから。何もね、雨降ったらあれしないから、そのためにとっとくんだみたいな話してっけど、通常はね、入梅とかも何でもないときにそんな話してるんならいいですけど、その辺のところは、やっかやんないか、答弁をお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） これ、永井議員さんにも答弁したんですけど、給食センター、あそこへ誰も入らないところに、何でああいうのをつけたんだよって。それは、給食センターのシンボルでデザインですよちゅう形で、だから、外灯はあくまでもほかのね、町民の方が歩つてるところの外灯じゃなくて、デザインの、要するに給食センターのシンボルちゅうことでやってるちゅうことで、だから、そういう形ですよ。だから、外灯という、普通の外灯ではないんですよ。給食センターのシンボル、デザインで選んだ、エコ、エコのルーナという商品名なんですけど、そのものなんですよちゅうことなんですよ、あの敷地で。誰も行かないとこ何でつけるんだって、随分指導されたんです。言われたんです。でも、給食センターのシンボルで、デザイン、1つのシンボルなんだよっていう形でつけたんです。ですから、朝まではつけません。はい。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） いいかげんな話をしないで、きちんと答弁してくださいよ。今度また、もう一回ね、やりますんで、そのときまたよろしくをお願いします。

終わります。

○議長（柴原成一君） これで8番久保谷充君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後3時30分からといたします。

午後 3時20分休憩

午後 3時30分再開

○議長（柴原成一君） 会議再開の前に議員の各位に申し上げます。私語が結構こちらまで聞こえますので、私語は控えるようお願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま7番平岡博君、14番吉田憲市君、17番諏訪原実が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

次に、2番藤平竜也君の一般質問を行います。

2番藤平竜也君の質問を許します。登壇願います。

〔2番藤平竜也君登壇〕

○2番（藤平竜也君） 皆さん、改めましてこんにちは。毎年9月議会の一般質問の前には、稲刈りなんだけど雨で心配だというお話をさせていただいてるんですが、今年も雨ということで、あしたもまた雨らしいんで、いつになったら稲刈りできるのかなとちょっと心配してるところですけども、あと、先ほど給食センターのお話ありましたけれども、地元に住む、一区南に住む者として、来年の春は、あの下で花見ができればなと、強く要望したいと思います。

それでは、一般質問に移りたいと思います。

全国的に、子供たちが事件事故に巻き込まれるケースが後を絶ちません。この夏休み期間中も、大阪府寝屋川市において中1の男女2人が殺害されるという事件が発生しました。犯人は逮捕されたものの、事件の詳細についてはいまだにわからないままで、御遺族や関係者の気持ちを察すると本当に心が痛むばかりです。当町においても、たびたび報告される不審者情報など、子供たちを取り巻く環境は決して良好とは言えません。こうした環境から子供たちを守るには、町、学校、警察、地域、関係機関が一体となった見守り活動が非常に重要になるのではないかと思います。

そこで質問です。

1つ目、自警団の団体数と活動状況、そして課題について。

2つ目、6月議会において難波議員からも同様の質問ありましたが、すいません、再度お答えをお願いいたします。防犯パトロール車の現状と今後の増車計画について。また、夏休み期間中の運行実績について。

3番、コンビニエンスストア等、夜間営業の店舗との協力について。

4番、防災行政無線の活用について。

5番、子供たちに対し、防犯意識向上へ学校での指導について。

以上の5点について町長、教育長の考えをお聞かせください。お願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに、町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 子供たちへの見守り活動についての質問にお答えいたします。

1点目の、自警団の団体数と活動状況、課題についてであります。

現在、38の団体があり、その活動状況は地域によって異なりますが、小学生の登下校時の見守り、昼夜のパトロール、防犯のぼり旗の設置、防犯チラシの回覧による広報啓発活動などを実施し、地域の見守り活動を行っております。

活動における課題については、やはり、犯罪の発生を抑止するためには、地域住民の具体的な行動が大変重要となりますので、全地区への自警団の設立が大きな課題となっております。

また、現在の自警団については、各地区単位で組織しているものがほとんどですが、企業やPTA等、柔軟な組織単位の自警団設立をいかに推進していくかが課題であると考えられます。

2点目の、防犯パトロール車の現状と今後の増車計画について。また、夏休み期間中の運行実績についてであります。

現在、防犯パトロール専用車両は2台で、自警団、防犯連絡員、青少年相談員、町職員、町嘱託員等により運用しており、昨年度実績は延べ337回となっております。

専用車両による青色防犯パトロールについては、広範囲を効率よく巡回でき、一定の効果が期待できるものでありますが、夜間や土日祝日の人材確保、人員や車両増車に伴う財源の確保等が問題となっており、これらの問題整理とあわせて増車計画を検討しているところです。

また、夏休み期間中の運行実績については、71回の実績となっており、そのうち青少年相談員による夜間パトロールが5回実施されております。

3点目の、コンビニエンスストア等、夜間営業の店舗との協力についてであります。

現在、コンビニエンスストア等、夜間営業店舗と具体的な防犯対策は実施しておりませんが、深夜に出歩く子供の見守り等は、地域の犯罪抑止に効果的と考えられますので、今後、警察の意向を確認しながら、町としてどのような対応が可能か検討してまいりたいと考えております。

4点目の、防災行政無線の活用についてであります。

無線運用開始後、防犯情報としては、にせ電話詐欺について4回の放送を実施しております。今後も、防犯情報の中で、子供の事件・事故等緊急性の高いものについては、無線を活用して広報活動を強化し、子供たちの安全確保に努めていく考えであります。

5点目の、子供たちに対し、防犯意識向上へ学校での指導については、教育長から答弁をさせていただきます。

○議長（柴原成一君） 次に、教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 5点目の、子供たちに対し、防犯意識向上へ学校での指導についてお答えします。

阿見町では、児童生徒に「自分の身は自分で守る」という合言葉のもと、防犯意識を指導しています。

まず、小学校入学時、防犯ブザーが贈呈される際に、担任から、利用の仕方と、知らない人に声をかけられてもついて行かないなどの細かな指導があります。

次に、長期の休み前には、全校児童生徒に対して、生徒指導主事から具体的な指導があります。各学級においても担任が繰り返し指導をします。

また、警察から、町内や近隣の市町村に不審者があらわれたという情報が入った際には、各

学校の緊急配信メールで保護者へ注意を呼びかけています。

保護者に対しても、PTA総会のとことや学年・学級懇談の際に、児童生徒の防犯意識が高まるように、家庭でも防犯について話し合う機会を設けるようお願いしています。さらに、学校だよりや学年だよりにも掲載し、家庭内に張って常に意識していただくようお願いしています。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） 御答弁ありがとうございました。それでは、最初に自警団についてなんですけれども、38団体というような——現在ですね、38団体ということだったんですけれども、私、実は、25年度3月議会でも同様な質問をしているんですけれども、そのときの答えが35団体という答えでした。約2年間で3団体しか増えていない。行政区の数からしても少ないと思うんですけれども、何が一番ネックになって増えないのか、何か課題というのはあるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。自警団の組織の結成については、これまで地区の協力によりまして38地区ほど結成していただいているんですが、自主的な自警団ということですので、あくまでもボランティアでやっていただくというようなこと、自主性を持ってやっていただくということ、それと、ある程度、自警団を組むのには組織化した体制が必要だということで、なかなかそれだけの人数が集まらない、また、そのリーダー的な役割をしていただく人が、なかなか地区にいないというような状況があるように町のほうでは判断しております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） そうですね、やっぱりボランティアですので、もちろん強要はできないと思います。やはり、何かこう、自警団という言葉聞いた時点で、何となくこう重苦しいというか、面倒くさい、手間がかかるというようなイメージも、やはりあるんじゃないかなというふうには思うんですね。やっぱりそこら辺うまくイメージを変えるような活動も必要のかなと思います。

それで、自警団の活動について、いろいろ防犯グッズ等、今までも配っていただいていると思うんですけれども、神奈川県警で見守り活動についてなんていう形で、こういう形でやるんですよというのを紹介してるんですけども、その中には、できるだけ目立つ服装でということもあるんですね。今、阿見町が貸し出ししている服装、青色というのを見ると、大して目立つような形ではないなと思うんです。その辺はいかがなのかなということと、あと、その貸し出しの数なんですけれども、私の地元、一区南のほうでも自警団活動やってるんですけれども、

うちらが結成した当時、貸し出しに数に制限があったもので、ベストを配られてる方と配られてない方がいるんです。そうすると、やっぱり配られてる方は、それなりにみんな一生懸命やるですけども、配られてない方は、何となく外されちゃったような気持ちになるんでしょうかね。その辺はちょっと難しいところあると思うんですけども、やはりなかなか出てこないというような現状があるようなんです。そういう意味でも、登録してくださった方には全員にグッズが行き渡るようなことも必要だと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。防犯活動に関する物品等の貸し出し、物的支援につきましては、阿見町地域防犯活動支援事業要綱に基づいて支援しているところでございます。そういう中で、反射の腕章とか、反射たすきですね、それと、車両に張るマグネットステッカーとかのぼり旗と、その旗のポール、今おっしゃいました防犯ベスト、あとはキャップですね、あと合図灯、そういうものについて貸し出しをするように要綱の中で定めております。

その中で、数はやはり20から、のぼり旗ですと40ということまで、一応制限をさせていただいているところでございます。この要綱の中で、今回ですね、反射たすきと防犯キャップ、これについては新しく新規で追加して貸し出しをできるようにしたということでもございまして、そういう防犯活動に対して、そういう御要望を受けながらですね、今後、新たなものが必要だとかいうことであれば検討していきたい。また、数についてもですね、不足ということであれば、それも検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） そうしますと、数に対しては検討させていただくということは、その地区の事情で、実は防犯に登録している人が30人いるんだというときには、柔軟に対応していただけると、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） そういう自主的にボランティアで活動していただける人たちにですね、やっぱり、物がなくて活動がしづらいというようなことでも、ちょっと支障が出るのかなというふうなことです。そこは柔軟に対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

あと、答弁の中で、自警団の設立に向けて、例えばPTAでやったりとか、企業にも声をかけていくということで、本当に素晴らしいことだと思うんですけども、そのほかにも、例え

ばですけれども、つくば市などでは、ジョグパトという活動をされてるんですけれども、そこらは御存じでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。名前は聞いたことあるんですが、ジョギングをしながら、パトロールもかねてジョギングをしているというような、仲間であらゆるような活動じゃないかと。具体的な、そういうやっているところは見ただけではないんですが、そういう認識の程度でございます。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ジョギングパトロールなんですけれども、昨年度、つくば市のほうで社会実験として、ジョギングあるいはウォーキングをしながら見守り活動をしようという活動なんですけれども、昨年度、つくば市内で282名の方が参加されているそうです。282名の方が、主に都市部のほうが中心だったようなんですけれども、同じビブス——ジャケットみたいなものですね、目立つやつをつけて、ウォーキングそれからジョギングしながら見守ろうという形なんですけれども、今年度も継続して事業をされてるようでして、去年の282名から2名の方だけ、いろいろ事情があっておやめになったらしいです。280名がそのまま残っている。さらに、8月末だけで新規で140名さらに追加で今、参加されてるということなんですね。要するに広がりを見せてるようなんです。阿見町で何人の方が集まるかということにはわかりませんが、見守り活動という時点で、やはりどれだけ多くの方の目が届くか、数が多くなる方がいいというふうに思いますので、ぜひとも、こういう活動も参考にしながらやっていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほどから答弁していますように、自警団の結成がなかなか思うように進まないというようなこともございますので、そういう仲間同士でボランティア活動をしてくれるような方にも、やはり呼びかけをしていく必要はあるだろうというふうな考えは持っています。ですから、つくば市でそういう活動をされてるところも参考にしながら、そういう仲間であらゆるなりウォーキングをしているところですね、そういうものも紹介しながら、活動してくれるかどうかとか、そういうものもちょっと話をしながらですね、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） よろしくお願ひいたします。先ほどお話ありましたけれども、あくまでやはりボランティア活動ですので、義務感が余り生じるようなやり方だと、やっぱり続かないし人も集まらないと思うんですね。ですので、こうした趣味のようなものをついでにできる

ような活動というのが非常に重要になってくると思いますので、ぜひとも、よろしく願います。

それとですね、自警団ということで、例えばですけれども、荒川本郷地区などは子供の数も年々増えてくる。過去は連れ去り事件なんかも起きたようなこともあったと思いますんで、活動拠点というようなものをつくるのも有効だと思うんですけども、予算的なものというのがという話になるのは、何となくわかるんですけども、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。これは、コンビニとかそういうところを活動拠点にするとか、そういうことの趣旨ではなくて、新しい、オルティエ本郷とか、新しく住宅地が張りついたようなところの活動拠点というようなことだと思いますが、そういう中で、防犯活動、見守り活動ができるというような方を、やっぱり、募集というか声をかけながら探してくというようなことと、先ほど来から出てるような、そういうジョギングなりウォーキングなりしながら見守り活動ができるというような人を、やっぱり集められるといいですかね、そういう話をしながらですね、そういう活動に結びつけていければというふうには考えてはおるんですが、そういう中で、これはあくまでも、そういう若い人というか、ジョギングできるとかそういうことだけじゃなくて、元気な高齢者でも、そういうウォーキングとか、そういうしてる方が十分いらっしゃるというふうには思っておりますので、そういう人たちにも声をかけながら、なるべくそういうボランティアの活動、見守りをしてくれるボランティアの人たちを募集する、声をかけて、なるべく多く集めていくというような努力も必要だというふうには考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） よろしく願います。荒川沖の駅前にも防犯ステーションみたいなものがあると思うんですけども、あれできてから、荒川沖の駅前も大分雰囲気変わったなというふうに思うんですよね。今、荒川本郷が別にそんな荒れてるとかそういうイメージは全くないですけども、行く行く、やっぱり子供たちのね、目が届くような形で、そういう拠点はできればなというふうに思います。

続いて、青パトについてなんですけれども、今現在2台ということで、これも先ほど言ったとおり、25年3月議会で質問したときに、ちょうどこの質問したときが増えるタイミングで2台、順次段階的に増やしていくというような回答をいただいているんですけども、結果的には増えてないし、そういった具体的な計画もあるような答弁には聞こえなかったんですけども、具体的な増車計画というのは、今のところは、やはりないということでよろしいんですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、お答えいたします。先ほども町長の答弁の中でありましてように、今、車両2台でやってるということでございますが、増車については、予算を所管している企画財政の方には、当然、そういう予算要望はしているところでございますが、なかなか財源的にもかなり厳しい状況があるということもあります。そういう中で、今後も引き続きですね、そういう要望をしながら増車に向けて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） わかりました。ちょっとわかったら教えていただきたいですけれども、今、牛久市には何台あるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） 全体の登録車両までは、ちょっと把握はできておりませんが、10台近くはあるというふうには伺っております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） これも前回、聞いているんですけど、そのときも10台近くということだったんで、牛久市も増えてはいないのかもしれないですけども、やはりこの台数の違いというのは、やっぱり回っていく上では、やっぱり結構致命的なのかなというふうに思います。

私も自分で見守り活動、毎日はずがにできないんですけども、できるときはやってるんですけども、同じ学区内で、私、子供の下校時間中に青パトとすれ違ったという記憶が、まずほとんどないんですね。そういう意味でも、やっぱり増やしていただきたいなというふうには思います。

あと今、うちの父親なんかも、軽トラに「防犯パトロール中」という青いステッカー張って走っているんですけども、あれもあれで多少なりの効果はあるのかもしれないですけども、うちの父なんかは特にそうなのかもしれないですけども、あれを張ってるということ自体、もう忘れてるんですよ。車のカラーの1つぐらいの感じでやってるんで、もう自分は見回りしているということは、多分まずないと思うんです。そういう意味でも、つけた当初は、多分皆さん、それなりに考えてやるんでしょうけども、やっぱりなかなかずっと続いていると、なかなか続かないものなので、やっぱり白黒のあの車が走ってることに、やっぱり意味があると思いますので、ぜひ増車をお願いいたします。

それとあと、夏休み期間中、71回パトロールしていただいて、夜間は5回ということで、本当にありがたいと思うんですけども、この5回の夜間は、大体何時ころ回られたんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生涯学習課長佐藤吉一君。

○生涯学習課長兼中央公民館長（佐藤吉一君） 青少年相談員の件ですので、こちらのほうで

お答えさせていただきます。時間は8時から10時あたりの2時間程度を回っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。10時までやっていただいたということは、本当にありがたいことだと思います。ただ、次の話につながっていくと思うんですけれども、結局やっぱりボランティアでやられてるということだと、やっぱり限界が10時ぐらいなのかなというふうには私も思います。コンビニとの協力ということも必要になってくると思うんですけれども、私、この質問するに当たって、コンビニのほう何店か回らせていただいて、店長さんであったりとか、それに近いような人とお話しさせていただいたんですけれども、例えばですけれども、夜間にそういう子供がいたというようなときの対応のマニュアルみたいなものはどこにもないらしいんです。もし見かけたらどうするのという話をしたら、わかれば、気づけば、声かけはするということもありましたし、もう有無を言わず警察のほうに通報しますというところもありました。ただ、そのコンビニの方々みんなそろって言ったんですけれども、対応のマニュアルがないだけに、逆にそういう要望みたいなものが上がってきてくれば、そのほうが対応しやすいというようなことを言ってたんですね。そういう意味でも、多少なり協力を求めるようなことも必要だと思うんですけれども、その点いかがでしょう。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） 教育委員会です、学校、それから教育委員会、警察で、学校警察連絡協議会つちゅうのがありまして、その中でいろんなことを話し合っ、子供たちの防犯のこともありまして、この今の質問についてはですね、引き続き、その中でそういう部分についても話し合っ、いきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。一応コンビニにいろいろ話聞きましたけれども、教育委員会、安心してください。ここ何年間か、中学生、小学生見かけたことはないというふうにおっしゃってました。ただ、今がないだけであって、この先どうなるかわかんないんで、万全の体制をとっていただきたいと思います。

続きまして、行政無線の活用についてなんですけれども、答弁のほうには、これまでの実績みたいなものが、書かれてた、言われてたんですけれども、私、言いたいのは、そういうことではなく、行政無線を活用して見守り活動をお願いするということも必要ではないかなというふうな意味で質問してまして、結構やられてる自治体、多いんですね。稲敷市、これ建石課長も同じときに放送聞いてますけれども、そのほかにもさいたま市、これは毎日なのかな。「こちらは防災さいたまです。地域の皆様、いつも私たちを見守ってくださりありがとうございます

います。今日も、よろしく申し上げます。以上、防災さいたまです。」

それから川越市、毎週火曜日と金曜日ですね。「防災川越、防災川越。こちらは川越市教育委員会です。地域の皆様、小学生の帰る時刻になります。お帰りなさいの一言で、子供たちの安全な下校の見守りに御協力をお願いします。」

千葉市、これは火曜日ですね。「こちらは千葉市役所です。子供たちを不審者や事故から守るため、地域の皆さんも子供たちの見守りををお願いします。」

それとあと、月曜日ですね、茨城新聞のほうに出て、見た方も多いと思うんですけども、龍ヶ崎の市のほうで、子供が自らの声で、見守りををお願いしますという活動を始めるという記事が載ってました。すごく有効だと思うんですけども、この点いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい、お答えします。確かに月曜日に、この新聞いただきまして、早速ですが龍ヶ崎のほうへ行ってみましたらですね、今までは大人の声でそういうことでやってたんですけど、2学期からですね、毎日じゃなくて月曜日と木曜日、午後3時を目安に、地域ちゅうことで流してるんで、教育長ともいろいろ話してですね、本当に地域の皆様に子供たちを見守っていくちゅうのが本当に重要だと思うんで、一応、龍ヶ崎さんとか稲敷さんを参考にですね、今後前向きにですね、進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 2番藤平竜也君。

○2番（藤平竜也君） ありがとうございます。前向きに考えていただくということで、ありがとうございます。交通防災課としても、先ほどの久保谷議員の答弁の中で、各部から上がってくれば、それは検討するんだよというお話あったんで、そこはぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それとあと、この行政無線なんですけども、私、この見守り活動で、1つ大きなキーマンになってくると思うのが、ふだん外で働いてる農家の方々だと思うんですね。いつもずっと地べた見ているような仕事が多いとは思うんですけども、下校時刻に合わせて、別に道路まで出ていく必要ないと思うんです。道路が見えるようなところ、子供たちが下校が見えるようなところで、顔を上げて見る。それだけでも多分効果はあると思いますので、ぜひとも無線の活用をお願いしたいと思います。

それと、学校での指導。最後は結局自分自身ということで、私も、それはもうそのとおりだと思いますし、先ほどコンビニの話でもしましたけども、今は阿見町でそういう子はいないということだったので、安心はしておりますけども、引き続き、教育委員会のほうでもぜひ御指導のほう、お願いしたいと思います。

最後ですけれども、寝屋川のお話ししましたけれども、あの事件に関しましても、あの時間歩いてる子供に対して、誰か1人大人が、帰ることを促すことができたら、もしそれじゃなければ、警察が保護することができていたならば、あの2人の命は奪われることはなかったと思います。当町においても、関係機関協力しながら安心なまちづくりに努めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございました。終わりました。

○議長（柴原成一君） これで2番藤平竜也君の質問を終わります。

次に、4番永井義一君の一般質問を行います。

4番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔4番永井義一君登壇〕

○4番（永井義一君） どうも、皆さん、こんにちは。日本共産党の永井義一です。本日、最後になって、皆さん、お疲れのことかと思うんですけれども、もうしばらくの御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問を始めます。

今年は戦後70周年の節目の年です。終戦記念日前日の8月14日に、安倍首相は戦後70年に当たっての談話を発表しました。私も読みましたが、その中では、侵略や植民地支配などの言葉が盛り込まれていましたが、それは一般論としての記述で、日本が当時、国策として植民地支配と侵略を行った事実を認めた村山談話を投げ捨てるものでした。また、村山談話が言及した痛切な反省、心からのお詫びについても、今回の談話は、歴代内閣の立場を説明する形で表明したにすぎません。まさに今回のこの談話は、安倍首相自身の言葉ではなく、日本語で言うところの主語のない談話でした。談話の後半部分で、「我が国はいかなる紛争も法の支配を尊重し、力の行使ではなく、平和的、外交的に解決すべきである」というくだりがあります。今、安部自公政権が衆議院で強行採決した安保法案——我々は戦争法案と呼んでますけども、この安保法案は、この部門とも正反対な法案となっています。8月30日には、国会周辺で12万人、全国で約1,000カ所、100万人以上の人々が、この法案の反対をアピールしました。安倍首相の言う積極的平和主義とは一体何なのでしょう。海外で戦争することが平和主義と言えるのでしょうか。そのことを考えさせられた夏でした。

本題に入りますけども、今回、この質問の国民健康保険税、これは戦前の1938年に制定、施行された国民健康保険法からスタートしています。戦前の日本は、農村地帯が多く、兵士の圧倒的多数が農民であり、農民の医療保障を無視することができなかつたのです。

年金制度が戦費調達のためだったことは、多くの人が知るところです。国保は健兵調達——健康な兵士を多くつくることですね、それと戦力培養、そのためにつくられました。

戦後、日本国憲法が制定され、第25条に、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営

む権利を有するとあるように、社会福祉、社会保障、公衆衛生という3つの言葉が生まれ、国は憲法の生存権によって、この3つを保障する義務を負うことになったのです。

1948年に国保法が改正され、保険者が原則市町村に移されましたが、その後、1957年の厚生白書では、医療保険の適用を受けていない国民は総人口の32%にも及ぶという報告がなされました。そこでは、保険証を持たない国民が一たび病気になると多額の医療費が必要となり、貧困に陥ることを指摘しています。疾病と貧困の悪循環、これを断ち切ることが求められ、1959年に新しい国保法が施行されたのです。これにより、国民皆保険制度——国民がね、みんな保険に入るといふ皆保険制度が確立し、市町村が保険者となつての国民健康保険が現在に至つています。

まず、最初の質問ですけども、この国民健康保険法の条文を見てみますと、保険者が市町村単位であることが書かれています。しかし、さきの国会で成立した医療保険制度改革関連一括法では、国保の都道府県化があります。国保の都道府県化に対しては、大阪社会保障推進協議会事務局長で衆議院での厚生労働委員会で参考人として発言した寺内順子氏が問題点をこのように上げています。

都道府県化は厚労省の悲願だった。しかし、都道府県化では国保料は安くない。貧困世帯での負担は増すことになる」と指摘した上で、都道府県化で国保料が安くない理由として、納付額を示された市町村は、納付率が9割であっても納付額は10割に合わせるようにするだろう。その策として保険料が上げられる懸念がある。安心して医療を受ける体制が都道府県ではできなくなると述べています。

今回のこの都道府県化で、この保険者の変更により、この阿見町ではどのような問題が生じるのですか。

次に、保険料の問題です。

まず、国庫負担分ですが、先ほども述べたように、国保法が制定されたときから国民皆保険ということで、高齢者、病人、無職者などを抱え込んだ医療保険としてスタートしたので、国保会計は保険料負担で賄う制度設計にはなっておらず、国庫負担が徹底的に必要です。

国庫負担率は1970年代から83年までは収入全体の約60%を占めていましたが、84年からはその率は低下し、現在では約22%程度まで下がっています。

国保年金課で調べていただいた資料では、国保世帯数7,720世帯の16.1%に当たる1,243世帯が国保滞納世帯となっており、短期保険証交付世帯が777件、資格証明証交付世帯が146件となっています。これはまさに、先ほど指摘した疾病と貧困の悪循環を断ち切ることが求められているのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、現在、阿見町では一般会計からの繰り入れは法定内となっています。こ

の滞納世帯を救うためにも、町として一般会計からの法定外繰り入れを行うべきではないでしょうか。

それと基金積み立てを取り崩して保険税の引き下げに充てるべきではないでしょうか。

その2点についても見解をお伺いします。

それと、減免制度ですが、平成26年度は、その利用者がゼロだったと聞いています。もっと利用しやすい減免制度をつくるべきではないでしょうか。昨日の参議院厚生労働委員会で労働者派遣法の改悪案が可決されました。これは自民公明の与党が野党の反対を押し切って採決を強行したものです。この法案は、生涯派遣、正社員ゼロへの道を推し進めるもので、今後、貧困世帯を多く生み出す懸念があります。

国民、町民が安心して働き暮らせる世の中にするためにも、この阿見町の国保税の引き下げを求め、以上4点についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 国民健康保険税の引き下げについて、まず、1点目の、国保の都道府県単位化によって生じる問題についてであります。

永井議員御指摘のとおり、医療保険制度改革関連一括法により、平成30年から、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国保の運営を担うことが盛り込まれました。これにより、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保が求められ、制度の安定化が図られることが期待されます。これに対して、市町村は地域住民と身近な関係の中で、被保険者の実情を把握した事業を行うことが求められますが、現在行っている保険料の賦課・徴収及び資格管理・保険給付の決定、疾病予防の保健事業など、ほとんどの業務はそのまま継続となる見込みです。保険者の変更に際しては、国の情報を収集し、県と協議しながら、問題が生じないよう準備したいと考えております。

2点目の、一般会計からの法定外繰り入れが出来ないかについてであります。

これはもう、何度も何度もお話しはしていますね。

法定内繰り入れにつきましては、保険基盤安定事業を始め、職員給与費や出産育児一時金等があります。この中の保険基盤安定事業は、低所得の方の保険料の軽減に充てられています。今年度の阿見町国民健康保険税条例の一部改正により、軽減制度の拡充が行われ、5割軽減の算定基準額が24万5,000円から26万円に、2割軽減の算定基準額も45万円から47万円に見直されました。これにより軽減対象世帯が増加しております。この軽減の財源は、所要額の4分の3を国・県が、4分の1を町が負担するもので、町負担分については、ルール分として一般会

計から繰り入れを行っております。

これに対して、法定外の繰り入れを行うことは、国民健康保険制度が特別会計で運営されている本来の目的を失い、さらには一般会計をも圧迫してしまうというおそれがあります。このような状況を考慮し、安易な法定外の繰り入れは避けなければならないと考えております。

3点目の、基金積立金の取り崩しについてであります。

基金積立金は、高度な医療費の発生等に伴う財政変動に対応するために行う積み立てであります。国民健康保険の医療費は年々増加しており、現時点においては、基金と特別調整交付金などの歳入による繰越金により財政的に余裕があるように感じられますが、国民健康保険が平均して月に支出している療養給付費の額は約2億5,000万円ほどであり、十分に余裕がある状況とはいえません。基金の処分については、診療費の激増等により当該年度中の支払いに困難が生じた場合等に限られておりますので、保険税引き下げのための取り崩しはできないと考えております。

4点目の、減免制度についてであります。

減免については、阿見町国民健康保険条例第26条に規定があり、「災害により生活が著しく困難となった者、又はこれに準じると認められる者」または「当該年中の所得が皆無となった者、又はこれに準じると認められる者の中で必要があると認められる者」が減免対象となっております。減免の必要性の判断ですが、納税が困難と客観的に認められる納税義務者に対して個々の実情に応じて判断することとしております。このため、減免はあくまで個々の納税者の負担能力によって決定すべきと考えますので、現行の減免規定を維持したいと考えております。

国民健康保険制度を持続可能な制度として維持していくためには、一過性によらない施策が必要であり、現時点での国民健康保険税の引き下げについては考えておりません。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の回答なんですけども、私、4点ばかり質問をして、最初の都道府県化ですか、まずそれから話したいと思うんですけども、まず、この都道府県化の中での町の回答です、ね、「都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、国保の責任主体となりね、安定的な財政運営や効率的な事業の確保が求められ、制度の安定化を図ることが期待されます」というふうに回答には書いてあるわけなんですけども、やはり先ほど冒頭述べたように、国から入ってくるお金が、年々、年々というかね、6割から今22%に減ってるわけなんですけども、やはり、国から入ってくるお金と県から入ってくるお金、やはりこれが国保の財政の中には必要ではないかと思うんですけども、町のほうでこのように回答されてるわけなんですけども、町としてです、ね、国・県に対して、この国から入ってくるお金、県から入ってくるお金をです、ね、増額するような要望というのは出されますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えさせていただきます。御答弁でも差し上げましたけども、まず国民健康保険、永井議員御指摘のとおり、構造的な問題、抱えていると思います。先ほど議員のほうからもありましたけども、まず年齢構成が非常に高くなってきていると、高齢者が増えてきていると。当然、高齢者が増えれば、それだけ医療費が高くなってくるといふ構造的な問題があります。要は、社会保険とか退職された方が加入されるというところが多いかなと思います。また、先ほどありましたように、前は農林業、水産業の方が中心で入っていた。だから、要は若い方も入っていたんじゃないかなと思うんですけども、当然、今も農業者で入られる方は当然いらっしゃいますけども、農業ですとか自営業されてる方の割合が多かったのかなと。近年は、やはり少子高齢化等によってですね、どちらかという年金受給者の方ですとか、非正規雇用の方の加入割合が増えているのではないかなと思います。

そうなりますと、そういう年齢構成が高くて医療費水準が高くなる、それと所得の水準が低くなっていく。そうすると、保険料の負担が重くなっていく。で保険料の収納率も、統計でいくと、悪く、全国的にいくと悪くなっていくというようなりスクがあるということですね。

それからまた、全国的に見ると、小規模の市町村も多いものですから、財政安定がなかなか不安定。例えば、急激に高額な医療を要する方がぽんと何人か出てきたり、インフルエンザがはやったりですね、そうしたときに、なかなか財政安定化、小規模の市町村のほうで厳しいというような状況があらうかと思えます。

以上を踏まえて、国のほうでは、この国民皆保険、非常にいい制度でありますけども、これを支えるですね、重要な基盤である国民健康保険制度の安定的な運営を図れるようにということで、いろいろ見直しをしたところなんですけども、その中で、公費の拡充等による財政基盤の強化がされております。それとあわせて運営のあり方の見直しということで、保険者機能を強化しようということで、都道府県が国保の財政運営の責任者となると。そして安定的な財政運営を図ってくというふうなことになるわけなんですけども、最終的には、御質問の要旨としまして、要望、国のほうに要望していくかどうかということになるんですけども、いろんな意味も含めまして、これは国民健康保険法で国の責務が第4条でうたわれております。国は国民健康保険事業の運営が健全に行われるように努めなければならないと。これは明確に国の責務を示しております。ですので、国に対して、いろいろ、例えば平成27年度が1,700億、平成29年度から3,400億ですか、財政支援がされるというふうなことをされておりますけども、引き続きですね、さらなる財政支援の拡充については、町としては、強く国のほうには要望していきたいというふうな考えを持っております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） いろいろ前段で説明していただいて、ありがとうございます。ぜひとも、この都道府県化で、先ほども私、述べたとおり、保険料が上がるということも十分考えられる中での、国・県ですね、そこに対する財政支援の強化というのをね、町てしてもぜひともお願いしたいと思うんですよ。

やはり、先ほど今ね、部長がおっしゃったように、国民皆保険ということでね、かなり国保の場合には、低所得者または無職の人、やはり先ほどね、部長もおっしゃったように、昔は若い人が結構いたということなんですけど、今は、ほとんど年金の人が多くなっているって言うんですかね、いう話がありましたけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、今、先ほど私が述べた中で、7,722世帯ですか、が、その国保の世帯数ということなんですけども、その中で年金者世帯というのは、どのぐらいありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい、お答えします。平成27年の4月現在時点ですけれども、国民健康保険の加入世帯で年金受給者の方がいる世帯は、約3,000世帯というふうになってございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今ね、その3,000世帯、半分弱ぐらいが、ほとんど年金生活者っていう形になるかと思うんですけども、そういった中で、今やはり、これも役場の職員の人なんかも結構聞くんじゃないかと思うんですね、やっぱり国保税が高いという話ですね。それで、実際のところ、私もサラリーマンやって、そのときは健保組合のほうにやっていたわけなんですけども、それをやめて今、議員という立場で、今、国保になって、やっぱりその金額も、今までのほかの健保組合とか協会健保、そういった中から比べて非常に高くなっていると。ですから、定年になって、国保になったときに、やはり保険料が高いというのは、どうしてもあると思うんですけども、これは1つの考え方なんですけども、国に対してね、財政支援を求めていく根拠なんかも考える中で、ほかの健保から見れば、国保というのは、やっぱり高いというのが実際あります。ですから、その中で、やはり負担能力の低い人というか、低所得者層が多い年金の中で、所得から見て、その負担割合ですね、保険料の、これを何%ぐらいに、阿見町としては何%ぐらいに抑えたいんで、しっかりその分を国にまたは県に補填してくれと言うような言い方も1つあると思うんですよ。これは、阿見町としてどういう言い方をしているかわからないんですけども、そういったこともね、ぜひとも考えていただきたいと思うんですよ。ですから、ただ単に補填の金額を上げてくれって言うんじゃないくて、やはりその何かのラインを1つつくることによって、合理的な説得っていうんですかね、そういったのも、ぜひとも考

えていただきたいんですけども、そういった形での国・県に対する申し入れってのは、町としてはやっておりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） この財政支援等については、町村会等を通じて、まとめて県のほうから国のほうに行くような流れになってるかと思います。全体的な、ちょっと今手元にはないんですけども、例えば、マル福の拡充ですとか、そういう、何ていいますか、子供の医療費に関しては国が責任持ってやってくれとか、いろんなこういうものがたくさん町村会の要望の中に含まれております。そういったことで、町としても、適宜ですね、町村会等とも連携をとりながら、そういった形で要望はして、今後していきたいと思っておりますし、永井議員から御提案のありました、先ほどの所得から見た負担割合何%にとか、いろいろ具体的な項目を上げてね、いけば、やはり説得力もあると思っておりますので、そういった面でもいろいろ研究をしていきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ぜひとも、その辺はよろしく願いいたします。都道府県化になって、先ほど回答の中で、「ほとんどの業務はそのまま継続となる見込みです」ということで、実際、この前ちょっとね、国保年金課の人と話しても、なかなかまだ現状わからないという部分が多々あるということなので、これは国のほうの推移を見るしかないと思うんですけども、根本的に、今回私の一般質問に関しては、その保険料の引き下げということが1つの命題になっているわけなんですけども、その中で、この2つ目の質問なんですけども、一般会計からの法定外の繰り入れに関してなんですけど、これに関して、例年、一般会計からの繰り入れ額というのをずっと、私も決算書をずっと見てて、書いてあるわけなんですけども、法定外の繰り入れはゼロだということ、この間ずっと動いているわけなんですけども、ちょっと私のほうでいろいろ調べた中で、茨城県ですね、県ほうのところでは、その法定外繰り入れが多々あるということなんですけども、ちょっとお聞きしたいんですけども、阿見町はないんですけども、ほかの行政のほうで、その法定外繰り入れをやっている行政自治体はありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 県内、平成25年度の実績でございますが、法定外繰り入れにも、ちょっといろいろ考え方はあるんですけども、その中で、単年度の決算補填のためということで、その年、赤字になってしまうということで、それに対して一般会計を繰り入れているという自治体が、県内では17自治体ございました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 県内で17自治体という話、部長のほうから答弁あったんですけども、茨城県というのは、法定外繰り入れというのは、全国でも8番目に多い県なんですよね、これ多分。全国1番が東京、東京、神奈川、大阪、埼玉、愛知、千葉、福岡、その次が茨城、で、北海道、静岡と続くところなんですけども、ですから、やはり法定外繰り入れってのも、やはり保険料を下げるために必要な部分じゃないかと思います。

それで、ちょっとおもしろい資料をね、ちょっと見つけたんでプリントアウトしてきたんですけども、茨城の国保家——国保の家ですね、の家計簿というのは、茨城県の国保のやつを1軒の家にして、どのぐらいの収入支出があるのかなというのが、県のほうでつくったのがあるんですけども、収入の中で、給料としては保険料として入ってくるのがずっとあるんですけども、この中で、一般会計からの法定内繰り入れですね、これが親からの仕送り、定期的仕送りという項目になってて、これが、全体収入が——これ年収ですけども、収入が給与所得で249万として、その親からの定期的な仕送りというのが50万という、このような計算になっているんですよ。その下に、親からの不定期の仕送り、これが法定外繰り入れになっているんですよ。これが31万円。ですから、法定内が50万で法定外31万というから、かなりな割合が法定外繰り入れとしても入ってるんだなと。そういった中で、県内でね、茨城県の中でやられているんで、ぜひとも、阿見町のほうとしても考えていただきたいということがあります。

先ほど、この法定内繰り入れに関してね、いろいろ、項目として上げていますけども、やはり、その中で法定外繰り入れを行うことによって、やはり保険料を少しでも安くなればというふうに思いますので、ぜひとも検討をお願いします。

それとあと、3つ目の、基金の積み立てですね、基金積み立ての取り崩しですか、これなんですけども、これもたまたま、ここにも同じように書いてあったんでね、さっきの茨城国保家の家計簿というのがあって、これが、預金の取り崩しという項目になってまして、基金等からの繰り入れですね。これが2万円というふうにもなってるわけなんですよ。ですから、これが茨城の県の国保会計も、やっぱりそういった形で、基金からの取り崩しというのをやっているわけなんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけども、阿見町の中でも、基金残高があるわけなんですけども、ちょっと私、まだ1期なもんで、余り過去のことにはわからないんですけども、今まで国保に関して、この基金を取り崩して対応したということはありませんか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 余り古いデータ、ちょっとないんですけども、少なくとも手元にあるデータで、平成17年度以降は取り崩しはしていないということでございます。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後4時45分といたします。

午後 4時34分休憩

午後 4時45分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は、阿見町会議規則第9条第2項の規定によりましてあらかじめ延長いたします。

ただいま16番佐藤幸明君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は13名です。

4番永井義一君の質問を続けます。

○4番（永井義一君） 最後のほうになると、だんだん人が減ってしまって、非常に寂しいんですけれども、質問を続けます。

あと、ちょっと今、本見てたら、2012年度の資料なんですけども、茨城県の中でも、この法定外繰り入れ、1人当たり1万1,000円という数字がありますので、その辺もぜひとも頭に入れておいてください。

それで、基金のほうの話で途中だったんですけども、平成17年度以降はないということで御回答があったわけなんですけど、私のところで知ってる範囲内では、平成22年度からの決算しか、たまたまうちになかったんで、平成22年度の決算においては1億3,000万の金額が基金準備金というんですかね、保険の支払い準備金というのが。翌年度に5,000万、平成23年度に5,000万プラスになって1億8,000万。24年度は、これは増減がなくて、25年度に1億ですか、入れて2億8,000万。26年度、この前もらった決算書の中では増減がなく、同じく2億8,000万の金額があるかと思うんですけども、先ほど言ったように保険料が高いということで、国保世帯が7,722世帯。ですから、これはもう、この2億8,000万を全部使えとは、もちろん言いませんけども、やはりこれを削ることによってですね、1世帯1万円とか、またはもうちょっと値切って5,000円とか、そういった形で、1世帯5,000円で仮に換算しても3,861万円の金額、取り崩しの金額になるかと思うんですけども、やはりこういった形でね、都道府県化になって、この積立金が、準備金がどうなるのかというのは、もちろんちょっとわかりませんが、こういった形である程度、国保世帯に還元していくのはどうかと思う、いいかなと思うんですよ。

もともと、これ国民健康保険税、税金ということで、町民の皆さんから徴収してる税金です。この前、国保年金課のほうの話聞きましたけども、やはり税金の場合、とり過ぎた場合には、すぐ返納するというような話がありました。やはりこの積立金、これだけ2億8,000万もあるということは、やはり言ってしまえば、税金のとり過ぎなんじゃないかと1つ思うんですよ。

やはり、先ほど、久保谷議員の一般質問の中でも、給食センターのね、外灯の話が出ましたけれども、これまたまね、私が去年、話したんで、いろいろ覚えているわけですけども、やはりその税金の無駄遣いというのを私は指摘させていただいたんですけども、やはりこの国保税に関しても、やはりとり過ぎた税金は戻すもんじゃないかと1つ思うわけなんですけども、その辺を町のほうではどのように考えておりますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） まず、基金の考え方でございますけども、これは国民健康保険の診療報酬の支払いの円滑化、要するに医療費の支払いですね、それと、保健事業の充実強化を図り、財政の健全な運営に資するために国民健康保険支払準備基金を設置するという目的で設置をしてございます。そして、基金の処分につきましても、国民健康保険条例第19条の中で基金の処分について規定をしてございます。基金は、次の各号の1つに掲げる事項に該当する場合に処理することができるということで、1つは流行性疾患の異常発生のため診療費の激増、医療費の支払い義務額が予定額よりも著しく上回ることにより、当該年度中の支払いに困難を生じた場合。それから、2点目として、災害その他特別の事由により、保険税その他の収入が予定額に達しない場合で、当該年度中の支払いに困難を生じた場合。そのほか、保険事業の費用に充てる場合ですとか、前項に準ずる特別の事情がある場合というふうに規定をされてございますので、この条例に従って基金処分は適正に行われるべきだということふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） これは根本的な考え方の違いだとは思うんですけども、このね、基金の処分の仕方について、今、部長の方でいろいろ、るる述べました。私も例規集見て、いろいろ項目があるのを見ました。やはりこれは、言ってしまえば、条例の改正により可能になるんじゃないかと私は思うんですよ。ですから、根本的な部分でのその考え方の違いが、こういったところにもあらわれてんのかなと、これは町としての動きですから、これはしようがないことなんですけども、私のほうとしては、この基金に関してはね、やはりこの2億8,000万、かなり阿見町の単体としては多いんじゃないかなと思うんですよ。

ただ、これちょっと事前に話してなかったんで、わかるかわかんないか、わかんなきゃいいんですけども、県内の中でこの基金が、ほかの市町村の中でどういった具合になっているかというのが、もしわかったらお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○4番（永井義一君） わかんなかったら、いいですよ。大丈夫ですか。

○議長（柴原成一君） 保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 済みません。ちょっと今、資料手元にございませんで、申しわけございませんで。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） ちょっとね、これ事前に課長のほうに話ししてなかったのもあるので、すいませんね。

先ほど言ったように、茨城の中でも基金を、県でも基金を使っているということで、私も具体的に調べてはいないんですけども、多々ある中でも、やはり突出してんじゃないかというのは十分に考えられますので、ぜひとも、基金のね、運用というの、やっぱり町としても考えていただきたいと思います。

あと、減免制度ですね。減免制度なんですけども、今回、国保年金課に聞いたら、平成26年度では、その利用した人がゼロだったっていう話は聞きました。ですから、その制度自体が利用しづらいのか、または周知徹底されていないのか、いろいろ理由はあるかと思うんですけども、回答の中では、この減免はあくまで個々の納税者の負担能力によって決定すべきというふうに、回答書には書いてあるわけなんですけども、この減免制度も、やはり個々の納付者が、いろんな生活環境の中であるかと思うんですよ。これは大阪の例なんですけども、その減免制度の中で、所得激変減免、これはあるかと思うんですけども、あと、低所得減免、障害者減免、母子世帯減免、ひとり親減免、高齢者減免、借金減免、多種多様なね、減免制度をやっている市町村もあるわけなんで、ぜひとも阿見町独自にですね、やはり、暮らしやすい、あとは子育てしやすいという部分も含めた形での減免制度を、ぜひとも、改めて考えていただきたいんですけども、回答の中では、現行の減免規定を維持したいと書いてあるんですけども、やはり維持したいということで、実際に使ってる人がゼロということは、使いやすさ、づらさ、そういったのも問題があると思うんですよ。ですから、今回一般質問で1週間前にお出ししてあるわけなんで、やはりその現状を維持したいというのではなく、もっと使いやすい減免制度というか、あとは周知徹底の問題もあるかもしれませんけども、そういったところをですね、町として考えていただきたい、または考えているんでしたら、何かそういった施策があるんでしたらお知らせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 減免制度につきましては、規定の減免がありまして、災害により生計が著しく困難となった場合ですとか、所得が皆無となったもの、あるいはこれに準ずるものということで、ちょっと細かい所得の状況とか規定をされてございます。それで、減免とは違うんですけども、全体的に国税の軽減として7割5割2割の軽減は御存じかと思いますが、その軽減額が増額されているというところと、そのほかにですね、収入がなくな

り生活困窮となったために医療機関を受診した場合の自己負担金が支払えない場合、一部負担金の減免も、これも設けておまして、これは平成26年度免除が3件いらっしやった。それから、倒産、解雇等の事業主の都合、個人の事由によらない、事業主の都合、それから雇用期間満了などにより再雇用されない場合などによる失業者に対しての軽減というのもございます。こちらのほうも利用されてる、軽減の申請をされてる方もおります。基本的な減免につきましては、答弁書の方でもお答えさせていただきましたけども、新たな減免については、国の財政支援の拡充がない限りは、なかなか難しいというふうに考えておまして、減免制度の拡充につきましては、国の責任においてですね、これはオールジャパンで実施をしていくべきではないかというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね。もちろん国に対しても、ぜひともね、強く言っていただきたいし、あとは、やはり、今、オールジャパンという話もありましたけれども、やっぱり、阿見町オンリーでの1つの施策としてもね、やはりこれ考えていただきたい部分かと思えます。

やはりあと、アピールが少しね、少ないのかなというのが、ちょっと思うんですけども、それとあと、これもこの前、国保年金課の人と話したときに、確定申告をしないから、国保のあれが一番上限になってしまうということもね、話がありました。これちょっと、広報の中でね、ここに一応書いてあるわけですね。平成26年度の所得申告ということで、国保税はっていうことでね、ちょっと時間がないので読みませんけども、やはりこういったところもね、やっぱり国保税が高いから払えないというのももちろんありますし、やはり知らないから、確定申告しないと、最上位のね、金額になってしまうということもやっぱりあるということをね、ぜひとも、町でもやられているとは思うんですけども、再度周知徹底をお願いしたいなど。やはり、払えない税金を払え、払えつつあって、これはもうない袖は振れない部分もあります。ですから、そういった周知徹底とともに、やはり、先ほども言ったように、税金の使い方の問題、これは、まあね、何度も例に挙げて悪いですけども、給食センターの問題、やはりあれは私にとっても、非常にあきれた結果だったと思うんですけども、やはり、税金の使い方、または先ほど言ったように、税金をとり過ぎた税金はすぐに払うべきだということも含めて、ぜひとも、この国保税に関しては、そういった観点から、ぜひともお願いしたいと思えます。

あと、最後に、やはり国保を払えない人っていうのはね、結構、私の周りにも、いろいろ相談来ます。ですから、なかなか、町のほうで、この自助共助だよって、職員の人がもし、そういう説明したら、それは違うと思うんですよ。ですから、やはり、国保税、根本的な問題で、国保っていうのはどういう形でできたのかということもね、やはり先ほど言ったように、低所得者とか高齢者とか、そういった人が多いんですけども、そういった人たちにね、もともと国

保ができたのは、負担がね、なかなか難しい低所得者の方が入っていて、国民皆保険ということでね、やられているということで、ぜひとも、自助共助だからあんたも払いなさいよというような意味合いではなく、ちゃんと職員の方もね、説明されているとは思いますが、ちょっといろんな聞く話によると、そういった形でいろいろ言われてるということもありますので、そういった形で、しっかり丁寧なね、説明もしていただきたいと思います。

今回は残念ながらね、下げるという回答は、もちろんないわけですがけれども、やはり苦しむ町民が多いということも含めまして、ぜひとも御検討をひとつお願いしたいと思います。

これで1つの質問終わります。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） じゃあ、2つ目の質問に移ります。外部評価委員会についてですね。

7月10日に行われた総務委員会では、来年度の行政施策の要望として、事務事業の効率化の一環での、行政評価システムを向上させるための委員会方式による外部評価制度の充実を上げ、その中での構成メンバーとして議会を加えることを要望しています。今回、7月の29日と8月の18日、24日の外部評価委員会を傍聴してですね、その要望が一層高まりました。

この要望は昨年も出されていましたが、実現されないまま継続になっていた事項で、要望を出すなら実際の委員会を傍聴してみようということで、今回、傍聴しました。1日平均三、四事業ですね、1事業を約1時間弱で審議するので、かなり大変な作業でしたけれども、委員の方は真剣に質問や議論を重ね、評価をしていました。

委員会を傍聴した感想では、事業内容が多方面にわたっており、委員の方も事業内容を理解するのに苦労していた部分もありましたが、理解が進むと活発な議論になっていました。昨年度と今回の町の回答では、委員は少人数に厳選し、学識経験者、民間事業者、公募の町民の方で構成しています。任期である平成28年度までは現行の委員構成により実施してまいりますとされており、議会を入れることは拒んでいます。

実際に傍聴して感じたことは、各課ごとの事業の理解度が進み、議会運営にも役立つことです。町としては、この委員会にぜひとも議員を入れるべきではないでしょうか。まずそのことをお伺いします。

次に、これは委員会の方もおっしゃっていましたが、事業が細分化され過ぎて仕事の全体像が見えづらいことです。

今回の対象事業でも、学校給食センターの給食食材調達事業や保育所の通常保育事業など、他事業と合体させて評価したほうが評価する側もわかりやすいかと思います。予算編成の絡みもあると伺いましたが、事業の統合も考えるべきです。そのことについてもお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、外部評価委員会について、1点目の、委員会に議員を入れるべきではないか。

外部評価委員会は、町が行っている事務事業評価について、外部の視点から評価及び検証を行う町の附属機関で、平成26年度に設置いたしました。

委員の人選につきましては、経営の視点や一般町民の視点を取り入れるため、学識経験者に加え、民間事業者、公募による町民の6名で委員会を構成しております。現在、外部評価委員会では、限られた時間の中、活発で有意義な議論がなされており、適切な人員構成であると考えております。

また、議会は、町が行政の執行を適切に行っているかを監視する役割を持っており、P D C Aサイクルにおいてチェック機能を有しております。

以上のことから、外部評価委員会が外部の第三者の目線で評価を行うという趣旨で設置されていること、さらに、議会の持つ役割を踏まえ、議会からの委員としての参加はいただいております。

2点目の、事業が細分化され過ぎてその仕事の全体像が見えづらいことについてであります。

現在、町では、教育委員会等も含めた組織全体において、事務事業評価の対象となる事業数は374事業となっております。このことにつきましては、今年度の外部評価委員会におきまして、「事業が細分化され過ぎているのではないか」との意見が上げられているところであります。具体的には、「指標の設定に無理が生じていて、事業の目的に対する効果が把握しづらい」あるいは「受益者負担と事業費との関係がわかりにくい」といったものです。

町としても、行政評価全体の課題として認識しており、委員会でいただきました意見を参考に、事務事業の設定の考え方について改めて整理したいと考えております。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） この外部評価委員会なんですけども、私も傍聴させていただいて、やはり1つ1つの業務というんですかね、その業務をやっている人たちが自ら評価した形を、その委員会のほうで評価するというような形をとっているかと思うんですけども、実際に傍聴してて、やはり、6人ですね、6人の委員の方がいろいろ質問なさるんですけども、やはり私たちの議員としても、何でこの外部評価委員に議員を入れてくださいなって要望を出してるかと、背景もある。やはりここに書いてあるとおりね、議会や町の行政を執行、適性に行っていくか監視する役割を持っているというふうには、もちろん書いてあります。これはもう全体的な形でやられてるかと思うんですよ。予算ですとか決算ですとか、そういった形です。ただ、個々の部分に関しては、なかなかそういった話をする場がなかなかないというのも実際あるかと思えます。それで、私自身、この前、傍聴した中で、やはり情報として私の知ってる情報も

あるし、私はこう思うんだなといっても、私は傍聴者ですから、しゃべるわけには、もちろんいかないわけですが、やはり議員としても1町民なわけですね。実際、役場で働いてる職員ではないわけですから、その資格というんですか、入る資格というのはもちろんあるかとは思いますが。やはりその中で、ある程度みんな話していきながら、ああ、ああいったことは知ってるんだけど、お話ししたら、もっと理解が深まるんじゃないかなという部分も、やっぱり傍聴して感じたわけなんです。ですから、委員会の議論を活発化させるために、やはり議員というのは入れるべきじゃないかなと、私は率直に思いました。ですから、一般的に、このPDCAサイクルにおいてチェック機能を有しておりますとか、一般的に書いてありますけども、もっと具体的に、あの評価委員会をきっちり、もっとね、それこそ、もうちょっと短時間できることもある、できると思うんですよ。そういった中で、しゃくし定規に入れませんかよっていうんじゃないかと、もっと前向きな形で考えていただきたいと思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 先ほども言ったとおり、外部評価委員というのは、また違った使命を持ってるわけですから、ここの問題だって、今日だって、国民健康保険の問題をやったり、いろいろできるわけでしょう。十分議員として、十分、職員にもいろんな話も聞けるし、そういうことを考えたときに、外部評価委員の中にね、議員が入ることということは、やっぱりこれは避けなけりゃいけないと私は思ってます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 今の答弁の中で、「避ける」という言い方しましたね。「避ける」というのはどういう意味なんですか。何を避ける。町としては、議員が入ることによって、何を避けたいんですか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 議会の中で、この問題に対しては、やはり議員が入るべきじゃないっていう、そういう意識を持っていただきたいということです。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） それは町長の考え方と根本的に私違うと思うんですよ。私、さっき言ったように、この評価委員会を、もっと活発にさせるためには、やっぱり私たちがある程度知ってる情報もありました。それを再度聞いたりとか、いろんなんで、それで10分、15分、時間がとったりもありました。そういった中で、私たちが、あ、これだったら、これはこういう話がありますよっていう話を、その委員会の中ですることによって、委員会の議論の時間も短縮されるんじゃないかと、私は思いました。この3日間で、幾つだ、10の行政評価委員会、参加

させてもらって。ですから、さっき言ったように、かなりの数の行政評価がね、事業の数があるわけなんで、これ全部が全部というのは、なかなか無理かもしれませんが、10個のやつを出た中で、私は感想としても改めて思ったんですよ。ですから、今、町長の話の中で、もうはっきり言って、町長の言い方っていうのは、もう、だめだっていう感じでね、そういうふうになっちゃうんだけど、もっと、行政として、自分たちの仕事を評価、外部の評価しているわけなんで、そういった、だめだっていうんじゃないくて、自分たちの仕事を、どう町民が見てるのか、見てもらうのか、評価、自分たちが評価したことを、評価委員が、町民が評価するのかつうのを、やはりそれは積極的に受け入れるべきじゃないかと思うんですよ。町長の考え方はいいです。

私はちょっと、部局として、総務部長のほうに、ちょっとね、その辺のお考えを聞きたいんで、総務部長なり、企画のほうでも、お願いします。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい、ただいまの質問にお答えさせていただきます。外部評価委員につきましては、これまで内部で職員が事務事業の評価、行政評価をしてきたところがございます。それについては、外部評価につきましては、職員が自分の仕事について評価したことが、いいのか悪いのかということ、町民の目線で評価していただく。その評価が町民目線で見て、どういうふうに評価されるのかということ、議会は議会で、先ほど申しましたとおり、違う意味でそういうチェック機能があると。ですから、直接、町は町民に行政サービスをする上で、職員がそういうふうな仕事の指標なり成果を定めて仕事に取り組んでいる。そういうことを自ら評価したことが、町民に対して、それがそういう評価でいいのかという部分で判断をしていただくという趣旨でございますので、一般町民の方にそういう趣旨で評価をしていただきたいということで、委員のほうを選考して行ってるというようなことでございます。ですから、議員を除くとか、そういう趣旨ではなくて、あくまでも町民に町が行政施策をやっている上で、そのサービスが本当に、そういう目的なり、そういう成果を期待してやっていることが、本当に町民に、その仕事が有益に伝わっているのか、それが効果のある仕事になっているのかという部分で、直接そういう町民から判断をしていただくという、そういう趣旨でやっているところでございます。

○議長（柴原成一君） 4番永井義一君。

○4番（永井義一君） そうですね。この件に関してはね、予算要望の中でも、また話がね、出されるかと思っておりますので、舞台をそちらのほうに置きますけども、今、部長のおっしゃったようにね、町民の人が、町の職員の仕事をね、どう評価するのかと。ですから、議員も町民だということ、ぜひとも忘れないようにしていただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（柴原成一君） これで4番永井義一君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 5時14分散会

第 3 号

[9 月 10 日]

平成27年第3回阿見町議会定例会会議録（第3号）

平成27年9月10日（第3日）

○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

16番	佐藤幸明君
-----	-------

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君
生活産業部長	湯原幸徳君

都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建石智久君
情報政策課長	遠藤康裕君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
児童福祉課長	青山広美君
障害福祉課長	煙川栄君
健康づくり課長	篠山勝弘君
環境政策課長兼 放射能対策室長	柳生典昭君
都市計画課長	大塚芳夫君
生涯学習課長兼 中央公民館長	佐藤吉一君
指導室長	前島清君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成27年第3回阿見町議会定例会

議事日程第3号

平成27年9月10日 午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

一般質問通告事項一覧

平成27年第3回定例会

一般質問2日目（平成27年9月10日）

発 言 者	質 問 の 趣 旨	答 弁 者
1. 川畑 秀慈	1. 防犯灯設置について 2. W i - F i 無線LAN設置について 3. 障害者優先調達推進法に対するその後の取り組みについて	町 長 町 長 町 長
2. 紙井 和美	1. 多様性のある人々が支え合って暮らすまちづくり。阿見版CCRC，地方創生の推進について 2. スマホ・ネット問題総合対策について 3. 自転車運転者講習制度の充実について 4. 今後も増え続ける空き家の活用について	町 長 教 育 長 町 長 町 長
3. 浅野 栄子	1. いじめ問題対策は万全か 2. 学びの広場サポートプランと無料塾について 3. 「茨城シニアカード」と「いばらきKIDSCLUB」について 4. 土浦協同病院へあみまる君を	教 育 長 教 育 長 町 長 町 長
4. 吉田 憲市	1. 阿見町行政手続条例について及び行政不服審査法全部改正（公布）に伴う阿見町関係各条例の対応について	町 長
5. 難波千香子	1. 少子化対策（結婚・出産・子育ての切れ目のない支援）について 2. 福祉で地方創生のまちづくりについて 3. 健康寿命延伸のまちへの創造について 4. 動物愛護行政の推進について	町 長 町 長 町 長 町 長

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立しました。

ここで議長から申し上げます。台風18号から変わりました低気圧に関係した大雨の影響を受けまして、町では災害対策本部を設置し、対応に当たっております。その対応に当たる必要から、執行部からの本日の説明員として出席する職員について、質問者に対応する職員……、職員のみを出席させたいとの申し出がありましたので御報告いたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 皆様、おはようございます。

今、議長のほうからもお話があったとおり、台風18号、また、17号ということで、日本の各地域に大きな被害を与えております。そういう中で、今般7時30分に災害対策本部を立ち上げさせていただきました。経過等の報告は、総務部長にさせていただきます。また、今からどういう状況になるかもわかりませんので、そのときは、やはり対策本部を招集しなければなりません。そのときには、議会も暫時休憩というそういう状況になるかと思いますが、どうか皆さんの御理解を得て、今回のこういう状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。それでは、これまでの経過と対応について、概略御説明をさせていただきます。まず、昨日ですが、16時36分に大雨洪水警報が発表になりまして、警戒体制をとっておりました。それで、今朝ですね、6時22分、阿見町に土砂災害警戒警報が発令されまして、防災無線J-ALERTで自動放送されたところでございます。それを受けまして、町では7時30分に災害対策本部を設置して、第1回の災害対策本部を開催いたしました、その後ですね、7時42分に阿見町に大雨特別警報が発令されたということで、これもJ-ALERTで、同報無線で発令……、放送されております。それと同時にですね、避難勧告を発令しております。そういうことで、8時にかすみ公民館、本郷ふれあいセンター、それと……、舟島ふれあいセンターのほうを避難所として開設してございます。現在、まだ避難されてる方はおりません。それで、その後ですね、その間、町では、被害状況の把握ということでパトロールを実施したところ、9時30分現在ですが、道路の冠水が9カ所、それと、それによる通行止めが4カ所ございます。そういうことから、各課で対応をしているところでございますので、議長が申し上げたとおり、今、説明員として全員出席するということはちょっと困難な状況で

ありますので、質問者に対する出席ということで御了承お願いしたいということでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（柴原成一君） はい。それでは、本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（柴原成一君） 日程第1，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし、質問時間を40分といたしますので、御協力のほどお願いいたします。

初めに、9番川畑秀慈君の一般質問を行います。

9番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔9番川畑秀慈君登壇〕

○9番（川畑秀慈君） 皆さん、おはようございます。非常にすごい大雨の中でのこの一般質問2日目となりました。この中での一般質問なので、今日は、私としては簡潔かつ実りの多い一般質問としてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは通告に従い質問いたします。

本日は平成27年9月10日です。地球温暖化防止のためCO₂の削減が重要になると、2008年の1月、ダボス会議が開かれ、当時、福田総理が出席し、特別講演を行いました。内容は、経済問題と地球温暖化防止、地球環境問題でした。そして、7月7日から9日にかけて洞爺湖サミットが開催され、京都議定書の枠組みづくり、国際環境協力、そして、イノベーション——技術革新等の提案内容がございました。特に、2006年5月に地球温暖化問題をテーマにしたアメリカのゴア元副大統領の製作されたドキュメンタリー映画の不都合な真実は大きな話題になり、世界中の多くの人に地球環境問題を突きつけました。

さて、その1年前の平成20年の4月の定例会において、私は、町において、将来、LED化が必要であるため導入のための研究をすることを提案しました。そのときは、町で管理をしている1万9,000本の照明をもとに、かなり詳しく試算をして採算がとれることがわかったため、LEDの導入提案をさせていただいた記憶があります。翌年、2008年、平成21年の4月の定例会でも、再度、研究調査が進む……、早く進めるよう導入することを提案しました。そして、天田町長に変わり、現在、庁舎のLED化を近隣の自治体……、自治体に先駆けて投入されました。その後、神奈川県自治体を初め、全国で数カ所の自治体において防犯灯のLED化を

進めていることを知り、防犯灯のLED導入の検討を提案しました。

あれから7年後、阿見町はどう変化していったか。現町長に変わり、公共施設のLED化の推進、家庭用LED導入を推進するための補助金、そして、街の防犯灯、行政区の防犯灯のLEDの導入を推進、そして、防犯灯の管理を町で行うというところまで進み、近隣の自治体と比較しても大きく推進いたしました。町長を初め、担当職員の皆様、本当に御苦労さまでございました。

ここで質問させていただきます。町の防犯灯設置に関して3点質問させていただきます。

行政区管理の防犯等が町の管理となりましたが、防犯灯に関してどのような管理計画を立てているのですか。2点目、年間の維持管理費と電気料金は、また、行政区管理のときとどう変化するのか。3点目、新しい防犯灯の設置計画はどのようなものか、優先順位はどうしていくのか。この3点について質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 1点目の防犯灯設置について、川畑議員の質問にお答えいたします。

1点目の行政区管理の防犯等が町の管理となったが、防犯灯に関してどのような管理計画をしているのかについてであります。現在、地図システムへの入力等を行い、1灯別の防犯灯台帳を作成しているところです。今後、町の防犯灯については、この台帳及び地図システムにより管理していく予定であります。また、施設の防犯灯の交換時期については、年次計画により、10年経過後から順次新しいものに交換していく予定です。

2点目の年間の維持管理費と電気料金は、行政区管理のときとどう変化するのかについてであります。維持管理については、行政区管理のときの蛍光灯の球交換費用など、年間維持管理費を把握しておりませんが、LEDに変えたことで、通常2年で球交換を必要とする蛍光灯よりも耐用年数は10年から15年と延命が図られることから、年間維持管理費は削減されるものと考えられます。

次に、電気料金についてですが、行政区から町管理となった昨年度の電気料金は約2,000万円ですが、今年度は約1,000万円となる見込みであります。特に、この防犯灯を行政区から町に変えたことによって、やはり、行政区の財源がそれだけ増えた。やっぱり、地方分権と言って、町でも、町でもですね、やっぱり、国にそういう形で財源の移譲ということですから、そういうことから考えれば、やはり、地域の財源が豊かになるということは、行政区の財源が豊かになるということはいいことかなという、そういう面では本当によかったなという思いはしております。

3点目の新しい防犯灯の設置計画はどうするのかについてですが、地区の要望を確認した結果、約500万……、500灯ほどを見込んでおり、平成28年度から3年間の年次計画で設置していく予定であります。平成28年度には、各地区の公平性を保った……、保つため、10灯まで設置するものとし、平成29年度から通学路や不審者が出没した箇所などを優先して設置していく予定です。また、地区からの要望以外でも、町で必要と判断する箇所については積極的に設置していきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。ありがとうございます。

あれから、もう7年たって、このように変化したということも、また、時がたつのも早いなという感じがそします。で、ここでちょっと質問なんですけど、この10年、これが、LED、今の町の管理している防犯灯が10年後たってから、この、それからの球の交換から何から維持管理費、これはどのぐらいになると試算をされているのか、ちょっとその辺をお聞きしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。交通防災課長建石智久君。

○交通防災課長兼消防運営管理室長（建石智久君） はい。お答えさせていただきます。

まず、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、電気料につきましてはですね、おおむね、昨年が2,200万ほどかかりましたものが、現段階の試算で1,145万円ほど。これは電気料の場合は先に支払いをするという仕組みになっておりますので、ほぼこの数字で確定ということになります。ですので、おおむね1,000万円の、まず、違いがあるということが言えると思います。

それと、10年後のその修繕とその今回の事業の比較という御指摘だと思いますが、このLED化を図るに当たりまして、工事費が8,680万ほど、今回の工事がかかってございます。今、申し上げましたように、約1,100万ほどの電気料の差異がございまして、工事費は、おおむね、8万……、8年で、大体、解消できるということになると思います。ですので、防犯灯が約10年から15年の延命があるということで、10年後から、順次1,000灯ずつ交換をするという中長期的な考え方を持っているんですけども、その、要するに、交換時期の前に、交換の費用が回収できるということになります。で、維持管理につきましては、昨日の久保谷議員の御質問の中にもありましたように、当初、私どものほうで、LED化にしたものは壊れないものというような想定をしていたわけですけども、やはり、自然災害には対応はできていないということがわかりましたので、そちらの修繕費を、今回、補正させていただいたことも含めまして、年間五、六十万を見込んだとしてもですね、1,000万以上の、やはり、効果はあるということはあると思います。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。ありがとうございました。

私も8年前に試算したとき、当時、1本7,000か、8,000の金額で試算したときでも、大体、8年で町のがペイになる。ですから、それから考えてみましても、今回、非常にこれはよかったなと私も感じております。やはり、今、阿見町、経常収支比率が非常に高い硬直化がずっと進んでるということは、結局、この公共施設の維持管理費にかなり過大なお金がかかっているということなんで、やはり、新しい政策を進めていくときも、この収支のバランス、要するに、財政的な裏づけがあった上で初めてやっていかないと、なかなかこれは私も難しいのかなと感じております。

それで、29年度から通学路も含めて、これは、町のほうで必要なところを推進していくとありましたが、これに関し、ひとつお願いがあります。例えば、通学路の問題をある学校の先生に聞いてみますと、その地域の人、保護者の人と、この危険な場所、また、危険度の認識にかなり温度差があったりします。ですから、ぜひ、学校の先生から聞くのは当然なんです、その地域の人からも、しっかりとヒアリングをしていただいて、必要なところに無駄なくつけていただくというような計画を立てていただきたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に、質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。お答えします。

現在ですね、通学路の安全とか、そういう部分については、学校からの御意見とか、そういうの。それから、地域の人からも聞きながらですね、担当部署に要望している状況なんです、今、言われたようにですね、さらに、地域の方とか、そういう部分の意見を聞きながら、これ、当然、区長さんから出てるんですけど、その意見を聞きながらですね、当然、やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。ありがとうございました。

ぜひ、よく現場の人の意見を聞いていただきたい。ただ、区長さんによっては、1年交代の人もしらっしゃいますし、非常に現状、地域のことがよくわかっているかと言うと、そうでもない部分もある可能性は十分ありますので、それも考慮していただきたいと思います。

以上で、1点目の防犯灯の設置についてを終わります。

このままいいですか、2点目も。

○議長（柴原成一君） はい。どうぞ。続けてください。

○9番（川畑秀慈君）　じゃあ、2点目のWi-Fiの無線LAN設置について質問させていただきます。

平成24年12月の議会において、Wi-Fiと無線LAN等の設置について質問をいたしました。で、町の公共施設の中で、現在、ルーターを持っていても通信のできない地域があります。で、公共施設にWi-Fiと無線LANの設置を推進、推進していくべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君）　はい。Wi-Fi無線LAN設置についてにお答えいたします。

近年、インターネット接続の手法は多岐に進化しており、個人所有の無線ルーターを利用したインターネット接続も年々増加傾向にあります。そうした中で、利用するキャリアや製品により、阿見町内の同一ポイントにおいても、時々刻々とインターネットへの接続環境が異なるのが実情と言えます。現在、観光目的や防災、減災、住民サービスの向上などの行政事務効率化を目的としたWi-Fi無線LANサービスの利活用への注目が集まっております。国内においては、外国人観光客の増加と2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、インターネットを用いて国内外の観光客が気軽に情報を手に受け入れられるよう、観光地を中心として公衆無線LANの整備が進みつつあります。これらの整備のうち、空港、駅、ホテル、コンビニ、飲食店など、民間主導で進み、防災拠点や公的機関では実施対象で行われております。

茨城県内においては、平成27年4月1日時点で31市町村が公衆無線LANサービスを提供しており、さらに、当町を含む9市町がサービスの提供を予定しているところです。近隣市町村でも、公民館、図書館、体育館、役所庁舎などに設置している事例が散見されます。今後、当町の公共施設におけるWi-Fi無線LAN整備に関しては、セキュリティー対策や接続が困難な施設を調査しながら進めてまいりたいと考えております。

本当に、私も、外国に、ここ、今年は2回に行かしていただいて、ああ、こんなに、こういうことができるのは、こんなに便利なんだ、ただでこうやってできるのかっていう、やっぱり、ホテルあたりはね、びっくりしました。本当に、私も勉強しないといけないな、そういう考えを持ってます。

○議長（柴原成一君）　9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君）　はい。ありがとうございます。

当町を含む9市町がサービスの提供を予定しているということで、この阿見町も、このサービス提供に向けて、これは進んでいくことを、早く進むことを、私、期待しております。

そこで、町内で接続環境の悪いところ、御存じでしょうか。担当課の方は。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。情報政策課長遠藤康裕君。

○情報政策課長（遠藤康裕君） はい。当内……，当町内で接続困難な地域というのは，調整区域が中心になるんですが，中央公民館，図書館など，一部の地域において，接続が困難であることは確認されております。ただ，その場合においても，用いるキャリア，もしくは，機器によって，電波の性質上，数十メートル離れただけで状況が刻々と変わっている，そういう状況であるということ認識しております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。ありがとうございます。

確かに，私も，中央公民館，図書館で開いてみると，電波が届かない，携帯の電波だと何とか届くかどうか，それでも，電波状況が悪いと，通信速度が遅くて，実際に，まず，図書館で調べもの何かやるときに，非常にパソコンがあると，スピーディーで早いという部分もありますが，それはちょっとあそこで自分で持っていくと不可能となる。やはり，そういうところから優先的にちょっと設置をしていただくといいのかなとは思いますが。それは，ひとつ要望なんです。

で，これは，ちょっと提案です。今，Wi-Fiの無線LAN提供してるいろんな商店，商業施設等ありますが，そういうところをアクセスしますと，初めに，ネットがつながって，飛び込んでくるのは，その商業施設関係のお客様に知っていただきたい今の目玉の情報は何なのかといったところ，初めにぼんと出てくるわけですね。ですから，阿見町でも，ただ単に接続するのではなくて，やっぱり，予科練平和記念館もある，また，今度，道の駅もつくるということになりますと，そういう商工観光も含め，文化も，芸術も含めて，そういう阿見町を，まず初めに，今，これを知ってもらいたい，こういうことをやってるといふようなところを初めにホームページって言いますか，そこにぼんと飛んできた人が，接続した人が，すぐ，まず，わかると，阿見町の今のこのセールス，また，そういうセールスポイントは何なのか，そういうところ，やっていただければいいなと思いますが，その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

まず，阿見町では，まだそういう設置がされてないということで，先ほども町長答弁しましたように，31の市町村でも，もう既に，もうそういうものが整備されてるといふような状況もございます。そういう中で，今後，そういう，何ですか，無線が入りにくい地域を調査して，セキュリティー対策ということも大事だということがございますので，そういうものも検討しながら進めていくといふようなことでございます。情報サービスということからすれば，そう

ということからすれば、町としてはまだおこなっているのかなというようなことですので、そういう対策を積極的に進めていきたいというふうに考えております。議員御提案のように、そういう機会ですので、そういうときに、町のPRもできるような、そういうこともあわせて考えていきたいというふうに思っております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） ありがとうございます。

近い将来、そういうことが阿見町でもできるということを確認いたしまして、2つ目の質問を終わりたいと思います。

さて、3点目、障害者優先調達推進法に対するその後の取り組みについて質問をさせていただきます。

これ、平成24年の第4回の定例会でも質問させていただきました。要は、4月から障害者優先調達推進法が施行されるから、現在の状況はどうかというような形で質問させていただきました。今回は、その後、平成25年4月より障害者優先調達推進法が施行されました。平成25年、26年度の実績はどうなっているのですか、これが1点目。

2点目が、障害者優先調達推進法を法律の趣旨のとおり推進していくための計画はどのようにしてきましたか。これが2点目です。

で、3点目、今後、どのようにしていくのか、金額面等での目標等があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。それでは、障害者優先調達推進法に対するその後の取り組みについて。

1点目の平成25年4月より障害者優先調達推進法が施行されました。平成25年度及び平成26年度の実績はどうなっていますかについてであります。町から障害者就労支援事業所等への物品等の優先調達の実績としては、平成25年度が61万9,280円、平成26年度は65万1,452円となっており、平成26年度実績額は前年度に比べ、約5.2%の増となっております。

2点目の障害者優先調達推進法を法律の趣旨のとおり推進していくための計画はどのようにしてきましたかについてであります。障害者優先調達推進法第9条第1項では、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、物品等の調達に関し、毎年度、障害者就労事業所等からの推進を図るための方針を作成しなければならないと規定されております。町においても、障害者就労支援事業所等からの優先的に物品を購入することや障害者の福祉的就労の場を確保するために、調達方針を作成しており、町ホームページにより公表しております。また、昨年度策定した町第3次障害者基本計画・障害福祉計画では、施策の1つとして、障害者物品調達法に基づ

き、障害者就労支援事業所等の提供する物品等の優先購入の推進や施設内での福祉的就労の場の提供等に努めていますとして、福祉的就労の促進を図ってまいっております。

3点目の今後どのようにしていくのか、金銭的な目標ということでもありますので、町調達方針及び町第3次障害者基本計画・障害福祉計画に基づき、施策の推進に努め、町第3次障害者基本計画・障害福祉計画の計画最終年度である平成31年度には、調達目標は78万円としているところです。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。ありがとうございます。

前回質問したとき、23年度、24年度、幾らなのかって質問しました。そのとき、23年度が、これが30万5,470円、で、24年度が31万5,195円とこのように答弁されてまして、今回、25年度、で、26年度、これ、お聞きしますと、非常に大きく推進、割合としてはされたのかなと、実感はしております。で、この推進計画、また、その公表に関して、25年度、全国平均で58%、で、茨城県が55%、阿見町はその55%の中に入ってるってことで、これも安心をいたしました。

ただ、県によりますと、この25年度で100%をやってる県が6県ございます。富山、福井、石川、島根、熊本、宮崎と。ここは、もう翌年度100%、この推進計画を立ててやってる。ある意味で、非常に自治体の職員、県の職員もそうでしょうが、自治体の現場の職員の意識の高さが、こういうところにちょっと比較としてあらわれているのかなと、感じております。

で、この調達のこの物品のこの実績資料、公表されてる資料見てみますと、物品のこの購入ということで、この26年度は1件で……、ああ、25年度が1件、26年度はなくなっている。で、この下のほうの清掃施設管理がありますが、これが25年度は5件ありました。で、クリーニングが1件ありました。で、26年度はクリーニングが1件で、清掃管理が4件になっていますが、この違いは何なんでしょうか、ちょっとお知らせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。お答えいたします。

25と26の違いということでございますが、まずですね、クリーニングに関しましては、同じ1件ということですが、内容が、ソファのカバーのクリーニングというのと、26年度については、阿見小学校のカーテンのクリーニングということで、内容がちょっと変わっております。それから、清掃等の作業でございますが、こちら25年度、ちょっと細かく内容を申し上げますと、これは、機能回復訓練室の清掃、それから、かすみ公民館の清掃業務、それとですね、これは、やはり、これはさわやかセンター等ですね、外構の除草作業、これが2回。それと、同じくさわやかセンターになるかと思うんですけども、プランターの管理というような内容になってございます。で、26年度につきましては、かすみ公民館の清掃作業、それから、

総合福祉会館の同じく機能回復訓練室の清掃，それと，同じく総合福祉会館になりますけども，外構の除草作業が年2回とプランターの管理が1件というような内容になっております。

○議長（柴原成一君） はい。9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） わかりました。この清掃作業の，この賃金と言いますか，この金額なんですけども，前回質問したときに，県のほうのデータをちょっと取り出しまして，見ますと，この労働に対する障害者の時給ってのが，大体，県内200円から二百二，三十円の間と出ておりました。この，今，やってる，阿見町で委託をしてるこの内容の中で，時給に換算して出てる場所はございますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。時給というわけではないんですけども，まず，この作業の委託に関しましては，通常雇用契約を結ぶ，ちょっと一般的なお話させていただくんですけども，通常一般契約雇用ということで，契約に基づいて，一般の方がする場合と，それから，障害により一般就労が困難な場合には，病気や障害を配慮してもらいながら働く場が提供される福祉的就労というのがございます。で，この場合にはですね，福祉的就労ということになります。で，福祉的就労は，障害の状態に配慮しまして，就労の機会提供……，就労の場の機会の提供，それから，生活活動機会の提供，その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や支援を行うということ……，が前提となってございます。

で，福祉的就労のうち，就労継続支援A型事業につきましては，これは雇用契約に基づく就労が可能な方が対象となりますけども，賃金については，雇用契約に基づき，最低賃金がこの場合は保障されます。で，町内のやってるところなんですけれども，就労継続支援B型の事業所ということになります。で，こちらは雇用契約に基づく就労が困難な方が対象と，いわゆる，福祉的就労ということになりますので，賃金につきましては，雇用契約に基づかないということになりますので，作業トレーニングとして取り組んだ，あるいは，企業等からの委託作業収入から必要経費を差し引いた額を作業の工賃として通所されてる方に分配されると，そういう性質になってございます。

で，先ほど川畑議員のほうからもございましたけども，基本的に，賃金というよりは平均の工賃というような形で，国とか，県のほうでも出ております。で，例えば，国のほうでは，就労継続支援B型事業所，平成24年度の平均工賃ですけども，これは1万3,586円というちょっとデータがございます。で，県内におきましては，これ，平成25年度なんですけれども，B型の事業所等の中では，平均工賃，月額にしましてですね，400円から1万5,000……，約1万6,000円弱，ちょっと幅広くなってございます。というのは，このそれぞれの事業所ごとに，平均工賃出してるもんですから，その受注の内容，一度に複数とか，年間契約とか，その回数

とかにもよって違ってくるのかなということで、一概に幾らということとは言えない部分がございます。で、阿見町の場合ですね、4カ所の就労継続支援B型の事業所がございまして、平均の工賃がですね、3,000円台から1万4,000円台というようにですね、内容によって変わってきているというのが実情でございます。で、実際、委託契約から支払われた額からそれぞれの事業所で必要経費等を引いてですね、訓練等に要した部分については、通所……、通所されている皆さんに支払われてるということでございますので、具体的に1人当たり時給幾らというようなことでの把握はしていないということでございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。ありがとうございます。

前回の質問のときに、今の総務部長の横田部長にお尋ねしたんですが、この推進法を推進するに当たって、このいろんな、このものの物品調達に関して、定期的な話し合いを、まず、持っていたきたいということで要望をいたしました。で、そういうことも含めて、定期的に開催していきたいと考えておりますと言いますが、これは、今、定期的に開催をされておられますでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。はい。障害福祉課長煙川栄君。

○障害福祉課長（煙川栄君） はい。ただいまの御質問にお答えいたします。

まことに申しわけないんですけども、定期的な開催とは、現在なっておりません。それが実情でございます。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。もう1点がですね、これは、保健福祉部障害福祉課だけの問題ではなくて、いろんな担当部課が絡んでいかないと、なかなか推進しないでおるということで、部長の皆さんにもいろんな会議を定期的にこの出席していただいて、この計画策定をお願いしたいと要望しました。で、それを受けて、担当部長は、それを推進して、定期的に全部長さんにも参加してやっていきますというようなことを考えている……、考えているというような答弁でしたが、全部長、また、管理者と言うか、執行部が集まって、そういう話を、会議をされたことはございますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） お答えいたします。

私とその担当部長のときに、こういう、推進するために、各課でそういう需要がどのくらいあるのかというようなことで、各部長に調査していただいて、そういう需要があれば、そういうところを利用して調達するよというよいうことで、当初、そういうことで庁内の部長を

を集めて、そういう会議をもって、今後、推進していくというようなことで始まったところでございます。これは、できれば、その年度当初なり、その年度末に、計画なり、実績なりを報告して、次期の取り組みについて、庁内でそういう共通認識を持っていくというような趣旨で、当初、私のほうでも話したんですが、これはそんなに時間をかける必要はなくて、毎週月曜日にですね、庁内会議等、部長に集まっていたいて、そういう会議を定期的にもっているというようなこともありますので、そういう中で、そういう議題を出して話すということも可能だということで考えておりますので、今後ですね、保健福祉部長のほうに、そういう議題を今度は提案していただいて、協議していきたいというふうに、私のほうではそういうふうにご考えております。

○議長（柴原成一君） はい。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） 今、総務部長から答弁があったとおりでございます。障害者優先調達法自体がですね、障害者の就労施設で就労する障害者の方、それから、在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体等がですね、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的、積極的に購入することを推進するために法律が制定されているということでございます。

それに基づいて、町でも、平成に……、法律施行後ですね、就労施設等からの物品等の調達方針を定めて推進してるわけですけども、で、実際に、他市町村の計画等も比較しますと、具体的に、物品とか、役務の内容が明示されているケースが、結構、多いんですね。で、うちの町の場合だと、そこが、ちょっと明確に明示されていないということもございます。それで、今後なんですけれども、町内の事業所、就労支援の事業所に対して、まずは、現状でですね、物品、それから、役務の提供が具体的にどういったものができるのか、改めてお伺いをして、どういったものができるか、それから、どれくらい供給ができるのか、それを再度、町のほうで把握をしてですね、それを改めて町のほうで、随時ですね、周知をしていきたいと思っております。

まずは、障害者就労施設等の提供可能な物品等の情報の収集を改めて、これは実施してまいります。これは、すぐにでも実施してまいりたいと思います。で、それを受けてですね、情報を庁内に周知。先ほど総務部長からありましたけれども、部長の会議と同時に、庁内のグループラインと言うか、職員用に、全部周知できるようにパソコンでなっておりますので、各課にですね、そういったものも、どの施設で、どういった物品、役務が提供可能なのか、であれば、そこに合致するものがあれば、優先的に調達するようお願いをしてまいりたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番(川畑秀慈君) はい。ありがとうございます。

ぜひ、しっかりと話し合いの中で、これを推進していただきたいと思います。やはり、この障害者の問題というの、なかなかこの人権問題の1つとして、じゃあ、これ、歴史的な背景からきちんとわかっている人がいるかって言うと、なかなかわかっているようでわかってない、正確に。昨年2014年は、障害者のこの……、障害者の権利に関する条約——障害者の権利条約が、昨年、日本は批准しました。これは、世界で何番目だったか御存じでしょうか。知っていらっしゃる方、手を挙げていただいて。これ、140番目なんですね。非常に後からなんです。

で、それにはそれで、実は理由があったんです。小泉内閣のときに、障害者自立支援法というセットバックした法律をつくりまして、能力主義、市場経済と同じようなシステムで自助自立、自己責任のものと、ある意味で障害者自立支援法が発行され、それで、セットバックして戻ってしまった。それで、法整備がなかなかこれを批准しても進まないからって言うんで、日本は、これを受け入れるのを去年までおくらしたわけなんですね。で、ちょっと5分くらい時間いただいて、で、その中でいろんな話あるんですが、この日本における障害者の差別の歴史っていったところだけ、ちょっとお話をしておきたいと思います。

日本における障害者に対する差別の歴史について、この……、この国で日常的に使われていた言葉です。外国にも同じような例がなかったわけではありませんが、日本では、むしろ、近代に入って、明治憲法下における教育勅語、軍国主義的な序列思想と資本主義的な競争原理の導入等によって極端なものになりました。例えば、人々は精神病院を気違い病院と言ってはばかりませんでした。我が国の精神病医学、医療の先駆者であり、精神病の父とも言われる呉秀三は、我が国の精神病者は、病における苦しみとこの国に生まれた苦しみとの二重の苦しみを背負っているという言葉を残しています。明治憲法下のこの思想は、現行憲法になっても色濃く残っております。その中で、また、再生していった。身体障害者福祉法は、敗戦から4年後の1949年に公布され、それは、さきの戦争で傷ついた、傷病者になった元兵士たちの救済がこれは目的でした。で、米軍占領下で、アメリカに従軍する再軍備のプログラムがつくられている過程で、戦争で障害になって兵士たちを手当てすることなしに兵役に応募する者はいないと考えられ、それで行われたのが現状です。

で、その中で、どうなっちゃったか。で、この身体障害者のこの階級制度というの、この……、この身体障害者から他の障害者がその中に入ってくるっていうのを非常に排除していった。で、理由は何かと言うと、元兵士から、自分たちはお国のために戦って傷ついた者だ、おまえたちとは違うというような発言が言われるようになったって言うんです。無論、戦争による身体の障害は重大問題。しかし、それ以外の原因による身体障害も、生活上の困難は変わりません。差別、序列思想の中で生きてきた人たちは、それがなかなか理解できなかった。こうして

生まれた身体障害という概念には、等級制という深刻な問題が生じた。これは、元兵士の障害に対する手当制度から始まりました。端的に言うなら、お国のため、天皇陛下のために体のどの部分をささげたかによって、手当の金額が異なったのです。右手か、右足か、左足か、右手か、左手かから始まり、指の……、手足の指の1本、1節ごと、体の全ての個々の部分に価値の度合いの優劣をつけて等級化していきました。この思想が、世界にも稀なる障害者の等級制度を形づくり、障害者の間に格差を持ち込んだ。これは、ほんのちょっと一部ですが、そういう歴史的な背景があって、今でもずっとそれが続いている。

で、その中で、障害というものに関して、この障害とは何なのか。この社会的な関係において、この機能障害というものがあるんですが、それが問題なのではなくて、社会的な関係において機能障害を理由にした差別を障害だと言う。差別を障害と言う。やっぱり、そういう認識を改めて、きちんと全役場の職員の皆さんが知っておいていただく。知ってる、知った上で、議論していただくと、もっと実りのある、いい、この障害者政策、この調達推進法だけではなくて、障害者に対してどうこれから向き合っていけばいいのかといったところが、また、見えてくるのではないかと思います。

そこで、やはり、こういうことも含めまして、私、人権の問題、また、この障害者の問題、いろんなこの問題に関して、きちんと認識をしていく、学んでいくことが必要だと思います。ぜひ、そういうためにも、実りのある中身の濃い職員研修をこれからも続けていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

今、川畑議員御提案のその差別に対するその認識の仕方、人権も含めて、そういう研修、人権問題に関する研修は、職員のほうでも毎年計画的に実施しているところです。で、今回、議会と共同で、14日に人権問題の研修もやる予定になっているということで、10月ですね。で、そういう中で、またさらにですね、今後ですね、障害者に対するそういう理解も深めていくというような意味も含めまして、町のそういう研修の課題項目としても、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） はい。ありがとうございます。

ぜひ、やはり、町内の中でも、皆さんで学び合いの中で、いろんなことを理解深めていくということが、非常にこれは大事になってくると思いますので、ぜひ、そういう研修を定期的に関いていただき、もっと深く、もっと広く、いろんなことを、やっぱり、学んでいただいで、すばらしい、やはり、阿見町をつくっていくのに、推進を進めていただきたいと思いま

すので、よろしく申し上げます。今日、大変にありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（柴原成一君） これで9番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後……、午前11時といたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま15番倉持松雄君が出席いたしました。したがいまして、ただいまの出席議員は16名です。

次に、11番紙井和美君の一般質問を行います。

11番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔11番紙井和美君登壇〕

○11番（紙井和美君） おはようございます。今は、雨は小康状態ですけれども、台風の町内で土砂災害に懸念されるどころ、また、引き続き注意をしていきたいと考えております。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

多様性のある人々が支え合って暮らすまちづくり。阿見版CCRC，地方創生の推進についてであります。平成25年9月15日現在の推計では、日本の65歳以上の高齢者人口は3,186万人で、総人口に占める割合は25%となり、人口、割合ともに過去最高となりました。前年度3,074万人、24.1%に比べると、112万人、0.9ポイント増と大きく増加していることがあります。これは、いわゆる、団塊の世代のうち、昭和23年生まれの方が新たに65歳に達したことによるものと考えられます。阿見町では、本年3月現在のデータでは、65歳以上の高齢者が1万1,747名で、高齢化率が昨年より1.1%増え、24.7%であります。しかし、少子高齢化を嘆いてばかりもいられず、これからは、その現実を踏まえて、いろんな分野と連携し、新たな施策を生み出して進む時代ではないかと考えます。

世界は、21世紀の持続可能な社会モデルを模索しており、地球環境問題と超高齢化社会のこの2つの大きな課題を、高いレベルで取り組んでいく社会を、プラチナ社会と言うそうです。シルバーではなく、プラチナは、ゴールドよりも高価で、品格を感じさせ、輝きの失せない元気なイメージがあります。国の地方創生の中にある多様性のある人々が支え合って暮らすまち、プラチナタウン構想、日本版CCRCについては、町長も数年前から推進されています。この日本版CCRCについては、藤平議員が高齢者対策事業における東京特区と……、東京特別区と題し、平成24年、26年、27年と3回にわたり、一般質問をされております。CCRCは、御

承知のとおり、東京一極集中の是正と地方の活性化を図り、元気な高齢者が地方に移り住み、医療や介護が必要となっても、ケアを受けながら生涯学習や社会活動に参加するというものがありますが、当時はあまりイメージがわからず、特に、阿見町でなくてもできるのではないかと、阿見町はもっと別の内容がいいのではないかと考えておりました。しかし、三菱総研さんからの説明の中、シェア金沢の取り組みを知り、これはまさしく私の目指すものであり、これを阿見版にして取り組んでいきたいと実感しました。今まで、高齢者や障害者、そして、子供や若者が、ともに活動する共生型多機能ホームの実現について、また、若者と地域大学と行政と地域の企業が一体となる産学官連携について何度か質問してまいりましたが、まさしく、これはその形が広がったバージョンです。人と人とのあたたかい支え合いと関係各所の連携によるまち、ここは阿見町ですので、阿見版CCRCプラチナタウンとして、我が町に即した取り組みを皆で考え、力をあわせて取り組みたいと考えていますが、当町の考えをお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 多様性のある人々が支えあって暮らすまちづくり。阿見版CCRC、地方創生の推進についての質問にお答えいたします。

町では、日本版CCRCの推進に向け、本年6月に内閣府の地域再生戦略交付金の交付決定を受け、阿見町地域再生計画の策定に着手し、平成28年1月の完了に向け、作業を進めております。この阿見町地域再生計画は、阿見町のプラチナタウン構想に基づき、町と都市部が連携し、都市部のアクティブシニアや高齢者向けの住宅等への入居希望者を町に呼び込む……、呼び込むことにより、都市部の高齢者増加と町の地域活性化の課題を解決し、両地域の人々の福祉向上を目指すもので、構想の実現により、町民と移住したアクティブシニアとの交流や町の医療・介護の生活基盤を強化し、地域再生を試みるものであります。

この御質問にありましたシェア金沢の取り組みにつきましても、障害者だけではなく、健常者も、また、若者も、高齢者も分け隔てなく一緒に暮らせるまちをつくるというコンセンサス……、コンセプトのもとに、障害児施設、サービスつき高齢者住宅、大学生住宅や商業施設を配置した施設となっています。当町におきましても、このたびの計画策定に当たり、シェア金沢等の先進事例も十分参考にしていきたいと思います。

私も、那須のほうに、やっぱり、こういうものがありまして、その那須町と、やはり、そこに居住して……、移住してきたアクティブシニアの皆さんが、非常にうまい具合にね、文化面においても、農業面においても、一緒にやっておられるというそういうものを見てきました。やはり、阿見町プラチナタウン構想を、やっぱり、マイナス志向じゃなくてプラス思考で、ど

うやったらいい方向に行くか、これをやることによってまた、こればかりじゃなくてまた、東京都23区のつながりを強くして、いろんなものがまたでき上がるんじゃないかな、関係が強くなって、いろいろなものが、やはり、でき上がるんじゃないかなと私は思います。この町が、いかに暮らしやすいそういう場所にしていけばですね、このアクティブシニアの子供たちも、やっぱり、阿見町いいよと言うようなね、親がいれば、そういう状況になってくると思いますし、そういうものの広がり、ただこれだけの問題じゃなくてね、ただアクティブシニアをどうのこうの、また、これをどうのこうのじゃなくて、広がりをもう少し考えていってもらえれば、必ずいい町ができるんじゃないかなと、そういう大いに期待をして、これを推進していきたいとそう思ってます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ありがとうございました。

実は、私も、CCRCについて、そんなに詳しくなかったものですから、藤平議員が声をかけてくださって、私と議長とで、東京に勉強会に行ってきたんですね。で、三菱総研さんの勉強会だったんですけども、結構、有名な方がたくさんいらっしゃってて、びっくりしたんですけども。その中で話を聞くうちに、やはり、少子高齢化、子供をとにかく増やせ、増やせということではなく、とにかく、今いる人たちが充実した人生を最後まで全うできるというのは、これはすごいことだなということを実感して帰ってきたんですけども。

その中で、CCRCの前段で、RCというのがあったんですけども、そのRCというのは、リタイアコミュニティと言いまして、とにかく、リタイアした人がハッピーにその後を暮らしていくというそれが、最初、CCRCの前段でアメリカがやったんですけども、55歳からシニア層で、いろんな方々が理想郷としてそこを求めて楽しく暮らすというようなことがあったんですけども、実は、その統計をとりましたところ、認知症の方ががぜん増えてしまったということだったんですね。ですから、認知症になるということはどういうことなのかなって、そのときにも私も考えましたけれども、やはり、自分が本当に最後の最後まで人から頼りにされ、また、何か充実感を持った生き方をするということが大事なことであり、万が一、アルツハイマーは病気ですから、その病気になったときにでも、そこから引っ越すこともなく、皆さんと一緒にその地域でその状況のままに暮らしていくというのは、これは、非常にその先安心して暮らせるなって思ったんですね。

で、このRCのところにいる人の最高の悩みは、自分がこの先だめになっちゃったときにはどうなるんだろうっていう不安感がいっぱいだったということで、でも、CCRCに関しては、その最後の最後まで面倒を見ていきますよと、しかも、私たちが、今、考えているのは、その若者、で、障害者、一般の子供さんたち、みんな一緒ですから、ひとところに同じような人た

ちがかたまるのではないというところ、その部分が大きく私が魅力を感じたなと思ったところなんですね。

で、先ほどのシェア金沢もそうなんですけれども、ここは、川畑議員の実家ですので、いっぱい写真を送ってもらったり、見に行ってもらったりしたんですけれどもね、これは、非常に素晴らしい内容で、先ほど申し上げた障害者、高齢者だけではなくて、いろんなエリアに分かれていますけれども、北地区、南地区というような、で、ミッドタウンとかがあるんですけれども、高齢者の方々が住んでるところとか、そこの近く、すぐそばに学生向け住宅がありまして、で、そのすぐそばにまた児童入所施設がありまして、で、またそのすぐそばに障害者施設があつて、で、またいろんなお店があつたり、施設があつたり、病院があつたり、アトリエがあつたり、ボランティアをやる地域があつたりというふうなことが1つのまちとしてなっている。これ、このまちが本当に大きくなると、最高のまちになるんじゃないかなというふうに感じましたけれども、そういったところで、この部分に関しては、私が今まで目指していたものとして非常に魅力のあるものだなということを実感した次第です。

で、茨城新聞の中にも、8月11日の中で、阿見町、取り上げてもらいまして、阿見町は大学との連携を模索していて、町内には県立医療大学と茨城大学阿見キャンパスが立地しているので、大学での生涯学習や学生との交流などのことも青写真として考えているというふうにありました。この後、県のほうの地方創生の方の勉強会に行ったときに、その室長の方とお話をし、阿見町のこういったシェア金沢のような形にきつくなっていくと思うんですって言ったら、非常に楽しみにしていると、笠間とか、常総市のことは頭にあつたけれども、阿見町がそういうふうになってくるっていうのは非常にありがたいことなので、ぜひ、町全体で頑張ってくださいということでしたので、また、これ、町だけではできませんから、いろんな民間業者の方にも力をいただいて、いろんなノウハウをいただいて、それぞれの立場ができるところをしっかりとやっていくことが必要なんではないかなというふうに思いました。

そういったことで、その地方創生に関して、今は、その多様性のあるまちづくりということをやりたいと。で、その少子高齢化に、今、すごく力を入れているんですけれども、このように明治大学の教授の青山さんっていう……、青山教授っていう方のお話の中でね、現在の日本の人口は1億2,000万人を超えていますけれども、昭和元年の人口は6,000万人あまりと、現在の半分以下だったんですが、でも、人口が少な過ぎるということではありませんでしたと。ですから、産んでください、産んでくださいっていうことじゃなく、産みたくなるような感じに持っていくというふうに考えていますけれども、それに関して、町長はどのようにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 人を増やそう、増やそうっていうそういう意識じゃなくてね、いかにこの町が、住んで、住みたい、皆さんが住んでよかったと言う、そういうまちづくりをすることによって、自然に人が増えていくんだというのが、私もそうですし、職員もそういう共通認識でやっています。そして、CCRC、いろんなまちづくりでも、プラチナタウンは、阿見町はあくまでも1つの媒体としているわけで、町がそれを運営するわけじゃないわけですから、やっぱり、すばらしい民間の人たちに、やっぱり、こちらに来ていただいて、そして、やはり、今、言われたプラチナタウン構想をきちんとした構想の中で実現をしていていただきたい、それに対しての助力は阿見町も一生懸命させていただくということだと、私は最初から思っていました。町がやることではない、町が全てやることじゃないから、やっぱり、民間主導の中でね、民間がどういう構想を持って、やっていくかという、それに対して町ができることを積極的にやっていくということが大事なと。やはり、この町がどれだけ……、どれだけ住みやすい、そして、皆さんにとって本当にいい町だというそれが一番だと思っています。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

私も、この青写真の話は障害者のお友達、お母さん方にしたんですけれども、それは非常にすばらしいと、で、ぜひ、その民間業者が全部仕切るということではなくて、地元にいるその保護者の人たちとか、家族とかがみんなが一緒になってそこを運営していける状況にしたいと、そのためには自分はいろんな資格もとるし、いろんなこともやっていくというふうに言われたんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 民間業者って言ってもね、東京の人たちがぽんと来てできることじゃないし、地元のことをよくわかっている人たちが入って、やっぱり、それぞれの専門分野の中でいろんな話をしながら、やっぱり、構築していくってこと、これはもう一番大事なことだと思うんですよね。やっぱり、地元をわからない人に幾らどうのこうの言ってもね、そこはやっぱりだめなんで、やはり、そういう障害者の親を持った人と、あと、子育て支援、子育てを一生懸命やってる人、そういう人たち、また、そういう高齢者に対してのね、専門的な施設を持った人とか、そういう人たちも中に入りながら、やはり、やっていくことが一番大事だと思うんです。私、それはもう紙井議員が言われたとおりだと私は思っていますけど。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） ありがとうございます。

東京一極集中を是正するためというふうにありますけれども、東京でなく、千葉でも、埼玉でも、いろんなところからでも、自分の親御さんが阿見町で、今、千葉に住んでるんですけど、

呼び寄せたいという方も何人かいらっしゃって、で、そういうこともかんがみて、1つの東京とかに縛られるのではなくって、とにかく県外、県内全ての人たちがそのタウンの中で享受……、生きがいを享受できるような感じに持っていてほしいなというふうに考えていますので、これは、ぜひとも、みんなでいろんな立場の人たちが力をあわせてやっていきたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしく願いいたします。これで1番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。それでは、2つ目の質問を……、に入らせていただきます。

スマートフォン——スマホ・ネット問題総合対策についてということで、現在は、手軽にネット環境を利用して、遠くの人や見知らぬ人との交友関係が広がっています。ある意味では、その相手が本音を打ち明けられる友となっている場合もあり、バーチャルと現実の境目があいまいになっている感が懸念されております。インターネット社会の広がり、子供たちの生活や心身の問題に大きな影響を及ぼしていると言っても過言ではありません。特に、パソコン並みの性能を備えたスマートフォン——スマホは、長時間利用による健康や学習への悪影響のほか、いじめやインターネット上の犯罪の温床になるなど、多くの問題が浮上しており、ネットの適切な活用方法、情報マナーの向上、その全てのものに取り組みが一層求められているところであります。

総務省が昨年9月に発表した青少年のインターネットリテラシー、これは、インターネットリテラシーとは情報ネットワークを正しく利用することができる能力ということでありましてけれども、その指標によると、スマホ保有者は全体の81……、88.1%と、昨年度84%よりも上昇しており、1日のインターネット利用時間が2時間を超えると、リテラシー、いわゆる、正しく利用することができる能力が低くなっていくという結果が出ております。いじめや犯罪に巻き込まれないための適切な取り扱いについて、家庭と学校、そして、地域が連携することが重要となってまいります。不安のあるものには触れさせないということではなく、車と同じで、正しく利用すれば大変に便利なものであるということから、危険を回避し、自分でも善悪の判断ができる能力を身につけること、ルールを守るということを大人とともに学んでいきたいと考えております。当町の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） 紙井議員の当町の子供たちの健全な育ちを思つての御質問ありがとうございます。

スマホ・ネット問題総合対策についてお答えします。

当町の小中学校では、携帯やスマホは学校に持ってこないことになっています。下校の迎え等で小学生に保護者が持たせたときは、朝に担任が預かり、職員室で保管し、下校時に渡すようにしています。また、中学校においては、技術・家庭科の時間にスマホやネットについて学ぶことが義務づけられています。そこで、いじめや犯罪に巻き込まれないための適切な取り扱いについて学びます。また、特設した時間に、県教育委員会に要請した講師を迎えての講演会等も実施しています。保護者には、PTA連絡協議会総会の折やPTA指導者研修会の折に、各学校のPTA活動で研修するようお願いしています。一例を上げれば、成人教育委員会の活動の一環として、講師を迎えて、携帯やスマホを子供に与える場合に注意することや正しい与え方などを研修してほしいと話をしています。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ありがとうございます。

まず、質問させていただきますけれども、先ほど答弁がありました技術・家庭科の中に、スマホ・ネットを学ぶことが義務づけられているというふうにありました。その対象者と時間、回数、で、講師は誰なのかということ、まず、お尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。指導室長前島清君。

○指導室長（前島清君） はい。お答えします。

紙井議員の質問の件なんですけれども、情報教育ということで、大きく分けて、情報社会に参画する態度、それから、情報活用の実践力など、幾つかの柱立てがあります。それらを小学校から、コンピュータを使う際等に、担任のほうからちよくちよくと話をした上で、技術・家庭、中学校の3年生で、まず、学年が中学校3年生です。で、時間……、3年間の中の情報教育については3年生で学ぶますが、3年生。で、22.5時間が予定されております。で、これは、技術の免許を持った教師が教えています。

以上です。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） それでは、次の特設した時間の研修ということで、これの……、これの対象者と回数と講師も教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。特設した……、特設した時間は、児童生徒と保護者になります。で、その講師なんですけれども、学校によってまちまちなんですが、主に、KDDIの方とか、docomoの方とか、県の青少年課の方などに来ていただいております。これは、教育委員会で強制でなく、各学校独自に講師を、自分たちの学校に一番適していると思われる

方をお呼びしてやっていますが、最新のこの……、この件に関しての技術を持っている方からの指導を受けているようです。どの学校も、年1回行っています。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ありがとうございます。

これは、青少年のインターネットを安全・安心に利用する出前講座ということで、茨城県と、で、県の教育委員会と県の警察本部が出しているものです。その中には、本当にたくさんの講師の内容がありまして、有料・無料全て含めてありますけれども、一番メジャーであります、今、県が力を入れている茨城県メディア教育指導員連絡……、連絡会というのがありまして、子供たちがインターネットに関することの全てを保護者、児童生徒、教職員、で、また、地域団体の方に、45分から90分にかけて行っていくという出前講座であります。で、これどんどんと利用してくださいというふうにホームページでも宣伝しているわけなんですけれども、料金は交通費も含んで1万円ということなんです。で、問い合わせ先が男女共同参画……、じゃなくて、ごめんなさい、茨城県の知事公室女性青少年課ということで、ここに問い合わせてみました。で、当町の状況はどうなってるのかということをお聞きしたんですけれども、これについてはお耳に入っていますでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。1つの学校で利用させていただいているようです。ただ、お金が1万円かかるということで、無料で来てくださるdocomoとか、KDDIとかのそちらの方の講師を呼んで行っている学校が多いようです。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ここの青少年課のほうでは、25年から27年の間に、4件、阿見町には来てくださっているということでした。で、25年の10月3日には、女性ネットワークの委員会で研修を受けた。これは、女性ネットワーク委員会の参加した方は、非常によかったです。子供たちにも、これはちよくちよく受けさせたいというような話をしていらっしやいました。25年の2月27日は、阿見町の阿見第二小学校に来ていらっしやいます。26年は、4月の30日に阿見中学校。27年は、5月の8日に、やはり、阿見中学校。こういったことからしても、やはり、学校によるばらつきがあつては、ちょっとどうなのかなというふうに思いました。ですから、全学校で享受していくようなものではないかなというふうに考えております。で、そういったところで、青少年課、生涯学習課なんですけれども、そこでこういうこともまたよく理解をしながらやっていただきたいということと。

あと、男女共同参画のセンターができました。そこで児童の虐待ですとか、いろんな相談に乗っていますけれども、子供たちをインターネット犯罪から守るためにということ、ちょっ

と今後、考えていきたいという話も耳にしたんですけれども、これに関してはいかがでしょうか。こちらのほうの課になるかと思うんですけれども。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。お答えいたします。

ただいまの件に限らずなんですけれども、男女共同参画センターのほうでどういった取り組みを、今後、具体的に展開していくかということについて、今現在、いろいろ検討をしているところです。で、それから、今回の議会のほうにも条例の改正を提案させていただいてますが、運営協議会のほうも立ち上げて、取り組みを強化していきたいというふうな考え方でいまして、そういった動きのほうとも、いろいろ関係してくる部分がありますが、今、お話の件についても、十分検討していきたいというふうに考えています。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。これは、子供ももちろんなんですけれども、まず、その大人がわからない場合が結構あって、パソコンでインターネットやってたら、パソコンの前にいるわけなんですけど、スマホですと、どこにいても利用できるということで、ネット依存症になる可能性がかなり大きいんですが。ちょっと1つだけお聞きしたいんですけれども、この執行部の中の皆さんで、SNS——ラインですとか、フェイスブックですとか、ツイッターですとか、そういったことをやっていらっしゃる方、ちょっと手を挙げていただいてよろしいでしょうか。ああ、意外と少ないので、びっくりしましたけれども。中には、スマホの全てを息子にやってもらっているなんて話もあったりして、そういうと、なかなかそのフィルタリングをやるですとか、そういうところまで、親がわからないわけですね。ですから、どちらかと言うと、きちんと指導する保護者、また、地域の人たち、先生が、しっかりと把握しておくことが必要かなというふうに思っているところなんです。

非常にたくさんの無料でやってくれるこの研修会、出前講座がありますので、学校だけでは、学校のカリキュラムをこなすのに、きっと大変だと思うんですが、夏休みとか、春休みとか、冬休みとか、そういったことを利用しながらですとか、学校の中とプラスアルファ地域の中でやるというような内容のことも、ちょっと検討していただければいいなというふうに思っているんですね。

で、これは、PTAの連絡協議会が中心となってやっているスマホの利用づくりということで、これ、一番有名なのが、茨城県の明野……、筑西市の明野中学校なんですけれども、明野中学校のPTAの連絡会の中では、明野スマホ宣言と言って、携帯電話やネット機器を愛情を持って、いろんなものから愛情を持って子供たちを守りますということで、子供たちには原則として、スマホを持たせませんと。でも、そういうわけにはなかなかいかないの、スマホを

やるときのルールということで、これは、こういった明野スマホルールというのを各家庭に配って、親御さんたちもしっかりと把握していってもらいたいということが発信されました。そうしたところ、つくばみらい市の谷和原中学ですとか、あと、石岡市の小学校ですとか、そういうところも同じような形で内容をPTAからやるべきだということでやってらっしゃいます。ですから、PTAのほうに対しても、学校のほうからも、そういったことを話をし、また、町の中でも、そういったことを啓発していただきたいなというふうに考えているんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。今、紙井議員がおっしゃられましたように、一生懸命お願いしたりしております。いろいろな機会を使い……、機会を活用して、PTA連絡協議会の会長さんに直接お願いしたりしております。で、今年度の指導者研修会の折には、それよりもっと前に、もうこの……、この研修会もやりたいとおっしゃっておられましたが、それ以前に、親として子供にどう接するのが、子供に、いい子が育つためには、頭ごなしにがみがみがみって叱ってばかりいるっていうんじゃない子は育たないというような、その一步手前の研修を、今年行ったようですが、近々、やってもらえることになっていますので、紙井議員さんから、今、御提案いただいたような方向で、PTAの方も頑張ってくださいものと思っております。

それから、町の教育委員会でも、小中学校の教員とPTAの本部役員さんと四、五百人、一堂に会して、阿見町教育の日という日に、11月の第1土曜日なんですけど、子供を取り巻くネット環境の実態とその対応策というような講演会をやったという事実があります。全国ウェブカウンセリング協会の……、協議会の理事長の安川先生に来ていただきまして、PTAの本部役員さん方と先生方、四、五百人で研修をしたというような実績もあります。一生懸命、本当に紙井議員さんがおっしゃるよう心配ですので、精いっぱい頑張りたいと思っております。子供たちを思っの御質問、本当にありがとうございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。8月7日の茨城新聞なんですけれども、県の教育委員会では、連携して子供たちと……、をトラブルから守っていくということで、県、挙げてやっているというようなことでありました。8月26日も、守谷市のほうで、いじめ防止フォーラム、今朝もちょっとニュースでやっていたんですけども、ラインっていうのを、ライン、すごく、これ便利なんですね。メールのようにやって、見て、それからまた打ってやらなくも、ぱっぱ、ぱっぱやりとりができるということで、逆に言えば、打ってすぐに返事が返ってこないということで、そこからすぐに仲間外れにするということで、不登校になった人の例が、今朝、ニュースでやっていたんですけども。で、県の教育委員会では、そういったことはいじめにもつな

がるものを防止するためにも、10月の中旬をめどに、SNSやスマホの使い方についての使用時間を決めたり、あと、いじめをしない、困ったときには大人に相談するなどのルールを各家庭でしっかりと認識するようにするというふうになっていました。で、この中でも、参加した子供たちの中では、相手を嫌な気持ちにさせてしまうので、メールを見ましたよってということを見ても返事をしないというのはやめたほうがいいのか、子供たちからいろんな意見が、参加した子供たちから出たそうなんですけれども、そういったことに対して、いらいらすること自体が、もう既に、依存症になりかかっているということ、まず、認識しなくてはいけないという方、お話がありました。使わせないということだけでは根本的な解決になりませんので、小さいうちから、情報を、読み解く力をつけなくちゃいけないということと、あと、スマホをやってずっと5時間も、6時間もやっている人っていうのは、やはり、自分の居場所がないということですので、自分の居場所づくりをしっかりと、家庭と学校の中でも注意をしながら、見ていくことが大事ではないかなというふうに思っております。

で、ネット上の仮想の空間は、本当の自分を偽って、手っ取り早くなりたい自分を演じることのできる手軽な場所であるというふうに、この専門家の人の意見なんですけれども。で、ネット依存というのは、現実生活に居場所がない人や居場所があっても現実から目を背けたいと感じている人も陥りやすい傾向がある。これは、子供に限ったことではなく、大人でも、今、急上昇しているところなんです。で、例えば、いじめや不登校、恵まれない家庭環境などという生きづらい現実が存在した場合、その現実から逃避したいために、ネット上で偽りの自分をつくっていくというそういった二重の自分をつくってしまって、その葛藤で悩んで、病気になってしまうことがありますので、これからも、先ほど申し上げましたように、しっかりと地域と学校と、そして、保護者とが連携をしながら、このネットの被害を未然に防いでいく取り組みをさらに進めていってほしいというふうにお問い合わせをいたしまして、2番目の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。それでは、3番目の質問、自転車運転者講習制度の充実についてを質問させていただきます。

本年6月1日に改正された自転車の道路交通法について、まだまだ認識がなされておられません。以前と何ら変わりなく運転している高齢者を見かけて、ヒヤリハットを感じる場所があります。自転車利用者への周知徹底を図るとともに、これを契機に、社会全体で自転車マナー等の向上を推進していくことが重要ではないかと考えます。平成26年の自転車乗用中の交通事故件数は、10万9,269件、平成22年以降に減少傾向にあるものの、交通事故件数に占める割合は19%と、いまだに2割程度で推移しています。また、自動車……、自転車事故による死者は

540人で、依然として多く、携帯使用やルール違反の悪質な運転への対策が求められております。加害者にも、被害者にもならないために、日ごろの運転を再認識し、安全の強化をする取り組みについてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。それでは、自転車運転者講習制度の充実についての質問にお答えいたします。

道路交通法の一部改正により、先ほども紙井議員から言われたとおり、6月1日から自転車運転中に信号無視等、一定の危険行為を繰り返すと、自転車運転講習受講命令がされ、命令に違反した場合は5万円以下の罰金が課せられることとなりました。また、自転車事故は、運転者が被害者となる場合のみならず、相手側に重大な損害を与えてしまう加害者となり得ます。これまでの判例の中には、約9,500万円の高額の賠償を命じられた判決があるなど、自転車の安全運転、交通ルールの厳守は、非常に重要なことと注目されているところです。

高齢者の自転車運転者に対する安全強化の取り組みについては、町、警察、交通安全協会、交通安全母の会、交通安全関連団体と協力し、さまざまな取り組みが実施されております。警察が主催で行っているシルバー歩行者・自転車セミナーは、自動車学校に行き、交通安全講話やDVD映像による講習のほか、実際に、自転車に乗る実技講習などを行っております。また、町の取り組みとしては、各行政区における高齢者交通安全教室の実施、広報誌やチラシによる啓発活動を行っております。本年度は、交通安全高齢者自転車茨城大会に、筑見区のシルバークラブで参加する予定となっており、11月の大会出場に向け、現在、週4回の練習を行っています。このように高齢者の自転車運転者に対する安全対策に取り組んでおりますが、一人ひとりが交通事故を起こさない、また、交通事故に遭わないという意識の高揚と正しい交通マナーの習慣づけが大切であると考えています。町としても、交通安全教育、広報啓発活動、交通安全施設の整備など、総合的な交通事故防止対策をより一層推進し、交通事故のない安全・安心なまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ありがとうございました。

痛ましい事故が、本当になくなるようにと願っているところなんでありましてけれども、茨城県の統計によりますと、これは27年の7月現在ですけれども、自転車によります死傷者の数として一番多いのが高校生で158名、18.3%。2番目に多いのが、70歳以上で、138名で16%。3番目が中学生、117人で13.5%というふうになっています。で、これは青少年が23.9%に対し、高齢者が22%と、本当に高齢者の数も年々増えてきているということが少し懸念される部分であります。

事故の内容としましては、出会い頭というのが338件。で、左右の確認をしなかったということで186件で、本当にふとしたこと、安易に自転車を考えてしまうということから事故に陥っているということになるんですけれども、当町のその事故の内容、件数など、わかりましたら、教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えさせていただきます。

町内の自転車事故でございますが、牛久署の交通課のほうに確認しましたところですね、今年の1月から7月で19名が自転車事故での負傷を負ってるということでございまして、そのうち、5名が高齢者というような状況だということです。

その事故の内容でございますが、これは自転車の……、自転車を運転する人の安全確認が不十分だというような事故が……、不十分で事故になるケースが多いということで、約6割が自損事故ということで、後方確認とかを行ってない場合に、進路変更、左右確認をしないというようなことで、道路の横断とか、自転車運転に……、運転する側にそういう責任があるというような事故が多いというような状況ということで伺っております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ありがとうございます。

おっしゃるとおり、危険行為ということですので、これまた、新たに14項目が、新たに出されていますけれども、信号無視は当然のことながら、やはり、酒酔い運転なんかも、結構、自転車ではやってる方も見かけたりするんですね。あとは、いろんな歩行者のところを歩いていけないところを歩いて、歩行者と接触して加害者になるっていう事故も、やはり、増えていきます。そういったことから、自転車事故は、こんなに双方にとって怖いんだということを、やはり、研修することが必要なんではないかなっていうふうに思います。

そういったことから、町内では、25年から交通強化員の方が2名増えていらっしゃるって、私も一度講習を受けたことが、子供たちと一緒に講習を受けたことがありますが、非常にわかりやすく、楽しくやっていただいたんですね。その御二方の活動の状況について、少しお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

交通安全強化員につきましては、交通安全教室ということで、年間にですね、28回、交通安全教室を開催しているところございまして、これは対象者は、保育所、幼稚園から小学校、中学校、または児童クラブに通所してる方、高齢者を対象にしております、延べ3,957名がその教室に参加されてるというような状況でございます。

また、その交通安全教室については、先ほども言っていますように、自転車の乗り方とか、歩行の仕方、横断歩道の仕方、それぞれの年代に分けた内容で教室を開催しているというようなことをございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ぜひ、高齢者の部門として、まほろばで定期的にやるですとか、あと、敬老会の終わりに希望者をとって講習するですとか、そういう機会をちよくちよく設けていただければありがたいなというふうに要望いたします。

それで、あと、もう1つ、要望したいことが1つありまして、その保険制度についてなんですけども、自転車保険の加入促進ということで、これ、共済……、県の共済の保険なんかは、PRしていますけれども、TSマークの補助制度を活用する保険、TSマークっていうのは、この講習を受けた人が自転車に張ってもらってということなんですけれども、これ、今、自損事故で、加害者になる場合も全て含めて、5,000万円までの死亡したとき、あと、重度障害を負ったときに、5,000万円までの保障をしてもらえる内容の保険でありますし、これを定期的に県のほうでも、また推進しておりまして、で、各市町村でこういったことを推奨しているところが、今、増えてきているんですね。

で、その中で、神奈川県の大和市というところなんですけど、TSマークの助成制度っていうことで、自転車をこのTSマークの取得費用のうち、1,000円を払う、また、500円……、新車購入のときには500円を払うっていうような感じで、市内に在住の方に安全に乗っていただくために、ルールを学んでいただくと同時に、そのTSマークの取得を受けていく。TSマークって自転車に張ってある人たまにいますけど、こういったTとSで、こういうふうな形になっているんですけどね、こういった保険を推奨しているところなんです。で、これは、町内に関しては、どのように取り組んでいるかっていうのをちょっとお聞きしたいんですけども。わかる範囲で構いませんので、お願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

ただいま紙井議員から御紹介ありましたこのTSマークについては、当町においては、詳しくは、その制度の内容については、現在把握していないというようなことをございます。あくまでも、個人が任意で加入……、保険には加入していただくというようなことで、これまで取り組んで、そういう加入についての周知活動はしているところをございますけど、そういうものについての取り扱いについては、TSマークについては、具体的に、紹介して、加入の促進というようなことは取り組んでないというような状況をございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 県でも推奨していますので、ぜひ、当町でもお願いしたいところなんですね。で、これは、自動……、自転車事故の損害賠償判決に対応しようとしても、自動車や自動二輪車を対象とした自動車損害賠償責任保険——自賠責保険と同じような制度がなかなかないと。自転車利用者に対して整備はしておられず、自転車が関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険または共済に、利用者自らが任意で加入しているのが現状です。そこで、これらの状況にかんがみまして、安全で適正な利用のための技能及び知識の習得はもとより、自転車事故による被害者の救済や加害者の経済的負担を軽減するためを目的として、自転車利用者等の保険加入義務化を含め、自転車保険の加入促進とTSマークの補助制度について、県のほうでも推奨していますので、ぜひ、これ、町のほうでも取り入れる方向で考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、以上で、自転車関係の3問目の質問を終わらせていただきます。

○議長（柴原成一君） はい。それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後1時ちょうどといたします。

午前11時54分休憩

午後 1時00分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番紙井和美君の質問を続けます。

○11番（紙井和美君） はい。11番。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。今後も、増え続ける空き家の活用についてであります。高齢化に伴い持ち主が亡くなられたり、転居されるなどで、今後、空き家はさらに増え続けることが懸念されます。空き家管理条例が施行されましたが、現実には厳しく、なかなか進まないのが実情であります。空き家の管理がなされなければ、防犯上や防災上問題となり、御近所の方々の不安が募ります。

そこで、各地では、社会福祉協議会や地域の住民と連携をしながら、お年寄りや若者が活用できる地域の拠点にできないかとの取り組みが進んでいるようであります。当町の今後の施策についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、今後も増え続ける空き家の活用についての御質問にお答えいたします。

現在、町では、各行政区に依頼して実施した地区調査と周辺住民による役場への情報提供により、町内で329軒の空き家を把握し、平成25年7月1日に施行された阿見町空き家の適正管

理に関する条例に基づく助言・指導などの空き家対策を、随時、実施してまいりました。しかし、今年、今年度施行された国の空き家等対策の推進に関する特別措置法により、特定空き家等に対する助言・指導・勧告などの対策のほかに、市町村において空き家の活用に対する対策を講ずるよう求められており、町としても、活用も含めた空き家対策事業の立案に着手したところであります。

この事業を推進するに当たり、企画財政課を中心に、関係各所による検討会を立ち上げ、今後の方針を検討しておりますが、既存の危険空き家のみを対象とした情報では、活用事業に適する空き家の情報が不足しており、町内全域の適切な管理をされている空き家も含めた全空き家の実態を把握する必要があることから、町内全域の空き家調査作業を実施するために、今議会の補正予算に計上しております。この調査をもとに、関係各所による検討会の中で、空き家の各種活用方法や町民のニーズにあった対策を調査、検討し、町の方針を決定した後、後に、具体的な空き家対策を実施してまいりたいと考えておりますが、やっぱり、329軒というそれぞれの空き屋の性質があるし、その持ち主の考えがあるっていう、そういうものを今回の補正で可決していただいて、それで、やっぱり、きちんとした性質ごとに、じゃあ、これはこうだと仕分けをしながら、やっぱり、きちんとやっていかないといけない。不動産業との関係も、これは、売りたいとか、貸したいとかってなれば、また、そういう関係も出てくるだろうし、町として、この場所ならこういうことに使いたいというものもあるだろうし、やっぱり、地域創生の中でもこの問題は非常に大事な問題だと思うんで、やはり、積極的に空き家対策をしていくということが、町にとっては大事なかと、そう思ってます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ありがとうございました。

町長おっしゃるとおりで、これからは本当にいろんなものを活用しながらやっていくということが必要でないかと思えます。

で、329軒ですかね。ここまで探すのにも大変だったと思うんですが、実は、ここから先が一番大変で、取捨選択していく、これはもう取り壊すしかない、活用するしかないって、先ほど町長がおっしゃったように、やっていくしかないと思うんですけれども、その協議をするのに非常にやっぱり重要な部分であると思えます。で、先ほど答弁の中にありました検討会について、メンバーや内容についてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） はい。お答えいたします。

検討会につきましては、まず、企画財政課が事務局になりまして、交通防災課、それから、都市計画課、あと、税務課、あと、環境政策課の各課で構成しております。

済みません。内容につきましては、まず、特措法に伴う内容の確認、それから、あと、それぞれの部署で持つてゐる空き家に関する情報等を共通認識を持つということ、今、やっておるところでございます。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。ありがとうございます。

先ほど申し上げたように、やはり、これからの話し合いが重要になってきますので、この課だけではなく、いろんな社会福祉課……、社会福祉課、あとは、町民活動推進課など、いろんな分野の中から、こういうことにこの……、これなら使えるじゃないかということ話し合う場も設けていただきたいことが1つと。で、若い方と年齢を重ねた方といろんな方が入って、いろんな意見をこれから先は出していけるような形にしていただきたいと思いますと思うんですが、そのまた先に、プロジェクトチームなどをつくって、空き家対策として本格的に進めるべきではないかなと思うんですが、その点についてはいかがでしょうか。一般の方も交えてということなんですけれども。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

今回、そういう意味で、空き家の調査をする委託料を補正予算のほうで上げさせていただいておまして、その状況を把握した中で、今後は、その空き家対策の計画を策定していく予定でございます。その策定に当たっては、当然、内部です、今、議員御提案あったように、プロジェクトチームなり、内部で、そういう利活用対策するいろんな作業の部会に分かれて、検討して、それを策定計画に盛り込んでいくと。その中で、最終的には、その計画の策定に当たっては、協議会が設置されるものというふうに思っています。で、そういう協議会の中に、議員御提案があったような、一般町民とか、不動産業、あるいは、福祉部門、都市整備部門、いろんな部署から入っていただいて、その計画を策定していくというようなことで考えております。そういうことですので、これからですね、その実態調査して、その結果をもとに、先ほど町長も言いましたように、その所有者のその利活用になり、今後のその空き家に対しての考え方、そういうものもアンケートを通じて、どういうその所有者の意向があるのかという部分も確認して、そういう計画に反映させていきたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） はい。やはり、所有者の意向っていうのが、一番大事になってくるかなと思うんですね。で、私のほうにも、何軒も、何軒も、空き家に対する防犯上のものだったり、そこを活用するものだったりっていう相談が来るんですけども、あるところ……、西郷のほうでは、いろいろ交通防災課のほうでも携わっていただいて助かっているんですけど

も、親戚・縁者、誰もいなく、御夫婦も亡くなって、本当の空き家になってしまったところを近所の若い御夫婦が、そこに住んで、何かをやっていきたいという要望が、もう4年ほど前からあるんですけども、なかなかそれは法的にいろんな方法を試みるんですけども、難しいということがありますので、やはり、簡単にはできないと思いますが、そういった要望もかなえてあげられるようないろんな方法を話し合っていていただければなというふうに考えております。

で、8月29日の茨城新聞なんですけれども、これ、牛久の状況が載っておりました。高齢化空き家の増加ということで、ここは50年たった団地が、やはり、高齢化が進んできたということで、49.6%の高齢化率になっているところなんです。そういったところで、国交省の民間まちづくり活動促進事業ということに選定されまして、その中で、補助金使いながら、いろんなことを試みてきているんですけども、どうしたらお年寄りが外出して交流できるかということで、1つの例としては、団地の中のその空き家を図書館にしたりですとか、あと、あるところでは、そこを週に3回、パンを売りに来たりですとか、いかにそこにとどまっていたかかっていうのを、今度、考えながら、ティールームなんかも考えてるということをちょっとお聞きしました。で、空き家の診断や改装に国が補助金をここは出すんですけども、自前でやっていくところはなかなか大変ですが、そういったところをしっかりとつなげていただきたいというふうに思っています。

で、これ、全国の例ですけども、茨城県の常陸太田市の中では、地域に応じて古民家を活かした事例ということで、いろんなメニューで食事を提供するような場所もあつたりとかっていうことを試みていますし。で、北海道では、空き家農家のバンク、農地と空き家とをセットにしなが、都心から空き家を紹介して、地域の活性化を図って、そこで地域に根差していただくということ、あるいは、都市の居住者に対して、いろいろ紹介をしながらやっている新宿区のふるさと情報館。それは、全国にこういう空き家がありますよという情報を流していただいているということですので、やはり、町内だけではなく、全国に発信できるようなネットを使った発信なども必要ではないかなというふうに考えております。

今後も、空き家対策に関しては、いろんな課題も多く残されてはおりますが、前向きにみんな考えていきながらやっていきたいと。これ、町の中でサイトの中に載ってる内容では、空き家問題は行政のみで全て解決することは困難であり、空き家周辺のお住まいの皆さんに協力が必要となってまいります。最終的にどのような解決を目指すのかということで、近隣住民や行政区も交えて綿密に協議する必要がある場合もありますということもあるように、先ほど申し上げた地域の人たち、また、いろんな団体の人たちと話し合いながら、活性化につなげていければというふうに願います。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで、11番紙井和美君の質問を終わります。

次に、12番浅野栄子君の一般質問を行います。

12番浅野栄子君の質問を許します。登壇願います。

〔12番浅野栄子君登壇〕

○12番（浅野栄子君） 皆さん、こんにちは。傍聴の皆様、お多忙のところ、どうもお疲れさまでございます。

それでは、通告に従いまして、いじめ問題対策は万全かについて質問させていただきます。

このいじめ問題につきましては、多数の議員が、そして、私も、何回か質問させていただいております。どうして何回も同じことを質問するのかと思われる方もいらっしゃると思いますが、大切なこと、重要なことは、何度も繰り返し、その問題をより多くの機会をもって考えていただき、そのたびにより高みを目指して、万全を期していただけるようになることを目指しておりますので、決して、意地悪いと思わないでいただきたいと思えます。

さて、前回は、まだ記憶に残っているのではと思えますが、滋賀県大津市の中学2年の男子生徒の飛びおり自殺でした。当時、国会開催中にもかかわらず、自殺のニュース時間が独占的に長く放映されていました。学校長は、いじめは把握していないとの会見をし、会見内容でひんしゅくを買いましたが、市の教育委員会のアンケート調査結果から、同級生数人から大変陰湿ないじめがあったことがわかり、問題が重要視され、全国的にいじめ問題が取り上げられ、いじめに対する関心が高まり、新聞、マスコミに大々的に取り上げられました。小中高いじめ7万件という見出しで、把握困難、県別52倍差と、県別のいじめ件数まで調べ、報道が過熱しました。そのときの茨城県は、ワースト9位でした。県教育委員会は、この事態に、各市町村の教育委員会に対し、いじめ問題に対する対応策、施策についての計画案を各学校において作成し、取り組みを徹底させるよう通達があったようです。

あれから4年を経て、今回、また、いじめ問題で衝撃が走るニュースが発生しました。岩手県中2男子いじめ自殺。ニュースは、初めから、いじめ自殺と報道しました。そして、いじめ見過ごした学校という見出しがクローズアップされました。中学校で、毎日、担任教師と交換する生活ノートにSOSの信号を送っていた記録があったからです。記録によると、初めは、中学1年の1学期のSOS。先生には、いじめの多い人の名前を教えましょう。もう限界です。これは、昨年7月15日の日記です。2年生になると、ノートにクラスの嫌がらせを訴える記述が増えて、僕だって頑張っているのに全然気にしないし、ずっと暴力、ずっとずっと悪口。やめてと言ってもやめないし、もう学校休みたい。死にたい。ああ、もう嫌だ。今年5月13日。実は、僕はさんざん今まで苦しんでたんすよ。殴られたり、けられたり、首絞められたり、こ

ちよがされたり、悪口言われたり。これが6月13日。このようにノートに赤信号が送られていました。そして、7月5日、日曜日、夜7時34分、列車へ飛び込み、自殺したのです。列車の運転士は、ホームでためらうように、二、三回ぐるぐると回ってから、プールに飛び込むような格好で頭から電車に飛び込んできたと話したそうです。ホームに立ったその瞬間は、彼の気持ちは想像したくありません。13歳、これから将来のある男の子の生涯が、たった13年で閉じられてしまったのです。話が好きで、家族思い。やむことのないいじめにSOSを発しながらも、周囲の期待に応えるように学校に通い続けた少年だった。学校関係者によると、担任の女性教諭は生徒指導に熱心だったということです。しかし、問題なのは、生徒が担任の教師に窮状を訴えていたことを校長が把握していなかったこと。いじめの対応では、徴候を見つけた教師が、1人で抱え込まず、ほかの教師と情報を共有することが大切で、役割分担しながら、被害者や加害者と面談を重ね、適切な解決策を探る必要があるという基本的な対応が、学校全体で徹底されていなかったということです。

一昨年9月に、いじめ防止対策推進法が施行されました。阿見町でも、阿見町いじめ問題対策連絡協議会条例……、協議会等条例が平成27年3月23日に施行されました。いじめ防止対策推進法に伴い、各学校に対し、対策の基本方針の設定や策定や複数の教職員やスクールカウンセラーらで構成する対策組織の設置のほか、いじめに関する定期的なアンケートを義務づけているということですが、阿見町の小中学校では、この基本方針の策定及び校内の対策組織の設置、いじめに関する定期的なアンケートは実施されているのでしょうか。今回の問題が発生した中学校では、基本方針をつくり、組織を常設したということですが、必要な体制を整えていても、実際の問題解決のために機能しなければ意味がありません。定期アンケートも、実施していたが、集計がまとまる前に事件が発生したということです。文科省によると、推進法施行後の半年間で、被害者が生命を脅かされた……、脅かされたり、不登校になったりする悪質ないじめが、全国の小中高で180件を超えたということです。

教育長は、いじめはどの学校でも、どの子にも起こり得ると認識し、児童生徒が発信する危険信号を見逃さず、早期発見、早期対応に努めると力強くおっしゃっています。その言葉が浸透し、毎日、苦しい思いを強いられたり、悩める児童生徒が限りなくゼロになるために、万全の施策をもって、教育行政を執行していただき、大切な命が奪われることのないよう、強い思いを込めて、1つ、いじめ問題の現状、2つ、長期欠席者の現状と支援、3つ、校内の体制、4つ、教職員の研修、5つ、外部との連携、6つ、保護者に対する啓発について、阿見町がこのいじめに対して、どのような体制を組み、万全を図っているかをお伺いします。よろしくお願いたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君、登壇

願います。

[教育長青山壽々子君登壇]

○教育長（青山壽々子君） いじめ問題対策は万全かについてお答えします。

浅野議員もおっしゃってありましたように、まず、いじめは決して許されないことであり、どの子にも、どの学校でも起こり得るといふ共通認識のもと、早急に対応することが重要と考えています。

まず、1点目のいじめ問題の現況ですが、平成25年度は11件、平成26年度は8件という報告を受けています。早期に対応し、解決しているとのこと。

次に、2点目の長期欠席者の現状と支援ですが、病気や退学、家庭環境に起因するケースが多く、いじめが主たる原因となっている長期欠席者はありません。長期欠席者に対しては、実態に応じて、スクールカウンセラー、やすらぎの園、民生委員、児童委員、児童福祉課、児童相談所等と連携しながら支援しています。

続きまして、3点目の校内の体制ですが、各学校にいじめ防止対策会議を設置しています。また、学期に1回、必要に応じては随時、生活アンケート調査をし、心配のある児童生徒には面談を行い、いじめの早期発見、早期解決をするように指導しています。日ごろから心配な児童生徒には、気かけ、目かけ、声をかけをし、寄り添うことがいじめ防止には大切と考え、継続するよう指導しています。

4点目の教職員の研修についてですが、県主催の研修会への参加や校内研修を実施し、いじめへの対応方法や早期発見方法などに関する教職員の資質向上を図っています。

5点目の外部との連携ですが、阿見町いじめ問題対策連絡協議会等条例が平成27年4月1日から施行されておりますので、児童福祉課、児童相談所、警察署等との外部機関と連携して対処するようになっております。

最後に、6点目の保護者に対する啓発ですが、学年・学級懇談、個別面談、学校だより等の方法で適宜啓発を図るようになっております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。この事件発生での問題点、私はこう思います。

1つ、教師と学校に問題あり。生活ノートにSOSをお送り続けたにもかかわらず、深く取り合わなかった。担任教師の適切な対応があれば、悲劇は避けられたはず。SOSに抜本的対策を講じず、学校への報告を怠っていた点は、重要視すべき。学校の体制にも問題あり。中学の1年のときからSOSを発していたのに、学校では誰も気づかず、情報も共有されず、注意が向けられなかったこと、これが問題です。

2つ、生徒の意識に問題あり。問題とされていたA君は、亡くなった後、朝の会で、俺は殴

ったり、首絞めたりしてはいませんが、取っ組み合いにはなったけど、いじめてはいませんと、泣きながら話した。この生徒は、ふざけていたという感覚で、いじめとは思っていなかった。これは重要な問題です。

3つ目、保護者と学校に問題あり。毎日、家族として生活していて、子供の様子の変化に気づけなかった保護者、そして、子供、どんなことに注意を向けたらよいのかわからない親へ対してのいじめの啓発がなされていなかった学校。これは問題です。

この問題ありを根底にお伺いします。

まず、いじめ情報把握に……、把握していらっしやったのは、平成25年11件、平成26年8件と減少したことは、対応に効果があったということですが、例を上げて、どのようにそれが成功したのか、成功例を1つ、解決した様子をお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。例えば、からかわれたとか、誰々ちゃんが、僕のほうを見ながら友達とにやにやしながらこそこそ話をしていたとか、そのようなことが8件のうちのほとんどのことでした。で、それは、個別に指導したり、学級全体で特設に道徳の時間を設けたりして、すぐ解決しているようでございます。その後、尾を引いているという、いまだ解決されていないというようなことは報告を受けておりません。全部、早期対応をしてくださったというような報告を受けています。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございました。

次に、学校生活にアンケートを学期1度、または、必要に応じて実施するそうですけれども、このアンケートは誰が作成し、内容は、いつ、どのようにして実施し、その結果の集計はどうするのか。そのアンケートの流れはどのようにされているのか、また、学校共通のものか、その8校ですね、8校共通のものか、それをお話いただければお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） ひな形は、教育委員会で提示しますが、各学校で学校の実態に合ったように自校化しています。それは、生徒指導主事、それから、管理職等と話し合いを持った中で、協議された中ででき上がったものを、職員会議で全職員にはかって、そこでまたもんで、学校に即しているものがつくられていると伺っています。じゃなくてつくっております。

その前にですが、これは、教師がひょっとして見えないところで、子供が悩んだり、苦勞していることがあるんじゃないかなということで、今、浅野議員がおっしゃったような生活アンケートというのはとってるんですが、その前に、教師は、いじめ早期発見のためのチェックリストというのを持って、毎朝、子供たちの様子をチェックします。で、ああ、この子は元気な

さそうだなとか、何か心配事があるのかなという子供には、先ほど申し上げましたように、目
にかけ、気かけ、声をかけ、3かけ運動を推進して……、3かけ運動を実践したり、寄り添
うように心がけたりして、早期に発見する手立てを、毎日、日常の仕事として頑張っておりま
す。それでも、もしかしたら、教師の目の届かないところであってはいけないということで、
さっき浅野議員がおっしゃったような生活アンケートというのも子供たちからとっております。
以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） ありがとうございます。

早期発見するという意味においてはですね、1学期に1度ではなく、やはり、もう少し回数
を増やして、早期に見えるですね、生徒からたち……、からの記述またはマルバツ、いろいろ
あるかとは思いますが、早期に発見するんでしたら、1学期に1度と言わず、1カ月に
1度、そのような実施方法もあるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 言葉足らずで申しわけありません。

いじめ早期発見のためのチェックリストは、毎朝、担任が、担任の目から見て子供たちの様
子を観察するときのためのものです。

それから、生活アンケートというのは、担任が一生懸命見ている、もしかしたら、見えな
いところで悩んだり、からかわれていたりするんじゃないかなという心配のためにするのだ
ですが、心配なことが起これば、先ほども申し上げましたように、随時行います。ですから、何
もなくて、そういう心配なことがなくても、学期に1回は行います。心配なことがあれば、そ
のたびそのたび、何回でも行います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございます。細かな配慮をいただきまして、大変
うれしく思います。

また、文科省で、このいじめの問題の取り組みに関する点検項目を設けて定期的に点検して
いる教育委員会ということで、調査結果、出ておりましたけれども、その教育委員会が、その
学校のアンケート、またはそういう点検項目を点検する、教育委員会が点検する。その点検す
ることがですね、調査することが、都道府県の指定の都市では73%の教育委員会が点検をきち
んとしている、市町村では58%だったと、このように調査結果をしておりますが、この点検を
している58%に、阿見町は入っておりますよね。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 入っております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございます。

それでは、いじめ防止対策推進法が、13年9月に施行されました。それに従って、各学校に基本方針の施策や防止組織の設置を義務づけているとしておりますけれども、現在、各学校には、基本方針または防止組織の設置が作成され、実行しているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 教育委員会の指導のもと、昨年度中に、どの学校も策定しております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございます。

次に、長欠問題に移らせていただきます。現在、長期欠席者は何名いるのでしょうか。8月9日の新聞では、長期欠席者、小中とも増加していると、県が、今年度の学校基本調査結果の速報を発表しました。昨年度、30日以上欠席した児童は1,380人。前年度より、9人多くなり、生徒は3,098人の39人がいましたと、小中学校とも増加が認められました。

欠席の理由は、不登校だったのは572人。子供の数は減っているのに、長欠児童が増えるというのは大変残念ですが、阿見町の現在の長欠児童は何名ぐらいいるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。昨年度と同じ条件で申し上げます。昨年度、この時期に10日以上欠席している児童生徒は43名おりました。今年度は、40名になっております。3名ほど減少しております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。この長欠児童40名がいるというのは、随分、多いかなとは思いますが、この40名の児童は、毎日、どのような生活をしているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） そのうち18名の児童……、児童生徒は、適応指導教室——やすらぎの園のほうに通っております。残りの児童生徒は、いろいろな、例えば、家庭の事情だったり、例えば、無気力だったり、例えば、情緒不安定……、情緒不安で集団不適應だったりということで、精神内科クリニックって言うんですか、そういうところに通っているお子さんとか、いろいろです。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。先日、無断ですね、これは、教育委員会に許可を得てから

行くことになっていたそうなのですが、何の園でしたっけ、やすらぎの園、ごめんなさいね、やすらぎの園に行ってまいりました。子供たちが、大変活発に、生き生きと活動している様子を、見てまいりました。館長さんにお聞きすると、ここは、みんなそれぞれが自由に、自分のしたいことを目いっぱいやるんですよ、それから、いろんな作物が……、作物をつくったり、または図書館が近かったり、図書は見放題、それから、体育館で、体育館でスポーツをいつもですね、やり放題、やり放題ということはありませんけれども、スポーツも大いにできるし、とても……、何て言うんですか、設置している場所がすばらしいというお話がありました。

で、その中でですね、18名が、今、やすらぎの園にいますとおっしゃいましたが、その中に、いじめの問題での長欠児童というのはありませんというお話でしたが、これはいないわけですか。もう一度お聞きします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） おりません。で、やすらぎの園に通っていて、解消され……、やすらぎの園ってというのは、もともとは、集団生活になかなかなじまないお子さんを預かっている場所なのですが、学校に戻すのが目的で、中学生が1名、解消して、学校のほうに戻って、普通に休まずに登校しているというような成果も上げております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございました。はい。

それでは、次のいじめ防止対策委員会が、校内の体制の充実の中に書いてあります。このいじめ防止対策委員会議というのは、学校の中で、どのような職員が構成し、実施はどのようにしていらっしゃるのか、その活動の様子についてお話いただければと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） はい。お答えします。

先ほどの教育長が答弁しました阿見町いじめ防止……、防止基本方針を平成26年の3月にできておまして、これに基づいて条例をつくったことで、全協でも説明しておりますけど、その中でですね、阿見町の取り組み、それから、学校の取り組みのうち部分、項目がありまして、その中で、いじめの防止等の対策のための組織の設置、各学校は、いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、教頭、それから、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、その他必要なメンバーにより構成するいじめの防止等の対策のための組織を設置するものであります。

以上でございます。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございました。

それでは、いじめ防止対策会議において、学校の協働的、共有されるていうことで受け止めてもよろしいのです……、よろしいですか。よろしい……、いいですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。学校の中にですね、いじめ防止対策会議というのがありまして、今、おっしゃったように、校長、教頭、学年主任、生徒指導が、皆さんが話し合われている。で、今回の問題になっている学校の共有される、いじめや何かいろんな問題に対して、先生方が共有してその問題に対して取り組むということができるといふことで、それでよろしいでしょうか。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。そのとおりです。阿見町のみならず、茨城県全域で、学校は組織として対応するというのを今年のモットーになっております。ですから、例えば、チーム君原とか、そういうふうに組織として1人の子供を大事にしていくというような方向で学校経営をしていただいておりますので、全く浅野議員のおっしゃるとおりです。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございました。

次に、外部との連携ということですね、外部との連携で、各教育委員会は、いじめ問題に関する家庭や地域の取り組みを推進するための啓発、広報活動を行うなど、いじめの問題の解決のために、家庭や地域、関係機関と適切な連携、協力を図る必要があると文科省が言っております。で、ここの外部との連携ですが、今回は、警察との連携についてお伺いします。

前に、答弁の中に、いじめた側が100%悪いとの理念を図ることについてということに対して、学校は常にいじめられた子の側に立ち、弱い者を守るという姿勢でいます。しかし、いじめた子についても、個別に念入りな指導を行い、その後の学校生活がしっかり送れるよう、あたたかく見守っていくようにしていますという表記がありました。これでよろしいですか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 最初の外部とのことですが、警察とのことですが、学校・警察連絡協議会というのを年に3回行っております。学校からは、各学校の校長、生徒指導主事が出席します。警察からは、生活安全課の課長さんや牛久警察署の署長さんなどが来てくださいます。それで、そこで研修を3度行います。学校の取り組みの様子を記録したものを持ってって、御指導いただいて、この取り組み方はもっとこうしたほうがいいんじゃないだろうとかね、それから、牛久警察署の署長先生の講和をお聞きしたり、そういうふうに学校と警察とが連携をして、頑張っているという一面もあります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。特にですね、私、この強く思っているところはですね、いじめた子がですね、いじめた子が、あたたかく見守るっていうのは、これは、そうかもわかりませんが、いじめた側に反省がなく、黙秘をしている、そういう態度を見ると、悪いことをしたという感覚がない、いじめたという意識がないということは、大変恐ろしいことじゃないかと思うんですね。で、警察が、この入って捜査するといういじめには、例えばですね、殴ったり、けったりすると暴行罪、プロレスの技をかける暴行罪、相手の嫌がることや恥ずかしいことを無理矢理やらせると強要罪、お金を巻き上げると恐喝罪、体操着を盗むと窃盗罪、自転車を壊すと器物破損罪、学校に来たら痛い目にあわせるぞというのは脅迫罪、インターネットにきもい、ブスなど書き込むとすると名誉棄損罪、侮辱罪、これは刑法に定めている犯罪です。この児童生徒は、いじめがこれらの犯罪であることを知っているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○12番（浅野栄子君） どこで、誰が教えているんでしょう。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 小中学生は、修行中の身ですので、修行して、先生に御指導いただきながら、日々、自分の人格を真っ当な人格にしている、そういう段階ですので、浅野議員が、今、お話しくださいましたようなことが起これば、すぐ、特設の道徳を開いたり、場合によっては、個別に指導して、それでも心配だなという場合には、保護者の方に来ていただいて、保護者の方も交えて指導をしていくというような方法をとっております。教育者は、みんな、子供は善である——性善説を持っておりますので、必ずいい子になるという信念のもとに、そういうことがあっても、これはただ、その……、その起こったそのことがだめなことで、この子自体がだめな子ではないんだ、必ずいい子になるという信念で指導しておりますので、ちょっと……、ちょっとお答えになるかどうかわからないんですが、そのようなことでやっています。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。もちろん、自分の教え子が、何とか罪とかね、そういうことになることは、それはないとは思いますが、そういうことをするような子には育てていないと、もちろん、言います。でもですね、自分が悪いことをした、そういう意味というのはですね、やはり、その子が自分が悪いことをしたというこの反省をですね、するようなそういう気持ちも、やはり、相手に対して優しい気持ちがあればですね、ごめんね、それから、いじめもなくなるのではないかと思うんですね。ですから、やはり、それが悪いというそういうことを、日々、指導の中に入れていただきたいと思います。

次にですね、保護者に対する啓発ということで、今回も問題になりました。学年・学級懇談、

個別面談，学校だより，普通，一般的なことです。これはね，これは，保護者にとりあえず伝えますよって，言ってます。でも，それが，きちんと伝わるように，確信はとれません。だよりを渡しても，読まないかもしれない。懇談会を開いても，来ないときもあります。で，欠席，不参加，読まない，見ない，わからない，聞いていない，そういう親たちがたくさんいると思うんですね。ですから，親が自分の子がどんなふうになったら，いじめられているのかなということが，やはり，わからないのではないかと。それは，やはり，学校，先生が，親が子供はこんなときになったら，ちょっとね，注意して見てくださいよと，そういうこの何て言う……，チェックする，そういう項目みたいのですね，それは，保護者が持っているのでしょうか。または，学校でね，見て，こういうところになったらね，お父さん，お母さん，こういうところを見てくださいよというチェックするようなそういう，この，何て言うんでしょうか，目当てというんですか，そういうのはありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 形ではなくて，チェックする紙があるか，ないかではなくて，心配な，もう宝物のように大事な自分の分身ですから，子供さんが心配なときには，保護者はすぐ学校に来てくれますので，そのときには，即対応できますし，保護者の方が学校生活は子供さんの……，学校生活，学校の様子はわかりませんから，それは，担任が気がつき次第，保護者に伝えて，お互いに連携を取りあうようにします。それが，子供さんのために一番大事だと思いますので，おかげさまで阿見町の教職員は，とても熱い心を持って子供に接してくれていますので，そういう連携は十分にとれているので，何の心配もなく，今までのところは，議員さん，議員さん，浅野議員さんに御心配いただいておりますようなことも，今までのところ起きておりません。それは，保護者と子供と先生が，仲がいいからだと思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございます。

大変安心して，子供が本当に阿見町では，いじめがゼロと，学校ではいじめゼロだと，大手を振ってこう言えるようにですね，ゼロに近い，極めて近い，ゼロにしてほしいんですけどもね，なるように，いろいろ手を尽くしていただいているということがわかりましたので，これからどうぞよろしく願いいたします。

子供の命を守るための手順と対策というのが，結構ね，チェックリストがありまして，よく物をなくすようになった，学校のノートや教科書を見せたがらない，お金の要求，お金の要求が増えたとか，いろいろチェックする，これ見ると，ああ，こういうことがあるんだなってありますので，もし，参考になればですね，こういうことも見ていただきたいと思います。

ありがとうございます。いじめの問題が発生しないようによろしく願いいたします。第

1 問目を終わりたいと思います。

○議長（柴原成一君） はい。それでは、ここで暫時休憩といたします。

災害対策本部において、被害状況の最終的な確認等のため、30分ほど時間をいただきます。
したがって、会議の再開は午後2時25分といたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時25分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野栄子君の質問を続けます。

はい。12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。それでは、2問目の学びの広場サポートプランと無料塾について質問させていただきます。

学びの広場サポートプランは、夏休みの5日間、小学生4年生、5年生に、四則計算——足す、引く、掛ける、割るについての技能知識を定着させるということを目的に実施していると聞きます。また、今年より、中学生も対象となったそうですが、どのような状況なのでしょうか。

それから、学習支援へ無料塾、阿見町でスタートという見出しで茨城新聞に掲載されました。無料塾、6月議会の質問の中で、紙井議員、難波議員からも、生活困窮者に対する自立支援の中にも、貧困の連鎖から理解不足の小中学生へ学習指導を望む声がありました。この無料塾の内容、計画、今後のあり方についてお伺いします。

そのほか、学力テストの公表によって、本県の正答率がわかりました。中学3年の数学以外は、全て全国平均より上でした。順位の上下は見られますが、小中学生は基本、基礎基本の知識なので、しっかりと身につけてほしいものです。何か、学力向上についての取り組みがありましたら、続けてお聞かせください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 学びの広場サポートプランと無料塾について。私からは、1点目の学びの広場の実施状況と成果と3点目のその他学力向上に関する取り組みについてお答えします。2点目の無料塾の内容、計画、今後のあり方につきましては、町長より答弁させていただきます。

1点目の学びの広場の実施状況と成果についてお答えします。

学びの広場は、県の事業で、小学校4年生、5年生は、夏季休業中に各クラス1名のサポーターを配置して実施しています。今年度から、中学校1年生、2年生を対象に朝の自習等で実

施するようにしています。この事業の目的は、県作成の学習教材を用いて学習する場を設定し、一人ひとりに応じたきめ細かな指導ができるよう支援をすることにより、基礎学力の確かな定着を図ることです。

成果ですが、阿見町の児童生徒の算数・数学力は、全国学力・学習状況調査の県の平均とほぼ同じとなっています。

次に、3点目のその他学力向上に関する取り組みについてお答えします。

毎月、ミニテストを実施したり、各学年で身につけるべき基礎的、基本的な内容を習得した児童には、シールを張って承認したり、家庭の許可を得た児童には放課後個別指導をしたりしています。特に、力を入れていることが学習指導法改善です。阿見町の各学校では、児童生徒が生き生きと主体的に取り組める学習となるように、教職員一丸となって、日々、努力しています。教育委員会では、計画的に各学校を訪問して、よい学習指導となるように、課題提示の仕方、発問の精選、板書構成、学習形態の工夫、学習のまとめ方について、具体的に指導しています。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 2点目の無料塾の内容、計画、今後のあり方について。

無料塾は、茨城県が、生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業のモデル事業として阿見町において行うものであります。対象者は、生活保護、準要保護世帯の小学4年生から中学3年生を対象として、8月22日より今年度末まで、週に1回の学習支援を開始しております。申し込み件数は、生活保護世帯5名、準要保護世帯6名で、合計11名の申請を受けております。実施事業所につきましては、龍ヶ崎市の特定非営利法人……、営利活動法人NGO未来の子どもネットワークが実施しております。

今後のあり方については、県としては、この事業の実情、実績を踏まえ、次の展開を検討するということですので、町としては、県の動向を踏まえながら、協力して進めたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。貧困の子供が大変に多くなったという、この日本全国に広がっておりますけれども、そういう事情をかんがみて、この無料塾が実施される、阿見町でスタートされるということは、大変に喜ばしいことだと思います。ありがとうございます。

ところで、この無料塾は、NPO法人NGO未来の子どもネットワークが実施しているということですが、地域連……、地域連携で協力している外部機関として、阿見町のホームページにですね、茨城大学、県立医療大学、東京医科大学茨城医療センター、霞ヶ浦高等学校、霞南

至健中学校が載っております。阿見町はすごい協力者がいるなど、他市町村で、驚き、羨ましがっております。

しかし、その連携、協力は、いまいちの感がありませんか。学びの広場の例をとって言えば、石岡二高生が、ボランティアで学びの広場のお手伝いをしました。龍ヶ崎二高生が、龍ヶ崎小学校の学びの広場に登場しました。土浦一高生が、土浦四中で学習支援をしました。などなど、地域の高校生、学生がどんどん、地域が、町の、そして、市の近くの小中学校に行って、ボランティアでいろいろなことを教え、経験させていております。阿見町でも、これらすばらしい学校が周りに、近くにあります。この協力隊にお声をかけて、働きかけて、この学生たちの活用を促したらいかがなものでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） はい。既に、医療大学の学生や茨城大学農学部の学生、のらボーイ、のらガールという名称の……、で、スクール……、何……、学校農園のお手伝いをしてくださっている学生さんとかが入ってくださっておりますので、その学生さん方で足りない部分を、また、夏季休業中は仕事をしなくてもいいということになっているティーム・ティーチングの教師や、それから、学校図書館司書の人やそういう方々にお手伝いをいただいて、1クラス1名の人数をそろえております。ですから、県立医療大の学生さんや茨城大学農学部の学生さんは、学びの広場が出発したときからずっとかかわってくださっております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。その医療大学生がボランティアをしていただけるというのは、大変うれしいことです。のらボーイ、のらガールですか。で、その1名がということでしたが、やはり、この、他のですね、石岡市やほかを見ていると、大体、四、五人がですね、その学級に来て教えてくださる。やはり、1人よりは多いほうがいいと思いますけれども、こののらガール、のらボーイ、その子……、ほかの方たちは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。そして、その8……、8つの学校にどのように散らばっているのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 夏季休業中に学びのプランは……、学びの広場は行いますので、4、5年生以外……、4年生、5年生以外の先生は全部かかわりますから、浅野議員がおっしゃったように、おそらく、どの学校も、3名から4名の体制……、1クラスそういう体制で取り組んでいると思います。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。失礼しました。さっき1名とおっしゃったものですから、やはり、より多いほうがいい……、よいのかなと思いましたが、質問いたしました。

たくさんの方が、その一番、基礎基本になる四則計算が徹底するように教えていただくのは大変ありがたいこととあります。そして、またですね、子ども・子育て支援の中に、対象学年の拡大を図る計画があると、そのようなことが書いてありましたが、これはどのようなことを意図するのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

○12番（浅野栄子君） 学びの広場ね。

○議長（柴原成一君） 教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 学びの広場のことですか。

○12番（浅野栄子君） はい。

○教育長（青山壽々子君） 無料塾じゃなくて。

学校の実情にあわせて、4年生、5年生、6年生までやっている学校もありますが、実情によっては、4年生、5年生で、もう教えるほう側が目いっぱいという場合もあつたりします。学校によってちょっと差があります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） 夏の暑い時期ですけれども、子供たちも一生懸命、そして、教えていただくボランティアの方たちも一生懸命していただくというのは、大変ありがたいことですので、どうぞ、これからも続い……、続けていただきたいと思います。

で、先ほどおっしゃったですね、のらボーイ、のらガール以外にもですね、まだまだたくさんの方がいらっしゃいます。そういう学生のために、また、阿見の中に住んでいてですね、こういうところを……、こういうところをやりたいなというそういう方もいらっしゃると思うんですね。そういう方には、やはり、啓発、啓蒙が必要なのかと思われまして。で、前に、こういう、このね、学びの広場サポートプランのサポーター募集というこういうことがあったんですが、こういうことを目にしましたけれども、阿見町でもこのサポーター募集というのは、していらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長青山壽々子君。

○教育長（青山壽々子君） 県立医療大学や茨城大学農学部の学務課……、何て言うか、何ですか、そういう事務をする担当のところがありまして、そこをお願いしております。で、のらボーイ、のらガールさんは、学校農園のほうに手伝いに来たときに、一生懸命、小学校の先生が上手に話しかけて、何とか手伝ってもらえるようお願いしているようです。それで、お友達も連れてきてほしいということも、再三、お願いしているようですが、三、四人の方は、そののらボーイ、のらガールの仕事はしてなくても、協力してくれている方もいるようですが、なかなか今の学生さんの事情もおありのようで、今のところは、県から予算をいただいている

各学級1名という配置の中に組み込ませていただいているというような状況です。ボランティア……，ボランティアではなくて，ささやかな謝金があります。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。それでは，先ほども申しましたように，阿見町は，たくさんの大学，高校があります。本当にそういうものに，教育に恵まれております。そういう恵まれている環境を大いに活用してですね，これからも，その医療大生や，それから，茨大生とかね，学生をたくさん，こう町に取り込んで，活動していただきたい……，いただけるような方策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで第2問目を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） 浅野栄子君に申し上げます。残り時間が10分となっております。あと，質問が2つありますので，時間の配分を考慮して，よろしくお願ひいたします。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは，いばらきシニアカードといばらきKids Clubについて質問させていただきます。

いばらきシニアカード，こういうものですね。これは私のです。それから，いばらきKIDSカード，これは子供用ですね。このいばらきシニアカード，いばらきシニアカードのほうはですね，茨城の高齢者の優待制度として平成26年12月1日から開始されて，高齢者の積極的な外出を促し，自身の健康増進やひきこもり防止につなげ，高齢者を地域の企業，行政が一体となり支え合う社会の構築を目的としています。で，この，これは，65歳以上の方を対象に配布する，これがシニアカードです。そして，その協賛店で提示すると，料金の割引やいろんなポイント加算，また，プレゼントといった特典が受けられます。

それから，いばらきKids Club，これも，今度はこれは，子供なんで，子育て家庭を社会全体で応援するというところで，やはり，これを提示すると，いろいろな特典があつて，大変生活をする上で，うれしいこと，楽しいことがたくさんあります。

これについて，このカードがより多くの方に持っていただけるように，次の点でお伺ひします。現在の配布状況，周知拡大の施策，協賛店の加盟状況，今後の方向性についてお伺ひします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。はい。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。それでは，いばらきシニアカードといばらきKids Clubについて，まず，最初に，いばらきシニアカードといばらきKids Clubの現状について，それぞれお答ひいたします。

いばらきシニアカードについては，高齢者の積極的な外出を促し，健康増進やひきこもり防

止を目的に、県の茨城高齢者優待制度として、平成26年12月1日より始まったところでございます。

1点目の現在の配布状況ですが、平成26年11月の配布開始より平成27年8月末現在までで2,390枚の配布となっております。

2点目の周知拡大の施策について、県においては、県の広報誌ひばりにより周知を図るとともに、町においては、制度が始まる際には、民生委員を通じて、地区のひとり暮らしの対象者に配布するとともに、シルバークラブ連合会を通して、シルバークラブ会員に周知を図っております。また、本年度においては、プレミアム商品券の販売にあわせ、広報あみにより周知を行ったところです。

3点目の協賛店の加盟状況について、平成27年8月末現在、茨城県全体で、1,801の店舗・施設となっており、阿見町内では24の店舗・施設が加盟しております。

続きまして、いばらきKids Clubについては、子育て家庭を社会全体で応援し、子供を……、子供連れでの外出をあたたくサポートできる地域づくりや子育てが楽しいと感じられる環境づくりを進めるため、茨城子育て家庭優待制度として、いばらきKids Clubカードの発行を行っているものです。

1点目の現在の配布状況についてであります。直近4年間の状況では、平成23年度、344件、平成24年度、331件、平成25年度、300件、平成26年度、308件となっております。いばらきKids Clubカードの発行は、県事業として平成19年度から行っており、18歳に到達した方や転出等もあり、現在の有効枚数は把握しておりません。

2点目の周知拡大の施策についてであります。いばらきKids Clubカードの発行対象者は、妊娠中の方及び18歳未満の子供のいる家庭が対象となりますので、母子手帳の交付時や転入届けの際には案内をし、希望者に配布をしております。年間の発行状況から見ますと、9割方の発行がされて……、されており、ひととおりの周知はできているものと考えております。また、本年度においては、商工会で発行しているプレミアム商品券の購入に際し、いばらきKids Clubカードの提示による割引購入ができることから、その購入補助事業の周知とあわせ、いばらきKids Clubカードの周知を行ったところであります。

3点目の協賛店の加盟状況についてであります。県全体では5,556店舗を数え、当町においては60店舗が協賛店となっております。

最後に、4点目の今後の方向性についてであります。いばらきシニアカード、いばらきKids Clubカードともに、協賛店の募集、登録、申請については、茨城県が行っており、事業としては町が行うものではありませんが、商工会等との連携による店舗の拡大等により、カードの利用促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございました。

この、どちらもお話したいんですが、例えばですね、いばらきシニアカードを見ますと、協賛店、協賛店がですね、こんなに県ではたくさんあるのに、阿見町はたったのこれだけなんです、これだけ。それから、K i dもですね、こんなにたくさんあっても、阿見町はこれだけなんです。で、これ、今、言ったように、どういう特典があるかと言うと、例えばですね、シューズセンター土浦では10%オフ、これをこうね、提示するだけです。マクドナルドはバリューセット特別価格、回転かね喜寿司では7……、7のつく日は500円以上……、5,000円以上のときには粗品をあげます。居酒屋娛衛門は5%オフです。いろいろですね、特典があるんです。そうすると、これを持ってると楽しいなど、高齢者の人がお店に行くことができるわけですね、で、先ほどおっしゃいましたように、2,390枚ということですが、この平成29……、27年9月1日現在の65歳以上の方が1万1,962名おります。ということは、まだまだですね、2,390枚では、お持ちでない高齢者の方がたくさんいるということなんです。ですから、そこで皆さんにお知らせをお願いしますということなんです。

それから、K i d s C l u bカードにつきましては、大変ありがとうございます。この出産、その育児手帳のときに渡していただける、それは、とても大変うれしく思います。これからもよろしくお願ひしたいと思います。

で、両方とも、やはり、お店も、もう少したくさんあればと思いますので、これから企業、お店、例えばですね、まい・あみとくとくクーポン券というこのお店、こんなにたくさんあります。ですから、町としても、積極的にお声をかけていただいて、このK i d s C l u b、シニアカードの協賛店になっていただくようお願いしていただけたらと思いますが、じゃあ、その点は、1点、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。お答えします。

町内の企業と、たくさんですね、高齢者の方にもシニアカードを持っていただきたいというのは思っております。配布率としますと、先ほど議員おっしゃっていただいた1万1,962人に対して約20%ということで、8割の方、まだお持ちになっていらっしゃらないと。で、この、今回、プレミアム商品券がありましたので、これ、起爆剤となりまして、ここまで増えたということがございます。また、今後また、プレミアム商品券、予定しておりますので、また、それにあわせて、普及のPRをあわせてしていきたいと考えております。また、町内の多くの企業の方に、企業ですとか、商店の方に入っていただきたいということで、登録のほうは、インターネットから入力をすれば、登録できるような、県のホームページをほうにアクセスして

いけば登録できるようなシステムになっておりますので、いろいろな機会を通じてですね、うちのほうからも働きかけを行ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。ありがとうございます。

高齢者が生き生きとお買い物をしたり、そして、いろいろなプレゼントをいただいたり、そういうことがあってですね、ひきこもりを防げる1つの要因になるかも、なると思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

それでは、最後の4点目の質問に移させていただきます。

土浦協同病院へあみまるくんをということです。土浦協同病院の前進は、新治協同病院でした。阿見へ東京医大病院が設置されるまでは、この近隣の大きな病院がありません。この辺には大きな病院には……、病院がありませんでしたので、阿見町の方はほとんど、この新治協同病院を利用していました。このたび、この病院が、駅からかなり遠方のおおつ野へ移転することになり、平成25年度から工事を着工し、28年3月に開院する予定となっております。先端の高度医療を駆使するこの病院には、難病の方や治療法で困難を……、困難な思いをしている方、そういう方たちには期待を多く……、大きくしていると思います。しかし、おおつ野は、土浦駅から大変遠く、通院するのは大変不便です。本当は、このあみまるくん、病院のところまで行ってほしいと思いますが、あまり遠い感じですのでね、せめて土浦駅まで送っていただくと、病気を打開……、病気の方、不安を持ってる方には、最高の朗報かと思いますが、あみまるくんの活用についてはいかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） 土浦協同病院へあみまるくんについての質問にお答えします。

デマンドタクシーあみまるくんは、阿見町地域公共交通活性化協議会が主体となって運行しております。当協議会は、既存の公共交通の存続と交通空白地域の解消等により、町内公共交通の総合的な改善を図り、ひいては、地域の活性化につなげるという趣旨で設立されたものです。そのため、既存の公共交通路線と重複する運行は、民業圧迫となりかねず、避けなければなりません。議員質問の土浦駅への乗り入れにつきましては、現行では、3路線が土浦駅に乗り入れております。特に、中央公民館―土浦駅間の路線については、平日50便と、頻繁に運行されておりますので、あみまるくんの運行は今のところ考えておりません。

○議長（柴原成一君） 12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） はい。平日50便、中央公民館から出るとおっしゃいましたけれどもですね、私は君原ですね、もう美浦に近い、このチベットと言われている君原から朝日地区の

向こうの中央公民館まで行くのが大変なんですよね。で、あみまるくんは、そういう阿見町の町民のための車じゃないですか。私は、本当はね、土浦病院まで行ってほしいと、そんなふうに思ってますけど、あっちのほうまで行くのは大変だって、ガソリン代もないから大変だと思うから、途中の土浦まで来れば、その新治……、新治じゃない、その土浦病院がですね、ピストンという感じ、または、普通のバスでも何度も何度も行き来して、それに何て言うんですか、便乗できる。ね。警察署も、それから、消防署も、広域になっているんじゃないですか。交通も広域になるのが当たり前になるんじゃないですかね。そうすると、やはり、あみまるくんの活用というのは、これは、やはり、考え、検討する必要があるんじゃないかと思われま

す。また、先日おっしゃいましたように、ね、350億かかったと。その1割を近隣市町村が、ね、協賛してほしい。阿見町は1億6,000万と言う。そういうお話があったじゃないですか。それだけ協賛するのでしたらね、やはり、その協同病院にでもね、阿見町への少し希望を持たせてもいいんじゃないかと思われま

す。で、もし、できれば本当は、協同病院が阿見までね、1週間に一遍ぐらい来てほしいと思うんですけども、そういうのは無理でしょうから、やはり、あみまるくんが、土浦駅までね、行く方法がよろしいんじゃないかと思

います。少し無理な相談かもしれませんが、検討の余地をお願いしたいと思います。答えは要りません。時間がありませんけれども、本当にですね、町民がそのあみまるくんを頼っておりますので、病院、これは健康な人がね、買い物に行くわけではありません。ですから、やはり、検討をしていただいて、なるべくですね、広域交通のためにですね、実現できるようにお願いしたいと強く要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで12番浅野栄子君の質問を終わります。

次に、15番吉田憲市君の質問、一般質問を行います。

〔「14番」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 15番、14番。はい。失礼しました。14番吉田憲市君の一般質問を行います。

14番吉田憲市君の質問を許します。登壇願います。

〔14番吉田憲市君登壇〕

○14番（吉田憲市君） 皆さん、こんにちは。それでは、私は事前に通告しておりました次の1点について質問をいたします。阿見町行政手続条例について及び行政不服審査を全部改正（公布）に伴う阿見町関係各条例の対応についてであります。

行政運営における公正の確保と透明性の向上、国民の権利利益の保護を目的とする行政手続法が平成26年6月13日に一部改正となり、それに伴い、阿見町行政手続条例の中の行政指導の

方式の改正，行政指導の中止等の求め，処分等の求め，平成27年3月23日の一部改正を含め，条例並びに条例の活用状況をお伺いいたします。

次に，行政庁の違法または不当な処分，その他公権力の行使に当たる行為に対し，国民が簡易迅速かつ公正な手続の中で広く行政庁に対する不服申し立てをすることができるための制度を定めることにより，国民の権利利益の救済を図るとともに，行政の……，行政の適正な運営を確保することを目的とする行政不服審査法が平成26年6月13日に改正，これは公布されております。処分に関し，国民が行政庁に不服を申し立てる制度——不服申し立てについて，関連法制度の整備，拡充等を踏まえ，公正性の向上，使いやすさの向上，国民の救済手続の充実，拡大の観点から，平成37年の……，あ，ごめんなさい，昭和37年の制定後，50年ぶりに全部改正，公布の日から起算して2年を超えない範囲内において，政令で定める日から施行するということであります。これに伴う阿見町関係各条例の改正，行政不服審査法施行後の対応について，例えば，第三者機関である行政不服審査会の設置，組織，規模，審査委員はどうするのか等をお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君，登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 阿見町行政手続条例について及び行政不服審査法全部改正に伴う阿見町関係各条例の対応についての質問にお答えします。

議員御承知のとおり，行政が行う処分に関し，国民が行政庁に不服を申し立てる制度——不服申し立てについて，国において，公平性の向上，使いやすさの向上，国民の救済手段の充実，拡大の観点から，制定後50年ぶりに，抜本的な見直しが行われ，行政不服審査法関連3法が平成26年6月に公布されました。この行政不服審査法関連の3法のうち，行政手続法の一部を改正する法律は，平成27年4月1日から施行され，当町におきましても，町民等の権利利益保護の手続を充実を図るため，本年3月に阿見町行政手続条例の一部改正を行ったところであります。

また，行政不服審査法全部改正と行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日については，公布日から2年以内に政令で定める日となっており，現在，平成28年4月1日施行が有力とされ，改正後の行政不服審査法に対応するため，今年度中に，町関係条例の整備や組織体制づくりを行う必要があります。

1点目の阿見町行政手続条例につきましては，職員が行政指導をする際に，その相手方に対し，従来の行政指導の趣旨及び内容並びに責任者の明示に加え，当該権利を行使し得る根拠となる法令の条項，当該条項に規定する要件，当該権限の行使要件に適合する理由を示すよう，

その方法を変更しております。

一方、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めにつきましては、町民、事業者等からの申し出は条例施行後、受けていない状況であります。

2点目の改正行政不服審査法の施行後の対応につきましては、関係例規の洗い出しや阿見町、仮称阿見町行政不服審査会の設置、審査長及び審理員などの組織的な体制について、現在検討中であり、当町の状況を考慮し、適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） はい。懇切丁寧な答弁ありがとうございました。

最終的に、2点目はですね、現在検討中でありますということで、ありますから、検討中にほかならないんだと思いますけれども、検討中じゃないですね、行政手続条例のほうからですね、ひとつ質問を……、まず第一にね、後でこれ、検討中のほうも質問させていただきますが、質問させていただきたいと思います。

阿見町行政手続条例、これのですね、第5条審査基準というものがございます。行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうかをその条例等の定めに従って判断するために必要となる基準、これ審査基準と言うそうです。これを定めるものとする、定めなければならぬんでね。2、5条の第2項、行政庁は審査基準を定めるに当たっては、当該許認可等の性質に照らして、できる限り具体的なものとしなければならない。これも義務ですね。それから、3号、行政庁は行政上特別の支障があるときを除き、条例等により、当該申請の提出先とされている機関の事務所における備えつけ、その他適当な方法により、審査基準を公にしなければならないという条項がございます。

ここでお尋ねをいたします。阿見町の各条例で、適応になろうかと思われるですね、条例が、多分、10条ぐらいあるかと思うんですが、2項とですね、3項は、現実にはどのように行われているのか。また、1項についてはですね、その内容をお示しいただきたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） ちょっと質問の角度を変えましょう。

この審査基準、これ、審査基準を5条で定めなきゃならないとなってるんですが、この申請基準は定めてありますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

第5条で審査基準を定めるというふうな規定があります。それから、今、規則のほうで、これは基準を定めているというふうに私のほうではちょっと思っているんですが、ちょっと、今、

手元にその規則のほうがないので、ちょっと、今、調べます。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） その先のですね、同じく第6条、標準処理期間についてなんですが、これも、やはり、行政庁が申請をその事務所に到達してから当該申請に係る処分をするまでに通常要すべき標準的な時間、条例等により当該行政庁と異なる機関が当該申請の提出先とされている場合は、あわせて当該申請が、当該提出先とされている機関の事務所に到達してから、当該行政庁の事務所に到達するまでに通常要する標準的な期間、これを定めなきゃならないと書いてあるんですよ。定めるものとし、これを定めたときは、やはり、事務所にですね、事務所の見やすいところに、公の場所に置かなくちゃいけないとなってんですが、これもまた一緒ですかね、そうすると。

じゃあ、そしたらですね、それ、ちょっと調べてもらって、じゃあ、次に行きます。

じゃあ、いよいよですね、今回の条例のですね、改正の部分、これをですね、お尋ねしたいなというふうに思います。

今回の行政手続条例ですね、国の行政手続法が変わってですね、当然に、行政手続条例、自治体はね、これも定めてないところもありますけれども、阿見町は、これ定めてありますので。これ、第1回だったかな、定例会において、26年6月施行されたということで、これ、条例変えますよということで、27年第1回定例会で、議会で承認を得ているというものでございます。

第33条行政……、行政指導の方式というのはですね、改正になってんですね。行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確にしなければならない。第2項、行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際、町の機関が許認可等をする権限または許認可等に基づく処分をする権限を行使する旨を示すときは、その相手方に対して、次に上げる事項を示さなきゃならないと。まず、根拠条文ですね。第1。第2が、前項に規定する要件。それから、前項の行使が前項の要件にですね、適合するかどうかの理由。こういうことですね、ありまして、これ、答弁書を見ますと、行政指導をですね、行政指導については変更しておりますというような話が出ておりますが、これはですね、今までですね、条例の改正後ですね、こういう行政指導をしたときにですね、こういうことを、実際に、この指導をもとにして行っているのか、そいでまた、行ったときにね、行政指導されてる相手方に対して、相手方がですね、そういう不服を申ししたとか、そういうことがあったのかどうか。例えばですよ、条例がですね、盛り土条例とか、それから、景観条例とかね、たくさん条例あるんですね。だから、10ぐらいはとあると思いました。その中で、当然に、許認可をするときに対して行政指導すると、それに対して、これでは不服だよというような話をしたかどうか、そういうことですね、何件かあったのかなというふうに思いますので、それをお知らせいた

したい……、してもらいたいなというふうに思います。なけりゃあ、なくて結構です。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

今、議員がおっしゃったような事例は今のところはございません。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 行政、これは行政指導のですね、方式ということで、これ、なぜ、改正したかと言うとですね、やはり、行政の側から指導するのですね、どうしても行政をされ……、指導される側ですね、町民のほうとしては、町民または事業者のほうとしてはですね、対等の立場に立てないということで、根拠条文を示しなさいとか、そういうものを、これ、継ぎ足してあるんですね。ですから、これも、非常に大事な条例なので、行政指導する際には、ひとつですね、肝に銘じて、この辺をきちんと守っていただきたいなというふうに思います。

それと、2番目のですね、行政手続条例の改正の中で、行政指導の中止等の求めって、34条第2項、法令に違反する行為の是正を求める行政指導、その根拠になる規定が法律または条例に置かれているものに限る、の相手方は、当該行政指導、当該法律または条例に規程する要件に適合しないと思量するときは、当該行政指導した町の機関に対して、その旨を申し出て、当該行政指導の中止、その他の措置を講ずることを求めることができる。ただし、当該行政指導が、その相手方に対して弁明その他の意見陳述のための手続を経ているものであるときは、要らないよと。要するに、意見陳述してますから、もう既にね。だから、そのときに行政指導しても、それは、行政指導するそのタイミングがずれてますから、意見陳述をして、それは決着ついてるもんだということで、これは除くということになってると思うんですけども。

こういうですね、答弁書読みますと、一方、行政指導の中止等の求め及び処分等の求めに対しては、町民、事業者からの申し出は、条例施行後、受けておれない状況ですという話なんです。先ほども申し上げたとおりですね、なぜ、国のほうとしては、こういうものを改正してきたかということで、これからもですね、これ、求められる可能性もありますので、この趣旨を少し読み上げてみたいと思います。

さまざまに行われる行政指導の中には、個別の根拠法において一定の法令違反がある場合には、行政機関が当該……、当該法令違反の是正を求める勧告等を行うことができる旨が定められている場合がある。こうした行政指導は、一般に特に慎重な判断を経て発動されるものと社会的に受け止められている傾向にあり、一度こうした行政指導がなされ、その事実が報道等に流れた場合は、当該行政指導の相手方は、社会的な信用を失うと、事実、著しく大きな不利益を受けるということなんです。で、それが仮にですね、その事実認定が誤りであったとしても、そのときには、もう既にですね、この誤った行政指導されたほうはですね、大きな信用を

失墜しているということになるかと思えます。そこで、その行政指導がですね、行政を受けるほうは、これ、法令に違反してると思えば、今まではですね、何にも言えなかったんですが、今回の改正で、それは行政のほうで間違ってるよと、是正してくださいよという非常にその大事なですね、町民のですね、利益を守る、また、行政のですね、円滑な運用をする上でね、非常に大事な条例なんですね。ですから、ここで34条2ということで、わざわざ改正をしているということになるかと思えます。

それではですね、次に、その第2点についてですね、改正行政不服審査法の施行後の対応について。これ、非常にですね、大事な問題なんですね。行政不服審査法がですね、去年の26年の6月にですね、制定されまして、公布されました。そして、来年の4月1日がですね、施行後、どこの本にも書いてありますけども、4月1日は間違いなく施行されるということになると思います。それに対して、当町のですね、取り組み、現在検討中でありましてということなんですが、現在検討中でですね、80%ぐらいまで行っちゃってるのか、またはゼロ%なのか、ちょっとわかりませんが、この行政不服審査法でね、一番その論点、要するに、課題っていうのはですね、審理員制度の導入ということなんです。それともう1つ、第三者機関。ここでも書いてありますが、阿見町行政不服審査会、これの設置ですね。中央に審理委員ですね。中央諮問機関。が、この2つがですね、非常に大事なところだと思うんです。

それで、審理員のですね、阿見町の自治体としては、その審理員というのをですね、行政不服審査法上、どのような位置づけで、また、役割制度と考えているのか、ひとつその辺ですね、行政の考えているそのお考えをお示し願いたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

これについては、今、検討中ということでございます。国においても、今、その法律のほうでは、パブリックコメントを、今、開始したということで、なかなか国のほうでも進んでないというような状況の中もありまして、そういう国の法律のほうも参考にしながら、町のほうも条例の改正を考え、検討していかなければならないというような状況の中にあるんですが、審理員というのはどういうことなのかとか、どういう役割を担うのかというようなことにつきましては、町が審査庁とする……、審査庁ということで、所属するその職員というようなことで、この事案があった、その行政不服審査法の9条2項に定めるその事案に該当……、その除斥理由に該当しないものから、審査庁がその職員を指名するというようなことでございます。その除斥理由等をまとめますと、審査請求に係る処分に関与する者または審査請求本人やその関係者となる者、審査請求に係る利害関係者というのが、除斥対象者というようなことでございます。それを……、に該当しない者を審理員に指名するというようなことになるかと思

ます。

それで、審理員がどんな役割と言うか、どういうことを行うかということにつきましては、この処分庁とその審査請求人との双方からの弁明とか、反論を、まずは聞いて、実質的なその審理を行っていくというようなことで、審理員の意見書を作成して、審査庁のほうに提出していくというようなこと。ここで弁明や反論については、まず、書面でその趣旨の提出を求め、その内容について、その争点の整理を行っていくというようなこと。また、審査請求人が求めれば、その口頭意見の陳述も行うと。審理員は、その進行を行うほかに、必要に応じて、その両方に質問を行うというようなことが、審理員の主なその内容というようなことだと思います。はい。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 部長さん、そこに書いたの読んでもうただけ、この行政……、行政不服審査法のね、改正になってるその内容っていうのわかりですか。例えば、審理員がね、どういう立場にあるのか。審査請求人、国民が審査請求をしたそのときに、どこへ行くのか。それで、処分……、処分庁、処分権は誰が持っているのか。で、それは処分をした、まず、処分をされるから、審査法に基づいて不服審査、今の段階では異議申し立て、今度、改正になれば、審査請求になるわけですけど、それがですね、まず、審査員……、審理員、審理員のところに行くんですよ。一番最初ね、審査請求すると。そうすると、同じように、そこに当然ながら、審査請求人は、主張、それから、証拠を提出して、審理員のところへ出すんです。そしたら、同じように、これを処分した、不当な処分……、要するに、不許可の処分をした処分庁も同じように審理員のところへ出すんです。そして、審理員は、採決のその案をですね、審査庁、要するに、審理員の上級庁、これは審査庁ですね、審査庁のほうへ行くんです。そしたら、次に、先ほども出てますけど、阿見町行政不服審査会、これは仮称ですけど、こういう形になるかどうかかわからないですが、第三者機関——行政不服審査会のほうへですね、送るんです、これはね。そして、行政不服審査会に諮問するわけですよ。審査庁がですよ。審理員の行政上級組織である、上級庁である審査庁が、これは普通、国で言えば、大臣ですよ、それが、第三者機関——行政不服審査会のほうへ諮問をする。そうすると、当然に答申が返ってきます。答えが返ってきます。それに基づいて、審理員がですよ、こうこうしたほうがいいですよと、採決の案を出した、ね、その案と同じように、それと同じ採決が出れば、これは丸なんですけどね。例えば、第三者機関が諮問して答申がですね、また返ってきたら、別のやつだと。審理員の話とまるきり違うものを出す場合には、そのどうして審理員の話でなかったのかという理由をね、提示しなさいと言う、これがですね、改正法、要するに、今後、今度ですね、行政不服審査、関連3法の概要なんですね。行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法。もう行政

事件訴訟法は裁判所ですから、自治体には関係ありませんけども、行政不服審査、ここまでは、この町に関係ありますからね。ですから、当然にですね、職員としてですよ、把握しておかなくちゃいけない。

そいで、来年のですね、4月1日には施行になるんだから。それまでに、非常に短い期間ですけど、こういうもの、審理員の制度とかですね、審査会をどういうふうに立ち上げるのか。これ、第三者機関のですね、行政不服審査会、これはですね、地方自治体においてはですね、そんなに事件がないだろうということで、その常勤でもなくてもいいよと。例えば、一部事務組合とね、協同でもいいよ、広域でもいいよ、またはそうじゃなくてね、どっかの機関の中に入れちゃってもいいよと、常勤じゃなくてもいいというふうなですね、規定があるんですね。ですから、そういうものも含めて、どれがいいのかっていうのはですね、来年の4月施行しなくちゃならないんですから、法律はもうできてるんですよ。ですから、変えるわけにいかないんです。これを地方自治のね、小さい市町村において、どのような方法で、この行政手続法のね、内容を把握して運用できるかということですね、あと、幾らもないと思いますよ、時間がね。その中で、やっていかになくちゃいけないという状況にあるんです。

今、聞いても答えは出てこないでしょうから、阿見町行政審査会ですね、不服審査会のその今言った3点ね、それは何を選ぶかっていうのは、おそらく、町村であれば、その小さい方法で選んでいくんじゃないかというふうに思いますけども、阿見町は単独で、常勤ですね、そういう審査委員を使うというようなことは考えられないと思いますので、そこら辺はですね、これから考えていってほしいなというふうに思います。

いずれにしてもですね、来年の4月1日には施行になりますんでね。各条例、ここに条例ありますね、廃棄物処理条例、土砂等土地埋め立てね、盛り土に対する条例、環境美化条例、それから、景観条例、情報公開条例、情報公開開示事務取扱要項、情報公開審査会規則、いろいろこれあります。これ、全部これにのっかって、改正していかなくちゃいけないので、これはですね、大変な労力とですね、が要ると思います。その辺ですね、これを専門のですね、チームをつくってやるのか、また、予算措置はどうするのかというところをですね、まず、お伺いしたいと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

今、議員御指摘のとおりですね、国のほうは4月1日施行というようなことで進んでるんですが、なかなか町村のほうでは、それが追いついていかないという、洗い出しがかなりの本数に上るというようなことで、今年度、27年度の当初予算において、その辺の洗い出しについては委託ということで予算のほうは計上しておりましたが、その業者のほうもですね、なかなか

難しいと言うか、いろんな市町村も持っているという環境もあると思うんですが、受けてくれないというところがあります。そういうところで、結果的に、職員が、今、やってるというようなことでございます。ですから、今、総務課の担当係がですね、この作業を、今、進めてるというような状況でございます。そういうこともありまして、今回の補正予算でも、その辺の時間外の勤務手当ということで計上もさせていただいてるところでございます。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 補正でね、たしか、六十何万だったかな、補正予算でね、これ、多分、これをやるのに使うんだと思うんですけども、おそらく、そのぐらいの金額ではね、間に合わないんじゃないかと思えますよ。これ、たくさんの条例改正しなくちゃいけないと。で、その分で、また、もちろん、民間のね、業者に丸投げしてって話なら、また別ですけども、自分とこの職員でやろうというのにはね、かなりの労力がかかると思えます。補正予算で、何で総務……、総務のね、職員の臨時……、その残業手当だったかな、何かあったよね、あれ、六十何万ついてるのかなと思って、ちょっと同僚の議員に聞いたんだけども、これ、まさしく、このね、短期でまとめなきゃならないこのことについての残業手当だよ。しかし、そうじゃなくて、これをいかに今から判断していくということになれば、今、部長の話聞いてると、全然まだやってないわね。取り組んでないんだよ、全然ね。だから、これ、ゼロから始めるとなると、申しわけないけど、総務課のね、あのスタッフ、あの人はちょっとかわいそうじゃないかと思うよ。で、六十数万ぐらいで、それ残業手当でね、果たしてできるのかと。できなかつたら、施行は4月1日と決まってるんだから。ね。それで、たまたま、こういう事件がないから、だから、そんなのはもうめったにないから、ちょっと先延ばしてもいいだろうよなんて甘い考えをしてみると、大変なことになると思えますよ。

まず1つ、阿見町でですね、かつてあったですね、まさしく行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟においてあったこの事件がありますからね、これ、事実。ちょっと披露しますけども、水戸地方裁判所民事局御地、これ、最終的に事件訴訟法まで行っちゃったからね。で、この、この当時はですね、この当時つつうか、これは平成何年だっけかな、平成13年の話ですよ。実際に、阿見町ありました。被告は、阿見町長川田弘二です。川田弘二さんね。それで、公文書不開示処分取り消し……、取り消し請求事件になってます、ここではね。しかし、この時代はですね、前置主義って言いまして、直接行政事件訴訟法へ持っていけないんですね。前置主義って言いまして、必ず、行政不服をかけなきゃだめ。審査請求、まず、異議申し立てしないとですね、裁判に持ってけない時代の話なんですね。ですから、これをね、不服申し立て前置って言うんですよ。これ、二重前置ってのがあるんですよ。ね。実際に、おもしろくなくても、裁判所に直接に持っていったらだめだっていう時代の話。

今度、改正になりますから、当然、どちらでも選んで、持っていってもらえる。ですから、早い話が、行政事件訴訟……、訴訟法の上でやってもらえば、ここは幸せなんです。かかわり合いになんないから。ところが、そうはいかないんですね。行政事件訴訟法に持っていったとしても、やはり、証拠、意見陳述、その他、述べるときのね、証拠は、やはり、ここへ来るんですよ。求めに来るんですよ。ですから、これは行政不服審査法も求めていかなくちやならない。

が、先ほどから今までない、何もないんだと、今回もないんだという話をしていますけどね、これは、実際に、阿見町であった話ですから。これはですね、文書の開示請求ですね、情報公開制度、それに対して、この町長、ときの町長はですね、拒否したんです。これ、拒否すればですね、当然、異議申し立て来ますよ。で、拒否の理由、これを示して、不許可をした場合に、理由を……、理由を示さなければいけないと。で、理由を示してあるんですけども、これを読むと長くなりますのでね、まさに行政手続において開示請求をしたと、そしたら、それは許さん、許さんよと、不許可にしたと。じゃあ、異議申し立て、審査請求しましょうと、それは行政不服審査法に基づいてやったと。前置主義ですからね。それで、その理由は、おかしいじゃないか云々と書いてあるんです、長くね。で、最終的に、また拒否をしたと。見せない。その理由は、条文を示してやんなきゃなんないんですが、これ条文を示してない。だから、その理由はね、これは不当だろうということで、この方は、今度は行政事件訴訟法に基づいて、裁判所に訴えた。で、結果はですね、これには出ていないんですが、どうやら、うわさではですね、阿見町が負けてるんです。開示しなさいという話になってますよ、これ。ですから、こういう事実が13年に、もう既にあったということね。これからの町民、国民のですね、権利意識というのはものすごく高くなってくると思うんですよ。そのときのためにね、やはり、町民の利益と……、利益の確保と公正な行政の運営のためにもね、これ、ぜひともですね、力を入れて、この改正法に対しては、きちんとした受け答えができるように、受け皿をしっかりとつくってほしいなと思うんですが、最後に町長、どうでしょうか。

○議長（柴原成一君） 町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） もろもろ、非常に難しい。私には、なかなかそこまで条例だ、何だ、わからないんですけど、どうにしろ、28年の4月1日施行が有力とされているという。うん。

〔「決まってるんです」と呼ぶ者あり〕

○町長（天田富司男君） ああ、そう。これは、町も、全部この日に、この日までに全部やらないといけないということなんですね。いや、これ見ると、何か、公布から2年以内に政令で定めとなっておりますという話なんで。

ああ、そう。どうにしろ、この、やっぱり、法令が非常に大事なものであるわけですか

ら、それはもうちゃんとした形を持っていかないといけないと思いますので、全力で、今、吉田議員が言われたような形で、全力で、やはり、この不服……、不服審査法というこの法律、条例をつくっていくということが大事かなと、そう思います。

○議長（柴原成一君） 14番吉田憲市君。

○14番（吉田憲市君） 私もね、正直言ってね、この行政3法、これ、手続法、それから、不服審査法、事件訴訟法、これですね、読んでもわかんないんですよ。本当の話。これね、相手が行政、で、刑法とかね、商法とか言うんであれば、白黒ぴしゃっとなつちやうんですよ。ところが、この行政法というのは、非常に言いやすい法律で、相手が、判断するほうがね、人間ですから、主観が入るんですよ。だから、ときによっては、それはよくなるかもしれない、ときによっては悪くなるかもしれない。そういうことがずっと50年続いてきたんで、この際、そういう不公平をなくそうということで書いた法律ということだけはわかってるんですよ。非常にですね、複雑な流れの中でね、この国の決めた法律を条例にしていけない、条例がありますから、条例に対応できるような形にしていかななくちゃいけないということなんで、ものすごい労力がかかると思いますので、ひとつですね、期限も切られてることなんで、頑張って、予算をもっとつけていただいてね、きちんとして、やっていきたいなと、やっていただきたいなということを要望して質問を終わります。

○議長（柴原成一君） はい。これで14番吉田憲市君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。会議の再開は3時45分といたします。

午後 3時36分休憩

午後 3時46分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま3番野口雅弘君、7番平岡博君が退席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は14名です。

次に、10番難波千香子君の一般質問を行います。

10番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） はい。それでは、最後でございますので、もうしばらくよろしくお願いたします。

通告に従いまして、少子化対策（結婚、出産、子育てへの切れ目のない支援）について一般質問させていただきます。

地方再生の推進に向けて、現在、福祉社会のあり方については、さまざまな議論がある中で、

年金、医療、介護など、社会保障制度を持続可能なものにするとともに、人口減少問題の対応は地方創生の大きな課題となっております。合計特殊出生率は、結婚や出産に関する価値観の多様化、若い世代の経済的な困窮化などを背景にいたしまして、1970年代後半から人口維持に必要とされる2.07を下回る状況が続いてまいりました。その結果、民間の研究機関日本創成会議が、大都市圏への人口の移動がそのまま続くと仮定した場合においては、2040年までに人口1万人を割り込む523の自治体が存続の危機的状況にあるとの警鐘を鳴らしたことも記憶に新しいところであります。地方再生に向けた政府の長期ビジョンでは、若い世代の結婚や子育ての希望が実現すれば、合計特殊出生率が6.8程度まで向上することの見通しを踏まえ、政府は、目標に掲げる2060年に1億……、人口1億人程度の維持のため、この実現を、まず、目指すべきと政策を総動員することを前面に打ち出しております。これに対して、茨城県は1.42、阿見町は1.32ということになっております。ただ、出生率に関して具体的な数字を示したものの、結婚や出産は、あくまでも個人の自由な決定に基づくものと加え、国として結婚や出産を強制する考えがない姿勢も示しています。産み育てやすい環境づくりは、社会全体で進めなくてはなりません。

安心して子供を産めない理由の1つが経済的負担の重さです。特に、子供が3人以上の多子世帯になると、食費や教育費などを含め、さまざまな支出が増えます。ある調査では、第3子以降を産まない理由に、子育てや教育にお金がかかり過ぎることを上げた人が最も多くありました。阿見町は、人口動向や将来人口推移の分析を行い、中長期的な将来展望を提示し、2015年から5カ年計画の阿見町版総合戦略の作成……、策定を進めておりますが、社会環境を粘り強く、着実に整備していくことが求められております。

そこで、県内での合計特殊出生率下位を打破するための施策、取り組みについて、まず、お伺いするものであります。

次に、結婚支援事業対策についてお伺いいたします。

出生率を上げる大前提として、結婚しない男女が急増している実態があります。茨城県の生涯未婚率は、平成22年10月1日現在、国税調査では、21.8%と、5人に1人以上が結婚していないという驚くべき数字を明らかになりました。未婚率が高い市町村として、阿見町は23.77%で、県内3番目となっております。未婚率は、女性に比べて男性が高いのが特徴であります。50歳時点で一度も結婚したことがない人の割合は、男性で20.1%、女性で10.6%と、初めて男性が2割台、女性が1割台と、2倍の開きがあります。阿見町として、男女を結婚につなげるための積極的な事業展開が望まれるところであり、今後の取り組みについてお伺いいたします。

次に、妊娠から就学までの支援及び保育サービスに関する相談、情報提供、調整や保育所入

所に関するアドバイスの取り組みについてお伺いいたします。今年度、子ども・子育て支援事業計画が新規に作成され、本格的にスタートいたしました。子育て支援の拡充といたしまして、子育て支援サービス全般の相談などに対応し、関連機関との連携を強化し、スピーディーできめ細かな相談体制を実現するため、保育情報窓口の設置や専門の相談員、子育て支援コンシェルジュの配置の導入についてお伺いいたします。

次に、オリジナル婚姻届けの設置や記念撮影ブースの設置についてお伺いいたします。婚姻届けは、どこの市町村でも提出できるものであります。思い出の場所、住んでみたい場所と、ご当地にこだわり、婚姻届けが最近出てまいりました。市制施行60周年を記念して、新たな門出をお迎えするお二人にと、婚姻届けとメッセージカードを策定した相模原市、また、お隣のつくば市では、市のシンボル筑波山やロボット、ロケットと宇宙を連想させるモチーフのまちキュン・ご当地婚姻届けを出すことによって、ご当地に興味を持ってもらおうと、市をアピールする事業を展開しております。また、あたたかくお祝いするハッピーウェディングボードの前で気軽に記念撮影ができるブースを設置してあります。阿見町におきましても、若い職員のアイデアがたくさんあると思います。少子高齢化、人口減少の深刻さは、社会全体の共通理解になっております。当町にとっても、子育てが楽しいまち、安心で安全なまちづくりを進めることは、町民の満足に加え、町民の誇りとなります。人と自然が織りなす輝くまちに取り入れてはと思います。御所見をお伺いいたします。

次に、以前に御質問をいたしました但、子育て環境の整備といたしまして、赤ちゃんの駅の公共・民間施設への設置状況と設置場所がわかるマーク掲示の取り組みについてお伺いいたします。また、野外でのイベントで簡単に組み立てられる移動式赤ちゃんの駅を当町でも取り組むことができないかということをお尋ねいたします。

次に、昨年9月に御質問いたしました但、阿見版ネウボラについてであります。身近な拠点、ネウボラでワンストップ、子育て包括支援センターで妊娠から育児期間までを切れ目なく相談に応じ、必要な支援をする仕組みづくりも重要になります。先進事例では、和光市では、和光版ネウボラといたしまして、子育て支援センター2カ所、産前産後ケアセンター1カ所に、母子保健コーディネーターが配置され、妊娠期から就学までの健康や子育ての相談や母子健康手帳を交付しております。国が示している地方創生メニューにも取り上げられて……、取り上げられている施策であり、早急な整備に向け、取り組みについてお伺いいたします。また、孤独な子育ての予防に効果を発揮している、一番身近な情報ツールである携帯電話やスマートフォンを活用した、既に県内11市町村で配置され、さらに、今年2カ所追加、そして、さらに、来年も検討してる自治体も増えておりますところのきずなメールを自治体、産科婦人科、小児科、子育て支援団体と協働事業としてオリジナルメールとして配信しているのが特徴です。町を、

町も導入に取り組んではいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 少子化対策（結婚、出産、子育ての切れ目のない支援）についての質問にお答えいたします。

1点目の県内で特殊出生率下位を打破するための施策、取り組みについてであります。合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。阿見町は、県内で44市町村では33番目の1.32と低位にあります。出生率には、地域差があるとされ、一般に、国レベルでは、先進国、地域レベルでは、都市部で低くなる傾向があるとされています。出生に関する課題について、内閣府が行った子供を持つ夫婦へのアンケート調査によると、子供を増やすに当たっての課題は何かという質問に対し、東京や大阪圏では、保育サービスが整っていない、家が狭いなど、地方では、雇用が安定していない、全国共通の課題として、子育て費用、仕事との両立、自身・配偶者の年齢が上げられています。出生……、出生率を上げるための施策事例は多数見られますが、個人的な意思や事情が影響することもあり、行政の施策によって直接的な効果を得ることは難しいものと考えています。

このような状況において、出生率向上への取り組みについては、さきに御紹介した調査結果で上げられている課題に対し、どのような施策を展開できるかが肝要であると考えております。

2点目の結婚支援事業対策についてであります。町では、茨城県と茨城県労働者福祉協議会が共同で設立したいばらき出会いサポートセンターと連携して、結婚への支援に取り組んでいるところです。また、今年度、国の地方創生関連交付金を活用し、NPO法人との協働事業による結婚活動支援事業を進めております。内容としては、出会いの場となる交流会、結婚を希望する本人や両親等、家族を対象としたセミナー、そして、結婚支援に関する相談会を予定しております。今月12日、土曜日には、阿見ゴルフクラブを会場として、交流会を開催します。そのほかの事業については、今後、順次実施してまいります。今後も、いばらき出会いサポートセンターやNPO法人等と連携をしながら、結婚を希望される方への支援に努めてまいります。

3点目の妊娠から就学までの支援及び保育サービスに関する相談、情報提供、調整や保育所入所に関するアドバイスの取り組みについて、子育てコンシェルジュの設置、導入についてであります。妊娠中の支援として、健やかな妊娠及び出産を迎えるために、妊婦とその家族を対象としたマタニティクラス等を実施し、妊娠中の過ごし方や栄養について情報提供を行っております。保育サービスに関する相談や情報提供については、児童福祉課のほか、地域子育て支

援センターや各保育施設等で実施しているところです。保育施設入所等に関する相談については、申し込みの際に、個々に状況を聞き取り、情報提供し、保護者の希望をできるだけくみ取れるよう努めております。保育施設の利用調整は、各家庭の保育の必要性を点数化し、公平に行っております。子育て支援コンシェルジュについては、本年4月に施行された子ども・子育て支援新制度において、地域・子ども・子育て支援事業に位置づけられた利用者支援事業の一環として設置するものであります。子育て支援コンシェルジュは、保育施設等の利用案内のほか、子ども・子育て支援新制度の内容など、多岐にわたる知識が必要とされますので、人材の確保等が課題となります。設置導入に当たっては、子ども・子育て支援事業計画に基づき検討を行ってまいりたいと考えております。

4点目のオリジナル結婚届けの設置及び記念撮影ブースの設置についてであります。オリジナル結婚届けは地域の魅力や自治体の結婚支援策として結婚情報雑誌を発行している民間の会社と自治体との連携により行っているもので、その届け出書はこのご当地オリジナルのデザインが入っており、届け出用と記念用の2枚セットで記念用を手元に残すことができます。また、記念撮影のブースについては、つくば市の場合、写真パネルをバックに、バックに、記念写真を撮影することができるようになっています。町としては、これらの取り組みについて、今後調査や研究をしたいと考えております。

5点目の子育ての環境整備、赤ちゃんの駅の公共・民間施設の設置状況と設置場所へのマーク掲示について、移動式赤ちゃん駅の導入についてであります。赤ちゃんの駅は、乳幼児を持つ子育て家族が安心して外出できる環境を整備し、子育てを支援するために設けられた誰でも自由におむつ替えや授乳が行えるスペースの愛称です。当町における赤ちゃんの駅の設置状況につきましては、現在、公共施設は7カ所、民間施設9カ所、計16カ所の設置を確認しております。赤ちゃんの駅マークの掲示につきましては、現在、設置施設の拡充や改修に関する助成制度を検定……、検討しているところであり、これにあわせて、マーク掲示の検討も行いたいと考えております。移動式赤ちゃん駅については、順次導入してまいります。

最後に、6点目の阿見町版ネウボラ及び情報提供の拡充、きずなメールについてであります。ネウボラとは、フィンランド語でアドバイスをする場所という意味で、妊娠から出産育児を一貫して就学前まで1人の保健師が継続的にサポートする制度です。現在、阿見町では、健やかな妊娠、出産と子育てしやすい環境整備のため、妊婦とその家族を対象としたマタニティクラス事業を実施しております。出産後には、保健師、看護師による新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問、こども健康相談を実施し、子育てに関する不安等の相談に応じており、妊娠から出産後の育児について、個々の状況に応じて支援を行っております。きずなメールの導入についてですが、きずなメールとは、出産予定日、もしくは、子供の誕生日を登録することで、定

期的に登録者へ、妊娠週数や子供の月齢にあわせて、年齢にあわせて、内容のメールが届くというものです。町では、ホームページ及びあみメールの配信が可能となったことから、それらを積極的に活用し、妊娠中の生活や子育てに関する情報の提供を行っていきたいと考えております。また、孤立した子育てなら……、子育てとならないように、教室や健診等の事業でかかわった支援が必要なお子さんや保護者の方には、電話及び訪問による相談や子育てに関連する情報提供を行っており、今後もきめの細かい、細やかな支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。御丁寧な答弁ありがとうございました。

それでは、1点目でございますけれども、出生率を上げるためにということで、御答弁では、全国共通の課題として、子育て費用、仕事の両立、自身・配偶者の年齢が上げられていますということで、課題に対してどのような施策を展開できるかが肝要であるという御答弁でございましたけれども、最近ですけれども、鹿嶋では、この7月から第3子以降の子供を対象に、子宝手当の支給を始めたという記事が飛び込んできました。1人当たり月額2万円を支給するというものであります。阿見町も、第3子への手当としてさまざまな施策を講じられているところではありますが、今後、どのような施策を展開できるか、今の考えられるところでお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。お答えいたします。

ただいまですね、地方創生戦略の策定をしておるところで、その先行型ということで、定住促進なり、子育てに関する支援というようなことで検討をしているところでございます。で、その出生率を高めるため、多子世帯を支援するというような意味で、第3子に対して10万円の補助をしていくというようなことで、制度設計を、今、しているというようなところでございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。はい。わかりました。来年からということでよろしいですね、それは。

さまざまな子育てと言っても、さまざまなことが考えられるかと思っておりますけれども、しっかりと11月までに提出ということに、あちらもなっているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

ただ、阿見町は、現在、6,084名の20代から39歳までの女性がおられますけれども、2060年にはもう50%近い、3,472名にもなってしまうという。そういった若い女性が、本当に住んでい

ただけるようなそういったいろんな魅力ある環境整備も、もちろん、天田町長のリーダーシップのもと、またぜひとも、そういう若い女性をしっかりと魅力あるそういう阿見町にしていただきたいことを望んで、次の質問に行きたいと思います。

結婚支援事業対策についてでございますけれども、これは、国の地方創生関連交付金を活用して事業を進めておるものだという御答弁でございましたけれども、この交付金というのは、国の地域少子化危機突破支援プログラムの推進事業としてという交付金でよろしいんでしょうか。また、これは単年度限りなのかお聞きいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。企画財政課長小口勝美君。

○企画財政課長（小口勝美君） はい。この12日に行います婚活のイベントにつきましては、平成26年度地域創生の先行型として予算措置をさせていただきました交付金で実施するものでございます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。わかりました。これは、単年度ということですね。じゃあ、わかりました。

そうしましたら、今、このNPO法人の協働事業ということの御答弁がございましたけれども、この契約というのも単年度ということで理解してよろしいのでしょうか。法人名と構成されているメンバー、また、会員登録者数、男女年齢別に教えてください。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。お答えします。

今、ちょっと、初めのほう、ちょっと聞き取れないでしまったんですけど、今月12日に予定し、実施が予定されている交流事業の話でよろしいでしょうか。で、いいですかね。それで、ちょっとお答えさせていただきます。

で、当初ですね、男女15人ずつを予定して、募集をしたんですけども、結果的には、72人の応募がありまして、で、町内在住・在勤者を優先するというので、町内……、在勤……、在住・在勤、それから、実家が阿見にあるというようなことで優先をすると、まず、で、その後、それ以外の人については抽選をするというような考え方で人数を絞るんですけども、15人ではなく、男女各25人に増やして、せっかく応募があったので、なるべく多くの人に参加していただくということで、50人規模に、ちょっと拡大して実施する予定であります。で、これ、マリッジクラブという阿見を拠点にしているNPO法人と阿見町との協働事業ということなんですけれども、このマリッジクラブのほうに、登録をしている、登録をしている会員さんはですね、会員総数としては52人います。で、男性が32人で、女性が20人。で、このうち、阿見の在住者ということになると、かなり数が減って、少なくなってしまうんですね。ですので、

多分、地元でなかなかすぐそばに相談に行きづらいっていうことも、もしかしたらあるかもしれませんが、今後は、もっと阿見に住んでいる人の会員さんを増やしてもらおうようなことで、ちょっといろいろ町のほうとマリッジクラブさんのほうと、いろいろお話ができるのかなと思っています。そういったところでしょうか。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。

これは、結構、年齢制限があるって聞くんですけども、これは何歳でも登録ができますでしょうか。お知らせするときに、あるところでは、40歳までしかとかって、結構、制限があるんですけども。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。済みません。年齢制限があるかどうかということについては、ちょっと確認がとれてないんですけども、年代別で、会員さんの状況を、で、やりますと、46歳以上、先ほど52人会員さんがいるとお話ししましたが、46歳以上の方がその中に9人含まれてると、そういった状況です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。はい。わかりました。

もう本当に、年齢は、その人の年齢でもあるかと思しますので、その辺も考慮して、もし、そういった制限があるところもあるので、その辺もよく対処して、本当にみんながカップルができれば、本当にいいなと思います。

で、また、御答弁では、交流会、セミナー、相談会を予定しているということで、こういったことは、この予算に制限があるということですので、なかなか厳しいものがあると思うんですけども、今年の、ちなみに、開催開始と広報方法、今後の広報方法を教えていただければと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） 予定している事業のおおよそのスケジュールみたいなことでよろしいですか。交流会が予定している事業の、まず、第一の事業なんですけども、交流会としては、年度内にもう一回予定しています。おおよそ2月くらいになるかと思いますが、交流会を2回、それから、それからですね、資料のどこに書いてあるか……。ここか。交流会とですね、それから、セミナーですね、希望されている、結婚を希望されている本人さんですとか、家族の方、親御さんとか、そういった方を対象にしたセミナーを予定しています。それから、それからですね、結婚の相談会ですね。相談会を6回くらい、年度内に6回くらい、実施したいということで予定をしております。そういう状況です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） プロにね、交流って言うか、協働事業したということは、すごいよかったなと思っております、大変な、この予算取りも大変だったんじゃないかなって、非常に喜ばしいことだなと思います。今後も、今、単年度ではなくて、来年度、長期で、当然、阿見町としても積極的にやっていただけるものとして捉えてよろしいでしょうかね。返事がないみたいですけど。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。お答えします。

今回ですね、地方創生の先行型の事業ということで、タイミングよくと言うか、そういう計画ができて、結果的には、いい方向に進んだわけですけども、今後は、この様子を見て、次、またどんなふうな展開がいいのかというようなことも、ちょっと加味しながら、ちょっと検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。わかりました。はい。

とにかく成婚されるね、カップルが数多く誕生されることが、もう、阿見町にとっても、ほんとにまた、その後、住んでいただけるように。できましたら、女性の方がこちらに来ていただけるような、そういったことを、今後も期待申し上げたいと思います。

続きまして、3点目の子育て支援コンシェルジュについてでございますけれども、非常にこれは、今、児童福祉課は膨大な事業の中で、今、お仕事をされているというのは重々わかっておりますけれども、人材の確保が課題との御答弁でございますけれども、その困難な中で、どのように確保していかれるのか、またいつからの設置が考えられるのか、御答弁願いたいなと思います。で、ちなみに、今回、龍ヶ崎市に問い合わせたところ、子育て総合案内人ということで、昨年からは、臨時職員1名、今年度からは正職員、それで、さらに、週1回、子育て支援センターでも、こういった相談会をやっているということですが、もう、ぜひぜひ、この手厚いね、事業確保のためには、もう必要な職員でございますので、確保を何としてもお願いしたいなと思います。その辺、再度、御答弁よろしく願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。御質問の子ども・子育てのコンシェルジュなんですけれども、子ども・子育て支援制度に基づきまして、その中で、利用者支援事業の1つとして位置づけをされてるところでございます。で、これは、子供またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、それから、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業ということになってございます。

で、具体的な内容としましては、利用者の個別のニーズを把握して、それに基づいて、情報の集約、提供、相談、利用者支援等を行うことによって、子育て支援事業を円滑に利用できるように実施する。あるいは、教育・保育施設、それから、地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て支援の育成、地域課題の発見、共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めると、こういった業務内容等がうたわれております。

で、議員御指摘のとおり、現在、町ではですね、こういったことにつきましては、児童福祉課でいろいろな相談は受けております。そのほか、町内2カ所の子ども・子育て支援センター、それから、保育所等でですね、きめ細かな相談には応じているということでございますので、まずは、この機能を、相談があった場合にですね、懇切丁寧に、引き続き対応してまいりたいということと、これについては、さらなる拡充をする必要があるのではないかなということと考えておりますが、先ほど言った業務内容、勘案しますと、全くこれをやる場合には、実務経験が必要ですか、あるいは、基本的な研修を受けているとか、そういった要件もございまして、まるっきりそういったことにかかわってない方が、例えば、臨時職員でいきなりというわけにはいかないもんですから、そういったところも含めてですね、今後検討していきたいと思っております。例えば、考えられるとすれば、保育士さんが退職された後に再任用を考えるとかなですね、いろいろ、あるいは、ほかで、やっぱり、保育士の資格を持っている方を臨時的に雇うとかですね、やはり、やっぱり、そういった資格のある方が、専門的な相談に応じることによって、相談される方も安心されると思っておりますので、そういった知識を持った方をどのように見つけていくかということで、いろいろ検討はしてまいりたいと考えておりますが、まずは、なかなか、今現在も、先ほど申し上げましたように、子育て支援センターも2カ所ありますし、随時、いろいろ相談には、丁寧に対応させていただいておりますので、まずは、現状の体制を維持しつつ、今後、子育て支援計画が平成31年度までの計画となつてございますので、その計画期間中には、ぜひ、そういった子育てコンシェルジュの専門職の配置についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。わかりました。よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の質問に移させていただきます。婚姻届けとブースということでございますけれども、今後、検討、調査研究するということで、ひとつお示したんですけれども、もっと手軽にできるということで、やはり、どういった演出するかということは、とても子供、子育て、若い女性に大切なそういったまちづくりができるのではないかなと思っております。

ある高知県の日高村でございますけれども、村ではありますけれども、お祝いとして記念の

婚姻届けが手元に残るように工夫しております。通常の婚姻届けに独自にゆるキャラをデザインした透明シートにはさみ、カラーコピーして制作、で、右下には、夫からの、夫からの妻へ、妻から夫へ等のメッセージや夫婦の誓いを記念してできる欄があるというものでございます。こういったすぐできる、喜んでいただける、町からの記念、そういったものを、やはり、発信していく。いろんなそういったものを他市町村でも、ばんばんアピール、いろんなところでしてる。そういったことも非常に大切ではないかなと思ひまして、今回は、質問に取り上げさせていただきましたけれども、こういった例なんかもございますけれども、いかがでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町民部長篠原尚彦君。

○町民部長（篠原尚彦君） はい。お答えいたします。

今、高知県の例を、高知県じゃなかったですかね、難波議員さんのほうから、事例の御紹介ありましたけれども、その例の市町村は、独自のものを作成したということのようなんですけれども、つくば市ですとか、牛久市、この県内では、今、この2カ所かなと思ひますが、そのご当地オリジナルの婚姻届けという取り組みが、今、全国的に取り組み始められたところなんです。で、このきっかけになったのが、結婚情報誌を発行している会社のほうが、全国の自治体に呼びかけをして、コラボ事業というようなことで、取り組み始まったということのようなんですけれども。つくば市の場合で言えば、先ほど議員さんからお話もありましたけど、筑波山とか、ロボットをデザインしたような婚姻届け出を作成しているとか。で、牛久市さんで言えば、ブドウをワインというイメージがあると思うんですけど、ブドウをデザインしたような届け出の用紙をつくっていると。で、そういった、これ、その事業を提案している会社さんのほうとの、こう調整が……、お互いに協議をして成立すれば、阿見町のご当地婚姻届けというものをつくっていけるというような道もあるというふうにはちょっと思ひまして、で、今、議員さんからの紹介のあった事例等も含めてですね、ちょっとどういう形のものがよりいいものなのかっていうことも含めて、ちょっと研究をさせていただけたらというふうには考えているところです。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ぜひ、阿見町らしいものを、また、そういうところから発信していただければ嬉しいなと思ひます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、次の赤ちゃんの駅ということで、これは、私は何回も質問させていただいてるんですけども、平成20年にも質問させていただいておりますけれども、しっかりとまた、これは、とっても簡単なようで、あれなんですけれども、行ったんですけども、どこにあるか、私も阿見町に、そういった、今、状況でございます。未整備なのかなと思ひます。で、御答弁のところで、改修、設置の拡充や改修に助成制度を検討するってございますけれども、ど

んな改修をして、どういう助成金額があるのか、その辺のことをお聞きしたいのと、あと、マークの掲示につきましても、いつごろからそういったものが、はっきり、やっぱり、わかるということが、母親にも優しいのかなと思いますので、その2点と。また。移動式には、大変喜ばれておりますけれども、御答弁では、順次導入という。これから秋に向かって、イベントも大変多ございます。そういった関係で、その辺を詳しく、具体的にお答えくだされば、うれしいなと思います。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。赤ちゃんの駅、まず、赤ちゃんの駅の助成についてなんですけれども、現在ですね、来年度の予算編成に向けて検討しているところでございます。それで、できれば、今、町でも、公共施設と民間施設あわせて16カ所にですね、おむつ替えのスペースがあったり、あるいは、その中の一部ですけども、授乳スペースがあったりと、そういったところで16カ所。うち、民間施設で9施設が、おむつ替えスペース等が、設置をされております。いわゆる、お店、ショッピングセンターですとか、あとは、食事をするところですかね、そういったところで、おむつ替えのスペース等が用意されております。で、やはり、お子さんを持った御家族の方が、安心して外出できる環境を町内につくっていくということは、非常に大事だと考えておりますので、そういった民間施設で、新たにそういうおむつ替えのスペースの場所ですとか、そういうベビー用の、何と言うのかな、ベビーベッドを備えたりとか、あるいは、既存のところでも、さらに、改修をしてやる場合とか、そういった場合に、助成を考えてございまして、今、ちょっと考えているところが、上限10万円。ほかの近隣市町村なんかでも実施しているところあるんですけども、ということで考えてるところなんですけど、ただ、まだ予算編成はこれからということなので、来年度から必ず実施するということは、現時点では、ちょっとまだ申し上げられないということでございます。

それから、2点目、マーク、マークでしたっけ。マークにつきましても、その助成事業とあわせてですね、そういう広くPRをしていくということで、あわせて考えていきたいというふうに思っておりますし、子育て支援センターで出しているこういう子育てハンドブックというのがあるんですけども、これにも赤ちゃんの駅の一覧ということで載せてございますので、広く、そうは言っても、なかなか目にする機会も、一般の方、少ないのかなというところもございまして、やはり、そういうマークもあわせてですね、設置をしていただいてですね、広く周知をしていただきたいなというふうには考えてございます。ただ、時期的には、ちょっと、まだ今、はっきりしているわけでございませぬので、控えさせていただきたいと思っております。

それから、3点目は、移動式のところですかね。これについても、移動式の、要は、テント、イベント等で、乳幼児の授乳、それから、おむつ替えを行うためのスペースということで設置

してですね、安心して、やはり、お子さん連れの御家族がイベントに参加できるようにということで推進するものでございますけれども、これも、来年度の予算編成に向けてですね、予算を計上していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） どうぞよろしくお願ひいたします。

これはですね、商工会といたしましても、やはり、そういったかわいい赤ちゃんと一緒にどうぞということで、やはり、商工会なんかでも、そういうスペースありますので。小売店とか、そういうところにも、ぜひ、協力を呼びかけていただければ、もっと幅広く増えるのかなと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

で、ネウボラとメールということで、これは、かなりなかなか、今は、十分にそろってるという御意見でございますけれども、私も、いろんな方と、若いお母さんとお話しする機会が多いんですけども、何が一番大変かって聞きましたら、本当に、この間もさわやかセンター、行ったんですけども、とてもよかった、けど、すごいほっとしたんですけどもって、ただ、相談する人が、いつも一緒じゃないんですよって言うんですよ。一緒だったらいいっていうそういうようなお声も聞きますし、あとはですね、そういったネウボラということに関して、やはり、今、国自体が進めていることでありますので、やはり、研究もしていかなければ、ぜひ、していただきたいなと思います。で、県のほうに、私も問い合わせたところ、今年も2カ所ですかね、さらに、増えるという、来年度ですね、増えるということも聞いております。やはり、阿見としても、さらにいいものにして、研究をしていただきたいなと思います。

あと、一番大変なのは予防接種ですね。それが、かなり大変だというふうにお母さん方は言っております。で、埼玉のほうですけど、予防接種ナビというそういったものも提携してやっております。そういったニーズに応えられていく、そういった町政であっていただきたいなと思いますので、これは要望にして、次の質問にさせていただきます。

2点目に行きます。

○議長（柴原成一君） はい。2問目ですね。

○10番（難波千香子君） はい。

○議長（柴原成一君） それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後4時45分といたします。

午後 4時35分休憩

午後 4時45分再開

○議長（柴原成一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、本日の会議時間は、阿見町議会会議規則第9条第2項の規定によりまして、あらかじめ延長いたします。

難波千香子君の質問を続けます。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。それでは、福祉で地方創生のまちづくりについて質問いたします。

近年、地域では、少子高齢化の波の中で、人間的なつながりが薄れ、さまざまな問題が浮き彫りになってきております。例えば、ひきこもり、高齢者のひとり暮らし、DV被害、子供への虐待など、頻繁に起こり、結果として、自殺や孤独死といった悲惨な事件へつながっております。これらの問題、比較的表面に浮上しない難しい問題ではあります。このような問題を見据えて、地域の中で支え合いの仕組みの対策が具体的に見えてくる必要があると考えます。

そこで、1点目、地域福祉の課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

2点目、地域の特性を把握し、地域福祉の推進を担う人脈を通して、地域の方がどんなニーズがあるのか、そのニーズに対して何ができるのか、何がやれるのか、ニーズを調査を含め、課題の抽出、課題の解決に向けての対応策をコーディネートしていく人が、何度も申し上げておりますが、求められているのではないのでしょうか。地域福祉推進役、地域福祉コーディネーターの配置及び教育についてお伺いいたします。

3点目、地域福祉の策定が新たに進められておりますが、策定が市町村に求められて以前から、地域福祉と生活支援について取り組みを進めてきた社会福祉協議会、本来、専門的な知識と経験を有しているものと考えます。そこで、社会福祉協議会との連携の取り組み及び課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

4点目、秋田県藤里町の弱小社協が始めたひきこもり支援が日本を変える可能性がということで、マスコミにも取り上げられ、本にも出て、出版されておりますが、1つの不幸も見逃さないのが社協の役目だと始めた訪問支援から、人口3,900人の町であります、ひきこもりの人が113人に上ることが判明したそうです。そこから、一般就労につなげる取り組みを推進しました。弱者を支援するだけでなく、福祉の支えで地域の一員として活かす取り組みを行っております。町でも、相談者が窓口に来るのを待つだけでなく、アウト・オブ・リーチ——訪問支援を推進していくことが重要であると思います。そこで、藤里方式の構成についてお伺いいたします。また、相談を受けることの多いひきこもり支援について、地域支援及び相談窓口の現状、課題、今後の取り組みについてお伺いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、福祉、地方創生のまちづくりについて。

1点目の地域福祉計画の課題、今後の取り組みについてですが、阿見町では、阿見町地域福祉計画を平成23年に策定し、年齢や性別、そして、障害の有無等にかかわらず、個人として尊重され、住みなれた地域で、安心・安全に生活し、幸せに暮らすとともに、地域の人たち全てが、幸せづくりの担い手として行動するまちづくりを目指してまいりました。

しかしながら、少子高齢化、核家族化の進行による家庭内の相互扶助機能の低下や子育て家族の孤立化など、地域のつながりが弱くなり、支援が必要としている方を把握することが困難な状況となっております。そうした状況の中、各行政区においては、まず、顔の見える関係を築いていこうという活動を進めているところです。現在、町では、新たな地域福祉計画の策定に取り組んでおり、現在の計画での課題やアンケート調査、地区座談会での結果や意見を踏まえ、地域福祉計画の策定を進めてまいります。

2点目の地域福祉推進役、地域福祉コーディネーターの配置及び取り組みについてお答えいたします。地域福祉推進役の役割は、家庭内の相互扶助機能が低下する中、個別の問題を抱える家庭や地域の課題を把握し、行政及び各関係機関と連携、調整し、福祉問題の解決に満ちびくつなぎ役として、位置づけられております。地域福祉推進設置……、推進役設置については、各行政区における現行の組織を活用し、福祉問題の解決に向け、行政区の意見を尊重しながら、弾力的に対応しておりますが、新たな地域福祉計画の策定の中で、地域福祉推進役の配置についても、最善の形がとれるよう計画策定委員会の中で検討してまいります。

3点目の社会福祉協議会との連携の取り組み及び課題、今後の取り組みについてお答えいたします。社会福祉協議会との連携につきましては、町が策定した地域福祉計画の実行に当たり、社会福祉協議会は地域福祉活動計画を策定し、中核的団体として、地域福祉事業を展開し、これまでのノウハウや民間団体としての独自性をフルに活かしながら、地域福祉部門に重点を置いた取り組みを行っております。多様なニーズがある中、新たな事業展開が求められており、町と社会福祉協議会が連携し、地域福祉事業をさらに進めてまいりたいと考えております。

4点目の藤里方式の考察について伺う、ついては、藤里方式は、秋田県藤里町社会福祉協議会において、国内で初めて、全戸調査を実施し、ひきこもりの者の人数を把握するとともに、相談支援や就労支援を行うことにより、約半数のひきこもり者を家から出すことに成功しました。成功したものです。

御質問の相談窓口の現状について、ひきこもりの相談は、専門的な相談となることから、茨城県が担っており、県精神保健福祉センター内に設置された茨城県ひきこもり相談支援センターを中心に、土浦保健所など、12カ所の保健所において、ひきこもり者本人や御家族の相談を精神科医や心理士などの専門家が行っております。課題としては、ひきこもりに関する問題が

表面化しないこともあることから、ひきこもりの実態がつかめないことなどがあります。今後とも、相談があった場合には、保健所や茨城県ひきこもり相談支援センターにつないでいくとともに、就労相談があった場合には、生活困窮者自立支援法によるハローワークの相談支援につないでまいりたいと思います。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） はい。大変詳しく、御答弁ありがとうございました。はい。

それでは、1点目から御質問したいと思います。現在の計画での課題を踏まえて進めたいということで、地域福祉についてどういった課題が、まず、見えてきているのか、具体的にお尋ねいたします。

それから、アンケート調査でございますけれども、地域で特にニーズとして見えてきたことはどんなことなのかお尋ねします。

それとですね、地域福祉計画は3年ごとの見直しになっておりますけれども、今後、こういったPCDA過程で、評価はどのように今後は見通していくのか。

この3点をお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。お答えいたします。

地域福祉と言いまして、地域の課題をみんなで協力して解決していこうということなので、なかなか高齢者とか、児童とか、具体的なものではなくて、全体的なことを言ってるんで、なかなか抽象的で、ちょっと見えづらいのかなと。それで、浸透しづらいのかなというところもございます。あと、実際に、計画、いろいろな取り組みはされてるんですけど、地区、それぞれの地区ですと、いろんな防犯の活動ですとか、防災の活動とか、たくさん活発にされておりますが、やはり、中で、地区の座談会が、全ての行政区に、町とか、社協のほうが行って、まだ説明が十分至ってないというところがひとつ課題ということと、あと、御質問にもありますように、地域福祉コーディネーターの配置ですね。これをどのようにしていくかというのが課題であるというふうに、大きな課題ではないかなというふうに考えてございます。

それから、アンケート調査の結果で、地域福祉に関する課題ですか、について、主なものなんですけれども、計画策定するに当たってですね、アンケート調査を行っております。20代から70歳以上の方に行っているんですが、まず、一番多かったのが交通の利便性の確保、回答のされた方の割合が、主に60代以上、高齢者の方が、回答数の大半を占めていたということもございまして、こういう結果になったのかなというところがありますが、交通の利便性の確保。それから、健康や福祉についての情報の提供。それから、人が集まり、気軽に相談できる場所の確保。で、安心して子供を産み育てる子育て環境等の順になってございます。

それから、今後の見通しということで、計画は3年じゃなくて、5年計画ということになってございますので。で、今年度、計画策定した後ですね、毎年度、毎年ですね、そのPDCAを回しながら、至ってきていないところはどうかというのかということで、きちんと、そこら辺はやっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。

しっかりとした中身の濃い、また、そういった地域福祉計画もつくっていただいて、これが見える形で、ぜひ、なっていけばいいのかなと思います。地域福祉コーディネーターをしっかりと最善の形ということで、今はまだ、見えてないということではないのかなと思いますけれども、これを答弁、なかったですよ。最善の形とは、どんな形ですかって聞いたんですけど、それはまだ。はい。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。計画の策定委員会、設置してございますので、今、2回ほど実施してるわけなんですけれども、この中で、いろいろ御意見等を伺いながら、決めていきたいなというふうに考えてございます。けども、内容としてはですね、例えば、後で、先ほどもございましたように、ひきこもりですとか、孤立ですとか、あるいは、サービスの支援とかの拒否をされる方とか、いろいろ見えにくい生活課題が広がってくる中で、やっぱり、地域に出向いて、住民の方のさまざまな課題を発見して、個別の支援につなげていくというような役割が非常に重要ではないかなということで、そういった役割を担った方が、コーディネーターとして、これが行政区単位なのか、もうちょっと広い範囲なのか、そういったところも含めてですね、いろいろ計画策定の中で十分議論をしていきたいなと思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。はい。それを、また、しっかりと検討していただきたいと思います。

次に行きます。社会福祉協議会との連携ですけれども、これ、民間団体ということで、今度は、どんな事業を、新たな事業の展開が求められるということで、どんな事業展開を開始しようとしているのかと、あとは、町と連絡協議会ですかね、そういった会議は持っているのでしょうか。それ、2点お願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。社会福祉協議会自体が、基本的には民間の団体ということなんですけども、で、社会福祉協議会自体、福祉問題を地域全体の問題として捉えて、み

んなで考えて、話し合っ解決していこうと、そして、福祉コミュニティをつくっていくと、つくりながら地域の福祉を推進をしていくということでございますので、で、新たな取り組みということですが、まだそこについてはですね、いろんな社会福祉協議会、現在もいろんな事業をやってございます。その中で、プラスアルファで新たな事業をどのように展開していくかというのは、ちょっとまだ、現時点のほうでは、町のほうでは、把握をしてないって言うか、協議はしてないというところでございます。

ただ、既に、限られた人数の中でたくさんの事業をしている中で、どのようなニーズがあって、それに対して、要は、制度の隙間を社会福祉協議会が埋めていくと。行政ではできない制度のいろんな隙間の部分を、いかに埋めていくかということに着目してですね、新たな展開を、何か考えていけないといけないのかなという考えは持っております。

あとは、正式な会議というわけでもないんですけども、それぞれ個別に、町からの委託事業等もありますし、町のほうから、総合福祉、社協のほうに出向いて、いろいろその後の打ち合わせをしたり、あるいは、町と人事交流ということで、町の職員が、と社協の人事交流を行ったりですね、あとは、私も、社会福祉協議会の常務理事ということで理事会、評議員会等に出ていますので、そういったことで、事業の内容等は把握をしているという状況でございます。

引き続き、十分に、行政と社協、両輪となってですね、地域福祉の向上に向けて、協議をしていきたいと考えております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 今後も、それは本当にお願ひしたいところです。次の藤里方式というのはね、本当に、先端を行っているなど。そういう面では、すき間を埋める、そういったいいお手本の例ではないかなということで、今回、取り下げ……、取り上げさせていただきました。で、私も、今年の初めなんですけど、たまたま、そういった全国でテレビにも取り上げられて、お電話、この菊池まゆみさんとお話する機会がございました。本も読んでおりましたけれども、本当に、もう全国で視察が殺到してて、もう対応はとんでもない、毎日追われているということで、本当、そういうお話でした。で、その感想を、またお聞かせ願えればなと思います。で、私が感動したというのは、すごいなど。別に、ひきこもりの方を、別に、自分は救おうとしたんじゃないよって、町を回っていたら、たまたまそういう人がいたので、そこからどんどんどんいろんな障害者、弱者、もう必要だから、どんどんつくったのよということで、お店もつくったと言うんですね。働ける場所、で、それで、お店をつくった。で、なおかつ、必要だったので、自炊と生活訓練のための事業所のくまげら館もつくった。いやいや、もっと必要だということで、今度は、ひきこもりの中で希望する人を登録して、今度は、地域の困りごとをですね、有償ボランティア、それもつくってしまったっていう。どんどん発展して

いるっていう。そういう……、そういう発想がすごいなっていうことで、私は感動して。ついには、そこの特産の白神まいたけキッシュの販売も始めていたということで、たしか、今、1,000万……、200万から1,000万の収益を得ているという。民間ですけれども、そういったたくましいところがすごいなと感動した次第です。本当に、菊池さん、ひきこもりと言っても、彼らは、ごく普通の若者たちばかり、彼らが活躍の機会もなく埋もれているのは、本当にもったいない、彼らが自立してくれれば、その活力が町を盛り上げてくれるに違いない、彼らこそまちおこしの切り札なのだと、そういうような形で取り組んでおられるということですから。阿見町においても、今後、今、お話を答弁もございましたけれども、すき間を埋めるということで、居場所づくり、アウト・オブ・リーチ、これからの事業に大変期待するものでございます。

じゃあ、考察、もしありましたら、よろしくお願いたします。

○議長（柴原成一君） はい。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。現地を確認をさせていただいたとかいうわけではないので、ちょっとかじった情報だけの答弁ということになってしまいますけども。まず、藤里町全体が、人口3,400人、大体、1,500世帯ということで、ちょっと阿見町とまた規模が違うというのは、ちょっと大前提にはあるのかなというところがあります。あと、注目したいところでは、これは社会福祉協議会の介護保険事業のサービス担当の事業者を含む社会福祉協議会の全員がですね、住民サービス、利用者とその家族にかかわる中、外に出てって、ホームヘルパーにしる、何にしる、外に行って、その方とかかわるわけですね。その中で、発見したニーズ。今回は、たまたま高齢者の方の支援ということで行ったときに、実は、自分のことだけじゃなくて、自分のことじゃなくて、家族でそういう引きこもった方がいる、それを、たくさんいるから調べてくださいよというところから発展していったということで、藤里町の社協では、発見したニーズ、それから、苦情への対応をですね、報告・連絡・相談カードをつくってやっているとあります。そういう中で、ニーズを発見して、うまく解決していったというところがあります。なので、非常に参考にできるところも多いのかなと。

あとは、そこで相談に乗って、相談に乗っただけじゃなくて、そこで共感するのも、当然、必要なんですけども、それから、1歩進んで、じゃあ、どうしようかなというところで、じゃあ、ひきこもりの方に、いろんなイベントをしても集まらない、であれば何がと、いろいろやっていく中で、仕事が、結局、働く場所を求めているというところに行きついて、そこから、いろいろ立ち上げて、働く場所をどんどん広げていったというところなんですね。

まずは、そういうちょっと参考にできるところも、非常に多いと思います。なかなか全世帯を回るというのは、非常にこれは難しいとは思いますが、行った……、そういったサー

ビスを、行ったときに、いろんなニーズを把握して、そこをいかに解決に結びつけていくかというところは、非常に学ぶべきところが多いのではないかなというふうに感じました。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） ありがとうございます。

私も、民生委員さんとお話する機会があるんですけども、実は、非常に悩んでおります、ひきこもり。いるのよねって、もう本当に表には出ないんですけども、急に声下げるんですけども、阿見町もそうなんです。絶対、これ、藤里だけが、えっ、すごいなっていうんじゃないで、それはそのまま当てはまるんですよ。ただ、それが、県にもお電話しましたけれども、来る方は、どうぞということで、来てくれないんですよ、阿見町には。やっぱり、それが問題なんだと思いますので、その辺を、また今回の地域おこしということで、本当に、阿見町は福祉でということで、本当に進んでいるところで、視察にも来ていただけるようなそういう阿見町でありますので、いい仕組みをしっかりとつくって、この社協の皆さんのやる気を、ぜひ、一丸となって、タッグを組んで、社協が本当にだんごになって、よし、町民のためにやるぞという、そこまで、ぜひぜひ、阿見町の力添えで、もう変貌するぐらいに。で、要らないものは、しっかりと削っていくと、そういう段階に来てるのではないかなと、私は、今、本当に思います。よろしく願いいたします。

では、次の質問に入らせていただきます。時間が……。それでは、次の質問ですけども、健康寿命延伸のまちづくりの創造について質問いたします。

世界有数の長寿国となり、目指すべき方向は、単に寿命を延ばすということではなく、健康面の支障がなく、日常生活を送れる期間である健康寿命の……、を延ばすことであり、高齢者の生活の質を高めなければならないと思います。疾病の予防や早期発見、早期治療、健康増進などで、健康度を高めることで、不規則な、不健康な期間である、平均寿命と健康寿命との差の短縮につながります。健康格差の縮小に加え、活動寿命の延伸に取り組まなければならないと考えます。

1点目、当町の健康寿命と介護認定者、介護保険料の推移についてお聞きいたします。

2点目、現在、65歳以上、4人に1人が認知症とその予備軍と推測されておりますが、認知症簡易チェックの現状及び何度も提案させていただいておりますこれって認知症というサイトは、気軽にいつでもどこでもチェックできるというものであり、結果が気になれば、そのウェブから相談窓口にも入っていけるといいますのでございます。進捗状況についてお伺いいたします。

3点目、病気にならないようにするための予防事業というは大変な、重要な取り組みでござ

います。しかしながら、予防と言ってもさまざまございます。病気になる前の健康な方に対して取り組む1次予防、早期発見・早期治療の2次予防、病気になった後のリハビリを中心とした3次予防がございます。そこでお尋ねいたします。運動パワーアップにウォーキングの1次予防の取り組みについて及び厚生労働省では、職員の健康づくりと地球温暖化対策の観点から、庁舎内の移動に階段利用を促進する階段利用キャンペーンを数年前から実施しているところがございます。公共施設の階段利用の啓発、掲示についてお答えをいただきたいと思っております。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） それでは、健康寿命延伸のまちへの創造について。

1点目の当町の健康寿命と介護認定者、介護保険料の推移についてです。当町の健康寿命の推移については、茨城県の健康プラザのホームページで、男女別に、65歳以上、5歳刻みで、平成22年度までの各市町村のデータが公開されています。平成23年度からは、各市町村で、必要に応じて介護保険認定者数等のデータを入力し、算出している状況です。阿見町の平成23年から平成26年度の推移ですが、男性については、県平均より健康寿命が長く、女性については、部分的に県平均よりも健康寿命が短くなっているところもあるというような状況です。

介護認定者の推移につきましては、制度施行直後の平成12年4月末の491人から平成25年3月末に1,412人、平成26年3月末に1,453人、平成27年3月末に1,581人と、要介護認定者が制度施行直後と比べて約3.2倍に増えており、高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者も増加傾向にあります。

介護保険料の推移につきましては、要介護認定者の増加、サービス量の増加に伴い、保険給付費等の支出が年々増えてきており、今年度、3年に一度見直される介護保険料も、前回の基準保険料月額4,400円から基準保険料月額5,200円と、約18%の増加となっており、所得水準に応じてきたきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階もこれまでの6段階から9段階までに設定しております。

2点目の認知症簡易チェックの現状についてですが、現在、町では、システムの導入に至っておりませんが、議員より御指摘のこれって認知症と、ウェブ上で、簡単な質問に答えるだけで、認知症リスクの自己診断ができるシステムがございますので、認知症予防の1つとして来年度から導入に向けて手続を進めてまいります。

3点目の運動パワーアップウォーキング及び公共施設の階段利用の啓発、掲示についてお答えいたします。今、健康問題で最も注目を集めているのが、身体不活発、運動不足ですね、と言われており、適度な運動習慣は、生活習慣病やロコモ……、随分、難しいですね、ロコモティブシンドローム、認知症などの予防・改善に効果があることがわかってきています。厚生労働省では、健康づくりのための身体活動基準2013、策定し、毎日の身体活動と1週間の運動習

慣の目安を上げています。1日、今より10分間多く体を動かすプラス・テンを奨励しています。プラス・テンを実践するには、家事、通勤、仕事の合間など、ふだんの生活の中で体を動かすチャンスを見つけて取り組んでいくことが重要です。町では、身近な運動の推奨について、運動普及推進員などの運動ボランティアを活用し、周知活動を行っているところです。また、ウォーキングのガイドブック楽しく歩いて健康づくりを作成し、公民館等の公共施設に設置して、啓発するとともに、健康ウォーキングやスポーツ推進委員会主催の歩け歩け、ふれあい地区館主催のふれあいウォーキングなどを開催し、町民の健康増進を図っているところです。

次に、公共施設の階段利用についてであります。階段の利用は、日常生活の中で気軽に取り組むことのできる健康づくりの1つです。生活習慣病予防や健康増進につながることから、移動にはできるだけ階段を利用するなど、健康意識の向上について啓発してまいります。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 大変に詳しい御説明、御答弁、ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

まず、1問目ですけれども、健康寿命の御答弁で、部分的に女性は県よりも低い、短いとの御答弁ですけれども、ちょっと、これ、意味がよくわからないんですけれども、この辺と阿見町の男女別の健康寿命ということで、大体、10年ぐらい開きがあるんですけれども、それをお尋ねいたします。

それと、2点目と、今後、健康寿命を延伸させるための阿見町としてここは力を入れる、そういう施策がありましたら、その2点をお願いいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。健康寿命に、まず、健康寿命についてお答えさせていただきます。

これは、まず、健康寿命の捉え方なんですけれども、厚生労働省のほうで、これ、2013年度の資料がありますが、これは、男性が71.19歳、女性が74.21歳ということで出てございます。で、これは、介護の必要がなく健康に生活できる期間ということでございます。で、阿見町の場合ですけれども、この健康寿命には、さまざまな算定方式がございまして、ちょっと、国で使ってるのは、おそらく、国民生活基礎調査データというのをもとにやって、3年ごとにやってるのかな、だと思っんです。で、現在、町で捉えているデータについては、答弁差し上げた……、させていただいたとおり、茨城県の健康プラザ、県のほうでやっている算式に基づいてやっております。それで、この捉え方は、65歳以上、5歳刻みでですね、健康余命、例えば、65歳だとあとのどのくらい健康な期間があるのかというような捉え方でデータを捉えてございます。

それを比較しますと、例えばですね、男性、阿見町の2014年度のデータ、要は、これは、65歳から69歳で申し上げますと、65歳の健康余命が17.81ということで、単純に65に17.81を足すと、約83歳ということになります。で、障害を持つ期間が1.19と、1ちょっとというようなデータがございます。同様に、女性の場合ですと、健康余命が20.23、やはり、女性のほうがちょっと長い、で、障害を持つ期間が2.37ということになります。そういうように、5歳刻みで健康余命が何年ぐらいあるかというような比較をさせていただきます。それで、県と比較……、それを26年度で県と比較をしましてですね、おおむね、男性・女性ともですね、県の平均よりは健康余命のほうが高いというところですけども、部分的に、若干、県により低くなってるところもあるということで。ただ、部分的にということで、そんな2年も、3年も違うというわけじゃなくて、データ上は、本当の数カ月違うというようなことになってございます。そんな大差はありません。

以上です。

○議長（柴原成一君） はい。どうぞ続けてください。

○保健福祉部長（飯野利明君） 済みません。それと、健康を延伸させる取り組み、健康寿命を増進させる取り組みということで、現在、町のほうでも、いろんな健康増進施策をとってございます。で、やはり、健康を増進させると、健康寿命を伸ばすということになれば、当然、医療・介護の社会保障の面も、社会保障費のほうも少なくなるということで、一番、これ、取り組まないといけないということで、いろいろやっております。例えば、特定健康審査ですとか、町の健康づくり事業を上げると、先ほどのウォーキングから全ていろいろ幅広くなってしまいますので、省略させていただきますけれども、基本的には、現在やっている事業をさらなる……、例えば、参加者が少ないようなところは、どういうふうにしたら充実していくかとか、そういった面ですね、検討しながら、さらなる健康づくりを推進していきたいなというふうを考えてございます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 本当に、どこの自治体も、健康日本一ということでね、今、掲げて、出発している自治体が多いんです。民生教育常任委員会としましても、来月、日本一健康寿命の一番長い長野県に視察に行つてまいりますので、本当に、そういったことで、皆さんと一緒に学んでいきたいなと思います。で、いろんな取り組みを、そこで、健康寿命ってことで、それが終わってから、皆さんといろいろ、課題を精査したいなと思います。よろしく願いいたします。

次に、認知症チェックということで、本当に、導入、また、ありがとうございます。で、導

入時期はもう来年度ということで、ぜひ、9月から……、4月からという、考えでよろしいんでしょうかね。周知を広報を使って、丁寧にまたお願いしたいなと思います。早期発見、早期治療に、ぜひぜひ、活かしていただきたいなと思います。

それと、次に、最後に、ウォーキングということで、これは皆さんから要望をいただいたんですけれども、阿見町は縦割りで、ウォーキングの、いろんなところでやっているということで、そのウォーキングのそれを1つにまとめることができないか、マップもいろんなところから出てますので、その辺も、ぜひ、検討課題かなということで、今回質問させていただきました。で、また、コースなんですけれども、いろんなコースがあって、それも、町民に渡ってないっていうのが現実ですので、ホームページを開いても出てくるわけではないので、そういったことも、しっかり、今後、取り組んでいくべきことではないかなと思います。で、そういった町を上げてのウォーキングのイベント大会とか、1つのそういうコースの、そういうのが手にとるようにわかるような、そういったことを、今回、要望したいんですけれども、それを1点、はい。まず、ウォーキングのことでお願いします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。

町全体を取りまとめるということではなくてですね、教育委員会で1つありまして、確かに、御指摘のですね、阿見町コース、ウォーキングコースつうのは御存じだと思うんですけど、6コースあるんですね。ただ、6コースの中にメインコースとか、サブコースがありまして、10コースあんです。さらには、茨城県のヘルスロードつちゅうことで、143コースがあるんですね。そういうことで、皆さん、趣味でですね、いろんな場所、ふれあい地区館の、さっきも町長答弁しましたけど、自分の、やっぱり、趣味でですね、1人で歩いてみたり、5人で歩いてみると、そういう部分なんで、そういう形で、何かこれを取りまとめるつちゅうのは、ちょっと、現時点で、物理的には無理なんで、やっぱり、自分の趣味でふれあい地区館に出たいたり、それから、当然、言われたように、この、これ、平成20年につくったものでございまして、本当に、桜コースからですね、いろんな、これ何ですかね、これ、うららかコースとかね、一度歩いてみたいと思うんですけど、そういう形でいろいろありますんで、そこらの個人の皆さんで参加するような周知はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 私の手元には、阿見町だけで4つあるんですよね。だから、こういったものをばらばらばらばら、皆さんもおっしゃってるんですけど、やはり、阿見町を歩くマップ、歩こうマップ、歩いて……、歩いて……、楽しく歩いて健康づくり、あとは、これ

は茨城県ですけれども、やっぱ、そういう、何か、どうぞ好きな物持ってってくださいちゅうんじゃないなくて、やはり、もっと丁寧に、何か1冊あったら全部わかるって……。歩くのはお1人ずつでいいと思うんですけれども、そういうふうについていうことは、要望がありましたので、それは、ぜひ、ちょっとね、これから検討して、はい、いただいて。で、もっと増やしていただきたいと思うんですけれども、その辺はどうでしょうか。それは難しいですかね。新しいのはもうどつと。はい。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育次長竿留一美君。

○教育次長（竿留一美君） お答えします。

その全体取りまとめるちゅうのは、ちょっといろいろ調整する部分があるんで、それは考えていく価値があると思います。で、少ないちゅうのはですね、多くするちゅう考えは、現時点では考えておりません。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。じゃあ、これ以上は増えないってことですね。ちょっと残念ですね、阿見町もね。わかりました。はい。他の部門で、何かちょっとすごい悲しい答弁でしたね。いや、もうびっくりですね。増えませんかというね。いや。そうですね。でも、やっぱり、コースっていうのを、私は、町でこんなコースありますよ、こんなコースありますよっていうのは、やはり、情報発信で、やはり、町の財産だと思えますよ。いや、それ、もうこれ以上はっていうのは、今、びっくりしました。でも、他の課で、じゃあ、はい。でも、やっぱりね、20ぐらい、もうこのコースどうって、やっぱり、よそから来た場合にはね、お知らせするぐらいのそういったね、ものは、絶対、必要だと思います。はい。そういうのが、町をアピールする1つのウォーキングコースだと思いますので、私は、そういうのも1つの売りになると思いますので、今回、質問させていただきました。はい。

それから、最後の階段ということで、これも、ぜひ、ステップのところに、しっかり掲示っていうことで、やはり、みんなが楽しく取り組めればいいのかないかなと思ひまして、今回、質問いたしました。ある市町村、市役所では、夏まで目指そうナイスボディ、その一歩が健康への第一歩というか、もう本当に川柳で、そういった職員ですね、職員と楽しく、そうやって皆さん、身体を磨いてるっていうことで、そういった知恵を出してほしいっていうことで、今回、質問させていただきました。これはどうでしょうかね。はい。こういうアイデアも利用して、みんながもっともっと。今回、掲示の答弁がありませんでしたので。はい。質問させていただきました。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。保健福祉部長飯野利明君。

○保健福祉部長（飯野利明君） はい。お答えします。

階段の利用については、答弁も差し上げたとおりでですね、気軽にできる健康づくりのということと推進をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、その階段のステップ、見えるところにですね、そういうキャッチフレーズみたいなのをやっていくと。これ、例えば、これ、広島県庁なんかではですね、やはり、ちょっとした運動習慣がメタボを防ぐだとか、そんなキャッチフレーズを張ってる事例等もございます。そういう、こういったところについても、いろいろ、今後、検討はしてまいりたいと思っております。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。はい。わかりました。

もうやっぱり、楽しく、庁舎も明るくして、していきながら、私は、それは大切かなと思ひまして、今回、提案させていただきました。また、今回、耐震化も終わりますので、それにあわせてね、そういった意味で質問させていただきました。よろしく願いいたします。

最後の御質問をしてまいります。動物愛護行政の推進についてお伺いいたします。

現在、現在、日本は、環境省を通じて、人と動物の共生社会の実現を訴えております。殺処分ゼロを目指して、町は動物愛護条例を策定し、動物愛護協会がNPO法人、ボランティアの皆様をいただきながら、動物愛護に対する町民の啓発活動を行ってるところであります。で、このたび、県から協議会の活動に対しまして表彰があると聞き及んでおります。もう本当に、心から敬意を表したいと思ひます。

しかし、依然、捨てられる犬や猫、もはや、これ以上、保護し続けるには限界があるのではないのでしょうか。そこで、今回、お尋ね申し上げます。一時預かりのための設置場所の整備及び助成制度の拡充、動物ふれあい教室の拡充や動物愛護の啓発についてお尋ねいたします。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長天田富司男君。

○町長（天田富司男君） はい。動物愛護行政の推進について。

動物愛護の推進につきましては、町動物愛護協会……、協議会やNPO法人等と連携、協力しながら、国、県並びに町の動物愛護関係法令に基づき実施しているところです。

1点目の一時預かりの整備についてですが、現在、役場敷地内に犬用として約5平方メートルの犬舎があり、1カ所、猫用として保護ケージが4台あり、これらで一時的に保護された犬及び子猫等をお預かりしているところです。これらの設備で保護された動物のうち、犬については、おおむね1週間程度、子猫については、1日から2日程度で、保護ボランティアの皆様方に保護を引き継いでいることから、現段階では、これ以上の設備拡充は考えておりません。

2点目の助成支援の拡充については、平成25年度に、町動物愛護協議会が設立され、年間18万円を限度に補助を実施してまいりましたが、ボランティアの皆様方や獣医師の方々の御負担

が非常に大きく、多額に上っていると伺っています。現在、年間どの程度の費用負担が生じているのか調査していますので、この結果を踏まえ、検討してまいります。

最後に、動物ふれあい教室の拡充や動物愛護の啓発についてですが、去る8月17日に、初の試みとして、町動物愛護協議会と児童館が連携し、阿見第一小学校区放課後児童クラブの児童を対象として、動物愛護教室を実施いたしました。教室では、子供たち一人ひとりが、実際、学校で飼っているウサギに触れ、動物を思いやる気持ちを訴える紙芝居や獣医師による講和を通して、命のぬくもりと大切さを学びました。今後も、町動物愛護協議会と連携しながら、不幸な動物を1匹でも減らすため、動物愛護教室の拡充に努めるとともに、従来から取り組んでいる広報媒体を活用したり、動物愛護の啓発活動に取り組んでまいります。

これもあれもね、人間が悪いんですよ。飼ったって、捨てちゃうんだから。そういう飼い主、そういう人を、やっぱり、きちんとしないと、いつまでたって、猫の放し飼いついていうか、野良猫がどんどんどんどん増えていくっていう。すごいんですから、これは。私んともすごいんで、非常に心配してます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 本当に、これから、そういったマナーですよ。そういったことを、常識がわからないっていうか。飼ったら最後までという、今回、阿見町の条例もできたんですけれども、違反すると、ね、やっぱり、罰金ってなってるんですけれども、やっぱり、そういうことはもっと発信していただきたい。知らないんですよ。ぜひ、お願いしたいと思います。

あと、迷いの成犬と猫の迷子情報っていうのも、非常に多いんですよ。捨てて。で、そういうのも、広報等で、ぜひ、もっと発信をお願いしたいと思います。

で、ちょっと最後の質問ですけど、災害時に、これから、今日もこういった状況ですけども、災害のときに、やはり、動物は我が家族なんですよ。で、そのときに入れられないって、そういうのも、今から、そういうのはどうするっていう、そこを示していくことも大事ななと思いますので、そこを。動物と一緒によろしく願いいたします。どうなってますか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。生活産業部長湯原幸徳君。

○生活産業部長（湯原幸徳君） はい。動物愛護、今、ちょっと違った形の質問が出てしまったので、ちょっと戸惑ってますけれども、防災計画の中に、飼養している動物の避難の部分についても、避難所の中で、どういうふうなその避難を仕方をすればいいのかっていう仕方も、ちゃんと計画の中でうたわれておりますので、それにとって……、沿って、飼い主さんと一緒に避難をさせるというふうなことになろうかと思えます。ただ、そのルールがありますんでね、今、ちょっと計画がないので、詳しい内容をちょっとお話できないんですけれども、その計画

書の中にうたわれておりますので、その……、その計画書の……、に沿って避難をするという
ような形になろうかと思えます。

○議長（柴原成一君） 10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） わかりました。なかなか住民に伝わってない部分もありますので、
今、本当に、その部分も、今後、ぜひ、お願いしたいなと思えます。よろしくお願いいたしま
す。これ、要望出てますので。よろしくお願いいたします。

以上で質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（柴原成一君） これで10番難波千香子君の質問を終わります。

休会の件

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2、休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により、9月11日から9月28日までを休会にしたいと思いま
す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、ここで、災害対策本部より大雨に関する町内の状況、経過の報告を受けたいと思
います。

総務部長横田健一君。

○総務部長（横田健一君） はい。それでは、今回の台風18号に伴う大雨に、被害に伴う対応
について、その後の経過について、御報告をさせていただきたいと思えます。

10時の開会の冒頭で、災害対策本部を設置して対応してきたという説明をさせていただきま
して、その後ですね、12時40分に、また、災害対策本部、3回目の災害対策本部を開催してご
ざいます。その中で、町内の、また、被害状況把握、パトロールした結果について、把握した
状況によりますと、これまでに、冠水箇所が13カ所、そのうち、通行止め箇所が7カ所、それ
と、がけ崩れが廻戸地内で1カ所というような被害状況を……、でございます。

それで、2時にも、第4回の災害対策本部を開催しまして、これも議会のほうで協力をして
いただきまして、暫時休憩をさせていただいた中で対応したところでございますが、その後で
すね、14時55分に、本郷ふれあいセンターのほうに、自主避難をした方が1世帯2名いるとい
うような、1世帯で2名という方が避難してるというような状況でございます。

本日は、災害対策本部ということを設置してる関係で、議会の一般質問の答弁のところでも
すね、職員が質問者の関係課長というようなことで、議会のほうにも御協力をいただきまして、

大変ありがとうございました。今後ですね、この後、また、第5回目の災害対策本部を設置して、今後の対応について協議していくというような予定でございます。今日は、どうもいろいろありがとうございました。

〔「お疲れさまでした」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 災害対策本部の皆様には、朝早くから対策行動、ありがとうございました。私も、今朝、実穀の通行止め1カ所、それから、三区上の消防署が土のうを積んだところを見てまいりました。朝早くからの行動ありがとうございました。それで、今後、執行部の皆様におきましては、災害対策場所のこれからの都市整備ということを真剣に考えていただきたいと思えます。

以上、ありがとうございました。

散会の宣告

○議長（柴原成一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後 5時36分散会

第 4 号

[9 月 29 日]

平成27年第3回阿見町議会定例会会議録（第4号）

平成27年9月29日（第4日）

○出席議員

1番	柴原成一君
2番	藤平竜也君
3番	野口雅弘君
4番	永井義一君
5番	海野隆君
6番	飯野良治君
7番	平岡博君
8番	久保谷充君
9番	川畑秀慈君
10番	難波千香子君
11番	紙井和美君
12番	浅野栄子君
13番	藤井孝幸君
14番	吉田憲市君
15番	倉持松雄君
16番	佐藤幸明君
17番	諏訪原実君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	天田富司男君
教育長	青山壽々子君
総務部長	横田健一君
町民部長	篠原尚彦君
保健福祉部長	飯野利明君

生活産業部長	湯原幸徳君
都市整備部長	篠崎慎一君
教育委員会教育次長	竿留一美君
会計管理者兼 会計課長	宮本寛則君
総務部次長	大野利明君
総務課長	青山公雄君
企画財政課長	小口勝美君
管財課長	黒井寛君
交通防災課長兼 消防運営管理室長	建石智久君
町民課長兼 うずら出張所長	松本道雄君
町民活動推進課長兼男女 共同参画推進室長兼男女高 共同参画センター所長	須徹君
社会福祉課長兼 福祉センター所長	湯原勝行君
学校教育課長	朝日良一君

○議会事務局出席者

事務局長	吉田衛
書記	大竹久

平成27年第3回阿見町議会定例会

議事日程第4号

平成27年9月29日 午前10時開議

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第75号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第76号 阿見町個人情報保護条例の一部改正について
議案第77号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第78号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第79号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第80号 阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について
議案第81号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第82号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）
議案第83号 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
議案第84号 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
議案第85号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）
議案第86号 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第87号 平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第88号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第89号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第90号 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第91号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第92号 平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- て
- 議案第93号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第94号 平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第6 議案第95号 財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）
- 日程第7 議案第96号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- て
- 日程第8 請願第3号 教育予算の拡充を求める請願
- 日程第9 意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）
- 日程第10 議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について
- 日程第11 議員提出議案第3号 阿見町議会傍聴規則の一部改正について
- 日程第12 議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

午前10時00分開議

○議長（柴原成一君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので、御了承願います。

諸般の報告

○議長（柴原成一君） 日程第1，諸般の報告を行います。

議長より報告いたします。本日、町長より議案第96号が追加議案として提出されました。この追加議案につきましては、9月1日に議会運営委員会において協議をいただいております。お手元に配付しました日程表により進めたいと思いますので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第75号 阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第2，阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） 皆さん、おはようございます。

それでは、命によりまして、総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定によりまして御報告申し上げます。

当委員会は、9月16日9時59分から午前10時44分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の5名で、議案説明のため、町長を初め関係職員14名、議会事務局から2名の出席をいただきました。

初めに、議案第75号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定に

ついてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、最初にここの個人番号の件なんですけども、条例ができ上がることによって、阿見町の町民としてどのような利益があるかという質問がありました。それに対して、今回の改正の趣旨のほうをちょっと申し上げたいと思います。

平成25年の5月、番号法が制定されまして、全ての国民に個人番号が付番されることになりました。個人番号につきましては、従来の個人情報と比べ、強力な個人識別機能を有することから、番号法では個人番号の利用範囲は限定するとともに、特定個人情報の提供は原則禁止することとしております。それで、番号法第19条の各号該当する場合に限り、例外的に情報の提供を許可すると利用するということになっております。

したがって、個人番号を地方公共団体、町とかで使う場合、そういう場合とか、あと同一機関で特定個人番号の授受、やりとりを行うとか、同一地方公共団体と他の機関で、教育委員会なんかとの間で個人番号のやりとりをする場合には、その旨を条例で制定しないと使えないという法律になっております。

この全協でもお話ししましたが、町独自の事業でマル福とかそういう場合には、法律で決まっておきませんので、そういうことを利用する場合には、条例で制定してきちっとやりなさいということになっております。今回、町としましてはマル福の部分と幼稚園等の寄附の部分について条例で扱って、これを利用するよというのが今回の条例でございますとの答弁がありました。

次に、この条例のところの町の責務ということで、第3条の中で自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとするというふうにあるんですけども、個人番号カードを配置された場合、施行された場合に、先ほどの幼稚園とマル福というふうにありましたけれども、ほかに印鑑登録の交付ですとか、あるいは図書カードを利用するということですか、そういったような施策、考えがありますかとの質疑がありました。その業務が必要だとなれば、随時この条例のほうに追加できることになっておりますという答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りました。反対討論が1件ありました。討論を終結し、採決に入りました。議案第75号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） おはようございます。私は、この議案第75号、阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対討論を行います。

過日の総務常任委員会での審議の中でも明らかになったように、この個人番号に関する条例は初期段階での初期投資で約3,000億円かかります。ランニングコストも多くかかります。それに引きかえ、この制度は国民、町民にとって何ら利益をもたらさないものであります。

委員会での答弁では、マル福や幼稚園等の給付など、今、委員長が申しましたけども、給付などの社会保障分野の話がありましたが、費用対効果を考えた場合、非常に効果の薄いものであります。適用範囲も社会保障、税、防災分野に限られているということですが、国が関与拡大した場合にはそれに従うものということになり、そうなれば情報の流出という大きな問題があります。昨日の読売新聞の一面でも、個人情報流出に懸念とかなり大見出しで一面に出ているわけなんですけれども、こういった中で書かれているとおりですね、全協の中で浅野議員が言ったことが懸念されるということです。

委員会の中で、「町だけでやっていることではないので」という話もありましたけれども、私はこのような税金の無駄遣い、国税の無駄遣いをやめさせるためにも、地方公共団体が国や県に意見を上げていくことが大事だと思います。今、このマイナンバー制度の実施を中止したとしてもですね、住民生活には何ら支障を来しません。この制度が町民にとって何ら利益をもたらさないものであり、また税金の無駄遣いであるということからも制度の中止を求めて反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） ほかに討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第75号についての委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第75号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第75号は、原案どおり可決することに決しました。

- 議案第76号 阿見町個人情報保護条例の一部改正について
議案第77号 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について
議案第78号 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第79号 阿見町手数料徴収条例の一部改正について
議案第80号 阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について
議案第81号 阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第3、議案第76号、阿見町個人情報保護条例の一部改正について、議案第77号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、議案第78号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第79号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、議案第80号、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について、議案第81号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上6件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第76号阿見町個人情報保護条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、国のほうとしては、仮に、先取りしたこの情報、民間、経済連からの強い圧力があるらしいんですけども、民間の方でも使わせろ的なことで圧力がかかっている部分があって、それをかなり前倒して国会で議論されているということを知っているんです。仮に、その法案が国会でもし通ってしまったとすると、法案が通ったということで市町村にもというふうになるんじゃないかなと思いますけれども、そういう状況になったときはどうかという質疑がありました。それに対して、この場合も法律に従うしかない、それしかないと思いますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。反対討論が1件ありました。討論を終結し、採決に入りました。議案第76号、阿見町個人情報保護条例の一部改正については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第77号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、総務常

任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、男女参画の運営協議会のことなんですけども、これを全協のときは15名ということをお聞きいたしました。その中で、内訳も若干、簡単にお聞きしたいんですけども、もう一度説明をお願いしますという質疑がございました。それに対する答弁として、予定としては、これからの運営委員会の規則等を整えた中でやらせいただく予定でございますけれども、メンバーといたしましては、まずは一般公募による町民の方、それと町議会の議員さんの協力ということで町議会議員さん、それと男女参画社会関係の推進に関して有識者、それと町内における各団体の代表者の方などなどから構成する予定となっておりますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第77号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第78号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項についての御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第78号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてのうち、総務常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第79号、阿見町手数料徴収条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、条例の改正なんですけども、3点質問します。この手数料なんですけども、個人番号カードの再交付手数料は800円、住基カードは500円、磁気デスク云々かんぬんで450円とあります。これが800円と突出しているんですけども、その理由を教えてください。また、このカードなんですけども、届かない人がもしかしていた場合、再交付扱いになるのかどうか、それが2つ目です。3つ目として、どのような形で各個人のところに配布されるのか、その3点について質疑をしますという質疑がございました。

それに対して、1点目なんですけども、800円、500円。500円というのは住民基本台帳カード、800円というのは個人番号カードということになっているんですけども、総務省からちょっと示されております購入原価です。その相当額ということになっております。

2点目の届かない人にどうなるんでしょうかというお話ですけども、今ちょっと町民課のほうでやっているのが居所申請ということで、通知カードは住所登録地に行きます。DVの人とか、病院のほうに入院して世帯の人が誰もいないというときには受取人がいません。その場合には、居所登録といいまして、それを申し出るんですけども、私の通知カードを病院のほう

に送ってくださいと。あとはDVの人なんですけど、牛久だったら牛久に送ってくださいと申請してもらってやるような形になって、今現在ですけども、何名かいるような形になっております。そこで、そのときにお金がどうかかわってということで、再交付ということなんですけども、国のほうでは初回手数料は、通知カードも個人番号カードも初回は無料でございます。

3点目なんですけども、どのような形で送られてくるのかという点でございます。これは先だってちょっと研修会、説明会等があったんですけども、世帯ごとに単位で通知カードが送られてきます。そのまあ1万9,000世帯なんですけども、世帯ごとに送られることになってございます。受取人限定、簡易書留ということになっておりまして、郵便局のほう在世帯にお邪魔してお渡ししているということ、直接手渡しという形になってございますとの答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りました。反対討論がありました。反対討論が1件、それから賛成討論が1件ありました。討論を終結し、採決に入りました。議案第79号は賛成多数で、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第80号、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第80号、阿見町男女共同参画センター条例の一部改正につきましては全員が賛成し、原案どおり可決をいたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 皆様、おはようございます。

それでは、命によりまして、民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月16日午後1時55分に開会し、午後2時55分まで慎重審議を行いました。出席委員は6名で、議案説明のため、執行部より天田町長を初め関係職員17名、議会事務局2名の出席をいただきました。傍聴者が3名ありました。

初めに、議案第77号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、地域ケアシステム推進事業はどのようにこれから扱うのですか、また地域ケア会議の会員についてもお聞かせくださいとの質問があり、茨城県において地域ケアシステムというのが全国に先駆けて稼働していましたが、この制度自身が全国的な介護保険

制度に組み込まれ、今般、介護保険が改正され、地域包括ケアが強化され、地域ケア会議を設置する形になったところです。委員は、障害者につきましては、自立支援協議会が別に設置されたことに伴い、今まで入っていた障害者のサービス、関係者の方を除く介護支援専門員、学識経験者、民生委員児童委員、保健医療関係者、高齢関係機関、介護保険サービス事業所、地域包括支援センター、町の職員で19名から14名の形になりますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第77号、阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第78号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項を御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、質疑なし。質疑を終結し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、議案第78号、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、うち民生教育常任委員会所管事項は全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、命によりまして、産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の報告と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、平成27年9月17日午前10時に開会し、午前10時20分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の6名、議案説明のため、執行部より天田町長を初め12名、議会事務局より2名の出席をいただきました。なお、傍聴された方が3名いらっしゃいました。

初めに、議案第81号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について質疑を許しましたところ、質疑はなく、討論を許したところ、討論もなく、採決に入りました。議案第81号、阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対しまして、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上です。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この議案第76号、阿見町個人情報保護条例の一部改正についてと、議案第79号、阿見町手数料徴収条例の一部改正について、反対討論を行います。

まずはこの2件の改正についてですが、先ほど議案第75条での個人番号法のところで述べたものと同様の反対理由です。また、通知カードですか、委員会質疑の中で、配布が世帯ごとに受取人限定、簡易書留と聞いております。こういった形で行うということも、これもまあ、まあ国になりますわけですが、多額の税金がかかると。ここでもやはり税金の無駄遣いであるということも含めて反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第76号から議案第81号までの6件についての委員長報告は、原案可決であります。

本案6件は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第76号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第76号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって、議案第76号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第77号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第77号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第78号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第78号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第79号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第79号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい。結構です。起立多数であります。

よって、議案第79号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第80号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第80号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第80号は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第81号を採決いたします。

本案についての委員長報告は、原案可決であります。

議案第81号は、委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第81号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第82号 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）

議案第83号 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第84号 平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

議案第85号 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第86号 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第4、議案第82号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、議案第83号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第84号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第85号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）、議案第86号、平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）、以上5件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしました。委員より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第82号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち、総務常任委員会所管事項についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、歳入のほうなんですけれども、7ページの真ん中ら辺ということで国庫支出金の中の総務費国庫補助金、個人番号カード交付事務補助金ということで147万4,000円が入っているわけなんですけれども、補助金の割合としてどうなっていますかという質疑がございました。それに対して、この補助金につきましては10分の10でございますという答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りました。反対討論が1件ありました。討論を終結し、採決に入りました。本案は、賛成多数によって原案どおり可決することに決しました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願いし、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） それでは、先ほどに続きまして、議案第82号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち、民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、遺族等援護費の中の委託料の内容についての質問があり、霞ヶ浦豊学校の脇の戦没者慰霊の碑があり、その周囲の桜の木など12本が枯れている状況が確認できたということで伐採、処理しないと被害を与えるということが想定され、補正しましたとの答

弁がありました。

また、国体セーリング競技基本計画委託料について、場所はどこに設定する予定でしょうか、確認したいとの質問があり、陸上自衛隊武器学校内のスロープ等をお借りしてやるということでございますとの答弁がありました。

また、予科練平和記念館の印刷製本費について、発行日と発行部数をお知らせくださいとの質問があり、戦後70年の体験者に寄稿してもらった記念誌を発行するというもので、来年3月までには200部、250ページぐらいの予定で発行したいと考えていますとの答弁がありました。

また、生涯学習費の中の借り上げ料の内容についての質問があり、本郷ふれあいセンターで11月に予定しています吹奏楽のコンサートに阿見小学校、阿見中学校、朝日中学校、竹来中学校、霞ヶ浦高等学校の児童生徒を輸送するバスの借り上げ料で、1日4万5,000円の4台分ですとの答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入り、討論あり。セーリング会場に6億の金を投入して跡形もないような会場の選定の仕方が、もうあらかじめ決まっていて、ほかに余地がないというような考えであれば反対しますとの反対討論がありました。ほかに討論はなく、討論を終結し、採決に入り、議案第82号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）、うち、民生教育常任委員会所管事項については、賛成多数により、原案どおり可決いたしました。

次に、議案第85号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、高額医療合算介護サービスの370万円の内容について説明してくださいとの質問があり、介護保険料や医療費を上限以上支払った場合には、高額医療という形で還付しなければなりません。過去のデータを合算して想定しまして、足りないという形で補正しましたとの答弁がありました。

さらに、介護認定審査会費について、審査会の人数とどれくらいの人が受けているのかとの質問があり、介護認定審査会は10名の委員がおり、5名ずつ合議体という形で2チームで構成しています。認定者は前年度1,581名で、年々200名から300名増えており、認定期間は長く1年ですとの答弁がありました。

また、認知症高齢者見守り事業講師謝礼と国庫支出金等返還金の内容についての質問があり、認知症カフェという形で、平成30年までに必ず各自治体は事業化しなければならないのですが、この先駆けという形で、今年から認知症サポーターの住民グループと共同で情報提供を行って、各事業の協力者に対する講師謝礼という形で行います。今後、認知症カフェ事業という形で独立した事業体を考えているところです。また、国庫支出金等返還金は、前年度の年度途中で交付金決定されたもので、見込みで申請したので差額が生じてしまいます。今回については、も

らい過ぎて戻さなければならないという形で返還する金額ですとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論に入り、討論なし。討論を終結し、採決に入り、議案第85号、平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、産業建設常任委員会委員長海野隆君、登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長海野隆君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（海野隆君） それでは、議案第82号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会所管事項についての審議結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、11ページの農林水産業費の農業基盤整備事業工事請負費の維持補修工事及び農業生産基盤整備事業補助金の内容はどのようなものですかという質問があり、執行部からは、維持補修工事については河川法許可に基づき、霞ヶ浦湖畔に設置され、維持・管理状況調査において指摘された大室と廻戸の樋管の土砂撤去工事で、大室地区では55センチ、廻戸地区では30センチをしゅんせつした工事ですという答弁がありました。

また、農業生産基盤整備事業補助金については、阿見町農業生産基盤整備事業補助金交付要項に基づき交付する補助金で2件あります。1つ目は吉原土地改良区で、老朽化に伴う揚水ポンプの交換です。この事業は単独事業ですので、補助率は3分の1、事業費553万118円に対して184万3,000円の補助となります。2つ目は清明川土地改良区での水路改良工事になります。全長640メートルのうち、400メートルの工事になります。当初予算で計上しておりましたが、労務費、人件費の高騰による増額変更になります。これは国庫補助事業なので、補助率は10分の1、事業費1,618万2,720円に対して補助金が161万8,000円となり、当初予算130万を計上しておりましたので差し引いた31万8,000円となります。合計216万1,000円の増額となりますという答弁がありました。

また、委員からは、12ページの土木費の荒川本郷地区まちづくり事業の草刈り委託料について、場所と増額の理由はどのようなものですかという質問があり、執行部からは、草刈り委託料の場所は、荒川本郷地区のUR都市機構が区画整理事業をしようとして断念した187.5ヘクタールの中で、UR都市機構が所有している土地が30.6ヘクタールほどあります。実穀近隣公園から南側の県道土浦稲敷線に行く間の実穀の冠水地、それから朝日中学校の北東、それから西南にある土地を昨年度、無償譲渡で町のほうで譲り受けいたしました。約1,600平方メートルぐらいの部分を今回、増額ではなくて新規で28万1,000円ほど計上いたしましたという答弁がありました。

以上で、質疑を終結し、討論を許したところ、討論はなく、採決に入りました。議案第82号、平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）のうち、産業建設常任委員会所管事項については、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続いて、議案第83号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についての審議結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、6ページの管渠維持管理費の中の清掃委託料83万6,000円について、清掃はどのような内容ですかと質問があり、執行部からは、下水道管の中の詰まりを清掃するもので、場所はアウトレットの付近と125号線のところでした。大規模な詰まりがあり、大規模な清掃をするために、今回、補正をいたしましたという答弁がありました。

また、委員から、公共下水道整備事業の建築土木工事、下水道工事1億737万4,000円の内容を説明してくださいと質問があり、執行部からは、追原の中継ポンプ場でポンプを2基据えつけて運用していますが、東部工業団地の中で大型の工場が操業を始め、流量が増えて2基同時に動くようになっている状況があります。そうすると、1基壊れたときにもうさばけなくなってしまうので、もう1基増設して、ポンプ3基で配水をするということで、今回、ポンプの増設工事分の補正です。この工事はもともと来年度やる予定でしたが、今年度補助の余裕があるということをお聞きし、補助金がつくのであれば早くやろうということで補正を計上いたしましたという答弁がありました。

以上で質疑を終結し、討論を許したところ、討論はなく、採決に入りました。議案第83号、平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第84号、平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての審議結果について御報告を申し上げます。

質疑を許しましたところ、委員から、6ページの小池地区農業集落排水事業の324万円の維持補修の内容及び農業集落排水事業全体の加入率等の状況について、詳しい説明をいただけませんかという質問があり、執行部からは、小池地区の補修工事は舗装復旧、路面復旧ということになります。農業集落排水を入れた部分が下がってしまい、マンホールが飛び出しており、今年度当初予算に計上して一定の範囲をやろうということで計画しておりましたが、区長さんからもう少し広い範囲をやってほしいという申し入れがありました。都市施設管理課とも一緒に立ち会いをして、やっぱり広くやるべきだろうという判断になり、今回補正をいたしました。小池地区は竣工してから時間がたっており、地震の影響などもあって下がっており、順次直していきますが、今回特にひどいところの補修をします。

農業集落排水の現状ですが、まず小池地区は整備戸数が129軒、接続戸数が121軒で93.8%、

君島大形地区は整備戸数が121軒，接続戸数が111軒で91.7%，福田地区は整備戸数が116軒，接続戸数63軒，接続率が54.3%，実穀上長地区は整備戸数が287軒，接続戸数が172軒，接続率が59.9%となっています。福田地区は25年度が接続戸数60軒でしたので3軒ほど，接続率51.7%が54.3%に，実穀上長地区は25年度が133軒で，27年度が172軒，39軒増えました。接続率は25年度46.3%から，26年度末に59.9%ということになりましたという答弁がありました。

さらに，委員から，接続率を増やす方法はどのようなことをやっていますかと質問があり，執行部からは，県と一緒にあって未接続の各戸を接続するよう回っています。また，水道の貸し付け制度を，農業集落排水や浄化槽も含めて同じような制度がつかれないか，研究をしています。どれだけニーズがあるかアンケート調査を考えており，ニーズがあればなるべく早急に立ち上げ，無利子で貸し付けをして，どんどん接続をしていただこうと考えていますという答弁がありました。

以上で質疑を終結し，討論を許しましたところ，討論はなく，採決に入りました。議案第84号，平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続いて，議案第86号，平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）について質疑を許しましたところ，質疑はなく，討論を許しましたところ，討論もなく，採決に入りました。議案第86号，平成27年度阿見町水道事業会計補正予算（第2号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

以上，当委員会の決定に対しまして，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（柴原成一君） これより討論に入ります。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 議題となっております議案第82号，平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議を提出いたします。

○議長（柴原成一君） ただいま8番久保谷充君から，議案第82号，平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）に対する修正案の動議が提出されました。動議については，会議規則第16条の規定により1名以上の賛成者が必要であります。賛成者はありますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） この動議は所定の賛成者がありますので成立いたしました。

それでは，修正案を配付いたします。

〔修正案配付〕

○議長（柴原成一君） ここで提出者から動議提出の説明を求めます。

8 番久保谷充君，登壇願います。

〔8 番久保谷充君登壇〕

○8 番（久保谷充君） 修正は，歳出9款5項保健体育費にかかわる国体セーリング競技基本計画委託料317万6,000円を削除するため，所要の修正をするためであります。

修正案を順次説明いたします。補正予算書は1 ページですが，平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号）第1条第1項中，1億3,913万3,000円を1億3,595万7,000円に，157億3,055万2,000円を157億2,737万6,000円に改める。

歳入につきましては，補正予算書2 ページにございますが，19款繰入金第2項基金繰入金，補正額マイナス1億9,882万8,000円をマイナス2億200万4,000円に，歳入合計補正額1億3,913万3,000円を1億3,595万7,000円に改め，歳出につきましては，補正予算書2 ページの9款教育費5項保健体育費補正額317万6,000円をゼロにし，したがって，9款教育費の補正額5,863万9,000円を5,546万3,000円に，補正予算書，歳出合計補正額1億3,913万3,000円を1億3,595万7,000円に改める。

以上です。

それでは，提案理由なんです，最初に私は，阿見町で行われる茨城国体セーリング競技開催大賛成の立場で提案理由を申し上げます。本補正予算は，オリンピックの前年平成31年に茨城県で開催を予定されている国民体育大会のセーリング競技会場整備にかかわる基本計画委託料であります。

国民体育大会は，平成31年9月中旬から10月中旬ころのうち，11日間以内と予定されており，この基本計画委託料は全額一般財源で，来年度に基本計画，基本設計及び実施設計が実施されるスケジュールで進んで行います。その整備には総予算で9億円，施設関係で6億円を見込んでいるということです。

会場につきましては，陸上自衛隊武器学校内に整備し，国体が終了したら更地にして返却するという方針です。今回は阿見町が数日間の競技開催に6億円の整備費を投じ，終了後は更地にして返却し，会場は跡形もなく消えてしまうという方針を立てたことについては，全てが税金で賄われるということを考えると，会場変更を決意して，セーリング会場跡地を国体開催後，アウトレットから観光客の町内誘導，町民の憩いの場所としてセーリングはもちろん，カヌー，ボート，水上スキー等，湖畔を地域資源として残し，利活用するべきであると考えます。

6億円をかけて，たった数日間のために，国体1年前のリハーサル大会のために整備し，使用したら原状復帰し返却，また国体前にももう一度同様の整備を行い，終了後は再度原状復帰して戻すということで，果たして真っ当な税金の使い方，使われ方なのか非常に疑問がありま

す。本補正予算を執行することはそうした基本方針を是認することになりますので、国体セーリング競技基本計画委託料317万6,000円を削除した補正予算額修正案を提案します。執行部には、早急に会場跡地を利活用するよう方針を変更し、所要の補正予算を提出することを求めます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより修正案に対する質疑に入ります。

質疑を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 2019年茨城国体セーリング競技の開催場所についての反対と今の補正予算についての修正動議についての反対討論を行います。

○議長（柴原成一君） 飯野良治君に申し上げます。討論はこの後あります。今、質問の時間でございますので。

○6番（飯野良治君） あ、そうですか。済みません。

○議長（柴原成一君） 討論はこの後、設けます。

質疑を続けます。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 全てこれは税金で賄われるわけなんですが、阿見町が全て出すような、そういうふうなニュアンスで今、捉えられたような施設整備を久保谷議員の話では出たんですけども、実際に町がどのくらい出資するのか、国、県が実施してどのくらい出資してやるのか決まっているんでしょうか。

○議長（柴原成一君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） この前も一般質問等で私もその件は話しましたが、まだ県、国のほうからの予算額ってというか、割合はまだできてないということで説明がありました。またですね、国とか県のほうの、聞いた中ではね、仮設の部分が補助対象だと私は聞いております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） もう1点質問させていただきます。これを国体終了後、町が利活用するところにつくるとすると、今の武器学校の中ではまず不可能になると思うんですが、そういう施設を町内でつくるとすると、一体幾らの建設費がかかるんでしょうか。試算をされてますか。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） これは一般質問のときにですね、大室下のところですか、そのところでやると10億6,000万という話をしていたんですが、予算額もね、実際に先ほど私も6億円という話はしておりますが、これが大枠ということで、はっきりその以上の予算がかかる場合もあり得るということだと私は思っております。

ついでにじゃないですけど、この前、町長も土浦市のマリーナの話をして、そういう中で土浦市は今、マリーナの施設管理費は赤字で大変だというふうな話を聞いた中で、私も土浦市のほうには聞いた中では、係留と船ちゅうか、あれを利用しながらやった場合に、今は30万ぐらい黒字になってますよという話はしておりました。

以上です。

〔「俺は赤字っていうのは全然言ってないよ」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） 言ってなかった。

〔「言ってないよ全然」と呼ぶ者あり〕

○8番（久保谷充君） はい。じゃあ、失礼しました。

〔「ただ株式会社が、会社がやってるんですよって言っただけだよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 私語は慎んでください。

〔「済いません」「やっ、ほら、間違った話してたんじゃないから」「今の訂正してもらうほかないよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） もう1点聞きます。施設をつくって国体終了後、この施設を利活用していく、その維持管理、その金額はトータルでどのくらいかかりますか。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） そういうことはですね、維持管理費そのものは、もともとつくるってことをまだ前提になってないわけで、そういう中で私からすればね、多少の部分の維持管理費は当然必要だというふうに思います。そういう中で、例えば湖畔を利用しながらいろいろなイベントもそうだし、例えば指定管理者か何かでそういうところで管理をしてもらって、そういうところで利益を上げてやってもらうとか、そういういろいろな方法が考えられるということなんで、それは今後、そういうことを含めながら町のほうは考えていけばいいというふうに私は思います。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 1つ久保谷議員に伺います。セーリング人口ですね、茨城県あるいは

阿見町。それともう一つですね、施設をつくった後に想定される、その利用人口ですね。その2つをお答え願います。例えば、予科練記念館が最初10万人を想定して、実際に運営したところ半分の5万人だったという経過もございます。それを想定した上で、どのくらいの人たちが、阿見町にその施設をつくったときに利用する人数を想定していらっしゃるのか、お答え願います。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） 私だって人数の話されても困りますけど、つくればね、今、私も土浦の議員さんから聞きましたよ。今、セーリングを実際にできる場所がなくてみんな困ってるというふうな形で話をしておりました。そういう中でやはり整備すれば、阿見町にいろいろな近隣の高校のほうがそこから練習とか、そういうことを多分できるのかなというふうに思います。そういう中でセーリングに、先ほど話はしておりますが、これはいろいろな人がそこにセーリングだけの人口じゃなくてね、ほんとにカヌーでも何でもいろいろな人が、それ以上の集客力というか、そこには私は来るというふうに思っております。

以上です。

○議長（柴原成一君） 6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 阿見町で行っている子供たちのヨット教室の参加人数は37名と聞いております。今のお答えの中にセーリングを愛好する人たちの、茨城県あるいは阿見町でどのくらい、セーリングに特化しないとは言ってるけども、とにかくメインはセーリングなんで、セーリングについての利用人口を教えてください。

○議長（柴原成一君） 8番久保谷充君。

○8番（久保谷充君） それはわかりませんよ。調べたわけじゃないんで、それは。それ聞いて何すんの。人口を聞いて何にすんですかっつうの。私はわかりません、それは。正確な数字はわかりません。

○議長（柴原成一君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

初めに、議案第82号の討論から行います。議案第82号については修正案が提出されておりますので、原案に賛成者の発言から行います。少々お待ちください。

修正案ではなくて、原案に賛成者の発言から討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

6番飯野良治君。

○6番（飯野良治君） 執行部の原案に対して賛成する討論ですね。

○議長（柴原成一君） はい。

○6番（飯野良治君） はい、わかりました。2019年茨城国体セーリング競技の開催場所についての賛成討論を行います。

まず、会場地市町村準備組織の体制整備について、国体開催の意義については、トップレベルの競技に触れることで町民に勇気と感動を、子供たちには夢と希望をもたらすとともに、今後の当町のスポーツのより一層の普及・振興を図る。全国から来町者との交流による地域活性化など、元気なまちづくりの推進に寄与することが期待される。これが阿見町における国体開催の意義として位置づけられています。

昨年3月の本会議で、浅野議員が準備状況及び開催場所についての質問をしております。教育長の答弁は、平成28年度から新たな体制で準備に当たる必要があると答えています。会場は陸上自衛隊武器学校地内に艇置き場や各県連のテントを配置し、敷地内にあるスロープを使用する計画と答えています。

また、執行部は開催場所の選定について、第1候補武器学校地内、ほかに大室地区の船だまりの西側、大室のストックヤードの跡地があるが、この3カ所を施設整備した場合の経費、運営費、スケジュール等を検討した結果、②の大室船だまりには新たに設備新設、スロープ、栈橋に整備費用の増大や、漁業補償、環境アセス調査、地盤改良などがあるため、スケジュール的に非常に難しい。そして、3番目の大室ストックヤードは、霞ヶ浦高校のグラウンド整備計画のスケジュールとの競合があることなど、総合的に判断して武器学校敷地内の開催が望ましいとの結論に達したとの答弁でした。

それに対して、浅野議員は、はい、わかりましたと答えています。また、久保谷議員も以前、現地視察をした際、武器学校開催が適任との見方をしていることがあると聞いています。以上の経過を見ても、場所選定に関しての説明責任は十分果たしていると考えます。6億円をかけて設備をつくり、何も残らない、税金の無駄遣いという論理は一方的で、非常に短絡的であると思います。

施設は一度つくってしまうと、平和記念館を初め箱物の維持管理に多額の税金が使われる例を見ても明らかなように、町の財政負担は長期にわたって町民の上にのしかかります。この2つの例を比較すると、武器学校地内で競技を行い、原状復帰し返却するほうが財政的にも町民負担も少なく、開催の意義である人々との交流による活力のある社会形成への契機を果たせることは明らかです。

以上の理由をもちまして賛成討論といたします。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に反対者または修正案に反対者の発言を許します。原案に

反対者、修正案に反対者の発言を許します。ですから当然、原案に反対者というのは修正案を出した人かと思えます。修正案に反対者というのは原案に賛成と、そういう立場の方ですね。ですから、修正案を出した方は当然、原案に反対、反対者になります。または修正案に反対者の発言、これは原案に賛成の方の発言、そういう方です。ですから、討論ですのでどうぞお願いいたします。

12番浅野栄子君。

○12番（浅野栄子君） それでは、私は一般会計補正予算の中の一部、第9款教育費の保健体育総務費の国体セーリング競技基本計画委託料について討論させていただきます。

民生教育委員会でも発言させていただきましたが、41年ぶりに開かれる茨城国体でのセーリングが阿見で開催されることは、阿見にとって全国への知名度を上げるためにも大変よい機会であると思えますので賛成です。ですが、今回はいつになるかわからないにもかかわらず、このセーリング会場が約6億もの税金を投入した後、有効活用すること一切なしの場所で開催することに大変残念な思いと税金の有効な活用とは思われず、残念至極に思います。

補正全般として賛成いたしました。このような形で提案がありましたので同意いたしました。なぜ当地、自衛隊武器学校を選んだのか、はっきりと納得できる理由の説明が不足しているようにも思われます。国体実施の後、跡形もなくなる、6億円を投じてです。6億というお金は大変なお金です。現1万8,936世帯で1世帯分は約3万2,000円です。高齢者世帯を含め、1世帯3万円以上をいただき、開催された後が皆無では異論が生じて当然です。

過日、委員会での説明では、後の維持管理が大変だという説明がありました。しかし、毎年補修するというわけではありません。霞ヶ浦、この全国2位を欲する霞ヶ浦を有効活用すると、そういう気風がまだまだ阿見町には少ないようにも思われます。霞ヶ浦湖畔に、例えば棧橋を築いただけでも、ヨットが停泊することも、レンタルボートの企業が来ることも、土浦港発の遊覧船が立ち寄ることも、乗客が乗りおりすることも想像されます。霞ヶ浦活用にはたくさんの方が、活用状況がこれから生まれるものです。何か、セーリングを受け持った当地に、その遺産が伝わるようにする。阿見町への来町者も増えるのではないのでしょうか。これから計画委託するわけですから、ぜひその方法の検討を考えていただきたい。強く要望をもって反対いたします。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

9番川畑秀慈君。

○9番（川畑秀慈君） 私は、原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

久保谷議員にもお聞きしましたが、維持管理費、この問題に関しては幾らかかるかわからないと、このような話が先ほどありましたが、今回、決算議会なんで決算の資料を見てみまして

も、また決算カードを見てみましても、実際に阿見町の経常収支比率というのが92.1%。これはずっと阿見の場合は90%台をキープしてる、データをとってみましても。

要はどういうことがあるのかというと、財政が硬直化してて、なかなかいろんなことにはお金を出資することができないのが現状です。大体使う先はほぼ決まってる。その中で、財政力指数もいいときは1.0ありましたが、1.0があったから豊かかというとはなくて、これが1.4とか1.5あって、経常収支比率も75%とか80%くらいだったら、まだこれは可能性があると思うんですが、財政力指数も0.9前後で大体推移をしています。

阿見町の行政運営をしていくのに必要な税収が足りない中で、いかにして将来、高齢化の中で、税収が減少していく中で、扶助費が増大していく、そういうことを考えていく中で、どういう政策を議会としても提案していかなきゃいけないかという、やはり無駄なことはなるべく省いていく。

今、全国的にどういうことが行われているかという、公共施設の維持管理計画を立て直す。要は、維持管理費に非常にこれからお金がかかってくる。建設をしてその後の維持管理っていうものは、ゼネコンの鹿島が計算したところによりますと、大体建設費用の、将来の負担率が2倍から3倍はかかると言われています。それは全て町民の税金で賄っていく。そういうことを考えてみますと、経常収支比率が非常に高い中、税収増が望める中でもない中で、この国体の跡地を使う、または開催後に使う施設をつくる、そのことに関して私は反対であります。

それで、今後進めなければいけないのは、新しい小学校の建設があり、また道の駅の建設計画もございます。そちらにもこれは維持管理費として経常的にお金がかかってまいります。そういうことを考えますと、今一番町民の生活にとって大事なところから、必要なところから使うべきであって、私はこの原案に関しては賛成をいたします。

○議長（柴原成一君） はい。ほかに討論はございませんか。

5番海野隆君。

○5番（海野隆君） 修正案の提出者にもなっておりますので、原案には当然反対ということで討論させていただきます。

今、川畑さんがですね、建設費の2倍ぐらい維持管理費がかかるということをおっしゃっていましたがけれども、今回のですね、セーリング会場については自衛隊の中にあると。そこに、川にですね、仮設の橋を建てる、そういう費用も含まれておりますので約1億以上の仮設の橋を建てて、当然それは壊してしまうんですけれども、こういったね、内容の方針、計画なんです。

残念ながら、我々はその後、調査をしながらそういうことがわかってきたんですが、今まで正式にですね、議会の一般質問でも、それから全員協議会でもそういうことは一切説明があり

ませんでした、今までね、我々に。こういったね、内容もね、定かでないものをですね、どんどんどんどん進めていくというのは、私たちはね、税金をどれだけ有効に使うかということの立場でこの議案を審議するわけですから、当然そのことを進めるというわけにはいきません。

久保谷議員が先ほど説明をしていましたようにですね、これは一度この方針について再検討をして、それで当然レガシー、遺産としてですね、それがこの町の発展に寄与するような利活用を図るべきだと、そういう方向で方針を変更してくれと。所要の、そのための補正予算を再提出することを求めているわけですね。ですから、セーリングをやめるとか、そういうことは全くないんですね。

今、オリンピックの問題で、先ほど川畑さんがおっしゃったようなね、ことが議論されています。しかし、セーリングの会場というのはね、ああいった会場とは違うわけですから、それが先ほど川畑さんが言ったようにね、建設費の2倍、維持管理費はかかるんですよというのはね、ちょっとおかしいなと。

それから、先ほど川畑さんがですね、町の税金はどのぐらい支出するんだと、こういうことをおっしゃってました。我々はね、確かに町会議員であります。しかし、県民でもあり国民でもあるんですよ。国から来る補助金というのは、我々が出した税金なんですよ。その税金をね、どれだけ有効に、町民のためにとって有効、そういうふうに使おうっていうことを考えなければ。町は町のことだけ考えてりゃいいんだみたいなね、そういうことではね、やっぱりまずいと思います。

今回のね、6億円というのは、これもね、ほんとに6億円かどうかというのはわからないわけですね。一説ではね、8億円だとか何とかっていうこともなる可能性もあると、こういう話もしております。それもよくわからない。ですから、しかしそこにつくってしまうという、基本計画ができてきて、今度は基本設計、実施設計という形になりますが、もうこれは方向を転換することはできません。ですから、ここで我々はしっかりともう一度、執行部も含めてね、阿見町にとって一番いいセーリング会場の選定と整備を図るということが、私たちに課せられた使命だと、議会の使命だと思い、私は原案に反対、修正案に賛成という立場で討論をしました。

以上です。

○議長（柴原成一君） はい。ほかに討論はございませんか。

11番紙井和美君。

○11番（紙井和美君） 私は、原案の委託料は317万6,000円を削除するための修正案に対し、反対討論をさせていただきます。

阿見町の現状について、歳入では個人町民税、法人町民税など町税全体に減少が見込まれる

ことなど、依然として一般財源の安定した確保が難しい状況にあると言えます。歳出では義務的経費の自然増、また、公共施設の維持修理費の増加が続きまして、経常収支比率の上昇もあることから、財政の硬直化を避けるための改善が必要となってまいります。

行政運営の基本はいかにスリム化を図るか、住民サイドの施設を盛り込み、また住民参加の行政運営を図るか、これからの施策はそれが重要となってまいります。民間であれば考えられないようなことも官の世界では延々と続けられてきたものもあり、結果、不効率化、またコスト無視、住民不在などの問題を引き起こしております。今、国を上げて行政運営の効率化が喫緊の課題となっており、阿見町としても、いかに新しい時代に通用する行政運営を行うかが今後さらなる重要な課題となってまいります。

マリーナ施設がどれぐらいの集客力、また注目度が続くのか。中長期的に見て、施設を維持、そして管理していくことのコストを考えると、まちおこしよりも次世代に負担を強いることが懸念されます。今後、住民の福祉向上や1人でも多くの人々が享受できるというふうには考えにくく、施設の維持管理と発展性に対し、何の裏づけ根拠もない財源と先々の有用性を調べるこのないこの修正案に対しまして、反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（柴原成一君） はい。ほかに討論はございませんか。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 私は、原案に賛成いたします。先ほど賛成……。

〔「交互だよ」と呼ぶ者あり〕

○10番（難波千香子君） 交互ですかね。

○議長（柴原成一君） 難波千香子議員、交互にやりますので。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、この原案に反対、修正案に対しては賛成という形になると思うんですけども、そういった立場で討論を行います。

まず、この間私はずっと、先ほども番号法の話もありましたけども、税金の使い方の問題、かなり税金の話がいろいろ出てます。私が、後で決算のところでも話はするんですけども、この間の阿見町の中での税金の使い方、非常に無駄遣いが多いんじゃないかと思います。このセーリングに関して、1回プレ国体でつくって壊して、また翌年の国体でつくって壊してという話、議会の初日だったかな、あったかと思うんですけども、そういった形で同じことを2回繰り返すと。

その中で、私は先ほど浅野議員が言ったような形で、まず1つはそういったセーリング会場をつくって、それを残して、それをアウトレットとか予科練平和記念館とか、後はその間に

きる道の駅ですとか、そういった集客ルート、あとはあそこ、桜堤ができます。その中でどういふふう集客するかっていうところも含めて、ポート乗り場だとか、そういったのは非常に有効活用できるんじゃないかと私は思います。ですから、税金を使うというのはそういったところで使うべきだと私は思います。

先ほどいろいろな比率のことも話出しましたが、私は阿見町の予算全体を見ましても、やはりまだまだ削れるところは十分あるかと思えます。なおかつ一般質問でしましたけれども、基金の部分でも、ほかの他市町村から比べてかなり基金の高い部分もあります。そういった税金の使い方ってということに関しましても、このセーリング会場をね、後々残して、後世に残して、ここで何年前に国体がやられて、その国体が終わった後に、そこが公園となるかどういふ形になるかはわかりませんが、そういった形で町民が憩いの場として使えるっていうことを残すってということも含めて、私はそういう観点で思えます。

今回、原案についての話なんで、私はもう一つ、これは今まで話が出てなかったんですけども、原案の中での収入のほうで、総務常任委員会でもお話ししましたが、やはり収入のほうで個人番号の収入が入っているということも含めて、私はそれも含めて反対をいたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

10番難波千香子君。

○10番（難波千香子君） 最後に、この最初の一般会計補正予算に、原案に賛成をさせていただきたいと思えます。

これは6億をかける、そして運営費として3億ですね、ということでお話ありましたけれども、また、別なところに、私もセーリングを町に国体で呼ぶということはほんとによかったと思えます。また、新しいところで当然やっていただきたいとありますけれども、このまま新たな補正予算の考え方でいきますと、時間的にもですね、ここに本大会まで3年前に茨城国体が正式に決定されて、また今年中には県に準備委員会があつて、実行委員会に移行されて。もう早々には早い段階で準備委員会を立ち上げ、県とあわせて実行委員会に移行したいという、そういうような時期に来ております。

これをまた廃案にいたしまして、またそれから話し合つてという、いつになったらセーリング会場ができるのかというのも大変に不安がございます。そしてまた今後、それを新たなところでやると、さらにこの6億以上の、十数億の、また別なところでやるとかなりかかるということも、今、出ております。そういった中で、さらにこれ以上負の財産が進むということは町民にとってはかなり危険と不安と、またコスト面も考えまして大変なことだなと私は思えます。

よって、原案のそういった最小限の中で、セーリングの皆様のそういった思いも今回つなげることができる。また、これ以上負の財産も積まないで済むことができる。両方とるとなると、やはりそういった面で一番、皆さんが国体もできる、そしてなおかつ負の財産も減らすという、あと4年後でありますけれども、そういった意味で私は原案のこの補正予算を組んで、そのまま進むことがより今の段階ではベストだと思ひまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（柴原成一君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） これをもって議案第82号についての討論を終結いたします。

次に、議案83号からの討論なんですが、ここで、暫時休憩といたします。会議の再開は、11時40分といたします。

午前11時30分休憩

午前11時40分再開

○議長（柴原成一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第83号から議案第86号についての討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。83号から86号についての討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより順次採決いたします。

まず初めに、議案第82号から採決いたします。

採決の順序は、初めに修正案を採決し、次に修正案の部分を除く原案を採決いたします。修正案が否決の場合には、原案について採決いたします。

まず、修正案について採決をいたします。修正案について賛成の諸君は、起立願います。そのままお待ちください。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

これより採決いたします。

議案第82号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

議案第82号を原案どおり可決することに賛成の諸君は、起立願います。そのままお待ちくだ

さい。

[賛成者起立]

○議長（柴原成一君） はい，結構です。

済みません。申しわけございません。賛成の諸君，もう一度起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって，議案第82号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第83号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第83号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって，議案第83号は，原案どおり可決することに決しました。

ただいま13番藤井孝幸議員が退席いたしました。したがって，ただいまの出席議員は16名です。

次に，議案第84号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第84号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって，議案第84号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第85号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第85号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって，議案第85号は，原案どおり可決することに決しました。

次に，議案第86号を採決いたします。

本案についての委員長報告は，原案可決であります。

議案第86号は，委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第86号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第87号 平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第88号 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第89号 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第90号 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第91号 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第92号 平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第93号 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第94号 平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第5、議案第87号、平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第88号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第89号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第90号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第91号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第92号、平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第93号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第94号、平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、以上8件を一括議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、決算特別委員会に付託いたしました。委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

委員長が退席いたしておりますので、副委員長の平岡博君、登壇願います。

〔決算特別委員会副委員長平岡博君登壇〕

○決算特別委員会副委員長（平岡博君） それでは、命によりまして、決算特別委員会に付託されました議案につきまして、審査の経過と結果について、会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は、9月11日、14日、15日の3日間にわたり、議案説明のため、執行部より天田町

長を初め関係職員の出席をいただき、慎重審議を行いました。

審査の結果につきましては、まず初めに、議案第87号、平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件あり、賛成多数により、原案を認定することに決しました。

続きまして、議案第88号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第89号、平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第90号、平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第91号、平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、全委員が賛成し、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第92号、平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第93号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり認定することに決しました。

続きまして、議案第94号、平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、反対討論が1件ありましたが、賛成多数により、原案どおり可決及び認定することに決しました。

なお、審議の詳細につきましては、全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

なお、委員会の決定に対して、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番永井義一君。

○4番（永井義一君） 私は、議案第87号、平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定、議案第88号、平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第92号、平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第93号、平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、それと議案第94号、平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及

び決算の認定の5点について反対いたします。

まず決算委員会での質疑応答の中でですね、税金の使い方の問題、これが出されたかと思えます。一般会計の中では1,296万ですか、これのゼロ戦ですとか、いまだ最終的な金額がわからない格納庫の問題。

また、公園管理委託業務費1,778万円というのがあるんですけども、同じ業者への安易な委託でですね、平成23年度決算から比べて445万円増、また平成25年度の決算から見ても220万円増、こういった業務委託などね、私たち町民の税金が無駄遣いをされています。

また、低所得者の多い国保税などの特別会計なんですが、税金を使わなければならないところに使わずため込むなど、まさに税金の使い方が逆転しておるのではないのでしょうか。水道会計にしても、昨年以上の利益が出ていますが、水道料金やその体系には手をつけずにいます。

そういった観点から、以上この5点につきまして反対いたします。

以上です。

○議長（柴原成一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第87号から議案第94号までの8件についての委員長報告は、原案認定であります。

本案8件は、委員長報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、順次採決いたします。

初めに、議案第87号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。

議案第87号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第87号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第88号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。

議案第88号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。
本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。
よって、議案第88号は、原案どおり認定することに決しました。
次に、議案第89号を採決します。
本案についての委員長報告は原案認定であります。
議案第89号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第89号は、原案どおり認定することに決しました。
次に、議案第90号を採決します。
本案についての委員長報告は原案認定であります。
議案第90号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第90号は、原案どおり認定することに決しました。
次に、議案第91号を採決いたします。
本案についての委員長報告は原案認定であります。
議案第91号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。
よって、議案第91号は、原案どおり認定することに決しました。
次に、議案第92号を採決します。
本案についての委員長報告は原案認定であります。
議案第92号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

- 議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。
本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

- 議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第92号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第93号を採決します。

本案についての委員長報告は原案認定であります。

議案第93号は、委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） はい、結構です。起立多数であります。

よって、議案第93号は、原案どおり認定することに決しました。

次に、議案第94号を採決します。

本案についての委員長報告は原案可決及び認定であります。

議案第94号は、委員長報告どおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案どおり可決及び認定することに賛成の諸君は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（柴原成一君） 起立多数であります。

よって、議案第94号は、原案どおり可決及び認定することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。違う。

では、失礼しました。会議を続けます。

議案第95号 財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第6、議案第95号、財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）を議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長吉田憲市君、登壇願います。

〔総務常任委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉田憲市君） それでは、先ほどに引き続きまして、議案第95号、

財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）についてを御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ、この概要書の中に、特殊艤装ということで無鉛油真空ポンプというのがあるんですが、これはどういうものでどういうときに使うのか、わかったら教えてくださいという質疑がございました。それに対し、このポンプを動かすに当たりましては、真空で圧力をかけ、無鉛油真空ポンプにより、その上で危なくない形で放水可能と扱っておりますという答弁がありました。

質疑を終結し、討論に入りました。討論なし。討論を終結し、採決に入りました。議案第95号、財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）の件は、全委員が賛成し、原案どおり可決いたしました。

以上委員会の決定に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第95号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案どおり可決することに決しました。

議案第96号 阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（柴原成一君） 次に、日程第7、議案第96号、阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長天田富司男君、登壇願います。

〔町長天田富司男君登壇〕

○町長（天田富司男君） 議案第96号の阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員会教育長である青山壽々子氏が、本年10月10日をもって教育委員として任

期満了を迎えることになりました。21年の10月から6年間、私と同級生ということで、ほんといろんな面で下支えをしていただいたことに、この場をお借りしまして感謝を申し上げます。今後ますます元気で、町のためによりしくお願いしたいと思います。まだ、10月10日までありますから、その間よりしくお願いしたいと思います。

新たな教育長として阿見町実穀在住の菅谷道生氏を任命いたしたく、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同氏は人格、知見ともすぐれ、また地域住民からの信頼も厚く、教育長として最適任であると考えております。

以上、提案理由を申し上げます。慎重審議の上、同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で提案理由の説明を終わりました。

本案については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより採決いたします。

本案は原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第96号については、原案どおり同意することに決しました。

請願第3号 教育予算の拡充を求める請願

○議長（柴原成一君） 次に、日程第8、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願を議題といたします。

本案については、去る9月8日の本会議において、所管常任委員会に付託いたしましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長難波千香子君、登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長難波千香子君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（難波千香子君） 先ほどに続きまして、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、紹介議員より説明を求め、その後、質疑を許しましたところ、OECD各国のクラスの人数はどのくらいでしょうかとの質問があり、OECDの平均値で小学校で21.3人、中学校で23.3人、日本の現状は小学校が27.9人、中学校が32.8人となっていますとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論に入り、討論を許したところ、討論なし。採決に入り、請願第3号、教育予算の拡充を求める請願については、全委員が賛成し、原案どおり採択いたしました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第3号についての委員長報告は採択であります。

本案は委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、請願第3号は、委員長報告どおり採択することに決しました。

意見書案第5号 教育予算の拡充を求める意見書（案）

○議長（柴原成一君） 次に、日程第9、意見書案第5号、教育予算の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

10番難波千香子君、登壇願います。

〔10番難波千香子君登壇〕

○10番（難波千香子君） 先ほどに続きまして、意見書案第5号、教育予算の拡充を求める意見書（案）の提出に当たり、経過と趣旨について御報告をいたします。

この意見書（案）につきましては、去る9月16日、民生教育常任委員会で審査した結果、本会議に提出することとなり、本日提出するものであります。

提出者は、阿見町議会議員難波千香子。賛成者、阿見町議会議員飯野良治、同じく諏訪原実、

同じく藤井孝幸，同じく浅野栄子，同じく川畑秀慈。

提案理由は，意見書（案）の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

教育予算の拡充を求める意見書（案）。

子供たちに豊かな教育を保障することは，社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。特に学級規模の少人数化は，保護者などの意見募集でも，小学1，2年生のみならず各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが，地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の影響などから，自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。

また，東日本大震災等において，学校施設の被害や子供たちの心のケアなど，教育の早期復興のための予算措置，早期の学校施設の復旧など，政府として人的・物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。

したがって，教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させるため，次の事項を実現されるよう強く要望する。

記。1，きめ細かな教育の実現のために少人数学級を推進すること。2，教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。3，震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月29日。茨城県阿見町議会。

意見書の提出先は，内閣総理大臣，内閣官房長官，文部科学大臣，財務大臣，総務大臣であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げます，御説明といたします。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第5号については，会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第5号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第5号には、原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって、可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除をお願いいたします。

議員提出議案第2号 阿見町議会会議規則の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第10、議員提出議案第2号、阿見町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

16番佐藤幸明君、登壇願います。

〔16番佐藤幸明君登壇〕

○16番（佐藤幸明君） 議員提出議案第2号、阿見町議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するとともに、あわせて文言の整理等の改正を行うものがあります。

提出者、阿見町議会議員佐藤幸明、賛成者、阿見町議会議員藤井孝幸、同じく諏訪原実、同じく倉持松雄、同じく紙井和美、同じく難波千香子。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第3号 阿見町議会傍聴規則の一部改正について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第11、議員提出議案第3号、阿見町議会傍聴規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

16番佐藤幸明君、登壇願います。

〔16番佐藤幸明君登壇〕

○16番（佐藤幸明君） 議員提出議案第3号、阿見町議会傍聴規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は、議会の傍聴席に持ち込むことを禁止しているものに関して、社会情勢などを勘案し、つえについて削除するものであります。

提出者、阿見町議会議員佐藤幸明、賛成者、阿見町議会議員藤井孝幸、同じく諏訪原実、同じく倉持松雄、同じく紙井和美、同じく難波千香子。

以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（柴原成一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第3号は、原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（柴原成一君） 次に、日程第12、議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から、閉会中における所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。本件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柴原成一君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（柴原成一君） これで本定例会に予定されました日程は、全て終了しました。

ここで、教育長青山壽々子君から発言を求められておりますので、許可いたします。登壇願います。

〔教育長青山壽々子君登壇〕

○教育長（青山壽々子君） このたび10月10日をもって教育長の職を退きます。6年間という長い期間、皆様方には御支援、御協力、また貴重な御提言、本当にありがとうございました。

○議長（柴原成一君） ありがとうございました。

議員各位には、終始熱心に審議を尽くされ、ここにその全てを議了し、滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長初め執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げますとともに、この上とも御自愛、御健勝を御祈念いたします。

これをもちまして、平成27年第3回阿見町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 0時20分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 柴 原 成 一

署 名 員 久保谷 充

署 名 員 川 畑 秀 慈

参 考 资 料

平成27年第3回定例会 議案付託表

<p>総務常任委員会</p>	<p>議案第75号 議案第76号 議案第77号 議案第78号 議案第79号 議案第80号 議案第82号 議案第95号</p>	<p>阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について 阿見町個人情報保護条例の一部改正について 阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 内 総務常任委員会所管事項 阿見町手数料徴収条例の一部改正について 阿見町男女共同参画センター条例の一部改正について 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 総務常任委員会所管事項 財産の取得について（消防団第1分団消防ポンプ自動車購入）</p>
<p>民生教育 常任委員会</p>	<p>議案第77号 議案第78号 議案第82号 議案第85号 請願第3号</p>	<p>阿見町附属機関の設置に関する条例の一部改正について 内 民生教育常任委員会所管事項 阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 民生教育常任委員会所管事項 平成27年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第2号） 教育予算の拡充を求める請願</p>
<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第81号 議案第82号 議案第83号</p>	<p>阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について 平成27年度阿見町一般会計補正予算（第3号） 内 産業建設常任委員会所管事項 平成27年度阿見町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）</p>

<p>産業建設 常任委員会</p>	<p>議案第84号 議案第86号</p>	<p>平成27年度阿見町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号) 平成27年度阿見町水道事業会計補正予算(第2号)</p>
<p>決算特別委員会</p>	<p>議案第87号 議案第88号 議案第89号 議案第90号 議案第91号 議案第92号 議案第93号 議案第94号</p>	<p>平成26年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について 平成26年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成26年度阿見町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成26年度阿見町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成26年度阿見町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 平成26年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 平成26年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 平成26年度阿見町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について</p>

閉会中における委員会（協議会）の活動

平成27年6月～平成27年9月

1. 委員会（協議会）の活動

委員会名	月 日	場 所	事 件
議会運営委員会	7月8日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年第2回臨時会会期日程について ・その他
	9月1日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年第3回定例会会期日程について ・その他
議会活性化 特別委員会	6月24日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（案）解説付きの確認について ・今後の検討事項について ・その他
	7月16日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（案）解説付きの確認について ・町議会議員のあて職について ・その他
	8月31日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例（案）に対するパブリックコメント及び説明会について ・その他
議会だより 編集委員会	6月30日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第145号の発行について ・その他

	7月14日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・議会だより第145号の発行について ・その他
全 員 協 議 会	7月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町小学校区第1，第2，第3放課後児童クラブ建設工事について ・朝日中学校の空調設備工事及びトイレ改修工事について ・その他
	7月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・道の駅の進捗状況について ・議会基本条例（案）について ・その他
	7月28日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	8月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について ・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・道の駅の進捗状況について ・阿見町男女共同参画センター条例の一部改正等について ・土浦協同病院移転新築事業財政支援について ・地方公営企業会計制度改正及び阿見町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
全 員 協 議 会	8月31日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・阿見町立学校再編計画及び本郷地区新

			<p>小学校建設の進捗状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿見町議会会議規則及び傍聴規則の一部改正について ・議会活性化特別委員会からの報告について ・その他
総務 常任委員会	7月10日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度町行政施策及び予算要望について ・その他
民生教育 常任委員会	7月7日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	7月13日	第2委員会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度町行政施策及び予算要望について ・その他
産業建設 常任委員会	7月6日 ～ 7月7日	長野県小布施町	・六次産業の取り組み（小布施ブランドの確立等）について
		長野県東御市	・信州ワインバレー構想の取り組みについて
	7月16日	全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度町行政施策及び予算要望について ・その他

2. 一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月 日	事 件	議決結果等	出 席 者
龍ヶ崎地方衛生組合	7月15日	第3回全員協議会 ・施設の運転管理について ・落雷による施設機器の損害状況について ・龍ヶ崎市地方衛生組合視察研修について		久保谷充
茨城県後期高齢者医療広域連合会	7月24日	第1回臨時会 ・議長の選挙について ・副議長の選挙について ・議会運営委員会委員長の選出 ・議会運営委員会副委員長の選出 ・専決処分報告 ・副連合長の選出 ・議会監査委員の選出	村田進洋氏 (水戸市) 小貫和通氏 (茨城町) 市村文男氏 (小美玉市) 鈴木陸郎氏 (大子町) 原案承認 小谷隆亮氏 (大洗町長) 矢口清氏 (土浦市)	難波千香子

	8月17日	<p>第2回定例会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号） ・平成27年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） ・平成26年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>原案認定</p>	難波千香子
茨城県後期高齢者医療広域連合会	7月29日	<p>第2回全員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査委員（議会選出）の選任について 		佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博
稲敷地方広域市町村圏事務組合	7月29日	<p>第2回臨時会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水槽付消防ポンプ自動車の取得について ・平成26年度稲敷地方広域市町村圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について ・稲敷地方広域市町村圏事務組合監査委員の選任について 	<p>原案可決</p> <p>原案可決</p> <p>根本浩氏 (稲敷市)</p>	佐藤幸明 吉田憲市 平岡 博

請 願 文 書 表

平成27年第3回定例会

整理番号	受年月理日	件 名 お よ び 要 旨	住所氏名 提出者	氏名 紹介議員名	議決結果
3	平成27年8月20日	<p>1. 件 名 教育予算の拡充を求める請願</p> <p>2. 主 旨 2015年度においても、これまで小学校1年生、2年生と拡充されてきた35人以下学級の3年生以上の拡充が見送られ、予算措置がされていません。</p> <p>日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、ひとクラスの学級規模を引き下げる必要があります。</p> <p>文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26～30人を挙げており（それ以下を含めると約9割）、保護者も少人数学級を望んでいることは明らかです。</p> <p>日本国憲法には子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが明記されています。しかし、教育予算について、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国（データのある31カ国）の中で日本は最下位となっています。子どもたちの「ゆたかな学び」を保障するための小人数学級の実現をはじめ、公教育の一層の充実のためにも、教育予算を拡充するとともに、義務教育費国庫負担制度を堅持することは大変重要です。</p> <p>さらに、学校施設の充実や子どもたちの心のケア、子どもたち、教職員への増大した負担の軽減など震災からの教育復興に対して、引き続き政府として人的・物的な援助や財政的な支援を継続すべきと考えます。</p> <p>将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。こうした観点から、2016年度政府の予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。</p>	茨城県水戸市笠原町978番地46 吉田豊他126名 茨城教育会館2F	藤平 竜也	

5		<p>(請願事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. きめ細やかな教育の実現のために少人数学級を推進すること。 2. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。 3. 震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うこと。 			
---	--	--	--	--	--